

広島市地域防災計画・広島市水防計画 (令和7年3月修正) 新旧対照表

※ 計画の内容に影響がない以下の軽微な修正は、事務局において修正する。

- ・ 対応に影響しない数値の時点修正
- ・ 組織改正に伴う組織名称の修正 など

広島市地域防災計画・広島市水防計画(令和7年3月修正)の修正(案)目次

※ 資料1、資料1別紙に掲げるもの以外の修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第1章__総則	第2節__防災業務実施上の基本理念及び基本原則	第2__基本原則	1
基本・風水害対策編	第1章__総則	第3節__本市の概況	第1__自然的条件	2
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第2節__風水害予防計画	第1__洪水予防対策	3-4
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第2節__風水害予防計画	第2__高潮・津波災害の予防対策	5
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第2節__風水害予防計画	第3__内水氾濫・滞水予防対策	6
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第2節__風水害予防計画	第4__土砂災害・宅地災害等の予防対策	7-9
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第2節__風水害予防計画	第7__道路における災害の予防対策	10
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第4節__都市の防災構造化の推進	(新規)	11
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第5節__防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備	第1__防災拠点施設等の機能確保	12
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第6節__避難体制の整備	第2__避難場所等の定義	13
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第6節__避難体制の整備	第4__避難場所等の基準	14
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第6節__避難体制の整備	第9__指定避難所等の防災機能の強化	15
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第6節__避難体制の整備	指定緊急避難場所一覧表(風水害)	16
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第6節__避難体制の整備	指定緊急避難場所一覧表(地震・津波・大火)	17
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第6節__避難体制の整備	指定避難所一覧表	18
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第7節__防災教育・訓練及び調査研究	第3__防災知識の普及・防災訓練における要配慮者等への配慮	19
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第7節__防災教育・訓練及び調査研究	第4__災害教訓の伝承	20
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第10節__災害ボランティア活動の環境整備	第1__広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置	21
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第2節__災害応急組織の編成・運用	第6__災害対策本部	22
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第2節__災害応急組織の編成・運用	第6__災害対策本部(表3-2-2)	23-25
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第1__情報の収集・伝達体制	26-27
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第2__気象情報等の収集及び伝達	28-44
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第5節__避難対策	第4__避難誘導	45

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第5節__避難対策	第6__指定緊急避難場所等の開設等	46
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第5節__避難対策	第9__指定避難所の開設・運営	46-47
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第6節__食品・生活必需品の給与等	第1__救援物資の取得	48-49
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第7節__給水及び上水道施設応急対策	第4__施設の応急対策	50
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第8節__停電応急対策	第2__公共施設の機能確保	51
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第12節__医療・救護対策	第6__DHEATの派遣要請及び活動支援	52
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第12節__医療・救護対策	第10__医療機関等への応援要請	53
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第15節__廃棄物・土砂の処理対策	第2__ごみ及びし尿の処理対策	54
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第17節__輸送対策	第1__道路交通応急対策	55
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第17節__輸送対策	第3__緊急輸送対策	56-57
基本・風水害対策編	第4章__災害応急対策	第19節__住宅等応急対策	第2__応急仮設住宅の建設	58
基本・風水害対策編	第5章__災害応急対策	第19節__住宅等応急対策	第4__住宅の応急修理	59
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第24節__災害救助法の適用等	第2__小規模・中規模災害時の応急救助	60
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第25節__応援要請及び協力要請	第1__公共的団体等への協力要請	61
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第2節__ガス施設（広島ガス株式会社）	第1__ガス施設の現況	62
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第3節__電信電話施設（西日本電信電話株式会社中国支店、株式会社NTTドコモ中国支社）	第1__防災組織（別表1）	63
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第4節__交通輸送施設	第4__日本通運株式会社（別表1）	64
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第4節__交通輸送施設	第5__広島電鉄株式会社	65-70
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第5節__放送機関	第1__日本放送協会広島放送局	71
水防計画	第4章__避難対策	第1節__注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	第1__注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の判断基準等	72
水防計画	第4章__避難対策	第1節__注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	第5__避難指示等の発令	73
水防計画	第4章__避難対策	第6節__指定緊急避難場所等の開設等	第3__指定緊急避難場所の管理運営	74
水防計画	第4章__避難対策	第6節__指定緊急避難場所等の開設等	第6__指定避難所の管理運営	75
水防計画	第6章__河川管理者による水防活動への協力	第2節__太田川河川事務所長による協力	第1__河川管理者の水防活動への協力の範囲	76
水防計画	第6章__河川管理者による水防活動への協力	第2節__太田川河川事務所長による協力	第2__河川管理者の協力が必要な事項	77
水防計画	—	—	（付表）別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所 1 水位の観測場所	78-81

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
水防計画	—	—	(付表)別表第5 水防上重要な場所 1 河川・海岸等の重要な場所	82-105
水防計画	—	—	(付表)別表第5 水防上重要な場所 2 水防上重要なため池	106-109
水防計画	—	—	(付表)別表第5 水防上重要な場所 3 未完成の宅地造成地	110-112
水防計画	—	—	(付表)別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材	113-120
水防計画	—	—	(付表)別表第12 水防信号施設等	121
震災対策編	第1章_総則	第2節_本市の概況	第2_既往の地震等	122
震災対策編	第2章_震災予防計画	第2節_土地利用の合理的な規制・誘導	第4_防災に配慮した宅地造成	123
震災対策編	第2章_震災予防計画	第7節_建築物等の耐震性の向上	第1_建築物等の耐震性の向上	124
震災対策編	第2章_震災予防計画	第8節_情報の収集・連絡体制の整備	第2_通信手段の確保	125
震災対策編	第2章_震災予防計画	第9節_災害応急体制の整備	第6_防災拠点施設等の機能確保	126
震災対策編	第2章_震災予防計画	第9節_災害応急体制の整備	第8_緊急輸送体制の整備	127-129
震災対策編	第2章_震災予防計画	第14節_避難体制の整備	第5_避難路の整備	130-131
震災対策編	第2章_震災予防計画	第22節_災害ボランティア活動の環境整備	第1_広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置	132
震災対策編	第3章_震災応急対策	第2節_災害応急組織の編成・運用	第5_災害対策本部(表3-2-2)	133-134
震災対策編	第3章_震災応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第1_情報の収集・伝達体制	135-136
震災対策編	第3章_震災応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第2_津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達	137-140
震災対策編	第3章_震災応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第3_津波に関する水防警報	141-142
震災対策編	第3章_震災応急対策	第5節_避難対策	第7_指定緊急避難場所等の開設等	143
震災対策編	第3章_震災応急対策	第6節_食品・生活必需品の供給等	第1_救援物資の取得	144-145
震災対策編	第3章_震災応急対策	第7節_給水及び上水道施設応急対策	第6_給水対策	146
震災対策編	第3章_震災応急対策	第7節_給水及び上水道施設応急対策	第7_施設の応急対策	147
震災対策編	第3章_震災応急対策	第8節_停電応急対策	第2_公共施設の機能確保	148
震災対策編	第3章_震災応急対策	第12節_医療・救護対策	第6_DHEATの派遣要請及び活動支援	149
震災対策編	第3章_震災応急対策	第12節_医療・救護対策	第10_医療機関等への応援要請	150
震災対策編	第3章_震災応急対策	第15節_廃棄物・土砂の処理対策	第2_ごみ及びし尿の処理対策	151
震災対策編	第3章_震災応急対策	第17節_輸送対策	第2_緊急輸送車両等の確保等	152

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
震災対策編	第3章__震災応急対策	第17節__輸送対策	第7__緊急輸送道路の確保	153
震災対策編	第3章__震災応急対策	第19節__住宅等応急対策	第2__応急仮設住宅の建設	154
震災対策編	第3章__震災応急対策	第19節__住宅等応急対策	第4__住宅の応急修理	155
震災対策編	第3章__震災応急対策	第24節__災害救助法の適用等	第2__小規模・中規模災害時の応急救助	156
震災対策編	第3章__震災応急対策	第25節__応援要請及び協力要請	第1__公共的団体等への協力要請	157-162
都市災害対策編	第2章__海上災害対策	第5節__災害応急対策	資料5__広島湾排出油等防除協議会連合会会則	163
都市災害対策編	第2章__海上災害対策	第5節__災害応急対策	資料6__広島地区排出油等防除協議会会則	164
都市災害対策編	第2章__海上災害対策	第5節__災害応急対策	資料7__海上流出油対策用資機材の保有状況	165-166
都市災害対策編	第3章__航空機災害対策	第2節__市域における飛行場施設等の現況	第1__ヘリポート	167
都市災害対策編	第4章__鉄道災害対策	第2節__市域における鉄道施設等の現況	—	168
都市災害対策編	第4章__鉄道災害対策	第5節__災害応急対策	資料1__鉄軌道施設の概要	169
都市災害対策編	第6章__大規模火事災害対策	第2節__市域における大規模施設等の現況	第4__消防力の概要 別表7	170
都市災害対策編	第7章__危険物等災害対策	第2節__市域における危険物等施設の現況	第1__危険物施設の現況	171
都市災害対策編	第9章__ライフライン災害対策	第2節__市域におけるライフライン施設等の現況	第5__ガス施設	172-173

修正前	
基本・風水害対策編 第1章 総則 第2節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則	頁 3
第2 基本原則 1～7 (略) 8 本市及び防災関係機関等は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進に努める。	

修正後
修正理由 防災基本計画修正のため
第2 基本原則 1～7 (略) 8 本市及び防災関係機関等は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進に努める。

修正前																											
基本・風水害対策編 第1章 総則 第4節 本市の概況	頁 8																										
第1 自然的条件 1～4 (略) 5 災害環境 (1) (略) (2) 洪水浸水想定区域 (略)																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定河川名</th> <th>作成主体</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td rowspan="12">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>太田川水系水内川</td> <td><u>平成30年5月18日</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>太田川水系大塚川</td> <td><u>令和4年1月13日</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>太田川水系根谷川</td> <td><u>平成29年4月19日</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>太田川水系小河原川</td> <td><u>令和4年1月13日</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>太田川水系府中大川</td> <td><u>平成29年4月19日</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	指定河川名	作成主体	指定年月日	(略)	(略)	(略)	太田川水系水内川	<u>平成30年5月18日</u>	(略)	(略)	太田川水系大塚川	<u>令和4年1月13日</u>	(略)	(略)	太田川水系根谷川	<u>平成29年4月19日</u>	(略)	(略)	太田川水系小河原川	<u>令和4年1月13日</u>	(略)	(略)	太田川水系府中大川	<u>平成29年4月19日</u>	(略)	(略)	
指定河川名	作成主体	指定年月日																									
(略)	(略)	(略)																									
太田川水系水内川		<u>平成30年5月18日</u>																									
(略)		(略)																									
太田川水系大塚川		<u>令和4年1月13日</u>																									
(略)		(略)																									
太田川水系根谷川		<u>平成29年4月19日</u>																									
(略)		(略)																									
太田川水系小河原川		<u>令和4年1月13日</u>																									
(略)		(略)																									
太田川水系府中大川		<u>平成29年4月19日</u>																									
(略)		(略)																									

修正後																											
修正理由 広島県水防計画修正のため																											
第1 自然的条件 1～4 (略) 5 災害環境 (1) (略) (2) 洪水浸水想定区域 (略)																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定河川名</th> <th>作成主体</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td rowspan="12">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>太田川水系水内川</td> <td><u>平成30年5月18日</u> <u>令和4年1月13日</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>太田川水系大塚川</td> <td><u>令和6年6月10日</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>太田川水系根谷川</td> <td><u>令和4年1月13日</u> <u>令和4年6月9日</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>太田川水系小河原川</td> <td><u>令和6年6月10日</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>太田川水系府中大川</td> <td><u>令和4年6月9日</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	指定河川名	作成主体	指定年月日	(略)	(略)	(略)	太田川水系水内川	<u>平成30年5月18日</u> <u>令和4年1月13日</u>	(略)	(略)	太田川水系大塚川	<u>令和6年6月10日</u>	(略)	(略)	太田川水系根谷川	<u>令和4年1月13日</u> <u>令和4年6月9日</u>	(略)	(略)	太田川水系小河原川	<u>令和6年6月10日</u>	(略)	(略)	太田川水系府中大川	<u>令和4年6月9日</u>	(略)	(略)	
指定河川名	作成主体	指定年月日																									
(略)	(略)	(略)																									
太田川水系水内川		<u>平成30年5月18日</u> <u>令和4年1月13日</u>																									
(略)		(略)																									
太田川水系大塚川		<u>令和6年6月10日</u>																									
(略)		(略)																									
太田川水系根谷川		<u>令和4年1月13日</u> <u>令和4年6月9日</u>																									
(略)		(略)																									
太田川水系小河原川		<u>令和6年6月10日</u>																									
(略)		(略)																									
太田川水系府中大川		<u>令和4年6月9日</u>																									
(略)		(略)																									

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 13
第1 洪水予防対策 1 河川の状況《下水道局河川防災課》 本市における河川の状況は、以下のとおりである。 (表)	

修正後	
修正理由 市政概要の表記に統一	
第1 洪水予防対策 1 河川の状況《下水道局河川防災課》 <hr/> (表) →別紙のとおり。	

区分	河川名	延長	管理	摘要	区分	河川名	延長	管理	摘要
一級河川	太田川	km 73.80	国	東区、西区、安佐南区、安佐北区、佐伯区	一級河川	小河原川	4.00	県	東区、安佐北区
	天満川	6.40	//	中区、西区		麻下川	2.50	//	安佐北区
	旧太田川	8.67	//	中区、西区、東区		湯坂川	3.40	//	//
	元安川	5.40	//	中区、南区		三篠川	32.95	//	//
	古川	7.20	//	安佐南区		河津川	4.40	//	//
	根谷川	5.45	//	安佐北区		関川	13.70	//	//
	三篠川	9.45	//	//		栄堂川	8.90	//	//
	戸坂川	0.10	//	東区		御幸川	1.82	//	西区
	京橋川	6.20	県	中区、東区、南区		堂の迫川	0.59	//	安佐南区
	猿猴川	5.50	//	南区		前原川	1.40	//	//
	府中大川	5.50	//	東区、南区	水内川	22.10	//	佐伯区	
	中山川	2.00	//	東区	伏谷川	4.60	//	//	
	戸坂川	1.37	//	東区	打尾谷川	8.43	//	//	
	二又川	1.10	//	東区	二級河川	八幡川	21.50	県	西区、佐伯区
	三滝川	0.32	//	西区		瀬野川	22.50	//	南区、安芸区
	八幡川	1.35	//	西区		畑賀川	3.30	//	安芸区
	八幡川放水路	1.19	//	西区		熊野川	14.20	//	//
	山本川	3.10	//	西区、安佐南区		矢野川	3.20	//	//
	東山本川	0.45	//	安佐南区		尾崎川	1.85	//	//
	安川	5.00	//	//		石内川	8.73	//	佐伯区
	奥畑川	3.80	//	//		岡ノ下川	2.79	//	//
	大塚川	2.94	//	//		梶毛川	5.50	//	//
	新安川	0.60	//	//		木末川	5.13	//	//
	吉山川	21.20	//	安佐南区、安佐北区	準用河川	寺山川	0.90	市	東区
	高山川	1.90	//	安佐北区		岩上川	1.53	//	安佐北区
	小河内川	12.50	//	//		榎山川	0.66	//	安芸区
	鈴張川	5.50	//	//		中道川	0.68	//	佐伯区
	行森川	4.00	//	//		堀川	2.52	//	中区
	大毛寺川	5.30	//	//	普通河川	中山川ほか 655 河川	541.06	市	東区 南区 西区 安佐南区 安佐北区 安芸区 佐伯区
	根谷川	11.45	//	//					
	南原川	7.70	//	//					
	桐原川	2.50	//	//					
	山倉川	0.94	//	//					
矢口川	1.15	//	//						
諸木川	3.20	//	//						
落合川	1.20	//	//						
奥迫川	0.75	//	//						

(注) 延長は、市域外も含む河川の総延長

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 19
<p>第2 高潮・津波災害の予防対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 広島港海岸保全施設整備事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県施行事業<<県港湾漁港整備課>></p> <p>広島港の高潮対策(海岸保全施設整備事業)については、国(国土交通省)の海岸事業第1次五ヶ年計画(S45～S49)に基づき、海岸管理者である県において既往最高潮面(+4.61)に余裕高を加えた天端高(+5.5～6.0)で観音、江波、吉島、出島、宇品、元宇品、似島地区の護岸を整備した。</p> <p>第2次5カ年計画(S51～S55)からは、伊勢湾台風級の大型台風が当地域に来襲した場合を想定した天端高(+6.0～8.2)により、国とも協議を行いながら、嘉永、住吉桜尾、美濃里、江波、吉島、出島、宇品、元宇品、丹那、船越、矢野、坂、似島の各地区において整備を推進してきた。</p> <p>現在は、平成11年の台風18号及び平成16年の台風18号で被害があり、緊急性の高い地区から順次整備を進めている。</p> <p>なお、近年における高潮被害の実態を考慮して、平成12年度に台風通過ルートを再検討したこと、及び最近の潮位上昇に伴い平成15年度に基準水面を変更したことにより、天端高(+6.1～8.3)の見直しを行った。</p> <p>県整備実施地区：廿日市南、江波_____</p>	

修正後	
修正理由 事業化に伴う実施地区の追加	
<p>第2 高潮・津波災害の予防対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 広島港海岸保全施設整備事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県施行事業<<県港湾漁港整備課>></p> <p>広島港の高潮対策(海岸保全施設整備事業)については、国(国土交通省)の海岸事業第1次五ヶ年計画(S45～S49)に基づき、海岸管理者である県において既往最高潮面(+4.61)に余裕高を加えた天端高(+5.5～6.0)で観音、江波、吉島、出島、宇品、元宇品、似島地区の護岸を整備した。</p> <p>第2次5カ年計画(S51～S55)からは、伊勢湾台風級の大型台風が当地域に来襲した場合を想定した天端高(+6.0～8.2)により、国とも協議を行いながら、嘉永、住吉桜尾、美濃里、江波、吉島、出島、宇品、元宇品、丹那、船越、矢野、坂、似島の各地区において整備を推進してきた。</p> <p>現在は、平成11年の台風18号及び平成16年の台風18号で被害があり、緊急性の高い地区から順次整備を進めている。</p> <p>なお、近年における高潮被害の実態を考慮して、平成12年度に台風通過ルートを再検討したこと、及び最近の潮位上昇に伴い平成15年度に基準水面を変更したことにより、天端高(+6.1～8.3)の見直しを行った。</p> <p>県整備実施地区：廿日市南、江波、<u>元宇品</u></p>	

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 20
第3 内水氾濫・滞水予防対策 1～4 (略) <u>(新規)</u>	

修正後
修正理由 ・国の防災基本計画の修正との整合を図るため。
第3 内水氾濫・滞水予防対策 1～4 (略) <u>5 排水施設等整備の推進《道路交通局道路課》</u> <u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u>

修正前													
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 22～23												
<p>第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 1～3 (略) 4 <u>宅地災害</u>の予防対策《都市整備局宅地開発指導課》 (1) <u>宅地造成工事に対する規制と指導</u> <u>(新規)</u></p> <p>市域における宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）（※）に基づく宅地造成工事規制区域は、これまでに市域面積の約65%に当たる59,126haが指定されており、令和5年10月現在、この規制区域内で工事中の宅地造成地は70か所、427.62haとなっている。（広島市水防計画別表第5「3 未完成の宅地造成地」参照） こうした状況を踏まえ、<u>宅地災害</u>を防止するため、<u>宅地造成</u>の関係者に対して、次の指導と規制を行う。 ※ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）</u>が令和5年5月に施行され、その規制区域を新たに指定し、<u>盛土等の規制を行うこととされたが、規制区域を新たに指定するまでの間は、引き続き従前の規制が行われる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>実施担当（根拠法令）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導</td> <td>① <u>宅地造成</u>工事の許可条件等の厳守と周辺地区への災害防止を指導するとともに、梅雨期、台風期等にパトロールを実施する。 ② 工事期間中の土砂流出、災害情報の伝達等について記載された計画書を提出させる。</td> <td>・都市整備局宅地開発指導課 ・消防局警防課 ・各消防署 <u>宅地造成等規制法</u> <u>第16条・第17条</u></td> </tr> <tr> <td>勧告</td> <td><u>宅地造成</u>に伴う災害防止のため、必要な措置をとることを勧告する。</td> <td>災害対策基本法</td> </tr> <tr> <td>命令</td> <td><u>宅地造成</u>に伴う災害発生のおそれ大きい場合に、必要な措置を取ることを命令する。</td> <td>第59条</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新規)</u></p>		項目	内容	実施担当（根拠法令）	指導	① <u>宅地造成</u> 工事の許可条件等の厳守と周辺地区への災害防止を指導するとともに、梅雨期、台風期等にパトロールを実施する。 ② 工事期間中の土砂流出、災害情報の伝達等について記載された計画書を提出させる。	・都市整備局宅地開発指導課 ・消防局警防課 ・各消防署 <u>宅地造成等規制法</u> <u>第16条・第17条</u>	勧告	<u>宅地造成</u> に伴う災害防止のため、必要な措置をとることを勧告する。	災害対策基本法	命令	<u>宅地造成</u> に伴う災害発生のおそれ大きい場合に、必要な措置を取ることを命令する。	第59条
項目	内容	実施担当（根拠法令）											
指導	① <u>宅地造成</u> 工事の許可条件等の厳守と周辺地区への災害防止を指導するとともに、梅雨期、台風期等にパトロールを実施する。 ② 工事期間中の土砂流出、災害情報の伝達等について記載された計画書を提出させる。	・都市整備局宅地開発指導課 ・消防局警防課 ・各消防署 <u>宅地造成等規制法</u> <u>第16条・第17条</u>											
勧告	<u>宅地造成</u> に伴う災害防止のため、必要な措置をとることを勧告する。	災害対策基本法											
命令	<u>宅地造成</u> に伴う災害発生のおそれ大きい場合に、必要な措置を取ることを命令する。	第59条											

修正後													
修正理由 法改正に伴う改正及び時点の修正を行う。													
<p>第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 1～3 (略) 4 <u>宅地造成等による災害</u>の予防対策《都市整備局宅地開発指導課》 (1) <u>宅地造成等による盛土等への規制と指導</u> <u>令和3年7月に発生した静岡県熱海市における土石流災害を踏まえ、令和5年5月に宅地造成等規制法（宅造法）（昭和36年法律第191号）が宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）へと改正・改称されたため、本市では同法に基づき、令和7年4月に市内全域を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に指定し、宅地造成等による盛土等に対して同法に基づく規制へ移行した。</u> <u>盛土規制法に基づく規制区域内において行われる盛土等に関する工事の許可に当たっては、同法及び広島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和55年広島市規則第28号）等に規定する技術的基準に従った擁壁、排水施設等の設置を課し、かつ、工事中の防災措置を義務付けている。</u> <u>なお、令和6年10月現在、改正前の宅造法に基づく宅地造成工事規制区域内で工事中の宅地造成地は52か所、442.77haとなっている。（広島市水防計画別表第5「3 未完成の宅地造成地」参照）</u></p> <p>こうした状況を踏まえ、<u>盛土等による</u>災害を防止するため、<u>盛土等を行う</u>関係者に対して、次の指導と規制を行う。</p> <hr/> <hr/>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>実施担当（根拠法令）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導</td> <td>① <u>盛土等による</u>工事の許可条件等の厳守と周辺地区への災害防止を指導するとともに、梅雨期、台風期等にパトロールを実施する。 ② 工事期間中の土砂流出、災害情報の伝達等について記載された計画書を提出させる。</td> <td>・都市整備局宅地開発指導課 ・消防局警防課 ・各消防署 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> <u>第22条・第23条</u> <u>第41条・第42条</u></td> </tr> <tr> <td>勧告</td> <td><u>盛土等による</u>災害防止のため、必要な措置をとることを勧告する。</td> <td>災害対策基本法</td> </tr> <tr> <td>命令</td> <td><u>盛土等による</u>災害発生のおそれ大きい場合に、必要な措置を取ることを命令する。</td> <td>第59条</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>擁壁や石垣等の築造又は改造、排水施設等の設置などの宅地防災工事の施工に際しては、多額の資金を要するため、これらの防災工事資金の一部として、住宅金融支援機構において、宅地等防災工事資金の融資を行っている。</u></p>		項目	内容	実施担当（根拠法令）	指導	① <u>盛土等による</u> 工事の許可条件等の厳守と周辺地区への災害防止を指導するとともに、梅雨期、台風期等にパトロールを実施する。 ② 工事期間中の土砂流出、災害情報の伝達等について記載された計画書を提出させる。	・都市整備局宅地開発指導課 ・消防局警防課 ・各消防署 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> <u>第22条・第23条</u> <u>第41条・第42条</u>	勧告	<u>盛土等による</u> 災害防止のため、必要な措置をとることを勧告する。	災害対策基本法	命令	<u>盛土等による</u> 災害発生のおそれ大きい場合に、必要な措置を取ることを命令する。	第59条
項目	内容	実施担当（根拠法令）											
指導	① <u>盛土等による</u> 工事の許可条件等の厳守と周辺地区への災害防止を指導するとともに、梅雨期、台風期等にパトロールを実施する。 ② 工事期間中の土砂流出、災害情報の伝達等について記載された計画書を提出させる。	・都市整備局宅地開発指導課 ・消防局警防課 ・各消防署 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> <u>第22条・第23条</u> <u>第41条・第42条</u>											
勧告	<u>盛土等による</u> 災害防止のため、必要な措置をとることを勧告する。	災害対策基本法											
命令	<u>盛土等による</u> 災害発生のおそれ大きい場合に、必要な措置を取ることを命令する。	第59条											

修正前														
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁	22～23												
<p>(2) <u>既成宅地</u>に対する指導等</p> <p><u>既成宅地においては、その地形及び地質の特質から、集中的な降雨時等</u>に<u>がけ崩れ等の災害が発生するおそれのある宅地が相当数存在している。</u></p> <p><u>既成宅地災害を防止するため、宅地</u>の関係者に対し、次の指導等を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>実施担当（根拠法令）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導</td> <td>災害発生のおそれのある<u>宅地</u>の状況把握に努め、必要に応じて現場指導を行う。</td> <td>・都市整備局宅地開発指導課</td> </tr> <tr> <td>勧告 命令</td> <td>防災上危険な<u>宅地</u>については、災害防止のため必要な措置をとることを勧告又は命令し、保安上危険な建築物については、移転、使用制限等必要な措置をとることを命令する。</td> <td> ・都市整備局 宅地開発指導課 建築指導課 ・各区建築課 (<u>宅地造成等規制法</u> <u>第16条・第17条</u>) 建築基準法 第10条 </td> </tr> <tr> <td>助成</td> <td><u>上記の勧告、命令を受けた者等に対し、工事費の一部融資を行う。</u></td> <td>・都市整備局宅地開発指導課</td> </tr> </tbody> </table>			項目	内容	実施担当（根拠法令）	指導	災害発生のおそれのある <u>宅地</u> の状況把握に努め、必要に応じて現場指導を行う。	・都市整備局宅地開発指導課	勧告 命令	防災上危険な <u>宅地</u> については、災害防止のため必要な措置をとることを勧告又は命令し、保安上危険な建築物については、移転、使用制限等必要な措置をとることを命令する。	・都市整備局 宅地開発指導課 建築指導課 ・各区建築課 (<u>宅地造成等規制法</u> <u>第16条・第17条</u>) 建築基準法 第10条	助成	<u>上記の勧告、命令を受けた者等に対し、工事費の一部融資を行う。</u>	・都市整備局宅地開発指導課
項目	内容	実施担当（根拠法令）												
指導	災害発生のおそれのある <u>宅地</u> の状況把握に努め、必要に応じて現場指導を行う。	・都市整備局宅地開発指導課												
勧告 命令	防災上危険な <u>宅地</u> については、災害防止のため必要な措置をとることを勧告又は命令し、保安上危険な建築物については、移転、使用制限等必要な措置をとることを命令する。	・都市整備局 宅地開発指導課 建築指導課 ・各区建築課 (<u>宅地造成等規制法</u> <u>第16条・第17条</u>) 建築基準法 第10条												
助成	<u>上記の勧告、命令を受けた者等に対し、工事費の一部融資を行う。</u>	・都市整備局宅地開発指導課												
<p>5 土砂堆積災害の予防対策《都市整備局宅地開発指導課》</p> <p>(1) 土砂堆積等の規制</p> <p>建設残土等土砂の処分による災害の発生の危険を排除するため、広島市土砂堆積<u>等規制</u>条例（平成16年広島市条例第36号）に基づき土砂の堆積等を規制することにより、土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止し、もって市民の生命、身体及び財産の保護を図る。</p>														

修正後														
修正理由														
法改正に伴う改正及び時点の修正を行う。														
<p>(2) <u>既成宅地等</u>に対する指導等</p> <p><u>宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づき、既存盛土等の分布や災害発生の危険性について調査を実施し、災害が発生するおそれがあるものについては、必要に応じ、宅地造成等による盛土等を行う</u>関係者に対し、次の指導等を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>実施担当（根拠法令）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導</td> <td>災害発生のおそれのある<u>盛土等</u>の状況把握に努め、必要に応じて現場指導を行う。</td> <td>・都市整備局宅地開発指導課</td> </tr> <tr> <td>勧告 命令</td> <td>防災上危険な<u>盛土等</u>については、災害防止のため必要な措置をとることを勧告又は命令し、保安上危険な建築物については、移転、使用制限等必要な措置をとることを命令する。</td> <td> ・都市整備局 宅地開発指導課 建築指導課 ・各区建築課 (<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> <u>第22条・第23条</u> <u>第41条・第42条</u>) 建築基準法 第10条 </td> </tr> <tr> <td>助成</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			項目	内容	実施担当（根拠法令）	指導	災害発生のおそれのある <u>盛土等</u> の状況把握に努め、必要に応じて現場指導を行う。	・都市整備局宅地開発指導課	勧告 命令	防災上危険な <u>盛土等</u> については、災害防止のため必要な措置をとることを勧告又は命令し、保安上危険な建築物については、移転、使用制限等必要な措置をとることを命令する。	・都市整備局 宅地開発指導課 建築指導課 ・各区建築課 (<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> <u>第22条・第23条</u> <u>第41条・第42条</u>) 建築基準法 第10条	助成		
項目	内容	実施担当（根拠法令）												
指導	災害発生のおそれのある <u>盛土等</u> の状況把握に努め、必要に応じて現場指導を行う。	・都市整備局宅地開発指導課												
勧告 命令	防災上危険な <u>盛土等</u> については、災害防止のため必要な措置をとることを勧告又は命令し、保安上危険な建築物については、移転、使用制限等必要な措置をとることを命令する。	・都市整備局 宅地開発指導課 建築指導課 ・各区建築課 (<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> <u>第22条・第23条</u> <u>第41条・第42条</u>) 建築基準法 第10条												
助成														
<p>5 土砂堆積災害の予防対策《都市整備局宅地開発指導課》</p> <p>(1) 土砂堆積等の規制</p> <p>建設残土等土砂の処分による災害の発生の危険を排除するため、広島市土砂堆積<u>規制等</u>条例（平成16年広島市条例第36号）に基づき土砂の堆積等を規制することにより、土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止し、もって市民の生命、身体及び財産の保護を図る。</p>														

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 22～23
(2) 土砂堆積に対する措置命令等 土砂堆積による災害を防止するため、土砂堆積に関して次の措置命令等を行う。	
項目	内容
指 導	① 土砂堆積の許可条件等の厳守と周辺地区への災害防止を指導するとともに、梅雨期、台風期等にパトロールを実施する。 ② 工事中の土砂堆積の関係者に対し、工事期間中の土砂流出、災害情報の伝達等について記載された計画書を提出させる。
土砂搬入禁止区域の指定等	土砂堆積による土砂の崩壊、流出等により市民の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められるとき、土砂の搬入を禁止する区域を指定し、土砂の搬入を禁止する。
命 令	広島市土砂堆積等規制条例の規定に違反した場合には、必要な措置をとることを命令する。
公 表	土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、違反者の氏名、違反等の事実を公表する。

修正後	
修正理由 法改正に伴う改正及び時点の修正を行う。	
(2) 土砂堆積に対する措置命令等 土砂堆積による災害を防止するため、土砂堆積に関して次の措置命令等を行う。	
項目	内容
指 導	① 土砂堆積の許可条件等の厳守と周辺地区への災害防止を指導するとともに、梅雨期、台風期等にパトロールを実施する。 ② 工事中の土砂堆積の関係者に対し、工事期間中の土砂流出、災害情報の伝達等について記載された計画書を提出させる。
土砂搬入禁止区域の指定等	土砂堆積による土砂の崩壊、流出等により市民の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められるとき、土砂の搬入を禁止する区域を指定し、土砂の搬入を禁止する。
命 令	広島市土砂堆積 <u>規制等</u> 条例の規定に違反した場合には、必要な措置をとることを命令する。
公 表	<u>土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、違反者の氏名、違反等の事実を公表する。</u>

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 25
<p>第7 道路における災害の予防対策 《道路交通局道路課》</p> <p>1 道路交通の安全のための情報の充実 本市（道路交通局）は、<u>気象庁からの気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、広島地方気象台と協力して当該情報を活用できる体制の整備を図るとともに、</u>道路施設等の異常を迅速に発見し、その応急対策を実施するため、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。</p>	

修正後
<p>修正理由 所管課の追記。 現在の取組内容に修正。</p>
<p>第7 道路における災害の予防対策 《道路交通局道路管理課・道路課》</p> <p>1 道路交通の安全のための情報の充実 本市（道路交通局）は、<u>気象庁からの気象、地象、水象に関する情報を有効に活用できる体制の整備を図るとともに、</u>道路施設等の異常を迅速に発見し、その応急対策を実施するため、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。</p>

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第4節 都市の防災構造化の推進	頁 28
第1～4 (略) <u>(新規)</u>	

修正後
修正理由(新規項目追加) 令和6年5月修正「広島県地域防災計画」の内容を踏まえ修正を行うものである
第1～4 (略) <u>第5 所有者不明土地の活用等</u> <u>《危機管理室、都市整備局都市整備調整課》</u> <u>所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u>

修正前																																											
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第5節 防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備	頁 29																																										
<p>第1 防災拠点施設等の機能確保 《危機管理室、各市有建築物管理担当課》 災害対策本部、代替本部、区役所、消防署所及び病院等の防災拠点となる施設・設備は、災害時の応急・復旧対策を実施するために重要な役割を担う施設である。このため、災害発生時に迅速かつ円滑な応急・復旧体制がとれるよう、防災拠点施設等の安全性及び機能の確保を図るものとする。</p> <p>1 防災拠点施設 (1) 「発災直後から災害対応の中核となる施設」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>確保すべき機能</th> <th>具体的施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>○ 災害対応の中核機能</td> <td>市役所本庁舎、区役所</td> </tr> <tr> <td>情報収集・伝達拠点</td> <td>○ 地域住民に正確な情報を伝達するとともに、災害に係る情報を災害対策本部と受伝達する機能</td> <td>市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局、消防署所、水道局管理事務所、浄水場、広島市総合防災センター、指定緊急避難場所 <u>(大火)</u>、指定避難所、国・県・公共機関等の防災関係施設</td> </tr> <tr> <td>消防拠点</td> <td>○ 消防活動を行う拠点としての機能</td> <td>消防署所、消防航空隊基地、消防団車庫</td> </tr> <tr> <td>保健・医療・救護拠点</td> <td>○ 医療・救護機能 ○ 保健衛生管理機能 ○ 遺体の収容及び火葬機能 ○ 障害児の支援機能</td> <td>保健所、保健センター、救護所、災害拠点病院、舟入市民病院、似島診療所、火葬場、こども療育センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「被災市民の生活維持に必要な施設」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>確保すべき機能</th> <th>具体的施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難場所等</td> <td>○ 避難場所等としての機能 ○ 避難者の収容機能</td> <td>指定緊急避難場所 <u>(大火)</u>、指定避難所</td> </tr> <tr> <td>救援物資備蓄拠点</td> <td>○ 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能</td> <td>指定避難所となる市立小中学校等、<u>広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫</u></td> </tr> <tr> <td>輸送拠点</td> <td>○ 各種物資の輸送端末地となる機能</td> <td>東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷</td> </tr> <tr> <td>救援物資補給輸送拠点(2次拠点)</td> <td>○ 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能</td> <td>協定等を締結している民間団体が提供可能な施設、広島みなと公園・メッセパシオン等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター</td> </tr> <tr> <td>災害ボランティア活動拠点</td> <td>○ 災害ボランティアの活動拠点としての機能</td> <td>広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館</td> </tr> <tr> <td>給水拠点</td> <td>○ 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能</td> <td>浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所 <u>(大火)</u>、指定避難所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 「災害復旧に必要な施設」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>確保すべき機能</th> <th>具体的施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理拠点</td> <td>○ 生活ごみや下水等の廃棄物を処理する拠点としての機能</td> <td>水資源再生センター、ポンプ場、農業集落排水処理施設、清掃工場、資源ごみ選別施設、大型ごみ破碎処理施設、埋立地</td> </tr> </tbody> </table>		区分	確保すべき機能	具体的施設	災害対策本部	○ 災害対応の中核機能	市役所本庁舎、区役所	情報収集・伝達拠点	○ 地域住民に正確な情報を伝達するとともに、災害に係る情報を災害対策本部と受伝達する機能	市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局、消防署所、水道局管理事務所、浄水場、広島市総合防災センター、指定緊急避難場所 <u>(大火)</u> 、指定避難所、国・県・公共機関等の防災関係施設	消防拠点	○ 消防活動を行う拠点としての機能	消防署所、消防航空隊基地、消防団車庫	保健・医療・救護拠点	○ 医療・救護機能 ○ 保健衛生管理機能 ○ 遺体の収容及び火葬機能 ○ 障害児の支援機能	保健所、保健センター、救護所、災害拠点病院、舟入市民病院、似島診療所、火葬場、こども療育センター	区分	確保すべき機能	具体的施設	避難場所等	○ 避難場所等としての機能 ○ 避難者の収容機能	指定緊急避難場所 <u>(大火)</u> 、指定避難所	救援物資備蓄拠点	○ 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	指定避難所となる市立小中学校等、 <u>広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫</u>	輸送拠点	○ 各種物資の輸送端末地となる機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷	救援物資補給輸送拠点(2次拠点)	○ 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能	協定等を締結している民間団体が提供可能な施設、広島みなと公園・メッセパシオン等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター	災害ボランティア活動拠点	○ 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館	給水拠点	○ 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所 <u>(大火)</u> 、指定避難所	区分	確保すべき機能	具体的施設	廃棄物処理拠点	○ 生活ごみや下水等の廃棄物を処理する拠点としての機能	水資源再生センター、ポンプ場、農業集落排水処理施設、清掃工場、資源ごみ選別施設、大型ごみ破碎処理施設、埋立地
区分	確保すべき機能	具体的施設																																									
災害対策本部	○ 災害対応の中核機能	市役所本庁舎、区役所																																									
情報収集・伝達拠点	○ 地域住民に正確な情報を伝達するとともに、災害に係る情報を災害対策本部と受伝達する機能	市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局、消防署所、水道局管理事務所、浄水場、広島市総合防災センター、指定緊急避難場所 <u>(大火)</u> 、指定避難所、国・県・公共機関等の防災関係施設																																									
消防拠点	○ 消防活動を行う拠点としての機能	消防署所、消防航空隊基地、消防団車庫																																									
保健・医療・救護拠点	○ 医療・救護機能 ○ 保健衛生管理機能 ○ 遺体の収容及び火葬機能 ○ 障害児の支援機能	保健所、保健センター、救護所、災害拠点病院、舟入市民病院、似島診療所、火葬場、こども療育センター																																									
区分	確保すべき機能	具体的施設																																									
避難場所等	○ 避難場所等としての機能 ○ 避難者の収容機能	指定緊急避難場所 <u>(大火)</u> 、指定避難所																																									
救援物資備蓄拠点	○ 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	指定避難所となる市立小中学校等、 <u>広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫</u>																																									
輸送拠点	○ 各種物資の輸送端末地となる機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷																																									
救援物資補給輸送拠点(2次拠点)	○ 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能	協定等を締結している民間団体が提供可能な施設、広島みなと公園・メッセパシオン等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター																																									
災害ボランティア活動拠点	○ 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館																																									
給水拠点	○ 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所 <u>(大火)</u> 、指定避難所																																									
区分	確保すべき機能	具体的施設																																									
廃棄物処理拠点	○ 生活ごみや下水等の廃棄物を処理する拠点としての機能	水資源再生センター、ポンプ場、農業集落排水処理施設、清掃工場、資源ごみ選別施設、大型ごみ破碎処理施設、埋立地																																									

修正後																																											
<p>修正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課においては、防災拠点の耐震化に関して集計しているが、指定緊急避難場所については、大火だけではなく、風水害や地震も含めて整理しているため。 ・広島サッカースタジアムに新たに救援物資備蓄拠点を整備したことに伴い、西消防署等の3施設について、救援物資備蓄拠点としての用途を廃止したことによる削除 																																											
<p>第1 防災拠点施設等の機能確保 《危機管理室、各市有建築物管理担当課》 災害対策本部、代替本部、区役所、消防署所及び病院等の防災拠点となる施設・設備は、災害時の応急・復旧対策を実施するために重要な役割を担う施設である。このため、災害発生時に迅速かつ円滑な応急・復旧体制がとれるよう、防災拠点施設等の安全性及び機能の確保を図るものとする。</p> <p>1 防災拠点施設 (1) 「発災直後から災害対応の中核となる施設」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>確保すべき機能</th> <th>具体的施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>○ 災害対応の中核機能</td> <td>市役所本庁舎、区役所</td> </tr> <tr> <td>情報収集・伝達拠点</td> <td>○ 地域住民に正確な情報を伝達するとともに、災害に係る情報を災害対策本部と受伝達する機能</td> <td>市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局、消防署所、水道局管理事務所、浄水場、広島市総合防災センター、指定緊急避難場所 <u>_____</u>、指定避難所、国・県・公共機関等の防災関係施設</td> </tr> <tr> <td>消防拠点</td> <td>○ 消防活動を行う拠点としての機能</td> <td>消防署所、消防航空隊基地、消防団車庫</td> </tr> <tr> <td>保健・医療・救護拠点</td> <td>○ 医療・救護機能 ○ 保健衛生管理機能 ○ 遺体の収容及び火葬機能 ○ 障害児の支援機能</td> <td>保健所、保健センター、救護所、災害拠点病院、舟入市民病院、似島診療所、火葬場、こども療育センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「被災市民の生活維持に必要な施設」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>確保すべき機能</th> <th>具体的施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難場所等</td> <td>○ 避難場所等としての機能 ○ 避難者の収容機能</td> <td>指定緊急避難場所 <u>_____</u>、指定避難所</td> </tr> <tr> <td>救援物資備蓄拠点</td> <td>○ 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能</td> <td>指定避難所となる市立小中学校等、<u>広島サッカースタジアム防災倉庫</u>、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、<u>_____</u></td> </tr> <tr> <td>輸送拠点</td> <td>○ 各種物資の輸送端末地となる機能</td> <td>東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷</td> </tr> <tr> <td>救援物資補給輸送拠点(2次拠点)</td> <td>○ 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能</td> <td>協定等を締結している民間団体が提供可能な施設、広島みなと公園・メッセパシオン等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター</td> </tr> <tr> <td>災害ボランティア活動拠点</td> <td>○ 災害ボランティアの活動拠点としての機能</td> <td>広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館</td> </tr> <tr> <td>給水拠点</td> <td>○ 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能</td> <td>浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所 <u>_____</u>、指定避難所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 「災害復旧に必要な施設」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>確保すべき機能</th> <th>具体的施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理拠点</td> <td>○ 生活ごみや下水等の廃棄物を処理する拠点としての機能</td> <td>水資源再生センター、ポンプ場、農業集落排水処理施設、清掃工場、資源ごみ選別施設、大型ごみ破碎処理施設、埋立地</td> </tr> </tbody> </table>		区分	確保すべき機能	具体的施設	災害対策本部	○ 災害対応の中核機能	市役所本庁舎、区役所	情報収集・伝達拠点	○ 地域住民に正確な情報を伝達するとともに、災害に係る情報を災害対策本部と受伝達する機能	市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局、消防署所、水道局管理事務所、浄水場、広島市総合防災センター、指定緊急避難場所 <u>_____</u> 、指定避難所、国・県・公共機関等の防災関係施設	消防拠点	○ 消防活動を行う拠点としての機能	消防署所、消防航空隊基地、消防団車庫	保健・医療・救護拠点	○ 医療・救護機能 ○ 保健衛生管理機能 ○ 遺体の収容及び火葬機能 ○ 障害児の支援機能	保健所、保健センター、救護所、災害拠点病院、舟入市民病院、似島診療所、火葬場、こども療育センター	区分	確保すべき機能	具体的施設	避難場所等	○ 避難場所等としての機能 ○ 避難者の収容機能	指定緊急避難場所 <u>_____</u> 、指定避難所	救援物資備蓄拠点	○ 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	指定避難所となる市立小中学校等、 <u>広島サッカースタジアム防災倉庫</u> 、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、 <u>_____</u>	輸送拠点	○ 各種物資の輸送端末地となる機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷	救援物資補給輸送拠点(2次拠点)	○ 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能	協定等を締結している民間団体が提供可能な施設、広島みなと公園・メッセパシオン等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター	災害ボランティア活動拠点	○ 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館	給水拠点	○ 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所 <u>_____</u> 、指定避難所	区分	確保すべき機能	具体的施設	廃棄物処理拠点	○ 生活ごみや下水等の廃棄物を処理する拠点としての機能	水資源再生センター、ポンプ場、農業集落排水処理施設、清掃工場、資源ごみ選別施設、大型ごみ破碎処理施設、埋立地
区分	確保すべき機能	具体的施設																																									
災害対策本部	○ 災害対応の中核機能	市役所本庁舎、区役所																																									
情報収集・伝達拠点	○ 地域住民に正確な情報を伝達するとともに、災害に係る情報を災害対策本部と受伝達する機能	市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局、消防署所、水道局管理事務所、浄水場、広島市総合防災センター、指定緊急避難場所 <u>_____</u> 、指定避難所、国・県・公共機関等の防災関係施設																																									
消防拠点	○ 消防活動を行う拠点としての機能	消防署所、消防航空隊基地、消防団車庫																																									
保健・医療・救護拠点	○ 医療・救護機能 ○ 保健衛生管理機能 ○ 遺体の収容及び火葬機能 ○ 障害児の支援機能	保健所、保健センター、救護所、災害拠点病院、舟入市民病院、似島診療所、火葬場、こども療育センター																																									
区分	確保すべき機能	具体的施設																																									
避難場所等	○ 避難場所等としての機能 ○ 避難者の収容機能	指定緊急避難場所 <u>_____</u> 、指定避難所																																									
救援物資備蓄拠点	○ 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	指定避難所となる市立小中学校等、 <u>広島サッカースタジアム防災倉庫</u> 、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、 <u>_____</u>																																									
輸送拠点	○ 各種物資の輸送端末地となる機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷																																									
救援物資補給輸送拠点(2次拠点)	○ 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能	協定等を締結している民間団体が提供可能な施設、広島みなと公園・メッセパシオン等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター																																									
災害ボランティア活動拠点	○ 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館																																									
給水拠点	○ 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所 <u>_____</u> 、指定避難所																																									
区分	確保すべき機能	具体的施設																																									
廃棄物処理拠点	○ 生活ごみや下水等の廃棄物を処理する拠点としての機能	水資源再生センター、ポンプ場、農業集落排水処理施設、清掃工場、資源ごみ選別施設、大型ごみ破碎処理施設、埋立地																																									

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備	頁 31～34
<p>第2 避難場所等の定義</p> <p>《危機管理室災害予防課》</p> <p>災害時の避難場所等の定義は、次のとおりとする。</p> <p>なお、指定緊急避難場所及び指定避難所については、市域外からの避難者受入場所や、災害時の公共交通機関の停止等により帰宅が困難となった者を一時的に受入れる帰宅困難者一時滞在場所としても活用できるものとする。</p> <p>1 指定緊急避難場所</p> <p>災害対策基本法 49 条の 4 で規定するもので、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための施設又は場所である。</p> <hr/> <p>2 指定避難所</p> <p>災害対策基本法第 49 条の 7 で規定するもので、自宅の倒壊・焼失等に伴い生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の施設である。</p> <p>3 浸水時緊急退避施設</p> <p>津波や洪水、高潮等による浸水が発生し、又は発生するおそれがある場合において逃げ遅れた市民等の緊急一時的な退避施設である。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第3 (略)</p>	

修正後
修正理由 車中一時避難場所に設置根拠を付与するもの
<p>第2 避難場所等の定義</p> <p>《危機管理室災害予防課》</p> <p>災害時の避難場所等の定義は、次のとおりとする。</p> <p>なお、指定緊急避難場所及び指定避難所については、市域外からの避難者受入場所や、災害時の公共交通機関の停止等により帰宅が困難となった者を一時的に受入れる帰宅困難者一時滞在場所としても活用できるものとする。</p> <p>1 指定緊急避難場所</p> <p>災害対策基本法 49 条の 4 で規定するもので、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための施設又は場所である。</p> <p><u>なお、指定緊急避難場所のうち車による避難及び車中での滞在を基本とする施設については、車中避難用指定緊急避難場所とする。</u></p> <p>2 指定避難所</p> <p>災害対策基本法第 49 条の 7 で規定するもので、自宅の倒壊・焼失等に伴い生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の施設である。</p> <p>3 浸水時緊急退避施設</p> <p>津波や洪水、高潮等による浸水が発生し、又は発生するおそれがある場合において逃げ遅れた市民等の緊急一時的な退避施設である。</p> <p><u>4 車中一時避難場所</u></p> <p><u>常時開放又は必要に応じて開放され、車による避難及び車中での滞在が可能な場所又は施設である。</u></p> <p>第3 (略)</p>

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備	頁 31～34
第4 避難場所等の基準 《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》 1 指定緊急避難場所 (1) 指定緊急避難場所の定義等 災害が差し迫った状況や発災時において確実に開放でき、かつ、運営要員の派遣等が本市主導で行えるように、原則として市有の施設又は場所の中から本市が指定する。 また、災害時の指定緊急避難場所として使用の承諾が得られた公共施設又は民間施設等についても指定することができる。 (2) (略) 2～3 (略) <u>(新規)</u>	

修正後
修正理由 車中一時避難場所に設置根拠を付与するもの
第4 避難場所等の基準 《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》 1 指定緊急避難場所 (1) 指定緊急避難場所の定義等 災害が差し迫った状況や発災時において確実に開放でき、かつ、運営要員の派遣等が本市主導で行えるように、原則として市有の施設又は場所の中から本市が指定する。 また、災害時の指定緊急避難場所として使用の承諾が得られた公共施設又は民間施設等についても指定することができる。 (2) (略) 2～3 (略) <u>4 車中一時避難場所</u> <u>公園や公共施設駐車場のほか、民間施設駐車場で、次の要件に適合する駐車場等を施設管理者等との協定締結により指定し、平時から当該施設の名称、住所、開設時期などを市ホームページ等により周知を図る。</u> <u>(1) 概ね30台以上駐車可能な自走式立体駐車場又は平面駐車場であること。</u> <u>(2) 避難者が利用可能なトイレを設けていること。</u> <u>(3) 災害時は、施設の状況に応じて常時開放又は必要に応じて開放されること。</u>

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備	頁 35
<p>第9 指定避難所等の防災機能の強化 《危機管理室災害予防課・災害対策課》 大規模な火事に適合する指定緊急避難場所付近における火災の延焼拡大を阻止し、避難住民の安全を確保するとともに、避難住民の飲料水を確保するための飲料水兼用型耐震性防火水槽を維持管理する。また、<u>これに併せて、避難住民に対し、防災情報を直接伝達するための防災行政無線を計画的に整備するとともに、</u>必要に応じ、指定緊急避難場所への保存食料等の備蓄について検討を進める。</p> <p>さらに、指定緊急避難場所及び指定避難所における感染症対策を適切に実施するため、従前から指定避難所等へ備蓄している物資に加え、非接触型体温計や専用スペース確保用の自立型テント、フェイスシールド、ゴム手袋などの感染症対策物資を備蓄する。</p> <p>また、指定避難所においては、災害時に速やかにタブレット端末等を配備し、関係事業者と連携してインターネットを活用した情報収集体制を整備するとともに、電力容量の拡大など防災拠点としての機能整備について検討を進める。</p>	

修正後
<p>修正理由 元来の計画的整備対象であった、旧・広域避難場所（現・指定緊急避難場所[大火]）39カ所に、防災行政無線（屋外スピーカー）の整備は完了している。また、計画的整備終了後は、地域の要望や地域の実情を踏まえて、防災行政無線（屋外スピーカー）の整備する方針としており、今後の計画的な整備予定はない。</p> <p>さらに、防災基本計画で示されている「避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備」については、すでに完了しており、削除による防災基本計画と本市地域防災計画との齟齬がないことから、以下のとおり修正する。</p>
<p>第9 指定避難所等の防災機能の強化 《危機管理室災害予防課・災害対策課》 大規模な火事に適合する指定緊急避難場所付近における火災の延焼拡大を阻止し、避難住民の安全を確保するとともに、避難住民の飲料水を確保するための飲料水兼用型耐震性防火水槽を維持管理する。また、<u>必要に応じ、指定緊急避難場所への保存食料等の備蓄について検討を進める。</u></p> <p>さらに、指定緊急避難場所及び指定避難所における感染症対策を適切に実施するため、従前から指定避難所等へ備蓄している物資に加え、非接触型体温計や専用スペース確保用の自立型テント、フェイスシールド、ゴム手袋などの感染症対策物資を備蓄する。</p> <p>また、指定避難所においては、災害時に速やかにタブレット端末等を配備し、関係事業者と連携してインターネットを活用した情報収集体制を整備するとともに、電力容量の拡大など防災拠点としての機能整備について検討を進める。</p>

修正前

基本・風水害対策編

第2章 災害予防計画

第6節 避難体制の整備

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

頁

37～49

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の○付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
		(略)							
17	袋町	袋町学区会館(国泰寺集会所)	中区	国泰寺町一丁目3-31	集会室	2	○	—	②
		(略)							
67	舟入	舟入集会所(操会館)	中区	西川口町15-1	集会室	2	○	—	○
		(略)							
130	牛田新町	牛田新町集会所(老人集会所)	東区	牛田新町一丁目3-31	集会室	2	—	○	②
		(略)							
213	大河	出汐集会所(出汐会館)	南区	出汐一丁目5-12	集会室	1	○	—	○
		(略)							
229	仁保	仁保旭ヶ丘集会所(旭ヶ丘会館)	南区	仁保一丁目60-17	集会室	1	—	○	○
		(略)							
259	似島	似島小学校	南区	似島町字大黃2410	体育館・教室	4	—	②	○
260	似島	似島中学校	南区	似島町字南風泊2250	体育館・教室	2	—	②	○
		(略)							
		(追加)							
		(略)							
516	戸山	戸山小学校	安佐南区	沼田町大字阿戸3722	体育館・教室	3	—	○	○
517	戸山	戸山中学校	安佐南区	沼田町大字阿戸3725	教室	2	—	○	○
		(略)							
696	阿戸	阿戸小学校	安芸区	阿戸町2862-1	教室	3	○	○	○
697	阿戸	阿戸中学校	安芸区	阿戸町2847	教室	3	—	○	○
		(略)							
834	楽々園	楽々園公民館・老人いこいの家楽々荘	佐伯区	楽々園五丁目8-32	研修室・ホール	3	○	○	○
		(追加)							
		(略)							

修正後

修正理由

指定緊急避難場所の追加・更新による。

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の○付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
		(略)							
17	袋町	国泰寺集会所(袋町学区会館)	中区	国泰寺町一丁目3-31	集会室	2	○	—	②
		(略)							
67	舟入	舟入集会所(舟入操会館)	中区	西川口町15-1	集会室	2	○	—	○
		(略)							
130	牛田新町	牛田新町集会所	東区	牛田新町一丁目3-31	集会室	2	—	○	②
		(略)							
213	大河	出汐集会所	南区	出汐一丁目5-12	集会室	1	○	—	○
		(略)							
229	仁保	仁保旭が丘集会所(旭が丘会館)	南区	仁保一丁目60-17	集会室	1	—	○	○
		(略)							
259	似島	似島小学校(似島小中一貫教育校)	南区	似島町字大黃2410	体育館・教室	4	—	②	○
260	似島	似島中学校(似島小中一貫教育校)	南区	似島町字南風泊2250	体育館・教室	2	—	②	○
		(略)							
264	似島	広島市似島歓迎交流センター (ユーハイム似島歓迎交流センター)	南区	似島町字東大谷182	2Fホール・研修室	2	—	○	○
		(略)							
517	戸山	戸山小学校(戸山小中一貫教育校)	安佐南区	沼田町大字阿戸3722	体育館・教室	3	—	○	○
518	戸山	戸山中学校(戸山小中一貫教育校)	安佐南区	沼田町大字阿戸3725	教室	2	—	○	○
		(略)							
697	阿戸	阿戸小学校(阿戸小中一貫教育校)	安芸区	阿戸町2862-1	教室	3	○	○	○
698	阿戸	阿戸中学校(阿戸小中一貫教育校)	安芸区	阿戸町2847	教室	3	—	○	○
		(略)							
835	楽々園	楽々園公民館	佐伯区	楽々園五丁目8-32	研修室・ホール	3	○	○	○
836	楽々園	老人いこいの家楽々荘	佐伯区	楽々園五丁目8-32	和室(3室)	1	○	○	○
		(略)							

※ 新規追加等に伴い、番号を振り直しています。

修正前

基本・風水害対策編

第2章 災害予防計画

第6節 避難体制の整備

指定緊急避難場所一覧表（地震）

頁

50～54

指定緊急避難場所一覧表（地震・津波・大火）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

津波の欄の斜線「/」は、災害に対し適合していますが、津波浸水想定区域より一定以上の距離があるため指定していないことを示しています。

番号	名称	行政区	所在地	避難場所	災害種別		
					地震	津波	大火
(略)							
15	広島サッカースタジアム (エディオンピースウイング広島)	中区	基町15-2-1	コンコース等	○	○	—
(略)							
(追加)							
(略)							
61	似島小学校	南区	似島町字大黄2410	体育館・グラウンド	○	○	—
(略)							
125	戸山小学校	安佐南区	沼田町大字阿戸3722	体育館・グラウンド	○	/	—
(略)							
198	阿戸小・中学校	安芸区	阿戸町2862-1・2847	体育館・グラウンド	○	/	—
(略)							

修正後

修正理由

指定緊急避難場所の追加・更新による。

指定緊急避難場所一覧表（地震・津波・大火）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

津波の欄の斜線「/」は、災害に対し適合していますが、津波浸水想定区域より一定以上の距離があるため指定していないことを示しています。

番号	名称	行政区	所在地	避難場所	災害種別		
					地震	津波	大火
(略)							
3	広島サッカースタジアム (エディオンピースウイング広島)	中区	基町15-2-1	コンコース等	○	○	—
(略)							
17	中央公園広場エリア	中区	基町15	公園	○	○	○
(略)							
62	似島小学校(似島小中一貫教育校)	南区	似島町字大黄2410	体育館・グラウンド	○	○	—
(略)							
126	戸山小学校(戸山小中一貫教育校)	安佐南区	沼田町大字阿戸3722	体育館・グラウンド	○	/	—
(略)							
199	阿戸小学校(阿戸小中一貫教育校)	安芸区	阿戸町2862-1	体育館・グラウンド	○	/	—
(略)							

※ 新規追加等に伴い、番号は振り直しています。

修正前

基本・風水害対策編
第2章 災害予防計画
第6節 避難体制の整備
指定避難所一覧表

頁
55～59

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	区	所在地	避難場所	収容人員
(略)						
69	似島	似島小学校	南区	似島町字大黃2410	体育館・教室	422
(略)						
138	戸山	戸山小学校	安佐南区	沼田町阿戸3722	体育館・教室	512
(略)						
172	阿戸	阿戸小学校	安芸区	阿戸町2862-1	体育館・教室	756
(略)						

修正後

修正理由
指定避難所の名称更新による。

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	区	所在地	避難場所	収容人員
(略)						
69	似島	似島小学校(似島小中一貫教育校)	南区	似島町字大黃2410	体育館・教室	422
(略)						
138	戸山	戸山小学校(戸山小中一貫教育校)	安佐南区	沼田町阿戸3722	体育館・教室	512
(略)						
172	阿戸	阿戸小学校(阿戸小中一貫教育校)	安芸区	阿戸町2862-1	体育館・教室	756
(略)						

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 防災教育・訓練及び調査研究	頁 63
<p>第3 防災知識の普及・防災訓練における要配慮者等への配慮</p> <p>《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課・健康推進課、こども未来局幼保企画課・幼保給付課・こども青少年支援部、危機管理室、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課、各消防署、市民局市民安全推進課・男女共同参画課》</p> <p>防災知識の普及や防災訓練に当たっては、要配慮者の参画を得るとともに、要配慮者や女性等の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう、要配慮者への支援意識の醸成に努める</p> <hr/> <p>また、被災時に男女双方の視点に十分配慮することや、指定避難所、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及に努める。</p>	

修正後
<p>修正理由</p> <p>防災基本計画の修正に伴うもの</p>
<p>第3 防災知識の普及・防災訓練における要配慮者等への配慮</p> <p>《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課・健康推進課、こども未来局幼保企画課・幼保給付課・こども青少年支援部、危機管理室、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課、各消防署、市民局市民安全推進課・男女共同参画課》</p> <p>防災知識の普及や防災訓練に当たっては、要配慮者の参画を得るとともに、要配慮者や女性等の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう、要配慮者への支援意識の醸成に努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、被災時に男女双方の視点に十分配慮することや、指定避難所、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及に努める。</p>

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 防災教育・訓練及び調査研究	頁 63～64
<p>第4 災害教訓の伝承</p> <p>《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、市民に災害教訓の伝承の重要性について_____啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p> <p>特に、災害の教訓等を年月の経過とともに風化させないために、地域において行う土砂災害に関する防災訓練等を行う際には、本市で大きな被害が発生した6月29日、7月6日及び8月20日に合わせて実施するなど、地域の災害環境に応じた研修や訓練等を通じて災害教訓の伝承や住民の防災意識の醸成を図る。</p>	

修正後
<p>修正理由</p> <p>防災基本計画の修正に伴うもの</p>
<p>第4 災害教訓の伝承</p> <p>《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、市民に災害教訓の伝承の重要性について、自然災害伝承碑等も活用しつつ啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p> <p>特に、災害の教訓等を年月の経過とともに風化させないために、地域において行う土砂災害に関する防災訓練等を行う際には、本市で大きな被害が発生した6月29日、7月6日及び8月20日に合わせて実施するなど、地域の災害環境に応じた研修や訓練等を通じて災害教訓の伝承や住民の防災意識の醸成を図る。</p>

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第10節 災害ボランティア活動の環境整備	頁 72
<p>第1 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置 《市民局市民活動推進課、健康福祉局健康福祉企画課、危機管理室災害予防課》</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 会議のメンバー</p> <p>(福) 広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社広島県支部、(公財) 広島YMCA、広島市地域女性団体連絡協議会、日本ボーイスカウト広島県連盟、(一社) ガールスカウト広島県連盟、(一社) 広島青年会議所、広島商工会議所、連合広島 広島地域協議会、(特非) ひろしまNPOセンター、SeRV広島、(特非) コミュニティリーダー ひゅーるぽん、(特非) ANT-Hiroshima、カトリック広島司教区 平和の使徒推進本部、広島県災害復興支援士業連絡会、生活協同組合ひろしま、(公社) 青年海外協力協会中国支部、(特非) もりメイト倶楽部 Hiroshima、(特非) ひろしま自然学校、(公財) 広島市文化財団、広島市防災士ネットワーク、広島市 等</p>	

修正後
<p>修正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災対策編(82頁)と表記を統一するため(福→社福) ・広島市災害ボランティア活動連絡調整会議構成団体の名称変更のため(2団体)
<p>第1 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置 《市民局市民活動推進課、健康福祉局健康福祉企画課、危機管理室災害予防課》</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 会議のメンバー</p> <p>(社福) 広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社広島県支部、(公財) 広島YMCA、広島市地域女性団体連絡協議会、日本ボーイスカウト広島県連盟、(一社) ガールスカウト広島県連盟、(一社) 広島青年会議所、広島商工会議所、連合広島 西部地域協議会、(特非) ひろしまNPOセンター、SeRV広島、(特非) コミュニティリーダーひゅーるぽん、(特非) ANT-Hiroshima、カトリック広島教区 カリタス広島、広島県災害復興支援士業連絡会、生活協同組合ひろしま、(公社) 青年海外協力協会中国支部、(特非) もりメイト倶楽部 Hiroshima、(特非) ひろしま自然学校、(公財) 広島市文化財団、広島市防災士ネットワーク、広島市 等</p>

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 86
<p>第6 災害対策本部</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 組織及び運営 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 本部員会議</p> <p>ア 市災害対策本部に本部員会議を置く。</p> <p>イ 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、関係機関への応援依頼の決定その他災害対策活動に係る基本的事項について協議する。 なお、本部員会議で協議すべき事項は、概ね次のとおりとする。 (略)</p> <p>ウ 本部長は、市災害対策本部設置後に<u>速やかに</u>本部員等を招集するとともに、必要に応じて本部員会議を開催する。なお、2回目以降については、本部長が必要に応じて<u>召集</u>する。</p>	

修正後
<p>修正理由</p> <p>今年度、災害対策本部の設置（風水害時）に係る本部員（局長級）の参集等を整理したため。</p>
<p>第6 災害対策本部</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 組織及び運営 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 本部員会議</p> <p>ア 市災害対策本部に本部員会議を置く。</p> <p>イ 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、関係機関への応援依頼の決定その他災害対策活動に係る基本的事項について協議する。 なお、本部員会議で協議すべき事項は、概ね次のとおりとする。 (略)</p> <p>ウ 本部長は、市災害対策本部設置後に<u>必要に応じて</u>本部員等を招集するとともに、本部員会議を開催する。なお、2回目以降については、本部長が必要に応じて<u>召集</u>する。</p>

修正前			
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用		頁 90	
(2) 災害対策本部の分掌事務			
凡例 ●～防災上主要な部課 ■～防災に関係のある部課			
局等	部課等	分掌事務	
企画総務局 財政局 市民局 健康福祉局 こども未来局 環境局 経済観光局 都市整備局 下水道局 会計室 教育委員会事務局 監査事務局		1 区災害対策本部の避難収容班（罹災建物台帳の作成及びこれに必要な建物の被害状況の調査に関するものを除く。）の事務に関する事（区災害対策本部を構成する者に限る。）	
危機管理室	●危機管理課 ●災害予防課 ●災害対策課	1 災害対策本部事務局の総括及び調整に関する事 2 災害救助法に基づく救助活動の事務処理の総括に関する事 3 避難行動要支援者の安否確認等の総括に関する事 4 その他特命事項に関する事	
企画総務局	●総務課	1 局内の要員に係る調整に関する事 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 3 義援金の受入決定、受付及び保管に関する事 4 局に属する職員の招集に関する事 5 所管施設の防護に関する事 6 局の庶務に関する事 7 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事 8 市有車両の配車調整に関する事 9 その他特命事項に関する事	
	公文書館	1 所管施設の防護に関する事 2 他課の応援に関する事	
	■区政課	1 被災地域における住民情報に関する事	
	法務課	1 他課の応援に関する事	
	総合調整課	1 他課の応援に関する事	
	●秘書課	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 災害視察者及び見舞客の接遇に関する事 3 庁用自動車（秘書課に配置のものに限る）の配車に関する事	
	東京事務所	1 国・関係機関との連絡調整に関する事	
	●広報課	1 災害広報の総括に関する事 2 報道機関への情報提供に関する事 3 被災者支援制度等の広報に関する事	
	■市民相談センター	1 市民からの苦情の取りまとめ及び主管課への連絡に関する事 2 市民相談に関する取りまとめ及び主管課への連絡に関する事	
	政策企画部	政策企画課	1 義援金の配分計画及び配分に関する事 2 他課の応援に関する事
		広域都市圏推進課	1 他課の応援に関する事
	地域活性化調整部	地域活性化推進課	1 他課の応援に関する事
		コミュニティ再生課	1 他課の応援に関する事
	行政経営部	行政経営課	1 他課の応援に関する事
		■情報政策課 ■情報システム課	1 情報システム（他課等の所掌に属するものを除く）の整備及び管理運用に関する事
人事部	■人事課	1 職員の局・区等間の応援調整に関する事	
	■給与課	1 職員の給与に関する事 2 他課の応援に関する事	
		■福利課	1 災害対策本部要員の食糧に関する事 2 災害対応に従事する職員の健康管理に関する事 3 他課の応援に関する事
	研修センター	1 所管施設の防護に関する事 2 他課の応援に関する事	

修正後			
修正理由 災害対策本部事務局が行う救援物資の供給等のため、要員の派遣の事務を各局が行うことについて明記するもの。			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
凡例 ●～防災上主要な部課 ■～防災に関係のある部課			
局等	部課等	分掌事務	
企画総務局 財政局 市民局 健康福祉局 こども未来局 環境局 経済観光局 都市整備局 下水道局 会計室 教育委員会事務局 監査事務局		1 区災害対策本部の避難収容班（罹災建物台帳の作成及びこれに必要な建物の被害状況の調査に関するものを除く。）の事務に関する事（区災害対策本部を構成する者に限る。） 2 <u>災害対策本部事務局への局内要員の派遣の事務に関する事（災害対策本部事務局が行う救援物資の供給等に限る。）</u>	
危機管理室	●危機管理課 ●災害予防課 ●災害対策課	1 災害対策本部事務局の総括及び調整に関する事 2 災害救助法に基づく救助活動の事務処理の総括に関する事 3 避難行動要支援者の安否確認等の総括に関する事 4 その他特命事項に関する事	
企画総務局	●総務課	1 局内の要員に係る調整に関する事 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 3 義援金の受入決定、受付及び保管に関する事 4 局に属する職員の招集に関する事 5 所管施設の防護に関する事 6 局の庶務に関する事 7 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事 8 市有車両の配車調整に関する事 9 その他特命事項に関する事	
	公文書館	1 所管施設の防護に関する事 2 他課の応援に関する事	
	■区政課	1 被災地域における住民情報に関する事	
	法務課	1 他課の応援に関する事	
	総合調整課	1 他課の応援に関する事	
	●秘書課	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 災害視察者及び見舞客の接遇に関する事 3 庁用自動車（秘書課に配置のものに限る）の配車に関する事	
	東京事務所	1 国・関係機関との連絡調整に関する事	
	●広報課	1 災害広報の総括に関する事 2 報道機関への情報提供に関する事 3 被災者支援制度等の広報に関する事	
	■市民相談センター	1 市民からの苦情の取りまとめ及び主管課への連絡に関する事 2 市民相談に関する取りまとめ及び主管課への連絡に関する事	
	政策企画部	政策企画課	1 義援金の配分計画及び配分に関する事 2 他課の応援に関する事
		広域都市圏推進課	1 他課の応援に関する事
	地域活性化調整部	地域活性化推進課	1 他課の応援に関する事
		コミュニティ再生課	1 他課の応援に関する事
	行政経営部	行政経営課	1 他課の応援に関する事
		■情報政策課 ■情報システム課	1 情報システム（他課等の所掌に属するものを除く）の整備及び管理運用に関する事
人事部	■人事課	1 職員の局・区等間の応援調整に関する事	
	■給与課	1 職員の給与に関する事 2 他課の応援に関する事	
		■福利課	1 災害対策本部要員の食糧に関する事 2 災害対応に従事する職員の健康管理に関する事 3 他課の応援に関する事
	研修センター	1 所管施設の防護に関する事 2 他課の応援に関する事	

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 91
第6 災害対策本部 表3-2-2 (2) 災害対策本部の分掌事務 市民局 生涯学習課 1 所管施設の防護に関すること <u>2 各種社会教育関係団体の支援に関すること</u>	

修正後
修正理由 対象団体が不明確なため
第6 災害対策本部 表3-2-2 (2) 災害対策本部の分掌事務 市民局 生涯学習課 1 所管施設の防護・ <u>応急対策</u> に関すること <u>(削除)</u>

修正前		
基本・風水害対策編、 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用		頁 93
表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務		
局等	部課等	分掌事務
こども未来局		(略)
	■放課後対策課	1 所管施設の防護_____に関すること _____ _____
		(略)

修正後		
修正理由 現状に即した内容に変更したため。		
表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務		
局等	部課等	分掌事務
こども未来局		(略)
	■放課後対策課	1 所管施設の防護・ <u>応急対策</u> に関すること <u>2 所管施設被災児童の保護に関すること</u> <u>3 要配慮者対策に関すること</u>
		(略)

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 110~112
第1 情報の収集・伝達体制 (略) 2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室災害対策課》 (略)	
通信施設	参照資料編番号 担当部署
1 電話及びFAX	3-3-1・3-3-2 各局・区等
2 ホームページ	- //
<u>(新規)</u>	
3 Eメール	- //
4 市防災行政無線	3-3-3(1) 危機管理室災害対策課
5 市防災情報共有システム	- //
6 広島県震度情報ネットワークシステム	- //
7 移動無線機(MCA無線)	- //
8 全国瞬時警報システム(J-ALERT)	- //
9 防災行政無線映像伝送端末等	- //
10 画像伝送システム	- //
11 ヘリコプターテレビ電送システム	- 消防局警防課
12 消防無線	3-3-3(2) //
13 広島県総合行政通信網(防災行政無線・衛星通信)	3-3-4 危機管理室災害対策課
14 広島県防災情報システム	- //
15 防災相互通信用無線局	- //
16 衛星携帯電話	- //
17 アマチュア無線	- //
18 タクシー会社等民間無線通信施設	- //
19 その他	- //
(略)	
<u>(新規)</u>	
3 Eメール (略)	
4 市防災行政無線 (略)	
5 市防災情報共有システム (略)	
6 広島県震度情報ネットワークシステム (略)	
7 移動無線機(MCA無線) (略)	
8 全国瞬時警報システム(J-ALERT) (略)	
9 防災行政無線映像伝送端末等 (略)	

修正後	
修正理由 防災基本計画の変更に伴い、「公共安全モバイルシステム」についての記述を追加	
第1 情報の収集・伝達体制 (略) 2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室災害対策課》 (略)	
通信施設	参照資料編番号 担当部署
1 電話及びFAX	3-3-1・3-3-2 各局・区等
2 ホームページ	- //
3 <u>公用携帯電話</u>	- //
4 Eメール	- //
5 市防災行政無線	3-3-3(1) 危機管理室災害対策課
6 市防災情報共有システム	- //
7 広島県震度情報ネットワークシステム	- //
8 移動無線機(MCA無線)	- //
9 全国瞬時警報システム(J-ALERT)	- //
10 防災行政無線映像伝送端末等	- //
11 画像伝送システム	- //
12 ヘリコプターテレビ電送システム	- 消防局警防課
13 消防無線	3-3-3(2) //
14 広島県総合行政通信網(防災行政無線・衛星通信)	3-3-4 危機管理室災害対策課
15 広島県防災情報システム	- //
16 防災相互通信用無線局	- //
17 衛星携帯電話	- //
18 アマチュア無線	- //
19 タクシー会社等民間無線通信施設	- //
20 その他	- //
(略)	
3 <u>公用携帯電話</u> <u>公用携帯電話により、情報収集及び伝達を行う。また、携帯電話の通信回線にあっては、公共安全モバイルシステムの導入も検討する。</u>	
4 Eメール (略)	
5 市防災行政無線 (略)	
6 市防災情報共有システム (略)	
7 広島県震度情報ネットワークシステム (略)	
8 移動無線機(MCA無線) (略)	
9 全国瞬時警報システム(J-ALERT) (略)	
10 防災行政無線映像伝送端末等 (略)	

修正前					
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 110～112				
<p>(10) 画像伝送システム (略)</p> <p>(11) ヘリコプターテレビ電送システム (略)</p> <p>(12) 消防無線 (略)</p> <p>(13) 広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信） (略)</p> <p>(14) 広島県防災情報システム (略)</p> <p>(15) 防災相互通信用無線局 (略)</p> <p>(16) 衛星携帯電話 (略)</p> <p>(17) アマチュア無線（電波法第52条第4号） アマチュア無線は、緊急時の連絡方法として重要であり、その利用についてあらかじめ協議しておくものとする。<u>なお、災害時の連絡に当たっては、必要に応じて、次のアマチュア無線局に協力を依頼する。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コールサイン</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JA4ZCN</td> <td>広島市役所アマチュア無線クラブ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(18) タクシー会社等民間無線通信施設 (略)</p> <p>(19) その他 (略)</p>		コールサイン	氏名	JA4ZCN	広島市役所アマチュア無線クラブ
コールサイン	氏名				
JA4ZCN	広島市役所アマチュア無線クラブ				

修正後
修正理由 防災基本計画の変更に伴い、「公共安全モバイルシステム」についての記述を追加
<p>(11) 画像伝送システム (略)</p> <p>(12) ヘリコプターテレビ電送システム (略)</p> <p>(13) 消防無線 (略)</p> <p>(14) 広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信） (略)</p> <p>(15) 広島県防災情報システム (略)</p> <p>(16) 防災相互通信用無線局 (略)</p> <p>(17) 衛星携帯電話 (略)</p> <p>(18) アマチュア無線（電波法第52条第4号） アマチュア無線は、緊急時の連絡方法として重要であり、その利用についてあらかじめ協議しておくものとする。</p> <p>(19) タクシー会社等民間無線通信施設 (略)</p> <p>(20) その他 (略)</p>

修正前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第3節 情報の収集及び伝達

頁

114

第2 気象情報等の収集及び伝達

1 防災気象情報（津波に関するもの(震災対策編へ規定)を除く。）

(1) 発表機関

広島地方気象台

(2) 防災気象情報の種類

種類	概要
県気象情報	(略)
地方気象情報	

修正後

修正理由

(文言修正) 広島県気象情報と言われることから「県気象情報」でも誤りではない。気象庁では、地方、府県に対して発表する気象情報であることから「地方気象情報」「府県気象情報」と記述している。

第2 気象情報等の収集及び伝達

1 防災気象情報（津波に関するもの(震災対策編へ規定)を除く。）

(1) 発表機関

広島地方気象台

(2) 防災気象情報の種類

種類	概要
府県気象情報	(略)
地方気象情報	

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 116~117
表3-3-1 特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準	
種類	発表基準
一般の利用に適合するもの	(略)
	土砂崩れ警報 <u> </u> 大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	(略)
	土砂崩れ注意報 <u> </u> 大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。

修正後	
修正理由 表示抜け	
表3-3-1 特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準	
種類	発表基準
一般の利用に適合するもの	(略)
	土砂崩れ警報 <u>(※1)</u> 大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	(略)
	土砂崩れ注意報 <u>(※1)</u> 大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 118～125
表3-3-1 特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準 警報・注意報発表基準一覧表 (略)	

修正後
修正理由 警報・注意報発表基準一覧表（広島県）を最新の「令和7年1月9日現在」に修正
表3-3-1 特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準 警報・注意報発表基準一覧表 (別紙のとおり)

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年1月9日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市中区	府県予報区	広島県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	16	
		土壌雨量指数基準	118	
	洪水	流域雨量指数基準	旧太田川流域=43.4, 天満川流域=23.9, 元安川流域=23.1, 京橋川流域=16.3	
		複合基準*1	-	
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
波浪	有義波高	2.5m		
高潮	潮位	2.5m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	87	
	洪水	流域雨量指数基準	旧太田川流域=34.7, 天満川流域=19.1, 元安川流域=18.4, 京橋川流域=13	
		複合基準*1	-	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%			
なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2			
低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期:最低気温-4℃以下*3			
霜	晩霜期 最低気温4℃以下*4			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上 気温:0℃~3℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年1月9日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市東区	府県予報区	広島県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	118	
		流域雨量指数基準	府中大川流域=7.9, 矢口川流域=3.3, 小河原川流域=6.1	
	洪水	複合基準 ^{*1}	-	
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm
			山地	12時間降雪の深さ45cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	87	
		流域雨量指数基準	府中大川流域=6.3, 矢口川流域=2.5, 小河原川流域=4.8	
	洪水	複合基準 ^{*1}	-	
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上		
		②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上 ^{*2}		
低温	夏期: 最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い			
	冬期: 最低気温-4℃以下 ^{*3}			
霜	晩霜期 最低気温4℃以下 ^{*4}			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ: 平地10cm以上 山地30cm以上 気温: 0℃~3℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年1月9日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市南区	府県予報区 一次細分区域 市町村等をまとめた地域	広島県 南部 広島・呉		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	19	
		土壌雨量指数基準	118	
	洪水	流域雨量指数基準	猿猴川流域=15, 府中大川流域=13.1	
		複合基準* ¹	-	
		指定河川洪水予報 による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
海上			25m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm		
波浪	有義波高	2.5m		
高潮	潮位	2.5m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	87	
	洪水	流域雨量指数基準	猿猴川流域=12, 府中大川流域=10.4	
		複合基準* ¹	-	
		指定河川洪水予報 による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
海上			500m	
乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%			
なだれ	①降雪の深さ40cm以上			
	②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上* ²			
低温	夏期: 最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い			
	冬期: 最低気温-4℃以下* ³			
霜	晩霜期 最低気温4℃以下* ⁴			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ: 平地10cm以上 山地30cm以上 気温: 0℃~3℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*¹(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*² 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*³ 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*⁴ 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年1月9日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市西区	府県予報区 一次細分区域 市町村等をまとめた地域	広島県 南部 広島・呉		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	18	
		土壌雨量指数基準	116	
	洪水	流域雨量指数基準	八幡川(はちまंगाわ)流域=6.8	
		複合基準* ¹	八幡川(はちまंगाわ)流域=(11, 6.1)	
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
		海上	25m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm		
波浪	有義波高	2.5m		
高潮	潮位	2.5m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	85	
	洪水	流域雨量指数基準	八幡川(はちまंगाわ)流域=5.4	
		複合基準* ¹	八幡川(はちまंगाわ)流域=(7, 5.4)	
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%			
なだれ	①降雪の深さ40cm以上			
	②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上* ²			
低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期:最低気温-4℃以下* ³			
霜	晩霜期 最低気温4℃以下* ⁴			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上 気温:0℃~3℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*¹(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*² 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*³ 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*⁴ 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年1月9日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市 安佐南区		府県予報区	広島県		
		一次細分区域	南部		
		市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	116	
	洪水		流域雨量指数基準	山本川流域=5.5, 古川流域=21, 安川流域=18.4, 奥畑川流域=8.9, 大塚川流域=7.5, 吉山川流域=12.8	
			複合基準*1	山本川流域=(10, 4.9)	
			指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室], 太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]	
	暴風		平均風速	20m/s	
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm
				山地	12時間降雪の深さ45cm
	波浪		有義波高		
高潮		潮位			
注意報	大雨		表面雨量指数基準	13	
			土壌雨量指数基準	85	
	洪水		流域雨量指数基準	山本川流域=4.4, 古川流域=16.8, 安川流域=14.7, 奥畑川流域=7.1, 大塚川流域=6, 吉山川流域=10.2	
			複合基準*1	山本川流域=(6, 4.4)	
			指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室], 太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]	
	強風		平均風速	12m/s	
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
				山地	12時間降雪の深さ25cm
	波浪		有義波高		
	高潮		潮位		
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪				
	濃霧		視程	100m	
	乾燥		最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ		①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2		
	低温		夏期: 最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期: 最低気温-4℃以下*3		
霜		晩霜期 最低気温4℃以下*4			
着氷					
着雪		24時間降雪の深さ: 平地10cm以上 山地30cm以上 気温: 0℃~3℃			
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	110mm	

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年1月9日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市 安佐北区	府県予報区	広島県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	17	
		土壌雨量指数基準	113	
	洪水	流域雨量指数基準	鈴張川流域=13, 吉山川流域=16.8, 小河内川流域=10.9, 根谷川流域=17, 南原川流域=9.9, 小河原川流域=10.1, 栄堂川流域=10.7, 山倉川流域=4.9, 行森川流域=5.8, 矢口川流域=3.7, 三篠川流域=17.6, 大毛寺川流域=10.3	
		複合基準*1	三篠川流域=(10, 15.8)	
		指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室], 太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋], 三篠川[中深川], 根谷川[新川橋]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm
			山地	12時間降雪の深さ45cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	83	
	洪水	流域雨量指数基準	鈴張川流域=10.4, 吉山川流域=13.4, 小河内川流域=8.7, 根谷川流域=13.6, 南原川流域=7.9, 小河原川流域=8, 栄堂川流域=8.5, 山倉川流域=3.9, 行森川流域=4.6, 矢口川流域=2.9, 三篠川流域=14, 大毛寺川流域=8.2	
		複合基準*1	三篠川流域=(9, 14)	
		指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室], 太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋], 三篠川[中深川], 根谷川[新川橋]	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上		
		②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2		
	低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い		
冬期:最低気温-4℃以下*3				
霜	晩霜期 最低気温4℃以下*4			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上 気温:0℃~3℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年1月9日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市 安芸区	府県予報区		広島県		
	一次細分区域		南部		
	市町村等をまとめた地域		広島・呉		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	18		
		土壌雨量指数基準	116		
		流域雨量指数基準	瀬野川流域=14, 矢野川流域=7.1, 熊野川流域=9.4		
	洪水	複合基準*1	瀬野川流域=(11, 12.6), 矢野川流域=(11, 6.3), 熊野川流域=(11, 8.4)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm	
山地			12時間降雪の深さ45cm		
波浪	有義波高	2.5m			
高潮	潮位	2.5m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14		
		土壌雨量指数基準	85		
		流域雨量指数基準	瀬野川流域=11.2, 矢野川流域=5.6, 熊野川流域=7.5		
	洪水	複合基準*1	瀬野川流域=(11, 11.2), 矢野川流域=(11, 5.6), 熊野川流域=(11, 7.5)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm	
			山地	12時間降雪の深さ25cm	
	波浪	有義波高	1.5m		
	高潮	潮位	2.1m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%			
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上			
②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2					
低温	夏期: 最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い				
	冬期: 最低気温-4℃以下*3				
霜	晩霜期 最低気温4℃以下*4				
着氷					
着雪	24時間降雪の深さ: 平地10cm以上 山地30cm以上 気温: 0℃~3℃				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm		

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年1月9日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市 佐伯区	府県予報区		広島県		
	一次細分区域		南部		
	市町村等をまとめた地域		広島・呉		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	115	
	洪水	流域雨量指数基準	八幡川(やはたがわ)流域=21.1, 石内川流域=10.5, 岡ノ下川流域=12.2, 打尾谷川流域=10.9, 水内川流域=30.2, 伏谷川流域=10.1		
		複合基準*1	-		
		指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室]		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm	
山地			12時間降雪の深さ45cm		
波浪	有義波高	2.5m			
高潮	潮位	2.5m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14		
		土壌雨量指数基準	85		
	洪水	流域雨量指数基準	八幡川(やはたがわ)流域=16.8, 石内川流域=8.4, 岡ノ下川流域=9.7, 打尾谷川流域=8.7, 水内川流域=24.1, 伏谷川流域=8		
		複合基準*1	-		
		指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室]		
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm	
			山地	12時間降雪の深さ25cm	
	波浪	有義波高	1.5m		
	高潮	潮位	2.1m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%				
なだれ	①降雪の深さ40cm以上				
	②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2				
低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い				
	冬期:最低気温-4℃以下*3				
霜	晩霜期 最低気温4℃以下*4				
着氷					
着雪	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上 気温:0℃~3℃				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 126～127
第2 気象情報等の収集及び伝達	
1 (略)	
2 洪水予報	
(1) (略)	
(2) 洪水予報の種類	
種類	発表基準
氾濫注意情報	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
氾濫警戒情報	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）
氾濫危険情報	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険水位に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。
氾濫発生情報	・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。
氾濫注意情報 (警戒情報解除)	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く。） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に到達した場合を除く。）
氾濫注意情報解除	・ <u> </u> 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。
(3) (略)	

修正後	
修正理由 ・ 氾濫注意情報解除について「氾濫発生情報」を追記 ・ 受信及び伝達図内の「己斐出張所」について、閉所に伴い削除。	
第2 気象情報等の収集及び伝達	
1 (略)	
2 洪水予報	
(1) (略)	
(2) 洪水予報の種類	
種類	発表基準
氾濫注意情報	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
氾濫警戒情報	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）
氾濫危険情報	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険水位に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。
氾濫発生情報	・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。
氾濫注意情報 (警戒情報解除)	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く。） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に到達した場合を除く。）
氾濫注意情報解除	・ 氾濫発生情報 、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。
(3) (略)	

修正前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

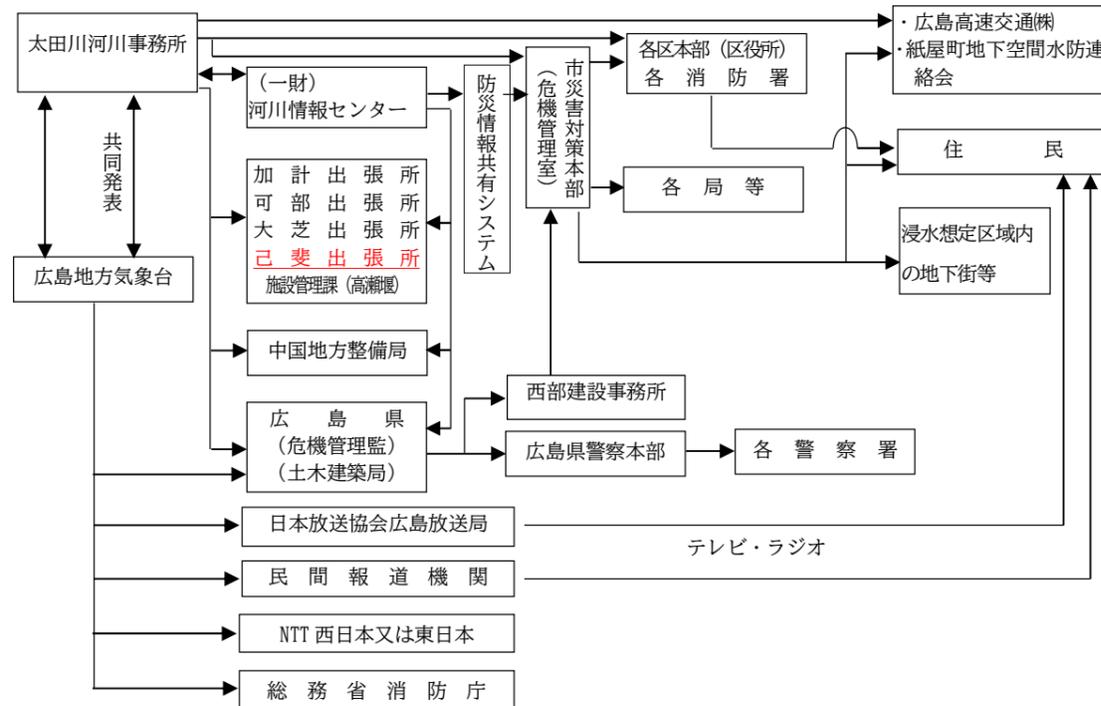
第3節 情報の収集及び伝達

頁

126～127

(4) 受信及び伝達

洪水予報が発表された場合、本市は、太田川河川事務所からEメールで受信する。
洪水予報の受信及び伝達は、次のとおり行う。



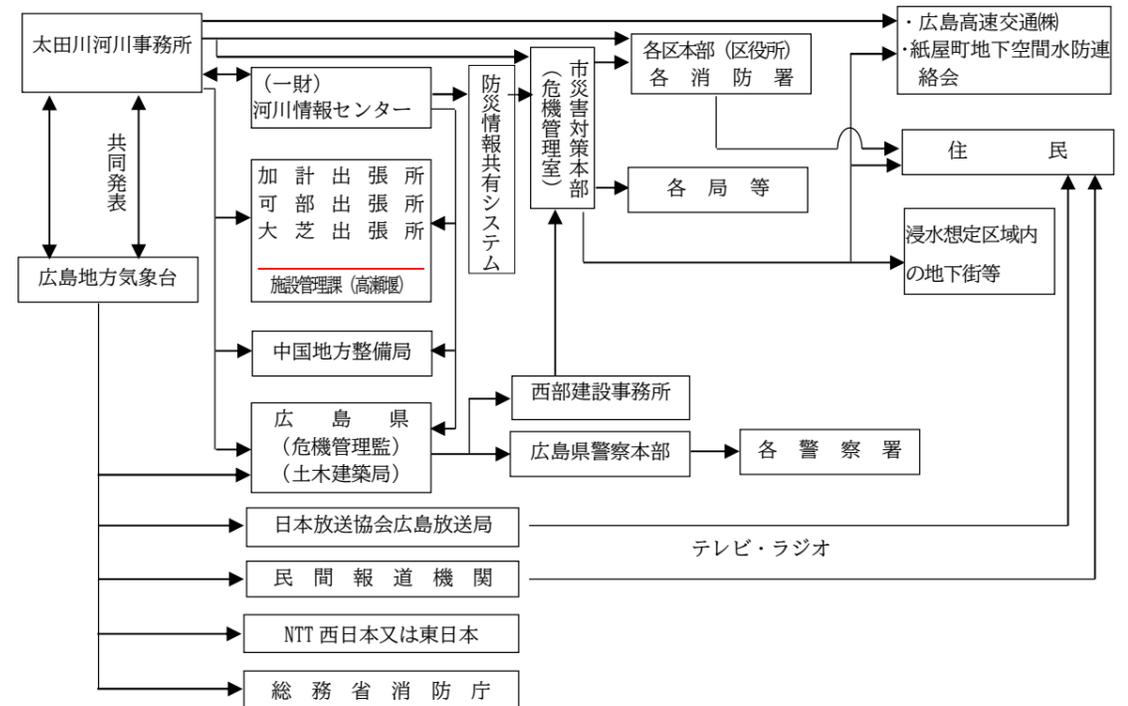
修正後

修正理由

- ・ 氾濫注意情報解除について「氾濫発生情報」を追記
- ・ 受信及び伝達図内の「己斐出張所」について、閉所に伴い削除。

(4) 受信及び伝達

洪水予報が発表された場合、本市は、太田川河川事務所からEメールで受信する。
洪水予報の受信及び伝達は、次のとおり行う。



修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 130～132
--	------------------

第2 気象情報等の収集及び伝達

- 1～2 (略)
3 水防警報
(1)～(2) (略)
(3) 国管理河川における津波に関する水防警報
ア 発表機関
太田川河川事務所
イ 種類、内容及び発表時期

種類	内容	発表時期
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表され、津波到達予想時刻、予想される津波の高さ等総合的に判断して、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(4)～(5) (略)

修正後

修正理由
・所要の修正のため。
・受信及び伝達図内の「己斐出張所」について、閉所に伴い削除。

第2 気象情報等の収集及び伝達

- 1～2 (略)
3 水防警報
(1)～(2) (略)
(3) 国管理河川における津波に関する水防警報
ア 発表機関
太田川河川事務所
イ 種類、内容及び発表時期

種類	内容	発表時期
——	——	——
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超える恐れがあるとき(※)
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき。 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき。

※ 津波到達時間から十分な時間的猶予があり、安全に作業が行える状態の時に限り、出動の発表を行う。十分な「活動可能時間」が確保できない場合には、安全を優先し水防警報は発表しない。

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 136
第2 気象情報等の収集及び伝達 1～4 (略) 5 ダム等の放流に関する情報 (1)～(2) (略) (3) 住民への伝達等 図3-3-2 高瀬堰の放流に関する通知の伝達経路	

修正後	
修正理由 ・見切れのため。 ・中国電力の組織改正に伴う名称変更 「西部水力センター」⇒「水力制御所」	
第2 気象情報等の収集及び伝達 1～4 (略) 5 ダム等の放流に関する情報 (1)～(2) (略) (3) 住民への伝達等 図3-3-2 高瀬堰の放流に関する通知の伝達経路	

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 136
第2 気象情報等の収集及び伝達 1～4 (略) 5 ダム等の放流に関する情報 (1)～(2) (略) (3) 住民への伝達等 図3-3-3 祇園水門の放流に関する通知の伝達経路	

修正後	
修正理由 時点修正	
第2 気象情報等の収集及び伝達 1～4 (略) 5 ダム等の放流に関する情報 (1)～(2) (略) (3) 住民への伝達等 図3-3-3 祇園水門の放流に関する通知の伝達経路	

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策	頁 165
<p>第4 避難誘導 《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》 1～6 (略) 7 保健担当課は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の</u>自 宅療養者等の被災に備えて、<u>平常時</u>から、防災担当課との連携の下、ハザードマップ等に基づき、 自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、防災担当課との連携の下、 自宅療養者等の避難の確保に向けた検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、 避難の確保に向けた情報を提供するように努めるものとする。</p>	

修正後
<p>修正理由 国防災基本計画の変更内容を踏まえた修正</p>
<p>第4 避難誘導 《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》 1～6 (略) 7 保健担当課は、<u>新型インフルエンザ等感染症等(指定感染症及び新感染症を含む。)発生時における</u>自 宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前</u>から、防災担当課との連携の下、ハザードマップ等に基づき、 自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、防災担当課との連携の下、 自宅療養者等の避難の確保に向けた検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、 避難の確保に向けた情報を提供するように努めるものとする。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型イ ンフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u></p>

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策	頁 166～168
<p>第6 指定緊急避難場所等の開設等</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 指定緊急避難場所の管理運営《健康福祉局健康福祉企画課、道路交通局道路管理課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》</p> <p>(1) 区長は、原則として、開設した指定緊急避難場所に職員（保健師を除く。）を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。なお、そこでの滞在が困難な要配慮者がいる場合は、必要に応じて、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所の設置を検討する。</p> <p>(2) 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。</p> <p>____また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。</p> <p>(3) 区長は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定緊急避難場所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう、また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するよう配慮する。また、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペース確保に努める。</p> <p>4 (略)</p> <p>第7～8 (略)</p> <p>第9 指定避難所の開設・運営</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定避難所の管理運営《健康福祉局健康福祉企画課、道路交通局道路管理課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》</p> <p>(1) 区長は、原則として、開設した指定避難所に職員（保健師を除く。）を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。なお、そこでの滞在が困難な要配慮者がいる場合は、必要に応じて、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所の設置を検討する。</p> <p>(2) 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。</p> <p>____また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。</p>	

修正後
<p>修正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者等要配慮者を含めた避難者に常時適切な情報提供を行うため ・防災基本計画修正に対応するため
<p>第6 指定緊急避難場所等の開設等</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 指定緊急避難場所の管理運営《健康福祉局健康福祉企画課、道路交通局道路管理課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》</p> <p>(1) 区長は、原則として、開設した指定緊急避難場所に職員（保健師を除く。）を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。なお、そこでの滞在が困難な要配慮者がいる場合は、必要に応じて、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所の設置を検討する。</p> <p>(2) 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。 避難者への情報提供に当たっては、掲示や筆談用具を用意するなど、常時適切な情報提供に努める。また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。</p> <p>(3) 区長は、____感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定緊急避難場所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう、また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するよう配慮する。また、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペース確保に努める。</p> <p>4 (略)</p> <p>第7～8 (略)</p> <p>第9 指定避難所の開設・運営</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定避難所の管理運営《健康福祉局健康福祉企画課、道路交通局道路管理課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》</p> <p>(1) 区長は、原則として、開設した指定避難所に職員（保健師を除く。）を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。なお、そこでの滞在が困難な要配慮者がいる場合は、必要に応じて、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所の設置を検討する。</p> <p>(2) 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。 避難者への情報提供に当たっては、掲示や筆談用具を用意するなど、常時適切な情報提供に努める。また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。</p>

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策	頁 166～168
<p>(3) 区長は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定避難所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、避難生活が長期化する場合には、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、_____プライバシー及び入浴機会の確保並びに要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう、また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するよう配慮する。</p> <p>例えば、_____授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみ世帯や要配慮者等に考慮した居住スペース（多目的トイレなど）の設定に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>仮設トイレ・更衣室・入浴施設等の設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当課と保健担当課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当課は防災担当課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p>	

修正後
修正理由
<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者等要配慮者を含めた避難者に常時適切な情報提供を行うため ・防災基本計画修正に対応するため
<p>(3) 区長は、_____感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定避難所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、_____避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、資機材を活用したプライバシー及び入浴機会の確保並びに要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう、また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するよう配慮する。</p> <p>例えば、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみ世帯や要配慮者等に考慮した居住スペース（多目的トイレなど）の設定に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>仮設トイレ・更衣室・入浴施設等の設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) 被災地において_____感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当課と保健担当課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当課は防災担当課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p>

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第6節 食品・生活必需品の給与等	頁 169
<p>第1 救援物資の取得 《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課、経済観光局経済企画課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》 本項において、救援物資とは、災害救助法第4条1項第2号に規定される「食品」のほか、災害救助法第4条1項1号に規定される「避難所」の運営に必要な「消耗性の日用品」や「日用品」を指す。なお、ペットボトル飲料等は「食品」に含むものとする。</p> <p>1 市備蓄救援物資の活用 市民が<u>日頃から備蓄している</u>食品・生活必需品の消費を<u>最優先するとともに</u>、本市が<u>分散備蓄倉庫（指定避難所等）、集中備蓄倉庫（広島市民球場防災備蓄倉庫等）に備蓄している救援物資及び循環備蓄している救援物資</u>を活用する。（震災対策編「第2章 災害予防計画 第14節 避難体制の整備 第8 <u>食料・生活必需品</u>の備蓄・調達体制の整備」参照） <u>なお、分散備蓄救援物資</u>の活用は、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、区長（区災害対策本部）及び指定避難所運営本部長が行う。 <u>また、集中備蓄・循環備蓄救援物資</u>の活用は、<u>市災害対策本部事務局統制・検討班</u>が行う。</p> <hr/> <p>2 域内での救援物資調達 （略）</p>	

修正後
<p>修正理由 ①災害救援物資備蓄・調達計画の策定に伴う一部修正（市民備蓄の活用の記載） ②集中備蓄倉庫への職員派遣のための加筆 ③分散備蓄・集中備蓄・循環備蓄の3分類としていたところ、災害発生時の備蓄活用の効率化や想定する実際の運用から、循環備蓄を分散備蓄に含め、区長及び指定避難所運営本部長が活用することとして整理</p>
<p>第1 救援物資の取得 《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課、経済観光局経済企画課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》 本項において、救援物資とは、災害救助法第4条1項第2号に規定される「食品」のほか、災害救助法第4条1項1号に規定される「避難所」の運営に必要な「消耗性の日用品」や「日用品」を指す。なお、ペットボトル飲料等は「食品」に含むものとする。</p> <p>1 市備蓄救援物資の活用 市民が<u>避難の際、自宅等から持ち出した</u>食品・生活必需品の消費を<u>促すとともに</u>、本市が<u>指定避難所等に備蓄する救援物資（分散備蓄）や広島市民球場防災備蓄倉庫等に備蓄する救援物資（集中備蓄）</u>を活用する。（震災対策編「第2章 災害予防計画 第14節 避難体制の整備 第8 <u>救援物資</u>の備蓄・調達体制の整備」参照） <u>分散備蓄</u>の活用は、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、区長（区災害対策本部）及び指定避難所運営本部長が行う。 <u>集中備蓄</u>の活用は、<u>市長（災害対策本部事務局統制・検討班）</u>が行う。 <u>なお、集中備蓄の活用のため、広島市民球場防災備蓄倉庫及び広島サッカースタジアム防災備蓄倉庫に、職員を管理要員として派遣する。</u></p> <p>2 域内での救援物資調達 （略）</p>

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第6節 食品・生活必需品の給与等	頁 170～171
(資料編) 参考産商-1 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書 (協同組合広島総合卸センター) 参考産商-2～8 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (イオンリテール(株)西日本カンパニー, マックスバリュ西日本(株), 生協ひろしま, (株)イズミ, (株)ファミリーマート, フレスタグループ, (株)福屋) 参考産商-9 災害時におけるLPガス等の調達及び供給等の協力に関する協定 (一社)広島県LPガス協会) 参考産商-10 災害時における量の調達及び供給に関する協定 (「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会) 参考産商-11 災害時における食料品・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する覚書 (株式会社セブン-イレブン・ジャパン) 参考産商-12 災害時における物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター)	
(略)	

修正後	
修正理由 ・現状に即した所要の修正 ・協定の追加締結による修正	
(資料編) 参考産商-1 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書 (協同組合広島総合卸センター) 参考産商-2～8 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (イオンリテール(株)西日本カンパニー, マックスバリュ西日本(株), 生協ひろしま, (株)イズミ, (株)ファミリーマート, フレスタグループ, (株)福屋) 参考産商-9 災害時におけるLPガス等の調達及び供給等の協力に関する協定 (一社)広島県LPガス協会) 参考産商-10 災害時における量の調達及び供給に関する協定 (「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会) 参考産商-11 災害時における食料品・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する覚書 (株式会社セブン-イレブン・ジャパン) 参考産商-12 災害時における物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター) 参考産商-13 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (株式会社ローソン) 参考産商-14 災害時における物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (株式会社ジュンテンドー) 参考産商-15 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (コーナン商事株式会社)	
(略)	

修正前	
広島市地域防災計画 基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第7節 給水及び上水道施設応急対策	頁 176～177
第4 施設の応急対策 《水道局維持課・設備課》 1～2 (略) 3 応急復旧用資機材等の調達 (1) 応急復旧用資機材 配水管及び各戸引込用の給水装置に被害を生じたときは、次のとおり諸資機材を調達する。 <u>ア 250 ミリメートル以下の铸铁管及び給水装置材料</u> <u>(ア) 铸铁管は、水道局保有のものを使用する。</u> <u>(イ) 給水装置材料については、広島市水道局指定給水装置工事事業者の手持分による。</u> <u>イ 300 ミリメートル以上の铸铁管</u> <u>水道局保有のものを使用するが、必要量をまかなえない場合は、他都市及び生産業者から調達する。</u>	

修正後
修正理由 応急復旧用資機材については、口径によらず必要数量を賄えない場合は他都市及び生産業者から調達するため。また、給水装置材料は水道局保有の使用も想定しているため。
第4 施設の応急対策 《水道局維持課・設備課》 1～2 (略) 3 応急復旧用資機材等の調達 (1) 応急復旧用資機材 配水管及び各戸引込用の給水装置に被害を生じたときは、次のとおり諸資機材を調達する。 <u>なお、必要量を賄えない場合は、他都市及び生産業者から調達する。</u> <u>ア 铸铁管</u> <u>水道局保有のものを使用する。</u> <u>イ 給水装置材料</u> <u>水道局保有又は、広島市水道局指定給水装置工事事業者の手持分を使用する。</u>

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第8節 停電応急対策	頁 178
<p>第2 公共施設の機能確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 平時に供給している業者等から防災拠点施設等の自家発電設備に使用する燃料を調達することが困難な場合には、次のフローにより、「<u>大規模災害時における自動車燃料等の供給協力に関する協定</u>」(資料編参考危予-9)に基づき、<u>広島県石油商業組合</u>に対して<u>協力</u>を要請する。</p> <pre> graph TD FM[施設管理者 ※通常の燃料調達が困難な場合] -- "①必要な燃料の油種、 数量、数量等を連絡" --> CD[市災害対策本部 ※燃料供給のため施設台帳等を活用 ※各施設の燃料供給の優先度を精査] CD -- "②協定に基づく要請" --> HO[広島県石油商業組合] HO -- "③施設への燃料の供給" --> FM Note[※データベースは平常時から相互に共有] </pre> <p>なお、<u>不足する場合には、中国経済産業局に必要な措置を要請する。</u></p>	

修正後	
修正理由 燃料の供給体制の再構築に伴う修正	
<p>第2 公共施設の機能確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 平時に供給している業者等から防災拠点施設等の自家発電設備に使用する燃料を調達することが困難な場合には、次のフローにより、<u>広島県災害対策本部</u>に対して<u>燃料の供給</u>を要請する。</p> <pre> graph TD FM[施設管理者 ※通常の燃料調達が困難な場合] -- "①必要な燃料の油種、 数量、燃料の残量等を連絡" --> CD[市災害対策本部 ※燃料供給のため施設台帳等を活用 ※各施設の燃料供給の優先度を精査] CD -- "②要請" --> HD[広島県災害対策本部 ※燃料の供給元を調整] HD -- "③要請" --> HO[広島県石油商業組合等] HO -- "④燃料供給" --> FM </pre> <p>なお、<u>本市の要請に対する広島県災害対策本部での対応が困難な場合は、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」(資料編参考危予-9)に基づき、広島県石油商業組合及び広島県石油販売協同組合に対して直接燃料の供給を要請する。</u></p>	

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第12節 医療・救護対策	頁 185
<p>第6 DHEATの派遣要請及び活動支援 《健康福祉局医療政策課、健康推進課》</p> <p>1 保健医療担当局長は、大規模な災害の発生により、本節第1の医療救護対策部等では、その活動が十分に行えない場合は、<u>国へ</u>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣要請を行う。</p> <p>2 保健医療担当局長は、<u>国から</u>の要請に基づき、DHEATの活動支援を行う。</p>	

修正後
<p>修正理由 派遣要請先の修正</p>
<p>第6 DHEATの派遣要請及び活動支援 《健康福祉局医療政策課、健康推進課》</p> <p>1 保健医療担当局長は、大規模な災害の発生により、本節第1の医療救護対策部等では、その活動が十分に行えない場合は、<u>県へ</u>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣要請を行う。</p> <p>2 保健医療担当局長は、<u>県から</u>の要請に基づき、DHEATの活動支援を行う。</p>

修正前			
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第12節 医療・救護対策	頁 187		
第10 医療機関等への応援要請 《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課・医療政策課・精神保健福祉課・精神保健福祉センター、こども未来局こども青少年支援部、危機管理室、消防局警防課・救急課》 大規模な災害の発生により、本節第3の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節第5、第6、第7、第8、第9によりDMAT、DHEAT、DPAT、こども支援チーム、DWATの派遣要請を行うほか、次により応援要請する。			
要請機関	要請内容	摘要	連絡担当課
救急告示病院・診療所	傷病者の収容	資料編3-12-1 「救急告示病院等一覧表」参照。	消防局 警防課・救急課
日本赤十字社広島県支部 中区千田町 2-5-64 241-8811	医療・救護全般	県（健康危機管理課）を通じて要請。ただし緊急を要する場合は、本市より直接要請し県（健康危機管理課）に要請した旨を報告	健康福祉局 地域共生社会 推進課
広島市医師会 西区観音本町 1-1-1 232-7321	次の斡旋への協力 ・医師等の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-1）に基づき、本市より要請。	健康福祉局 医療政策課
安佐医師会 安佐南区八木 5-35-2 873-1840			
安芸地区医師会 安芸郡海田町栄町 5-13 823-4931			
広島市歯科医師会 東区二葉の里 3-2-4 262-2662	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-2）に基づき、本市より要請。	健康福祉局 医療政策課
安佐歯科医師会（横畑歯科院内） 安佐北区落合 5-28-12 843-0008			
安芸歯科医師会 東区二葉の里 3-2-4 261-1707			
佐伯歯科医師会（新田歯科院内） 佐伯区染々園 4-13-14 921-7778	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-2）に基づき、本市より要請。	健康福祉局 医療政策課
広島市薬剤師会 東区二葉の里 3-2-1 506-1255	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-3）に基づき、本市より要請。	健康福祉局 医療政策課
安佐薬剤師会 安佐北区可部南 2-2-2-301 562-2973			
安芸薬剤師会 安芸郡府中町青崎南 2-1-101 282-4440			
広島佐伯薬剤師会 佐伯区旭園 2-22 924-5957			

修正後			
修正理由 会長の変更に伴う修正			
第10 医療機関等への応援要請 《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課・医療政策課・精神保健福祉課・精神保健福祉センター、こども未来局こども青少年支援部、危機管理室、消防局警防課・救急課》 大規模な災害の発生により、本節第3の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節第5、第6、第7、第8、第9によりDMAT、DHEAT、DPAT、こども支援チーム、DWATの派遣要請を行うほか、次により応援要請する。			
要請機関	要請内容	摘要	連絡担当課
救急告示病院・診療所	傷病者の収容	資料編3-12-1 「救急告示病院等一覧表」参照。	消防局 警防課・救急課
日本赤十字社広島県支部 中区千田町 2-5-64 241-8811	医療・救護全般	県（健康危機管理課）を通じて要請。ただし緊急を要する場合は、本市より直接要請し県（健康危機管理課）に要請した旨を報告。	健康福祉局 地域共生社会 推進課
広島市医師会 西区観音本町 1-1-1 232-7321	次の斡旋への協力 ・医師等の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-1）に基づき、本市より要請。	健康福祉局 医療政策課
安佐医師会 安佐南区八木 5-35-2 873-1840			
安芸地区医師会 安芸郡海田町栄町 5-13 823-4931			
広島市歯科医師会 東区二葉の里 3-2-4 262-2662	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-2）に基づき、本市より要請。	健康福祉局 医療政策課
安佐歯科医師会（松本歯科院内） 安佐北区亀山 3-1-44 815-5000			
安芸歯科医師会 東区二葉の里 3-2-4 261-1707			
佐伯歯科医師会（栗栖歯科クリニック内） 廿日市市宮内 1097-2 0829-37-1818	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-2）に基づき、本市より要請。	健康福祉局 医療政策課
広島市薬剤師会 東区二葉の里 3-2-1 506-1255	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-3）に基づき、本市より要請。	健康福祉局 医療政策課
安佐薬剤師会 安佐北区可部南 2-2-2-301 562-2973			
安芸薬剤師会 安芸郡府中町青崎南 2-1-101 282-4440			
広島佐伯薬剤師会 佐伯区旭園 2-22 924-5957			

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第15節 廃棄物・土砂の処理対策	頁 195
---	--------------

第2 ごみ及びし尿の処理対策
1～2 (略)
3 し尿の処理
(1) (略)
(2) し尿の収集運搬
ア 特別し尿収集班の編成
浸水地域におけるし尿の応急収集及び指定避難所等に設置した仮設トイレのし尿収集を行うため、次により「特別し尿収集班」の編成を要請する。

区分	編成機関	処理区域	摘要
要 請	(一財) 広島市都市 整備公社	中区 <u>東区(旧安芸町※1を除く。)</u> 南区(※2を除く。) 西区(新庄町を除く。)	① 必要な人員及び車両等については、特別作業計画に基づき要請する。 ② 被災地区が特定の地区に集中し、指定の編成機関では対応が困難な場合は、他の処理区域の編成機関に応援を要請して行う。 ③ 東区(旧安芸町※1)及び安芸区については、安芸地区衛生施設管理組合の責任のもとに処理する。
	浄化槽 清掃業者	南区(※2のみ。) 西区(新庄町)	
	し尿収集 運搬業者 委託業者	安佐南区 安佐北区 佐伯区 (区域ごとに、原則として平時に収集を委託している業者を指定する。)	
	安芸地区衛生施設管理組合	東区(旧安芸町) 安芸区	

- ※1 旧安芸町：東区福田・馬木・温品・上温品
 ※2 青崎一丁目～二丁目、旭一丁目～三丁目、宇品海岸一丁目～三丁目、宇品神田一丁目～五丁目、宇品西一丁目～六丁目、宇品東一丁目～七丁目、宇品御幸一丁目～五丁目、黄金山町、北大河町、楠那町、小磯町、丹那新町、丹那町、月見町、出汐一丁目～四丁目、出島一丁目～四丁目、西旭町、西霞町、西本浦町、西翠町、仁保一丁目～四丁目、仁保沖町、仁保新町一丁目～二丁目、仁保南一丁目～二丁目、日宇那町、東青崎町、東霞町、東本浦町、堀越一丁目～三丁目、本浦町、翠一丁目～五丁目、南大河町、皆実町一丁目～六丁目、向洋大原町、向洋沖町、向洋新町一丁目～四丁目、向洋中町、向洋本町、元宇品町、山城町

修正後

修正理由 処理区域の修正。

第2 ごみ及びし尿の処理対策
1～2 (略)
3 し尿の処理
(1) (略)
(2) し尿の収集運搬
ア 特別し尿収集班の編成
浸水地域におけるし尿の応急収集及び指定避難所等に設置した仮設トイレのし尿収集を行うため、次により「特別し尿収集班」の編成を要請する。

区分	編成機関	処理区域	摘要
要 請	(一財) 広島市都市 整備公社	中区 <u>南区(※2を除く。)</u> <u>西区(新庄町を除く。)</u> <u>東区(旧安芸町※1を除く。)</u>	① 必要な人員及び車両等については、特別作業計画に基づき要請する。 ② 被災地区が特定の地区に集中し、指定の編成機関では対応が困難な場合は、他の処理区域の編成機関に応援を要請して行う。 ④ 東区(旧安芸町※1)及び安芸区については、安芸地区衛生施設管理組合の責任のもとに処理する。
	浄化槽 清掃業者	南区(※2のみ。) 西区(新庄町)	
	し尿収集 運搬業者 委託業者	安佐南区 安佐北区 佐伯区 (区域ごとに、原則として平時に収集を委託している業者を指定する。)	
	安芸地区衛生施設管理組合	東区(旧安芸町) 安芸区	

- ※1 旧安芸町：東区福田・馬木・温品・上温品
 ※2 青崎一丁目～二丁目、旭一丁目～三丁目、宇品海岸一丁目～三丁目、宇品神田一丁目～五丁目、宇品西一丁目～六丁目、宇品東一丁目～七丁目、宇品御幸一丁目～五丁目、黄金山町、北大河町、楠那町、小磯町、丹那新町、丹那町、月見町、出汐一丁目～四丁目、出島一丁目～四丁目、西旭町、西霞町、西本浦町、西翠町、仁保一丁目～四丁目、仁保沖町、仁保新町一丁目～二丁目、仁保南一丁目～二丁目、日宇那町、東青崎町、東霞町、東本浦町、堀越一丁目～三丁目、本浦町、翠一丁目～五丁目、南大河町、皆実町一丁目～六丁目、向洋大原町、向洋沖町、向洋新町一丁目～四丁目、向洋中町、向洋本町、元宇品町、山城町

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第17節 輸送対策	頁 214
第1 道路交通応急対策 1～6 (略) 7 道路施設の応急復旧活動 (1) (略) (2) 応急復旧目標 緊急輸送道路は、 <u>原則として2車線の通行が</u> 確保できるように 応急復旧を行う。	

修正後
修正理由 ・204 ページ「6 道路啓開のための車両等の移動 - (3) 車両等の移動」との整合を図るため。 ・「広島県道路啓開計画 (R6.7)」記載内容との整合を図るため。
第1 道路交通応急対策 1～6 (略) 7 道路施設の応急復旧活動 (1) (略) (2) 応急復旧目標 緊急輸送道路は、 <u>1車線、幅5メートルを基本とし、緊急通行車両の通行を</u> 確保できるように 応急復旧を行う。

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第17節 輸送対策	頁 216
<p>第3 緊急輸送対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 緊急輸送車両等の燃料の確保《危機管理室》</p> <p>緊急輸送車両等に必要な燃料の確保については、「<u>大規模災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定</u>」(資料編参考危予-9)に基づき、<u>広島県石油商業組合</u>に対し<u>協力</u>を要請する。なお、<u>不足する場合には、広島県災害対策本部に必要な措置を要請する。</u></p> <hr/> <hr/>	

修正後
<p>修正理由</p> <p>燃料の供給体制の再構築に伴う修正</p>
<p>第3 緊急輸送対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 緊急輸送車両等の燃料の確保《危機管理室》</p> <p>緊急輸送車両等の燃料の確保が必要な場合は、<u>広島県災害対策本部</u>に対し<u>燃料の供給</u>を要請する。なお、<u>本市要請に対する広島県災害対策本部での対応が困難な場合は、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」(資料編参考危予-9)に基づき、広島県石油商業組合及び広島県石油販売協同組合に対して直接燃料の供給を要請する。</u></p>

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第17節 輸送対策	頁 217
第3 緊急輸送対策 (資料編) 3-17-3 広島市有自動車等一覧表 参考道管-1 大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定(トラック輸送) 参考道管-2 大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定(バス輸送) 参考危予-8 災害時における船舶輸送に関する協定 参考危予-9 <u>大規模災害時における自動車燃料等の供給協力に関する協定</u>	

修正後	
修正理由 協定締結による修正	
第3 緊急輸送対策 (資料編) 3-17-3 広島市有自動車等一覧表 参考道管-1 大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定(トラック輸送) 参考道管-2 大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定(バス輸送) 参考危予-8 災害時における船舶輸送に関する協定 参考危予-9 <u>災害時における石油類燃料の供給等に関する協定</u>	

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第19節 住宅等応急対策	頁 220
<p>第2 応急仮設住宅の建設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 建設方法 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建設基準</p> <p>ア 1戸当たりの規模 被災地域の実情、被災世帯構成等に応じて設定する。</p> <p>イ 1戸当たりの工事費の限度額 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 <u>(令和5年6月16日 内閣府告示第91号)</u> に基づき、<u>6,775,000円以内</u>※とする。</p> <p>※ 設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費</p> <p>ウ 標準仕様 原則、広島県が災害時における応急仮設住宅の建設に関する協力協定を締結している「一般社団法人プレハブ建築協会」、「一般社団法人全国木造建設事業協会」<u>及び「一般社団法人日本ムービングハウス協会」</u>が作成した標準仕様書及び平面プランに基づき計画する。</p> <p>(3) 着工時期 原則として災害発生の日から20日以内とする。</p>	

修正後	
修正理由 制度改正による修正 協定締結による修正	
<p>第2 応急仮設住宅の建設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 建設方法 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建設基準</p> <p>ア 1戸当たりの規模 被災地域の実情、被災世帯構成等に応じて設定する。</p> <p>イ 1戸当たりの工事費の限度額 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 <u>(令和6年8月1日 内閣府告示第102号)</u> に基づき、<u>6,883,000円以内</u>※とする。</p> <p>※ 設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費</p> <p>ウ 標準仕様 原則、広島県が災害時における応急仮設住宅の建設に関する協力協定を締結している「一般社団法人プレハブ建築協会」、「一般社団法人全国木造建設事業協会」、<u>「一般社団法人日本ムービングハウス協会」及び「一般社団法人日本木造住宅産業協会」</u>が作成した標準仕様書及び平面プランに基づき計画する。</p> <p>(3) 着工時期 原則として災害発生の日から20日以内とする。</p>	

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第19節 住宅等応急対策	頁 220～221
<p>第4 住宅の応急修理 《都市整備局建築指導課、各区建築課》 災害救助法が適用され、市長が県知事から委任された場合等において、<u>住家</u>の応急修理を行う。 <u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>1 対象となる者 住宅の応急修理の対象となる者は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</p> <p>2 修理の範囲 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。</p> <p>3 実施期間 住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。</p>	

修正後
<p>修正理由 R5.6 災害救助事務取扱要領にてブルーシートの展張が救助法の対象となったことを踏まえ、広島県地域防災計画と同様に、緊急修理について記載する。</p>
<p>第4 住宅の応急修理 《都市整備局建築指導課、各区建築課》 災害救助法が適用され、市長が県知事から委任された場合等において、<u>住宅</u>の応急修理を行う。</p> <p>1 <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></p> <p>(1) <u>対象となる者</u> <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）の対象となる者は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。</u></p> <p>(2) <u>修理の範囲</u> <u>緊急の修理は、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。</u></p> <p>(3) <u>実施期間</u> <u>緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から原則として10日以内とする。</u></p> <p>2 <u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></p> <p>(1) <u>対象となる者</u> <u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という。）の対象となる者は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</u></p> <p>(2) <u>修理の範囲</u> 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。</p> <p>(3) <u>実施期間</u> 住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。</p>

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第24節 災害救助法の適用等	頁 235
<p>第2 小規模・中規模災害時の応急救助 《健康福祉局健康福祉企画課》</p> <p>1 応急救助の実施及び救助の種類 <u>災害救助法が適用されるに至らない</u>程度の災害の発生に際し、<u>市長は、特に必要があると認めるときは、現に救助を必要とする者に対して、次に掲げる救助を行う。この場合において、市長が必要と認めるときは、これらの救助に替えて金銭を支給してこれを行うことがある。</u></p> <p>(1) <u>一時入所施設（応急仮設住宅を含む。）の供与</u> (2) <u>炊出しその他による食品の給与</u> (3) <u>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</u></p> <hr/> <p>2 災害救助組織の編成方法 災害救助法が適用されない場合の災害救助組織の編成は、「<u>小規模・中規模</u>災害に係る応急救援組織の編成要領」（資料編3-24-2）による。</p> <p>3 救助の程度、方法及び期間 災害救助法による救助の基準に準じる。</p>	

修正後	
<p>修正理由 小規模・中規模災害に係る応急救援組織の編成要領の改正を行う予定のため。</p>	
<p>第2 小規模・中規模災害時の応急救助 《健康福祉局健康福祉企画課》</p> <p>1 応急救助の実施及び救助の種類 <u>災害対策本部等が設置されない</u>程度の災害の発生に際し、「<u>小規模災害に係る応急救援組織の編成要領</u>」（資料編3-24-2）に掲げる救助を行う。</p> <hr/> <p>(1) <u>避難場所の設置、寝具の貸与等</u> (2) <u>児童学用品購入補助（@広島市教育振興会）</u> (3) <u>日本赤十字社からの見舞金品</u> (4) <u>広島市災害見舞金</u> (5) <u>その他の必要とされる支援</u></p> <p>2 災害救助組織の編成方法 災害救助法が適用されない場合の災害救助組織の編成は、「小規模_____災害に係る応急救援組織の編成要領」（資料編3-24-2）による。</p> <p>3 救助の程度、方法及び期間 災害救助法による救助の基準に準じる。</p>	

修正前																	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 239																
第1 公共的団体等への協力要請 1～3 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) (略) (2) 民間団体																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管局・課</th> <th>協力内容</th> <th>団体名</th> <th>資料番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民局</td> <td>国際化推進課 広島市災害多言語支援センターの____運営</td> <td>(公財)広島平和文化センター</td> <td>資料編参考 国際-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		所管局・課	協力内容	団体名	資料番号		(略)			市民局	国際化推進課 広島市災害多言語支援センターの____運営	(公財)広島平和文化センター	資料編参考 国際-1		(略)		
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号														
	(略)																
市民局	国際化推進課 広島市災害多言語支援センターの____運営	(公財)広島平和文化センター	資料編参考 国際-1														
	(略)																

修正後																	
修正理由 協定締結内容の変更のため																	
第1 公共的団体等への協力要請 1～3 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) (略) (2) 民間団体																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管局・課</th> <th>協力内容</th> <th>団体名</th> <th>資料番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民局</td> <td>国際化推進課 広島市災害多言語支援センターの設置運営</td> <td>(公財)広島平和文化センター</td> <td>資料編参考 国際-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		所管局・課	協力内容	団体名	資料番号		(略)			市民局	国際化推進課 広島市災害多言語支援センターの設置運営	(公財)広島平和文化センター	資料編参考 国際-1		(略)		
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号														
	(略)																
市民局	国際化推進課 広島市災害多言語支援センターの設置運営	(公財)広島平和文化センター	資料編参考 国際-1														
	(略)																

修正前																			
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第2節 ガス施設（広島ガス株式会社）	頁 283～284																		
第1 ガス施設の現況 (略)																			
1 (略)																			
2 ガス導管の延長 (広島地区)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>圧力別の導管</th> <th>ガスの圧力範囲</th> <th>延長数(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低 圧</td> <td>0.1Mpa 未満</td> <td><u>2,750</u></td> </tr> <tr> <td>中 圧 B</td> <td>0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満</td> <td>306</td> </tr> <tr> <td>中 圧 A</td> <td>0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満</td> <td><u>188</u></td> </tr> <tr> <td>高 圧</td> <td>1.0Mpa 以上</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td><u>3,265</u></td> </tr> </tbody> </table>	圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)	低 圧	0.1Mpa 未満	<u>2,750</u>	中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	306	中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	<u>188</u>	高 圧	1.0Mpa 以上	21	合 計		<u>3,265</u>	
圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)																	
低 圧	0.1Mpa 未満	<u>2,750</u>																	
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	306																	
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	<u>188</u>																	
高 圧	1.0Mpa 以上	21																	
合 計		<u>3,265</u>																	
3～4 (略)																			
5 整圧器設置数 (広島地区)																			
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>台 数</td> <td><u>551</u>台</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td><u>336</u>ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>	台 数	<u>551</u> 台	箇所数	<u>336</u> ヶ所															
台 数	<u>551</u> 台																		
箇所数	<u>336</u> ヶ所																		

修正後																			
修正理由																			
時点修正																			
第1 ガス施設の現況 (略)																			
1 (略)																			
2 ガス導管の延長 (広島地区)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>圧力別の導管</th> <th>ガスの圧力範囲</th> <th>延長数(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低 圧</td> <td>0.1Mpa 未満</td> <td><u>2,762</u></td> </tr> <tr> <td>中 圧 B</td> <td>0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満</td> <td>306</td> </tr> <tr> <td>中 圧 A</td> <td>0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満</td> <td><u>189</u></td> </tr> <tr> <td>高 圧</td> <td>1.0Mpa 以上</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td><u>3,278</u></td> </tr> </tbody> </table>	圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)	低 圧	0.1Mpa 未満	<u>2,762</u>	中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	306	中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	<u>189</u>	高 圧	1.0Mpa 以上	21	合 計		<u>3,278</u>	
圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)																	
低 圧	0.1Mpa 未満	<u>2,762</u>																	
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	306																	
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	<u>189</u>																	
高 圧	1.0Mpa 以上	21																	
合 計		<u>3,278</u>																	
3～4 (略)																			
5 整圧器設置数 (広島地区)																			
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>台 数</td> <td><u>552</u>台</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td><u>337</u>ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>	台 数	<u>552</u> 台	箇所数	<u>337</u> ヶ所															
台 数	<u>552</u> 台																		
箇所数	<u>337</u> ヶ所																		

修正前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第3節 電信電話施設（西日本電信電話株式会社中国支店、株式会社NTTドコモ中国支社）	頁 292
<p>参考</p> <p style="text-align: center;">NTTグループの情報連絡体制</p> <pre> graph TD A[県市町村防災会議 災害対策本部] --- B[NTT中国支店 災害対策本部] B --- C[NTT西日本 中国支店] B --- D[NTTビジネスソリューションズ 中国支店] B --- E[NTTマーケティングアクト 中国支店] B --- F[NTTフィールドテクノ 中国支店] B --- G[NTTネオメイト 中国支店] B --- H[NTTビジネスアソシエ 西日本中国支店] B --- I[NTTファシリテーズ 中国] B --- J[NTTインフラネット 中国支店] B --- K[NTTドコモ 中国支社] B --- L[NTTコミュニケーションズ] B --- M[情報通信エンジニアリング協会 中国支部] </pre>	

修正後
修正理由 組織変更に伴う変更と削除
<u>(削除)</u>

修正前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設	頁 308
第4 日本通運株式会社	
別表1	
中国・四国 ブロック (中国エリア)	特定支店 一般支店 備考
広島支店 (広島市 南区西蟹屋) <ul style="list-style-type: none"> — 大竹支店 (大竹市東栄) — 福山支店 (福山市鋼管町) — 広島航空支店 (広島市南区西蟹屋) — 山陰支店 (米子市流通町) — 岡山支店 (岡山市北区錦町) — 下関支店 (下関市東大和町) 	防府支店 (防府市駅南町)

修正後	
修正理由 弊社における機構改正が発生したため。	
第4 日本通運株式会社	
別表1	
中国・四国 ブロック (中国エリア)	特定支店 一般支店 備考
広島支店 (広島市 南区西蟹屋) <ul style="list-style-type: none"> — 大竹支店 — 福山支店 — 広島航空支店 (広島市南区西蟹屋) — 山陰支店 (米子市流通町) — 岡山支店 (岡山市北区錦町) — 下関支店 (下関市東大和町) 	(大竹市東栄) (防府市駅南町)

修正前

基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設	頁 310
--	--------------

第5 広島電鉄株式会社

風水害、火災、地震などによる災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、発災後72時間を目安に初動対応を実施し、乗客の生命、身体を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、輸送を確保することを目的とする。

1 施設の概況

(1) 電車事業本部

ア 営業課の名称・所在地

名 称	所 在 地	電 話
営業課	千田営業所	広島市中区東千田町二丁目9-29 242-3552
	江波営業所	広島市中区江波西一丁目24-59 232-9823
	西広島営業所	広島市西区草津南三丁目9-1 276-1056

イ 車庫の名称、所在地及び保有台数

(令和5年9月30日現在)

車 庫 名	所 在 地	車両台数
千田車庫	広島市中区東千田町二丁目9-29	43両+19編成
江波車庫	広島市中区江波西一丁目24-59	29両+2編成
荒手車庫	広島市西区草津南三丁目6-3	43編成

(2) バス事業本部

○ 営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表

(令和5年9月30日現在)

名 称	所 在 地	車両台数	電 話
曙支所	広島市東区曙一丁目7-1	51(0)	262-1982
仁保支所	広島市南区仁保沖町1-92	54(0)	569-5050
広島中央営業所	広島市中区江波西一丁目24-59	56(1)	232-6455
広島南営業所	広島市中区西白島町24-9	81(1)	221-4385
西風新都支所	広島市佐伯区石内北五丁目2-13	56(1)	941-5565
広島北営業所	広島市西区小河内町二丁目18-1	64(1)	231-5171
安佐出張所	広島市安佐北区安佐町飯室1576	9(0)	835-1860

()内は、貸切で内数である。

修正後

修正理由 機構改正のため

第5 広島電鉄株式会社

風水害、火災、地震などによる災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、発災後72時間を目安に初動対応を実施し、乗客の生命、身体を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、輸送を確保することを目的とする。

1 施設の概況

(1) 電車事業本部

ア 営業課の名称・所在地

名 称	所 在 地	電 話
営業課	千田営業所	広島市中区東千田町二丁目9-29 242-3552
	江波営業所	広島市中区江波西一丁目24-59 232-9823
	西広島営業所	広島市西区草津南三丁目9-1 276-1056

イ 車庫の名称、所在地及び保有台数

(令和6年9月30日現在)

車 庫 名	所 在 地	車両台数
千田車庫	広島市中区東千田町二丁目9-29	39両+20編成
江波車庫	広島市中区江波西一丁目24-59	31両+2編成
荒手車庫	広島市西区草津南三丁目6-3	43編成

(2) バス事業本部

○ 営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表

(令和6年9月30日現在)

名 称	所 在 地	車両台数	電 話
曙支所	広島市東区曙一丁目7-1	50(0)	262-1982
仁保支所	広島市南区仁保沖町1-92	54(0)	569-5050
広島中央営業所	広島市中区江波西一丁目24-59	58(1)	232-6455
広島南営業所	広島市中区西白島町24-9	72(1)	221-4385
西風新都支所	広島市佐伯区石内北五丁目2-13	56(1)	941-5565
広島北営業所	広島市西区小河内町二丁目18-1	73(1)	231-5171
(削除)			

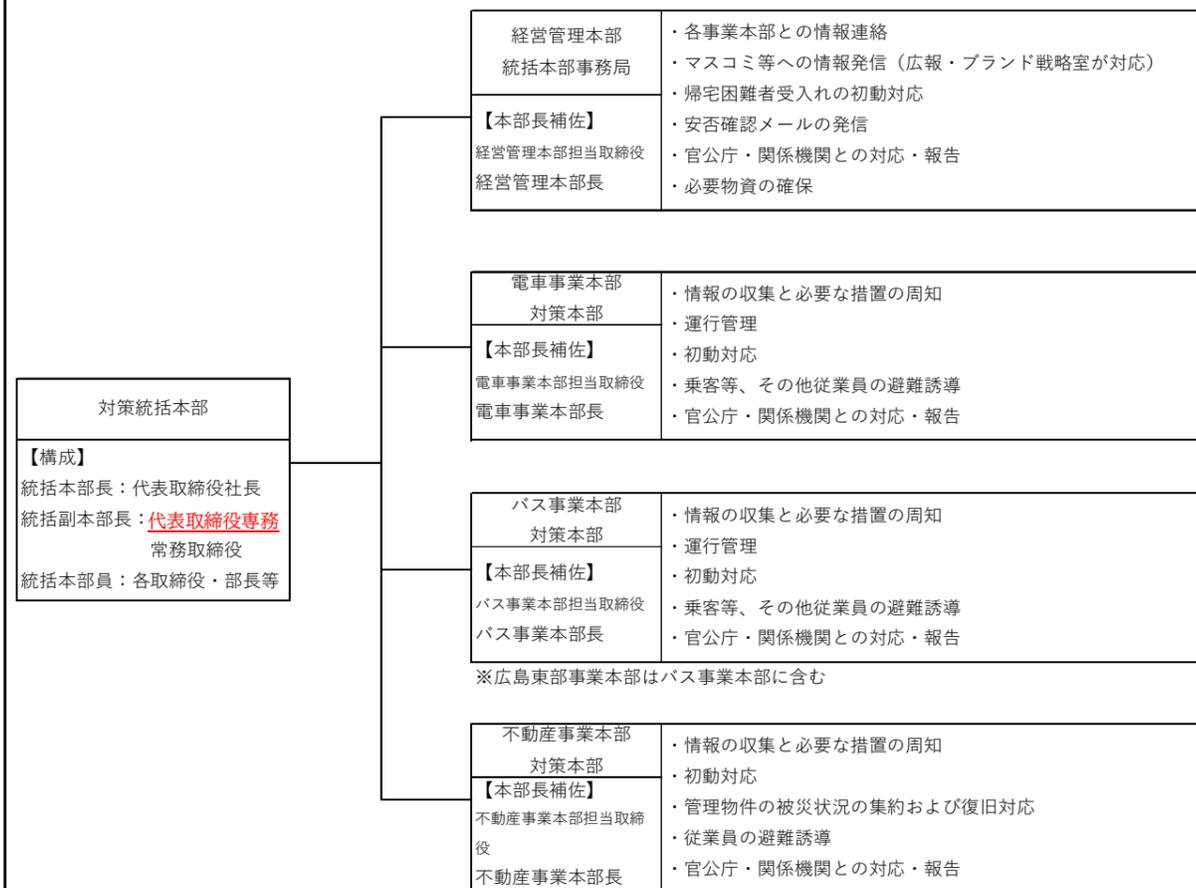
()内は、貸切で内数である。

修正前

基本・風水害対策編
第5章 公益事業等防災計画
第4節 交通輸送施設

頁
312

第5 広島電鉄株式会社
(略)
1～2 (略)
3 初動対策
(1) 非常事態時の体制
【レベル1】 (略)
【レベル2】
(略)

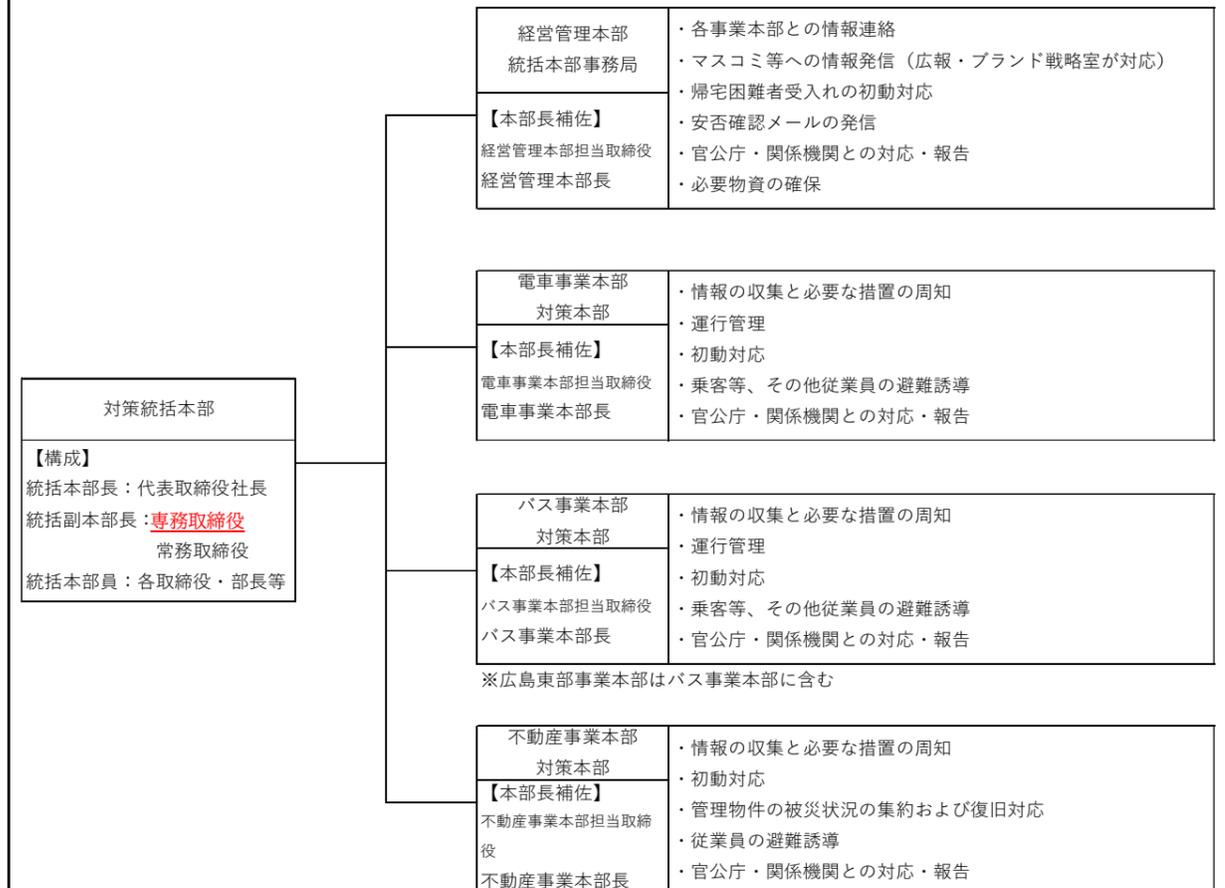


修正後

修正理由
役職名変更のため

代表取締役専務 → 専務取締役

第5 広島電鉄株式会社
(略)
1～2 (略)
3 初動対策
(1) 非常事態時の体制
【レベル1】 (略)
【レベル2】
(略)



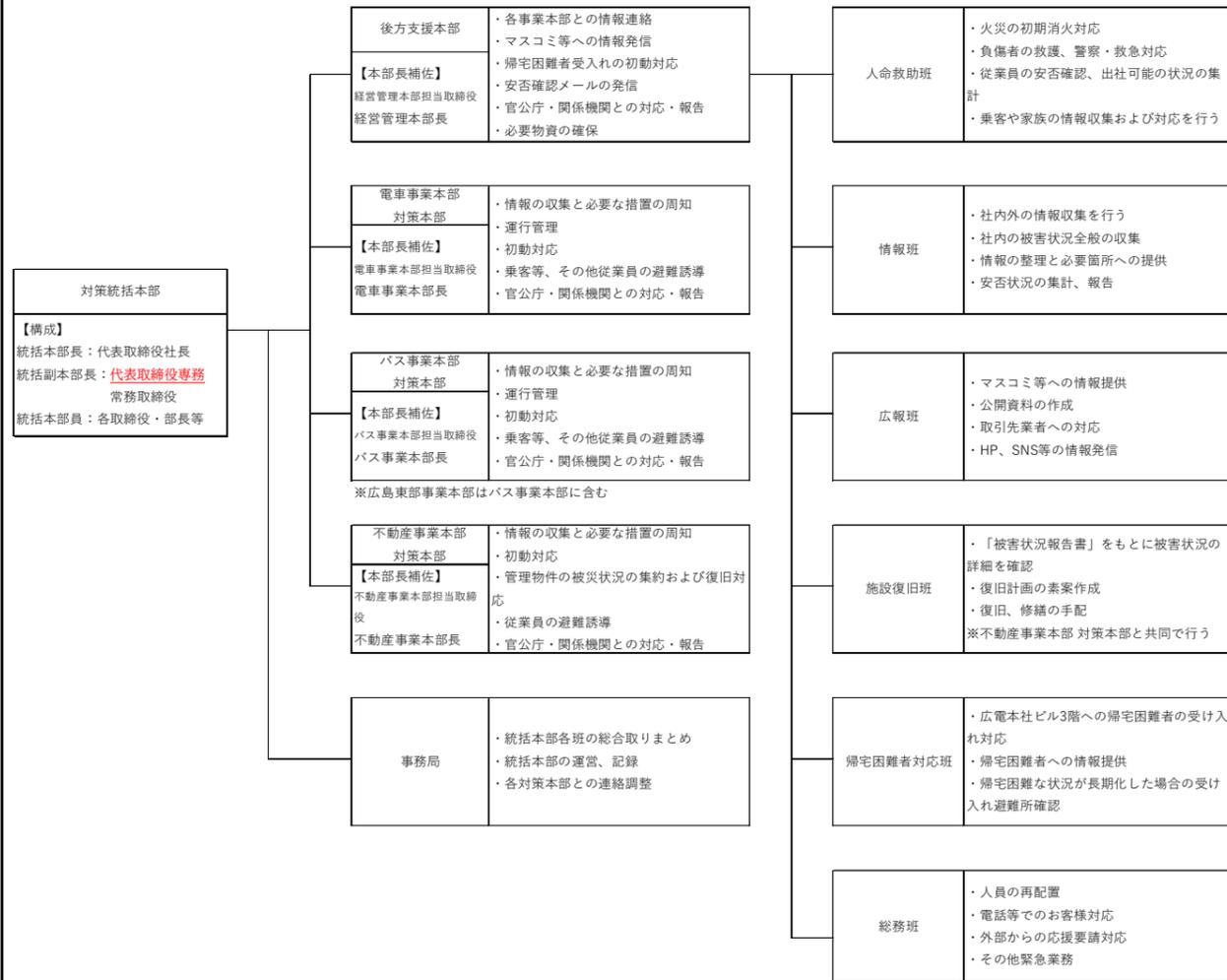
修正前

基本・風水害対策編
第5章 公益事業等防災計画
第4節 交通輸送施設

頁

313

【レベル3-1】(初動対応) 想定日数：3日程度
(略)

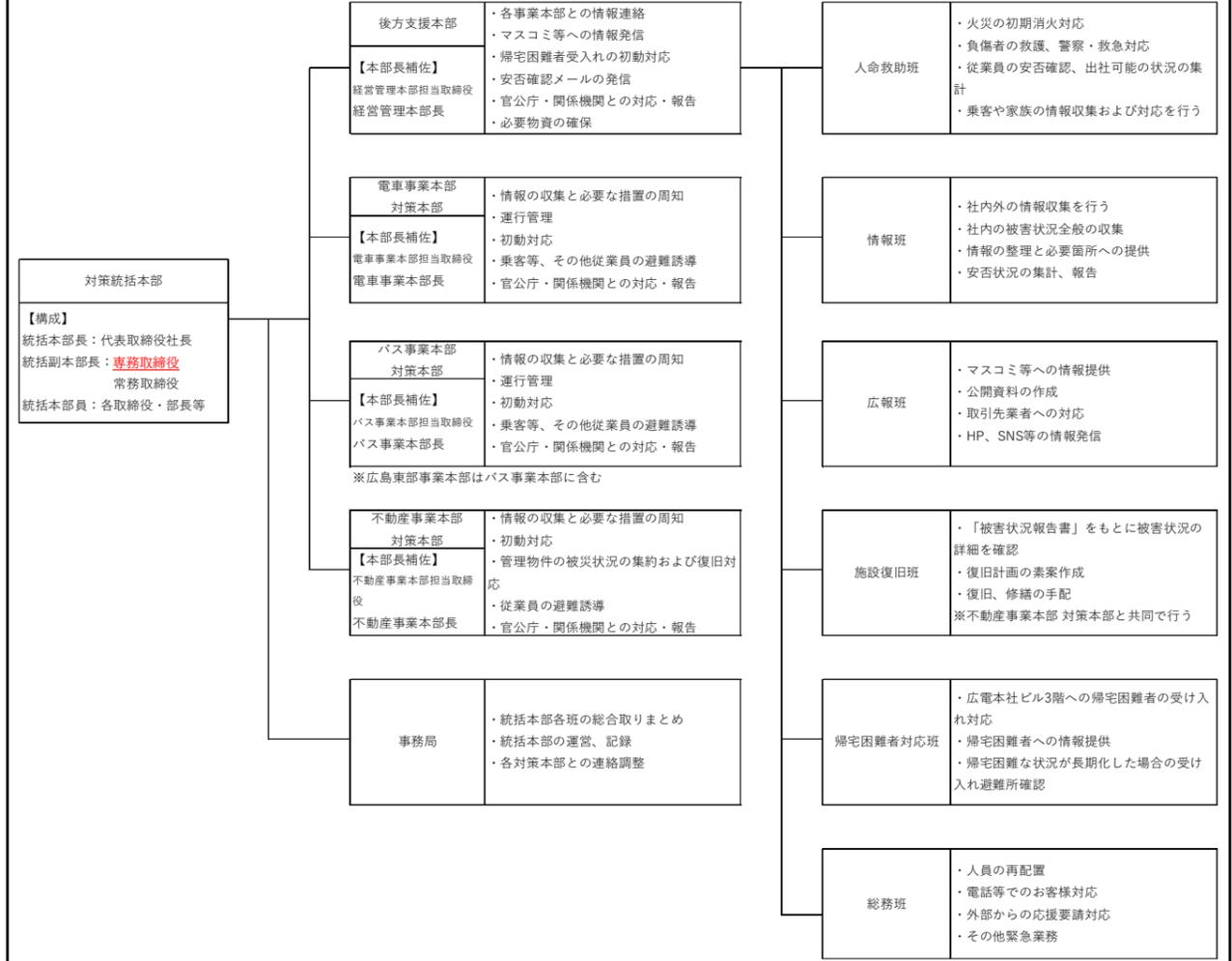


修正後

修正理由
役職名変更のため

代表取締役専務 → 専務取締役

【レベル3-1】(初動対応) 想定日数：3日程度
(略)



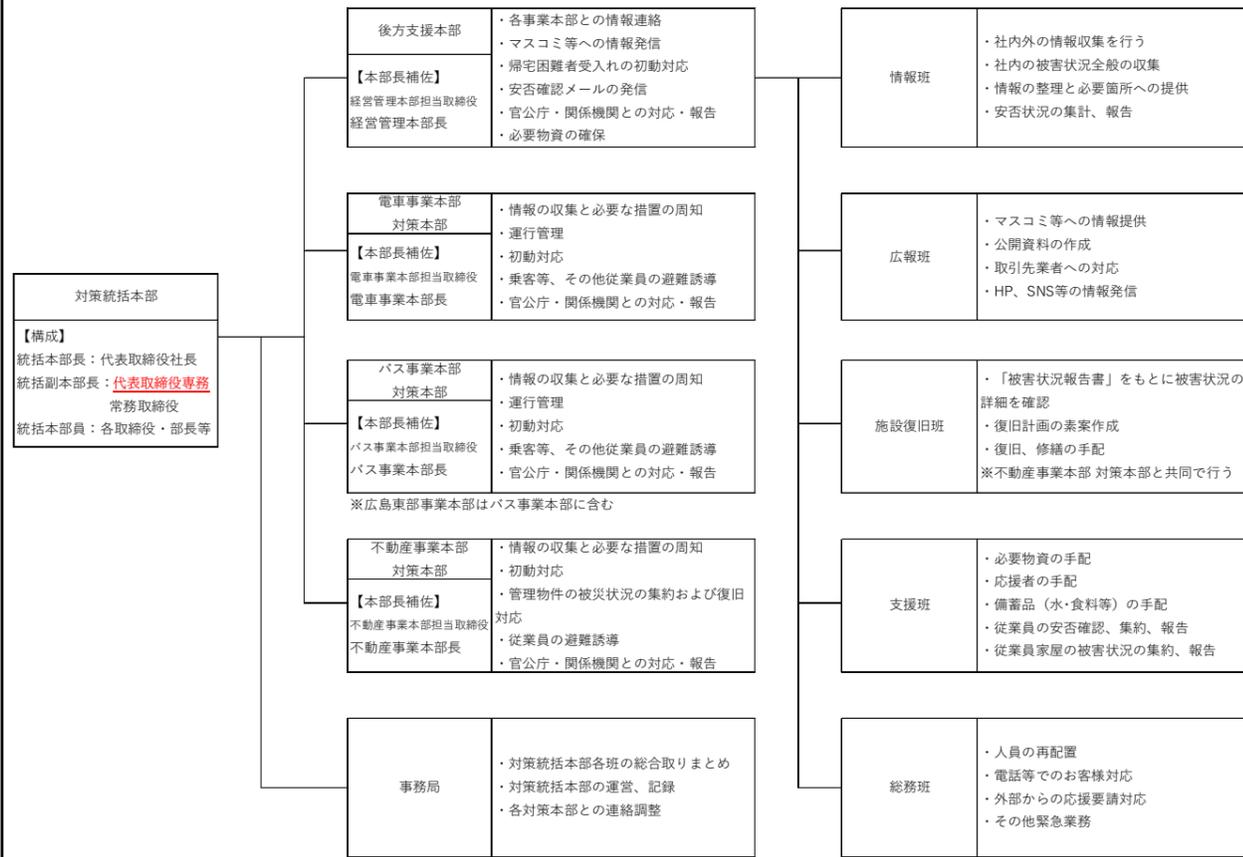
修正前

基本・風水害対策編
第5章 公益事業等防災計画
第4節 交通輸送施設

頁

314

【レベル3-2】(復旧対応) 想定日数：2週間程度
レベル3-1の初動対応が完了後、体制を移行する。

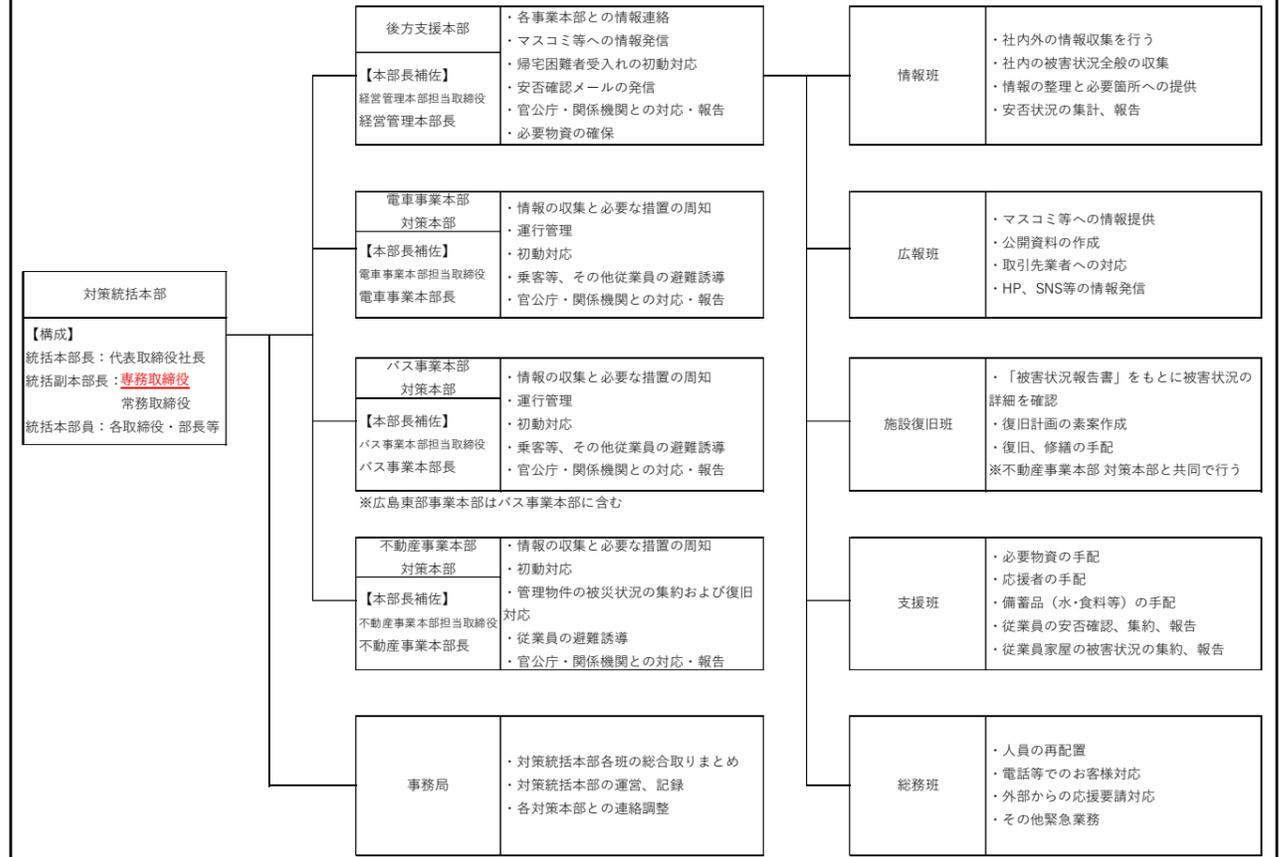


修正後

修正理由
役職名変更のため

代表取締役専務 → 専務取締役

【レベル3-2】(復旧対応) 想定日数：2週間程度
レベル3-1の初動対応が完了後、体制を移行する。



修正前

基本・風水害対策編
 第5章 公益事業等防災計画
 第4節 交通輸送施設

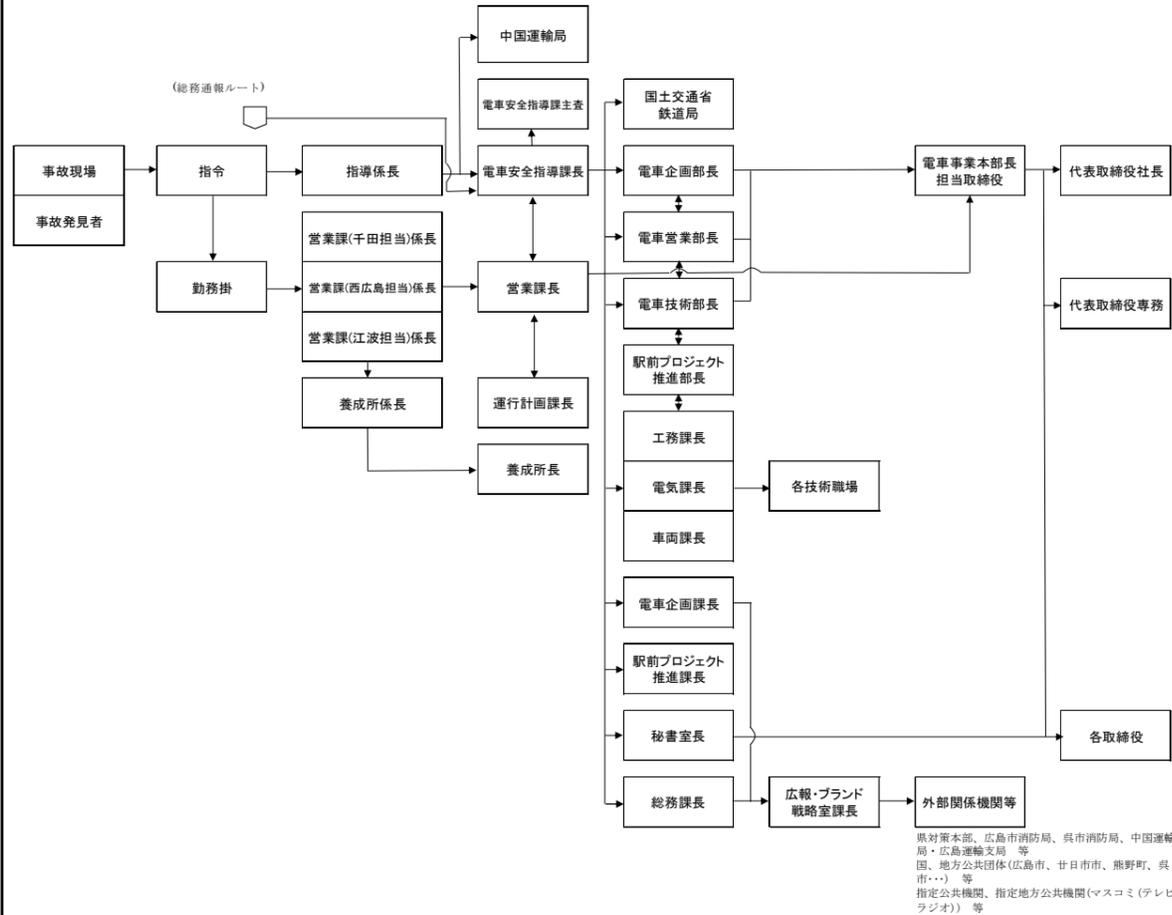
頁
 314

第5 広島電鉄株式会社

- (略)
- 1～2 (略)
- 3 初動対策
 - (1) (略)
 - (2) 通報連絡体制

広島市危機管理室との連絡場所を経営管理本部総務部総務課とする。

- 災害発生時の通報ルート
- ア 電車事業本部



県対策本部、広島市消防局、呉市消防局、中国運輸局・広島運輸支局等
 国、地方公共団体(広島市、廿日市市、熊野町、呉市...)等
 指定公共機関、指定地方公共機関(マスコミ(テレビ・ラジオ))等

修正後

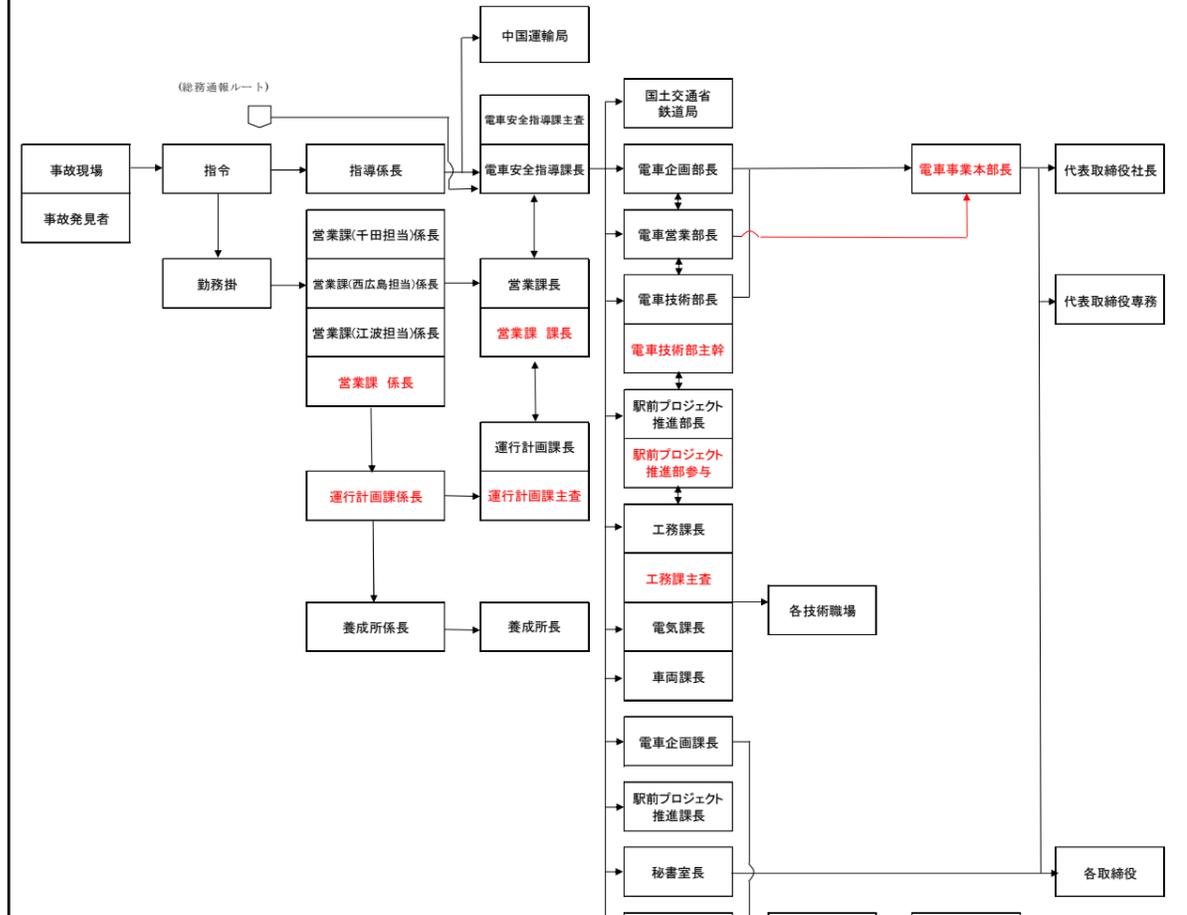
修正理由
 機構改正のため
 通報ルートの変更

第5 広島電鉄株式会社

- (略)
- 1～2 (略)
- 3 初動対策
 - (1) (略)
 - (2) 通報連絡体制

広島市危機管理室との連絡場所を経営管理本部総務部総務課とする。

- 災害発生時の通報ルート
- ア 電車事業本部



県対策本部、広島市消防局、呉市消防局、中国運輸局・広島運輸支局等
 国、地方公共団体(広島市、廿日市市、熊野町、呉市...)等
 指定公共機関、指定地方公共機関(マスコミ(テレビ・ラジオ))等

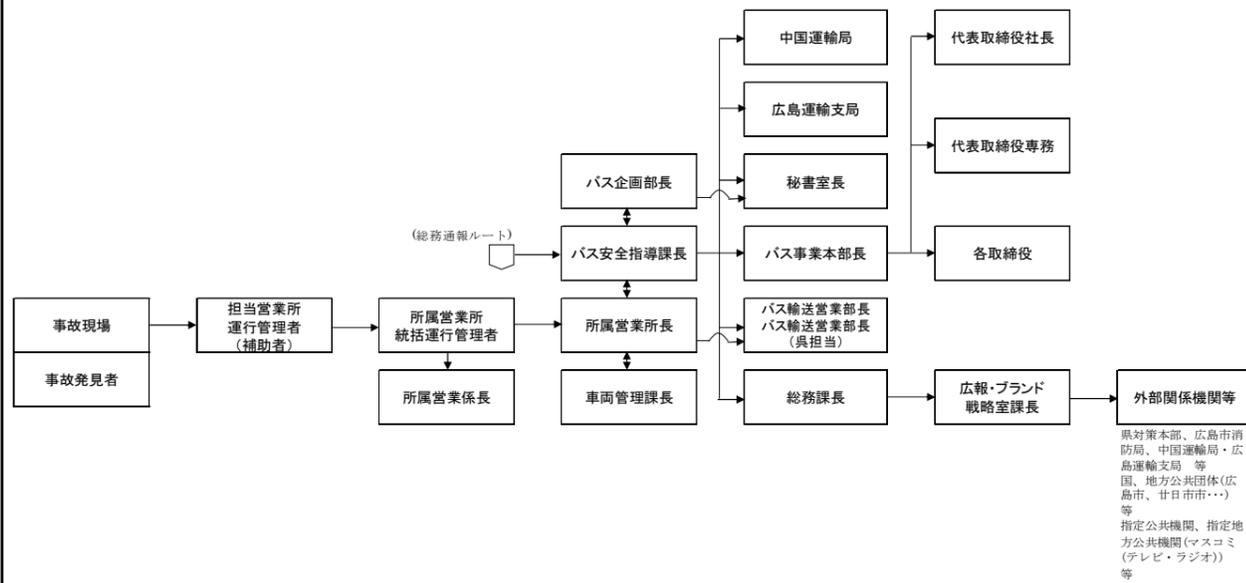
修正前

基本・風水害対策編
 第5章 公益事業等防災計画
 第4節 交通輸送施設
 第5 広島電鉄株式会社

頁

315

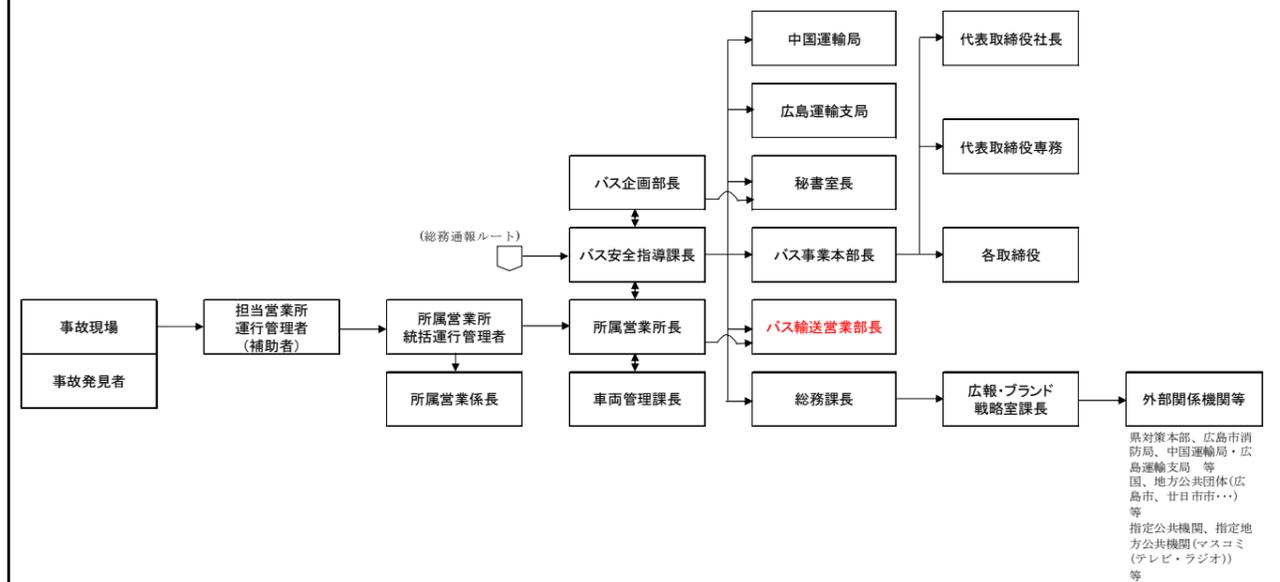
イ バス事業本部



修正後

修正理由
 機構改正のため
 通報ルートの変更 ※バス輸送営業部長（呉担当）を削除

イ バス事業本部



修正前											
地域防災計画（基本・風水害編） 第5章 公益事業等防災計画 第5節 放送機関	頁 332										
第1 日本放送協会広島放送局 1 (略) 2 災害対策本部の設置 発災時において、広島放送局内に「災害対策本部」を設置し、災害応急対策に万全を期する。 (1) 組織											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長 局長</td> <td>* 災害に関する重要事項の審議・決定</td> </tr> <tr> <td>副本部長 副局長</td> <td>* 各部における緊急計画の調整</td> </tr> <tr> <td>事務局長 <u>企画専任部長</u></td> <td>* 災害対策についての対外折衝</td> </tr> <tr> <td>本部員 各対策部長</td> <td>* 災害に関する情報の収集・連絡</td> </tr> </tbody> </table>	災害対策本部		本部長 局長	* 災害に関する重要事項の審議・決定	副本部長 副局長	* 各部における緊急計画の調整	事務局長 <u>企画専任部長</u>	* 災害対策についての対外折衝	本部員 各対策部長	* 災害に関する情報の収集・連絡	
災害対策本部											
本部長 局長	* 災害に関する重要事項の審議・決定										
副本部長 副局長	* 各部における緊急計画の調整										
事務局長 <u>企画専任部長</u>	* 災害対策についての対外折衝										
本部員 各対策部長	* 災害に関する情報の収集・連絡										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">放送対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンテンツセンター長</td> <td>* 安否情報・生活情報・ニュースの編成・取材・送出 * データ放送、ライフライン放送の実施 * 災害情報HPの公開</td> </tr> </tbody> </table>	放送対策部		コンテンツセンター長	* 安否情報・生活情報・ニュースの編成・取材・送出 * データ放送、ライフライン放送の実施 * 災害情報HPの公開							
放送対策部											
コンテンツセンター長	* 安否情報・生活情報・ニュースの編成・取材・送出 * データ放送、ライフライン放送の実施 * 災害情報HPの公開										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設・受信対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術 専任部長</td> <td>* 放送施設の被災状況収集と電波確保 * 送信・制作・送出技術現場の要員・機材確保等 * 避難所等での放送受信の確保</td> </tr> </tbody> </table>	施設・受信対策部		技術 専任部長	* 放送施設の被災状況収集と電波確保 * 送信・制作・送出技術現場の要員・機材確保等 * 避難所等での放送受信の確保							
施設・受信対策部											
技術 専任部長	* 放送施設の被災状況収集と電波確保 * 送信・制作・送出技術現場の要員・機材確保等 * 避難所等での放送受信の確保										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">視聴者対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メディア展開専任部長</td> <td>* 視聴者への情報の周知 * 視聴者対応活動の円滑な実施 * 放送支援の実施</td> </tr> </tbody> </table>	視聴者対策部		メディア展開専任部長	* 視聴者への情報の周知 * 視聴者対応活動の円滑な実施 * 放送支援の実施							
視聴者対策部											
メディア展開専任部長	* 視聴者への情報の周知 * 視聴者対応活動の円滑な実施 * 放送支援の実施										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">営業対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴者リレーションセンター長</td> <td>* 視聴者に対する受信の確保 * 委託取次収納員等に対する支援活動の円滑な実施 * 放送支援の実施</td> </tr> </tbody> </table>	営業対策部		視聴者リレーションセンター長	* 視聴者に対する受信の確保 * 委託取次収納員等に対する支援活動の円滑な実施 * 放送支援の実施							
営業対策部											
視聴者リレーションセンター長	* 視聴者に対する受信の確保 * 委託取次収納員等に対する支援活動の円滑な実施 * 放送支援の実施										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">管理対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>資源管理 専任部長</u></td> <td>* 局舎管理・生活必需品の確保等多岐にわたる現場支援 * 職員・家族の安否確認 * 放送支援の実施</td> </tr> </tbody> </table>	管理対策部		<u>資源管理 専任部長</u>	* 局舎管理・生活必需品の確保等多岐にわたる現場支援 * 職員・家族の安否確認 * 放送支援の実施							
管理対策部											
<u>資源管理 専任部長</u>	* 局舎管理・生活必需品の確保等多岐にわたる現場支援 * 職員・家族の安否確認 * 放送支援の実施										

修正後											
修正理由 管理体制の変更のため											
第1 日本放送協会広島放送局 1 (略) 2 災害対策本部の設置 発災時において、広島放送局内に「災害対策本部」を設置し、災害応急対策に万全を期する。 (1) 組織											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長 局長</td> <td>* 災害に関する重要事項の審議・決定</td> </tr> <tr> <td>副本部長 副局長</td> <td>* 各部における緊急計画の調整</td> </tr> <tr> <td>事務局長 <u>経営管理センター専任部長</u></td> <td>* 災害対策についての対外折衝</td> </tr> <tr> <td>本部員 各対策部長</td> <td>* 災害に関する情報の収集・連絡</td> </tr> </tbody> </table>	災害対策本部		本部長 局長	* 災害に関する重要事項の審議・決定	副本部長 副局長	* 各部における緊急計画の調整	事務局長 <u>経営管理センター専任部長</u>	* 災害対策についての対外折衝	本部員 各対策部長	* 災害に関する情報の収集・連絡	
災害対策本部											
本部長 局長	* 災害に関する重要事項の審議・決定										
副本部長 副局長	* 各部における緊急計画の調整										
事務局長 <u>経営管理センター専任部長</u>	* 災害対策についての対外折衝										
本部員 各対策部長	* 災害に関する情報の収集・連絡										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">放送対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンテンツセンター長</td> <td>* 安否情報・生活情報・ニュースの編成・取材・送出 * データ放送、ライフライン放送の実施 * 災害情報HPの公開</td> </tr> </tbody> </table>	放送対策部		コンテンツセンター長	* 安否情報・生活情報・ニュースの編成・取材・送出 * データ放送、ライフライン放送の実施 * 災害情報HPの公開							
放送対策部											
コンテンツセンター長	* 安否情報・生活情報・ニュースの編成・取材・送出 * データ放送、ライフライン放送の実施 * 災害情報HPの公開										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設・受信対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術 専任部長</td> <td>* 放送施設の被災状況収集と電波確保 * 送信・制作・送出技術現場の要員・機材確保等 * 避難所等での放送受信の確保</td> </tr> </tbody> </table>	施設・受信対策部		技術 専任部長	* 放送施設の被災状況収集と電波確保 * 送信・制作・送出技術現場の要員・機材確保等 * 避難所等での放送受信の確保							
施設・受信対策部											
技術 専任部長	* 放送施設の被災状況収集と電波確保 * 送信・制作・送出技術現場の要員・機材確保等 * 避難所等での放送受信の確保										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">視聴者対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メディア展開専任部長</td> <td>* 視聴者への情報の周知 * 視聴者対応活動の円滑な実施 * 放送支援の実施</td> </tr> </tbody> </table>	視聴者対策部		メディア展開専任部長	* 視聴者への情報の周知 * 視聴者対応活動の円滑な実施 * 放送支援の実施							
視聴者対策部											
メディア展開専任部長	* 視聴者への情報の周知 * 視聴者対応活動の円滑な実施 * 放送支援の実施										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">営業対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴者リレーションセンター長</td> <td>* 視聴者に対する受信の確保 * 委託取次収納員等に対する支援活動の円滑な実施 * 放送支援の実施</td> </tr> </tbody> </table>	営業対策部		視聴者リレーションセンター長	* 視聴者に対する受信の確保 * 委託取次収納員等に対する支援活動の円滑な実施 * 放送支援の実施							
営業対策部											
視聴者リレーションセンター長	* 視聴者に対する受信の確保 * 委託取次収納員等に対する支援活動の円滑な実施 * 放送支援の実施										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">管理対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>経営管理センター専任部長</u></td> <td>* 局舎管理・生活必需品の確保等多岐にわたる現場支援 * 職員・家族の安否確認 * 放送支援の実施</td> </tr> </tbody> </table>	管理対策部		<u>経営管理センター専任部長</u>	* 局舎管理・生活必需品の確保等多岐にわたる現場支援 * 職員・家族の安否確認 * 放送支援の実施							
管理対策部											
<u>経営管理センター専任部長</u>	* 局舎管理・生活必需品の確保等多岐にわたる現場支援 * 職員・家族の安否確認 * 放送支援の実施										

修正前	
水防計画 第4章 避難対策 第1節 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	頁 410
<p>第1 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の判断基準 (略)</p> <p>1 土砂災害を警戒する場合 大雨注意報が発表された後、土砂災害の危険性を判断する際には、土砂災害に関するメッシュ情報(※)等を情報として活用し、市域に影響を及ぼす雨域の動き方や急激に発生する雨雲等に十分注意しつつ、気象庁が発表する降水短時間予報、広島地方气象台と広島県土木建築局砂防課が発表する土砂災害警戒情報及び広島地方气象台等からの気象予測等の情報を踏まえる。 また、局地的な大雨や集中豪雨の頻発を踏まえ、降雨の実況監視強化、雨域の発達、移動過程の観測を行うため、<u>XRAIN GIS版</u>を活用する。 その他、大雨警報(土砂災害)発表後は、実効雨量(72時間半減期)を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報(※)の補完情報として参照する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 洪水を警戒する場合 基準水位に達した場合において、洪水の危険性を判断する際には、今後の降雨に関する情報のほか、上流域での既往降水量、上流の水位観測情報及び国土交通省太田川河川事務所、県等からの水位情報を踏まえる。 また、局地的な大雨や集中豪雨の頻発を踏まえ、降雨の実況監視強化、雨域の発達、移動過程の観測を行うため、<u>XRAIN GIS版</u>を活用する。</p>	

修正後
<p>修正理由</p> <p>XRAIN GIS版から川の防災情報に統合されたため。</p>
<p>第1 (略)</p> <p>1 土砂災害を警戒する場合 大雨注意報が発表された後、土砂災害の危険性を判断する際には、土砂災害に関するメッシュ情報(※)等を情報として活用し、市域に影響を及ぼす雨域の動き方や急激に発生する雨雲等に十分注意しつつ、気象庁が発表する降水短時間予報、広島地方气象台と広島県土木建築局砂防課が発表する土砂災害警戒情報及び広島地方气象台等からの気象予測等の情報を踏まえる。 また、局地的な大雨や集中豪雨の頻発を踏まえ、降雨の実況監視強化、雨域の発達、移動過程の観測を行うため、<u>国土交通省 川の防災情報</u>を活用する。 その他、大雨警報(土砂災害)発表後は、実効雨量(72時間半減期)を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報(※)の補完情報として参照する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 洪水を警戒する場合 基準水位に達した場合において、洪水の危険性を判断する際には、今後の降雨に関する情報のほか、上流域での既往降水量、上流の水位観測情報及び国土交通省太田川河川事務所、県等からの水位情報を踏まえる。 また、局地的な大雨や集中豪雨の頻発を踏まえ、降雨の実況監視強化、雨域の発達、移動過程の観測を行うため、<u>国土交通省 川の防災情報</u>を活用する。</p>

修正前			
水防計画 第4章 避難対策 第1節 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	頁 413		
第5 避難指示等の発令 1 実施担当機関：原則区長 2 避難指示等の区分			
区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難指示 レベル4	災害が発生するおそれが高い状況等あり、避難を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※ (エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム (聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。) (エ) 市ホームページ (オ) SNS(X、Facebook、LINE) (カ) 県防災情報システムを通じたLアラート
緊急安全確保 レベル5	災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況において、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	(キ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ク) サイレン (ケ) 避難誘導アプリ ※1 その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※2 (ク)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・ 消防団員 へ操作依頼する。	(キ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ク) サイレン (ケ) 避難誘導アプリ ※1 その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※2 (ク)の一部は、あらかじめ定められた消防職員_____へ操作依頼する。
3～6 (略)			
7 避難指示等を伝達する場合は、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など要配慮者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。 また、遠隔操作化されていないサイレンについては、あらかじめ定められた消防職員・ 消防団員 へ区役所・消防署からサイレン吹鳴の操作依頼を行う。			

修正後			
修正理由 消防団車庫のサイレンを遠隔操作化したことにより、消防団員によるサイレンの吹鳴操作が不要となったため。			
第5 避難指示等の発令 1 実施担当機関：原則区長 2 避難指示等の区分			
区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難指示 レベル4	災害が発生するおそれが高い状況等あり、避難を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※ (エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム (聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。) (エ) 市ホームページ (オ) SNS(X、Facebook、LINE) (カ) 県防災情報システムを通じたLアラート
緊急安全確保 レベル5	災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況において、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	(キ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ク) サイレン (ケ) 避難誘導アプリ ※1 その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※2 (ク)の一部は、あらかじめ定められた消防職員_____へ操作依頼する。	(キ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ク) サイレン (ケ) 避難誘導アプリ ※1 その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※2 (ク)の一部は、あらかじめ定められた消防職員_____へ操作依頼する。
3～6 (略)			
7 避難指示等を伝達する場合は、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など要配慮者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。 また、遠隔操作化されていないサイレンについては、あらかじめ定められた消防職員_____へ区役所からサイレン吹鳴の操作依頼を行う。			

修正前	
水防計画 第4章 避難対策 第6節 指定緊急避難場所等の開設等	頁 429
<p>第6 指定避難所の管理運営</p> <p>1 (略)</p> <p>2 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。</p> <p>_____また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。</p> <p>3 区長は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定避難所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、避難生活が長期化する場合には、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、_____プライバシー及び入浴機会の確保並びに要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう、また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するよう配慮する。</p> <p>例えば、_____授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみ世帯や要配慮者等に考慮した居住スペース（多目的トイレなど）の設定に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>仮設トイレ・更衣室・入浴施設等の設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。</p> <p>4～8 (略)</p>	

修正後
<p>修正理由</p> <p>聴覚障害者等要配慮者を含めた避難者に常時適切な情報提供等を行うため 防災基本計画修正に対応するため</p>
<p>第6 指定避難所の管理運営</p> <p>1 (略)</p> <p>2 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。 避難者への情報提供に当たっては、掲示や筆談用具を用意するなど、常時適切な情報提供に努める。また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。</p> <p>3 区長は、_____感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定避難所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、_____避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、資機材を活用したプライバシー及び入浴機会の確保並びに要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう、また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するよう配慮する。</p> <p>例えば、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみ世帯や要配慮者等に考慮した居住スペース（多目的トイレなど）の設定に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>仮設トイレ・更衣室・入浴施設等の設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。</p> <p>4～8 (略)</p>

修正前			
水防計画 第6章 河川管理者による水防活動への協力 第2節 太田川河川事務所長による協力	頁 432		
(略)			
第1 河川管理者の水防活動への協力の範囲 河川管理者の水防活動への協力の対象区間は、国管理区間とする。			
河川名等	上流端	下流端	延長 (km)
おおたがわ 太田川	広島県山県郡安芸太田町字野為 1138 番 の2地先の国道橋	海に至る	73.8
きゅうおおたがわ 旧太田川	太田川からの分派点	海に至る	8.67
てんまがわ 天満川	旧太田川からの分派点	海に至る	6.4
もよやすがわ 元安川	旧太田川からの分派点	旧太田川への合流点	5.4
へきかがわ 戸坂川	左岸：広島県広島市東区戸坂千足2丁目 901番の2地先 右岸：広島県広島市東区戸坂千足2丁目 954番の2地先	太田川への合流点	0.1
ふるかわ 吉川	太田川からの分派点	太田川への合流点	7.2
みきさがわ 三篠川	左岸：広島県広島市安佐北区狩留家町字 黒王 1028 番地先 右岸：広島県広島市安佐北区狩留家町字 六宗 1018 番地先	太田川への合流点	9.45
ねのたにがわ 根谷川	左岸：広島県広島市安佐北区可部町下町 屋字土居 426 番の2地先 右岸：広島県広島市安佐北区可部町下町 屋字横側 2270 番先	太田川への合流点	5.45
たきやまがわ 滝山川	<u>左岸：広島県山県郡安芸太田町字猪山国 有林地先</u> <u>右岸：広島県山県郡安芸太田町字猪山向 イ山黒滝 323 番 30 地先</u>	太田川への合流点	12.9

修正後			
修正理由 住所に変更があるため			
(略)			
第1 河川管理者の水防活動への協力の範囲 河川管理者の水防活動への協力の対象区間は、国管理区間とする。			
河川名等	上流端	下流端	延長 (km)
おおたがわ 太田川	広島県山県郡安芸太田町字野為 1138 番 の2地先の国道橋	海に至る	73.8
きゅうおおたがわ 旧太田川	太田川からの分派点	海に至る	8.67
てんまがわ 天満川	旧太田川からの分派点	海に至る	6.4
もよやすがわ 元安川	旧太田川からの分派点	旧太田川への合流点	5.4
へきかがわ 戸坂川	左岸：広島県広島市東区戸坂千足2丁目 901番の2地先 右岸：広島県広島市東区戸坂千足2丁目 954番の2地先	太田川への合流点	0.1
ふるかわ 吉川	太田川からの分派点	太田川への合流点	7.2
みきさがわ 三篠川	左岸：広島県広島市安佐北区狩留家町字 黒王 1028 番地先 右岸：広島県広島市安佐北区狩留家町字 六宗 1018 番地先	太田川への合流点	9.45
ねのたにがわ 根谷川	左岸：広島県広島市安佐北区可部町下町 屋字土居 426 番の2地先 右岸：広島県広島市安佐北区可部町下町 屋字横側 2270 番先	太田川への合流点	5.45
たきやまがわ 滝山川	<u>左岸：広島県山県郡安芸太田町字榎平山 国有林 228 林班い小班地先</u> <u>右岸：広島県山県郡安芸太田町字向い山 黒滝 323 番 2 地先</u>	太田川への合流点	12.9

修正前		
水防計画 第6章 河川管理者による水防活動への協力 第2節 太田川河川事務所長による協力	頁	433
第2 河川管理者の協力が必要な事項 (略)		
1 本市に対する、河川に関する情報の提供		
内容	提供手段	提供方法等
雨量・水位のデータ	太田川河川事務所ホームページ	http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/map/index.html
	市町村向け川の防災情報(要ID・PW)	http://city.river.go.jp/title_city.html
	広島県ホームページ(広島県防災WEB)	http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/info/disp?disp=10100
	TV(地上デジタル放送)	NHK(総合:1チャンネル)のデータ放送(生活・防災情報)
河川(定点)のライブ映像	太田川河川事務所ホームページ	http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/map/camera_seishi_ichiran.html
河川水位・潮位の予測	太田川・小瀬川水位予測システム 太田川・小瀬川潮位予測システム	予測結果により必要に応じて、 第3の連絡窓口で情報提供
洪水時の河川巡視結果 排水機場等河川管理施設の操作状況 CCTV画像(キャプチャによる静止画像) ヘリ巡視画像 洪水痕跡・浸水状況調査結果	主にメール	水防管理団体の要望により、 第3の連絡窓口で情報提供

修正後		
修正理由 提供手段やアドレスに修正があるため		
第2 河川管理者の協力が必要な事項 (略)		
1 本市に対する、河川に関する情報の提供		
内容	提供手段	提供方法等
雨量・水位のデータ	川の防災情報	http://www.river.go.jp/index
	市町村向け川の防災情報(要ID・PW)	http://city.river.go.jp/title_city.html
	広島県ホームページ(広島県防災WEB)	http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/info/disp?disp=10100
	TV(地上デジタル放送)	NHK(総合:1チャンネル)のデータ放送(生活・防災情報)
河川(定点)のライブ画像	川の防災情報	http://www.river.go.jp/index
河川水位____の予測	主にメールまたは電話	予測結果により必要に応じて、 第3の連絡窓口で情報提供
洪水時の河川巡視結果 排水機場等河川管理施設の操作状況 CCTV画像(キャプチャによる静止画像) ヘリ巡視画像 洪水痕跡・浸水状況調査結果	主にメール	水防管理団体の要望により、 第3の連絡窓口で情報提供

修正前

水防計画 別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所 1 水位の観測場所	頁 435、436
--	------------------

(2) 広島県水位観測所<<県西部建設事務所>>

河川名	観測所名	情報入手先	位置	堤防高		基準水位 (m)			
				左岸(m) 右岸(m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	
安川上	安	河川情報センター	安佐南区相田二丁目地先	5.20	3.25	2.85	2.70	2.35	
				5.20					
瀬野川石	原	〃	安芸郡海田町石原地先	4.60	2.90	2.20	1.90	1.10	
				4.30					
瀬野川瀬	野	〃	安芸区瀬野一丁目1123地先	4.40	2.00	1.80	1.50	-	
				4.05					
八幡川中	地	〃	佐伯区八幡東一丁目33	4.00	3.50	3.15	2.50	1.70	
				4.75					
三篠川	向原	〃	安芸高田市向原町長田字田屋 3462-2 地先	4.00	1.30	1.15	1.05	0.65	
				3.12					
根谷川三入南	〃	〃	安佐北区三入三丁目	3.58	1.65	1.35	1.30	0.75	
				3.66					
水内川菅沢	〃	〃	佐伯区湯来町菅沢字向志割 531 地先	6.86	3.50	3.25	2.40	1.50	
				6.94					
八幡川小深川	河川情報センター	〃	佐伯区五日市町下小深川椎木 33-3	5.80	-	-	-	-	
				4.20					
〃白川	〃	〃	佐伯区五日市町向原	5.70	-	-	-	-	
				6.78					

(以下略)

修正後

修正理由 県水防計画書との整合を確認したところ、異なっている部分があったため。
--

(2) 広島県水位観測所<<県西部建設事務所>>

河川名	観測所名	情報入手先	位置	堤防高		基準水位 (m)			
				左岸(m) 右岸(m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	
安川上	安	河川情報センター	安佐南区相田二丁目地先	5.20	3.25	2.85	2.70	2.35	
				5.20					
瀬野川石	原	〃	安芸郡海田町石原地先	4.60	2.90	2.20	1.90	1.10	
				4.30					
瀬野川瀬	野	〃	安芸区瀬野一丁目1123地先	4.40	2.00	1.80	1.50	-	
				4.05					
八幡川中	地	〃	佐伯区八幡東一丁目33	4.00	3.50	3.15	2.50	1.70	
				4.75					
三篠川	向原	〃	安芸高田市向原町長田字田屋 3462-2 地先	4.00	1.30	1.15	1.05	0.65	
				3.12					
三篠川	三田大橋	〃	安佐北区白木町三田	6.84	1.85	1.45	1.25	-	
				7.60					
根谷川三入南	〃	〃	安佐北区三入三丁目	3.58	1.65	1.35	1.30	0.75	
				3.66					
水内川菅沢	〃	〃	佐伯区湯来町菅沢字向志割 531 地先	6.85	3.50	3.25	2.40	1.50	
				6.94					
八幡川小深川	河川情報センター	〃	佐伯区五日市町下小深川椎木 33-3	5.80	-	-	-	-	
				4.20					
〃白川	〃	〃	佐伯区五日市町向原	-	-	-	-	-	
				-					

(以下略)

修正前		頁
水防計画		
別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所		435
1 水位の観測場所		437

(2) 広島県水位観測所《県西部_____建設事務所》

河川名	観測所名	情報入手先	位置	堤防高		基準水位(m)			
				左岸(m)	右岸(m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断 水位	氾濫注意 水位	水防団待機 水位
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三篠川	_____	—	_____	—	—	—	—	—	—
	向原	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 国土交通省水位観測所《国土交通省太田川河川事務所》

河川名	観測所名	情報入手先	位置	堤防高		水位(m)				零点高	
				左岸(m)	右岸(m)	計画高 水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断 水位	氾濫注意 水位		水防団待機 水位
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
三篠川	白木	〃	(略)	—	—	—	1.90	1.75	1.75	—	115.50
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

修正後	
修正理由	広島県水防計画修正のため

(2) 広島県水位観測所《県西部・北部建設事務所》

河川名	観測所名	情報入手先	位置	堤防高		基準水位(m)			
				左岸(m)	右岸(m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断 水位	氾濫注意 水位	水防団待機 水位
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>三篠川</u>	<u>三田大橋</u>	<u>〃</u>	<u>安佐北区白木町三田</u>	<u>6.84</u>	<u>7.60</u>	<u>1.85</u>	<u>1.45</u>	<u>1.25</u>	<u>—</u>
	<u>〃</u>	向原	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 国土交通省水位観測所《国土交通省太田川河川事務所》

河川名	観測所名	情報入手先	位置	堤防高		水位(m)				零点高	
				左岸(m)	右岸(m)	計画高 水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断 水位	氾濫注意 水位		水防団待機 水位
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
三篠川	白木	〃	(略)	—	—	—	—	—	—	—	115.50
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

修正前

水防計画 別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所 1 水位の観測場所	頁 436
--	--------------

(略)

(3) 国土交通省水位観測所《国土交通省太田川河川事務所》

河川名	観測所名	情報入手先	位置	水位 (m)						
				堤防高 左岸(m) 右岸(m)	計画高 水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断 水位	氾濫注意 水位	水防玉待機水 位	零点高
太田川	加計	河川情報センター	山県郡安芸太田町加計中ノ渡	7.64 7.49	7.11	3.70	2.90	2.00	0.00	167.80
〃	飯室	〃	安佐北区安佐町大字飯室	7.01 8.24	10.25	7.10	6.00	3.80	2.50	47.50
〃	土居	〃	山県郡安芸太田町土居	10.07 10.30	7.74	5.00	4.60	4.00	3.10	265.35
〃	中野	〃	安佐北区可部一丁目	9.53 8.84	8.08	6.90	6.20	5.50	4.30	15.32
〃	玖村	〃	安佐北区落合二丁目	9.40 9.20	7.37	-	-	4.50	2.70	10.00
〃	矢口第2	〃	安佐北区口田五丁目	-	8.55	-	-	5.20	3.40	6.00
〃	矢口第1	〃	安佐北区口田一丁目	11.05 11.04	8.72	7.40	6.10	5.00	3.40	4.50
〃	長和久	〃	安佐南区長束一丁目	9.32 10.24	7.58	-	-	-	-	0.00
〃	祇園大橋	〃	西区大宮三丁目	10.12 9.11	7.13	7.00	6.40	4.30	2.90	0.00
〃	草津	〃	西区草津港一丁目	-	4.40	-	-	-	-	0.00
水内川	湯来	〃	佐伯区湯来町麦谷	5.50 5.15	-	3.05	2.80	2.30	-	147.63

修正後

修正理由 変更があるため

(略)

(3) 国土交通省水位観測所《国土交通省太田川河川事務所》

河川名	観測所名	情報入手先	位置	水位 (m)						
				堤防高 左岸(m) 右岸(m)	計画高 水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断 水位	氾濫注意 水位	水防玉待機水 位	零点高
太田川	加計	河川情報センター	山県郡安芸太田町加計中ノ渡	7.64 7.49	7.11	3.70	2.90	2.00	0.00	167.80
〃	飯室	〃	安佐北区安佐町大字飯室	7.01 8.24	10.25	7.10	6.00	3.80	2.50	47.50
〃	土居	〃	山県郡安芸太田町土居	10.07 10.30	7.74	5.00	4.60	4.00	3.10	265.35
〃	中野	〃	安佐北区可部一丁目	9.53 8.84	8.08	6.90	6.20	5.50	4.30	15.32
〃	玖村	〃	安佐北区落合二丁目	9.40 9.20	7.37	-	-	-	-	10.00
〃	矢口第2	〃	安佐北区口田五丁目	-	8.55	-	-	-	-	6.00
〃	矢口第1	〃	安佐北区口田一丁目	11.05 11.04	8.72	7.40	6.10	5.00	3.40	4.50
〃	長和久	〃	安佐南区長束一丁目	9.32 10.24	7.58	-	-	-	-	0.00
〃	祇園大橋	〃	西区大宮三丁目	10.12 9.11	7.13	7.00	6.40	4.30	2.90	0.00
〃	草津	〃	西区草津港一丁目	-	4.40	-	-	-	-	0.00
水内川	湯来	〃	佐伯区湯来町麦谷	5.50 5.15	-	3.05	2.80	2.30	-	147.63

修正前

水防計画 別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所 1 水位の観測場所	頁 437
--	----------

(略)

(3) 国土交通省水位観測所《国土交通省太田川河川事務所》

河川名	観測所名	情報入手先	位置	水位(m)						
				堤防高 左岸(m) 右岸(m)	計画高水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断 水位	氾濫注意 水位	水防団待機 水位	零点高
根谷川	上原橋	河川情報センター	安佐北区可部二丁目	-	2.58	-	-	1.50	0.80	21.96
〃	新川橋	〃	安佐北区可部南二丁目	5.80 6.00	3.91	3.80	2.60	2.20	1.30	17.00
三篠川	白木	〃	安佐北区白木町小越	-	-	1.90	1.75	1.75	-	115.50
〃	中深川	〃	安佐北区深川四丁目	6.90 6.20	5.24	3.30	3.00	2.80	2.00	18.00
〃	上庄	〃	安佐北区深川三丁目	-	5.87	-	-	4.40	2.90	15.50
天満川	三篠橋	〃	中区基町1番地	6.55 6.05	5.02	3.20	2.80	2.70	2.50	-0.50
旧太田川	〃	〃	〃	〃	-	4.60	4.20	2.70	2.50	
元安川	〃	〃	〃	〃	-	3.80	3.40	2.70	2.50	
旧太田川	江波	〃	中区江波南二丁目	-	4.44	2.70	2.70	2.50	2.00	-0.04
古川	古川	〃	安佐南区古市一丁目	-	6.30	5.90	4.20	-	-	2.90
京橋川	工兵橋	-	東区牛田本町五丁目	6.85 7.75	-	-	-	-	-	-0.14
太田川	吉和郷	-	山県郡安芸太田町吉和郷	-	-	-	-	-	-	305.62
西宗川	西宗	-	山県郡安芸太田町大字穴字芦杉	-	-	-	-	-	-	119.00

修正後

修正理由 変更があるため

(略)

(3) 国土交通省水位観測所《国土交通省太田川河川事務所》

河川名	観測所名	情報入手先	位置	水位(m)						
				堤防高 左岸(m) 右岸(m)	計画高水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断 水位	氾濫注意 水位	水防団待機 水位	零点高
根谷川	上原橋	河川情報センター	安佐北区可部二丁目	-	2.58	-	-	-	-	21.96
〃	新川橋	〃	安佐北区可部南二丁目	5.80 6.00	3.91	3.80	2.60	2.20	1.30	17.00
三篠川	白木	〃	安佐北区白木町小越	-	-	1.90	1.75	1.75	-	115.50
〃	中深川	〃	安佐北区深川四丁目	6.90 6.20	5.24	3.30	3.00	2.80	2.00	18.00
〃	上庄	〃	安佐北区深川三丁目	-	5.87	-	-	-	-	15.50
天満川	三篠橋	〃	中区基町1番地	6.55 6.05	5.02	3.20	2.80	2.70	2.50	0.00
旧太田川	〃	〃	〃	〃	-	4.60	4.20	2.70	2.50	
元安川	〃	〃	〃	〃	-	3.80	3.40	2.70	2.50	
旧太田川	江波	〃	中区江波南二丁目	-	4.44	2.70	2.70	2.50	2.00	-0.04
古川	古川	〃	安佐南区古市一丁目	-	6.30	5.90	4.20	-	-	2.90
京橋川	工兵橋	-	東区牛田本町五丁目	6.85 7.75	-	-	-	-	-	-0.14
太田川	吉和郷	-	山県郡安芸太田町吉和郷	-	-	-	-	-	-	305.62
西宗川	西宗	-	山県郡安芸太田町大字穴字芦杉	-	-	-	-	-	-	119.00

修正前	
水防計画 別表第5 水防上重要な場所	頁 444~458
1 河川・海岸等の重要な場所 (1) 準用河川《下水道局河川防災課》 (2) 普通河川《下水道局河川防災課》 添付省略	

修正後
修正理由 時点修正
1 河川・海岸等の重要な場所 (1) 準用河川《下水道局河川防災課》 (2) 普通河川《下水道局河川防災課》 <u>別紙②のとおり。(修正箇所は赤字)</u>

別表第5 水防上重要な場所

1 河川・海岸等の重要な場所

(1) 準用河川《下水道局河川防災課》

東 区（旧安芸地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
寺山川	左右	2.0	375	福田二丁目 大原川合流点より上流	B-1	積土俵工	1	△
計	1河川							

安佐北区（高陽地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
岩上川	左右	2.0	428	落合南二丁目 県道広島三次線より上流	B-1	積土俵工	2	※△
計	1河川							

準用河川 総 計	2河川							
-------------	-----	--	--	--	--	--	--	--

(2) 普通河川《下水道局河川防災課》

東 区（旧市内地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
戸坂川	左右	2.0	100	戸坂大上三丁目 山室宅より上流	B-1	積土俵工	3	△
小 計	1河川							

東 区（旧安芸地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
鮎信川	左右	2.5	55	上温品四丁目 井上宅より上流	A-2	木流し工	4	△
糸ヶ迫川	左右	1.0	940	上温品三丁目 松尾宅より上流	B-1	積土俵工	5	※
馬木川	左右	1.0	152	馬木三丁目 橋本宅から上流	A-2	木流し工	318	※△
後谷川	左右	1.0	104	福田五丁目 福前久保宅より上流	B-1	積土俵工	6	△
大原豊谷川	左右	1.2	220	上温品一丁目 橋本宅より上流	B-1	積土俵工	7	△
大葉谷川	左右	1.2	890	温品町 上向井宅より上流	A-2	木流し工	8	※△
大原川	左右	0.9	268	馬木九丁目 馬平岡宅より上流	B-1	積土俵工	9	△
大平川	左右	1.5	70	福田五丁目 上ヶ田農道より上流	A-2	木流し工	10	△
金碓川	左右	1.4	130	温品三丁目 平町駐車場より上流	B-1	積土俵工	11	△
釜ノ上川	左右	1.5	50	馬木八丁目 西本宅より上流	A-3	木流し工	12	※
下条川	左右	2.0	29	上温品四丁目 樫本宅より上流	A-3	木流し工	13	△
下原川	左右	1.0	50	福田三丁目 福田屋宅より上流	B-1	積土俵工	14	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
新 福 川	左右	0.9	70	福田三丁目 中沢宅より上流	B-2	積土俵工	15	△
水 昌 郷 川	左右	1.4	159	福田八丁目 中野宅より上流	A-2	木流し工	16	※
寺 山 川	左右	1.5	350	馬木六丁目 門田宅より上流	B-2	積立俵工	17	△
寺 条 川	右	1.6	179	福田一丁目 光町宅より上流	A-2	木流し工	18	△
寺 分 川	左右	1.0	101	福田六丁目 大内宅より上流	B-1	積土俵工	19	△
南 磯 川	左右	1.5	264	馬木九丁目 藤江宅より上流	A-2	木流し工	20	△
西 之 畑 川	左右	1.9	145	馬木二丁目 木村宅より上流	A-2	木流し工	21	△
西 之 地 川	左右	1.2	130	馬木町 西之地農道より上流	A-2	木流し工	22	△
向 条 川	左右	0.7	100	福田三丁目 小藪宅より上流	B-1	積土俵工	23	△
横 見 川	左右	0.9	50	温品六丁目 荒神社より上流	B-2	積土俵工	24	△
大 谷 川	左右	2.0	310	馬木八丁目 えげた橋より下流	B-2	積土俵工	317	※△
小 計	23 河川							
東 区 計	24 河川							

南 区（旧市内地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
上 家 下 川	左右	1.0	117	似島町家下 御田宅より上流	B-1	積土俵工	25	△
家 下 川	左右	0.7	232	似島町家下 西田宅より上流	B-1	積土俵工	26	△
南 区 計	2 河川							

安佐南区（佐東地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
岩 谷 川	左右	2.0	115	緑井三丁目 原田宅より上流	A-2	捨て土のう工	27	△
上 山 川	左右	0.5	26	八木三丁目 県営緑ヶ丘第四住宅より上流	B-2	積土俵工	29	△
宇 津 川	左右	1.0	8	八木八丁目 中国電力太田川発電所より下流	B-2	積土俵工	30	△
上 楽 地 川	左右	0.5	112	八木三丁目 今浦宅より上流	A-2	捨て土のう工	31	△
大 上 川	左右	0.5	135	緑井八丁目 西本宅より上流	B-2	積土俵工	32	△
小 原 山 川	左右	1.5	19	八木三丁目 石原宅より上流	B-2	積土俵工	33	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
鳥越川	左右	1.0	33	緑井八丁目 岡田宅より上流	A-2	捨て土のう工	34	△
宮下川	左右	1.0	95	緑井七丁目 松岡宅より上流	A-2	捨て土のう工	35	△
山手川	左右	1.2	446	八木四丁目 JR可部線より上流	A-2	木流し工	36	※
小計	9河川							

安佐南区（安古市地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
大 利 川	左右	1.0	94	高取北一丁目 ソレアド高取より上流	A-2	捨て土のう工	37	△
尾 越 川	左右	1.2	174	相田六丁目 品川宅より上流	A-2	捨て土のう工	38	※
海田ヶ原川	左右	1.8	176	相田六丁目 山陽自動車道より上流	A-2	捨て土のう工	39	△
境 谷 川	左右	1.5	96	長楽寺一丁目 虹ヶ丘第一公園より上流	A-2	捨て土のう工	40	△
巢 取 川	左右	1.2	295	高取北三丁目 高取北中学校より上流	A-2	木流し工	41	△
鯛之迫川	左右	1.5	697	安東六丁目 岡竹宅より上流	A-2	捨て土のう工	42	△
長 楽 寺 川	左右	1.0	76	長楽寺一丁目 西宅より上流	B-1	積土俵工	43	△
中 相 田 川	左右	1.5	71	相田四丁目 栗栖宅より上流	A-2	捨て土のう工	44	△
七 塚 川	左右	1.2	18	相田二丁目 尾崎宅より上流	A-2	捨て土のう工	45	△
南高取川	左右	1.4	399	高取南一丁目 松井宅より上流	A-2	捨て土のう工	46	※△
東 荒 谷 川	左右	1.0	290	上安七丁目 山根宅より上流	A-2	捨て土のう工	47	△
東 尾 越 川	左右	1.2	340	相田六丁目 前田宅より上流	A-2	捨て土のう工	48	△
東鯛之迫川	左右	1.5	142	安東六丁目 松前宅より上流	A-2	捨て土のう工	49	△
小計	13河川							

安佐南区（祇園地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
青 原 川	左右	1.0	403	祇園四丁目 溜池より下流	A-2	捨て土のう工	50	△
迫 川	左右	1.5	213	山本九丁目 佐伯宅より下流	B-1	積土俵工	51	△
下 谷 川	左右	1.5	76	祇園八丁目 祇園北高校入口より 上流	B-1	積土俵工	52	△
下 山 川	左右	1.0	222	長東西一丁目 前田宅より上流	B-1	積土俵工	53	△
立 石 川	左右	0.8	86	長東西一丁目 蔵田宅より上流	B-1	積土俵工	54	△
東 寺 山 川	左右	1.0	63	山本八丁目 田村宅より上流	B-1	積土俵工	55	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
三谷山川	左右	1.0	162	山本六丁目 山本川合流点より上流	A-2	木流し工	56	△
小計	7河川							

安佐南区（沼田地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
石ヶ原川	左右	1.0	196	沼田町伴 森川宅より上流	A-2	捨て土のう工	57	△
大下川	左右	1.3	60	沼田町伴 大下集会所より下流	A-2	捨て土のう工	58	△
釜ヶ原川	左右	1.0	94	沼田町伴 角宮宅より上流	B-1	積土俵工	59	△
上槇原川	左右	2.0	290	沼田町阿戸 野宅より上流	B-1	積土俵工	60	△
権現川	左右	1.0	268	沼田町伴 農免道より上流	A-2	捨て土のう工	61	△
猿押川	左右	1.5	74	沼田町伴 大迫宅より上流	B-1	積土俵工	62	△
猿滝川	左右	2.0	210	沼田町伴 六原宅より上流	A-2	捨て土のう工	63	△
桜ヶ峠川	左右	1.4	332	沼田町吉山 榊ナガツキより上流	A-2	木流し工	64	△
高鉢川	左右	2.5	118	沼田町吉山 上原宅より上流	A-2	木流し工	65	△
竹ノ下川	左右	1.2	29	沼田町阿戸 吉山川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	66	△
寺谷川	左右	1.4	627	沼田町大塚 河本宅より上流	A-2	捨て土のう工	67	△
中央川	左右	0.7	107	沼田町阿戸 中宅より上流	B-1	積土俵工	68	△
中村川	左右	1.0	66	沼田町吉山 吉山川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	69	△
中尾川	左右	1.2	17	沼田町吉山 森野宅より上流	A-2	捨て土のう工	70	△
鳴谷川	左右	1.0	426	沼田町伴 農免道より上流	A-2	捨て土のう工	71	△
西平次川	左右	1.5	109	沼田町伴 奥畑川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	72	△
飯ノ山川	左右	1.6	362	沼田町阿戸 有馬宅より下流	A-2	捨て土のう工	73	△
橋田川	左右	2.8	6	沼田町阿戸 橋田宅東側	A-2	捨て土のう工	74	△
平木川	左右	1.2	916	沼田町伴 新谷宅より上流	A-2	木流し工	75	△
東平次川	左右	1.5	116	沼田町伴 向田宅より上流	A-2	捨て土のう工	76	△
東天狗滝川	左右	1.4	346	沼田町伴 奥畑川合流点より上流	B-1	木流し工	77	※△
松宗川	左右	1.5	455	沼田町伴 河野宅より上流	A-2	捨て土のう工	79	△
宮の谷川	左右	1.0	37	沼田町伴 坂口宅より上流	B-1	積土俵工	80	△
宮の垣内川	左右	2.0	180	沼田町伴 奥畑川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	81	△
若杉谷川	左右	1.5	93	沼田町阿戸 荒木宅より上流	A-2	捨て土のう工	82	※
影浦川	左右	2.4	1,078	沼田町吉山 松山橋上流	A-2	積土俵工	83	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
殿山川	左右	2.5	428	沼田町阿戸 吉山川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	84	△
小 計	27 河川							
安佐南区計	56 河川							

安佐北区（白木地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
赤羽根川	左右	3.0	376	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	85	△
汗平川	左右	2.5	1,237	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	B-1	積土俵工	86	△
穴迫川	左右	1.5	468	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	87	△
入野谷川	左右	2.0	443	白木町大字古屋 栄堂川合流点より上流	B-1	積土俵工	88	△
牛の谷川	左右	3.0	597	白木町大字三田 三篠川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	89	△
内山川	左右	2.5	488	白木町大字志路 飯田宅より上流	A-2	捨て土のう工	90	△
栄堂川	左右	3.0	809	白木町大字志路 桐山川合流点より上流	B-1	積土俵工	91	△
江地谷川	左右	2.0	247	白木町大字井原 三篠川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	92	△
大城川	左右	3.0	34	白木町大字井原 三篠川合流点より上流	B-1	積土俵工	93	△
大滝川	左右	2.5	633	白木町大字志路 人甲川合流点より上流	B-1	積土俵工	94	△
大谷川	左右	3.0	671	白木町大字古屋 栄堂川合流点より上流	B-1	積土俵工	95	△
大椿川	左右	2.0	211	白木町大字三田 三篠川合流点より上流	B-1	積土俵工	96	※△
大槌川	左右	4.0	1,093	白木町大字市川 河津川合流点より上流	A-2	積土俵工	97	※△
奥谷川	左右	2.5	221	白木町大字志路 大野宅より上流	B-1	積土俵工	98	△
梶名川	左右	2.0	251	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	99	△
釜ヶ谷川	左右	3.0	490	白木町大字志路 内山川合流点より上流	B-1	積土俵工	100	△
神の倉谷川	左右	2.0	529	白木町大字井原 酒井宅より上流	B-1	積土俵工	101	△
桐山川	左右	3.0	1,385	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	B-1	積土俵工	102	△
茱萸谷川	左右	2.0	1,029	白木町大字志路 内山川合流点より上流	B-1	積土俵工	103	△
小椿川	左右	2.0	94	白木町大字三田 高路宅より上流	B-1	積土俵工	104	△
木ノ原川	左右	3.0	1,398	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	105	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
下野原川	左右	2.0	29	白木町大字三田 堂面川合流点より上流	B-1	積土俵工	106	△
神出谷川	左右	3.0	261	白木町大字三田 好川宅より上流	A-2	捨て土のう工	107	△
外谷川	左右	3.0	64	白木町大字三田 谷内川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	108	△
高瀬谷川	左右	3.0	229	白木町大字井原 三篠川合流点より上流	B-1	積土俵工	109	△
谷川	左右	2.0	260	白木町大字三田 三篠川合流点より上流	B-1	積土俵工	110	△
地獄谷川	左右	2.0	522	白木町大字三田 三篠川合流点より上流	A-2	積土俵工	111	※△
戸石川	左右	2.0	14	白木町大字井原 安佐北1区193号線より上流	A-2	捨て土のう工	112	△
栃谷川	左右	3.0	637	白木町大字市川 河津川合流点より上流	B-1	積土俵工	113	△
鳥追川	左右	2.0	125	白木町大字井原 JR芸備線より上流	A-2	捨て土のう工	114	△
羽出庭川	左右	1.5	140	白木町大字井原 羽山宅より上流	B-1	積土俵工	115	△
盤若谷川	左右	3.0	653	白木町大字井原 西山宅より上流	A-2	捨て土のう工	116	△
福永川	左右	3.0	305	白木町大字三田 JR芸備線より上流	A-2	捨て土のう工	117	△
古矢川	左右	1.5	200	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	B-1	積土俵工	118	△
堀越川	左右	2.0	27	白木町大字市川 溝山宅より上流	A-2	捨て土のう工	119	△
三田西川	左右	1.0	99	白木町大字三田 山崎宅より上流	B-1	積土俵工	120	△
小 計	36 河川							

安佐北区（高陽地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
一ヶ谷川	左右	1.5	54	口田南五丁目 矢口川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	121	△
岩海川	左右	0.9	48	口田南一丁目 JR芸備線より上流	B-1	積土俵工	122	△
奥迫川	左右	1.7	706	深川八丁目 県道広島三次線より上流	B-1	積土俵工	123	△
上西川	左右	1.0	29	狩留家町 山下宅より上流	A-2	捨て土のう工	124	△
観音寺川	左右	1.2	117	深川町 三篠川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	125	△
狐田川	左右	1.5	219	上深川町 三篠川合流点より上流	B-1	積土俵工	126	△
草谷川	左右	1.0	71	口田南六丁目 竹内宅より上流	A-2	捨て土のう工	127	△
合力川	左右	1.3	264	落合南二丁目 武田宅より上流	B-1	積土俵工	128	△
迫谷川	左右	0.9	468	狩留家町 杉ヶ谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	129	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
下西川	左右	1.0	44	狩留家町 平田宅より上流	B-1	積土俵工	130	△
白滝川	左右	1.2	116	小河原町 杉本宅より上流	B-1	積土俵工	131	△
杉ヶ谷川	左右	1.0	252	狩留家町 宮脇宅より上流	B-1	積土俵工	132	△
谷尻川	左右	1.0	14	深川二丁目 加島宅より上流	B-1	積土俵工	133	△
土井迫川	左右	1.5	766	落合南二丁目 落合川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	134	△
研屋川	左右	1.5	391	狩留家町 水戸宅より上流	B-1	積土俵工	135	△
中山川	左右	1.8	404	狩留家町 湯坂川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	136	△
鳴川	左右	1.5	487	狩留家町 岡田宅より上流	A-2	捨て土のう工	137	△
西塚川	左右	1.2	337	深川五丁目 馬場宅より上流	B-1	積土俵工	138	△
西畑川	左右	1.5	90	上深川町 大歳公園より上流	A-2	捨て土のう工	139	△
堀田奥川	左右	1.5	1,011	狩留家町 湯坂川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	140	△
仏堂川	左右	1.8	291	小河原町 田中宅より上流	B-1	積土俵工	141	△
松笠川	左右	1.0	52	口田南一丁目 沓田宅より上流	A-2	捨て土のう工	142	△
水撫川	左右	1.2	428	深川八丁目 寺下工業より上流	B-1	積土俵工	143	△
矢口川	左右	2.5	1,024	口田南六丁目 矢口川合流点より上流	<u>A-2</u>	積土俵工	144	※△
柳ヶ谷川	左右	2.0	394	口田南六丁目 金信宅より上流	B-1	積土俵工	145	△
落合川	左右	1.5	56	落合南二丁目 中本宅より上流	B-1	積土俵工	146	※△
弁柄川	左右	1.0	150	深川二丁目 三篠川合流点より上流	<u>A-2</u>	積土俵工	147	※△
小 計	27 河川							

安佐北区（可部地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
綾ヶ谷川	左右	1.0	200	可部町大字綾ヶ谷 前田宅より上流	B-1	積土俵工	148	△
荒谷川	左右	1.0	60	可部町大字今井田 旧 JR 可部線今井田踏切 より上流	B-1	積土俵工	149	△
石佐川	左右	0.7	349	可部町大字綾ヶ谷 岩本宅前より上流	A-2	捨て土のう工	150	△
石丸川	左右	0.9	450	可部町大字桐原 桐原川合流点より上流	B-1	積土俵工	151	△
壺ノ坪川	左右	1.2	75	可部町大字勝木 雛田宅より上流	A-2	捨て土のう工	152	△
入野川	左右	2.0	150	可部町大字桐原 川崎宅前より上流	B-1	積土俵工	153	△
上ヶ原川	左右	1.5	43	可部六丁目 平前宅より上流	B-1	積土俵工	154	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
植松川	左右	1.5	1,310	可部町大字綾ヶ谷 大畑農協より上流	B-1	積土俵工	155	△
馬通川	左右	1.0	236	三入二丁目 山倉川合流点より上流	B-1	積土俵工	156	△
大井手川	左右	0.8	200	亀山一丁目 寺田宅より上流	B-1	積土俵工	157	△
大薄川	左右	1.6	173	大林町 国道54号(旧)より上流	A-2	捨て土のう工	158	△
大坪川	左右	0.8	240	可部町大字勝木 行森川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	159	△
大野川	左右	0.7	220	可部町大字勝木 太田川合流点より上流	B-1	積土俵工	160	△
押手川	左右	2.0	107	可部町大字大林 川本宅より上流	B-1	積土俵工	161	△
川手川	左右	0.8	65	可部町大字勝木 中本宅より上流	<u>A-2</u>	積土俵工	162	※△
給人原川	左右	0.9	47	亀山八丁目 森本宅前より上流	B-1	積土俵工	163	△
クドシ川	左右	3.0	350	可部町大字綾ヶ谷 大毛寺川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	164	△
小南原川	左右	1.0	1,241	可部町大字綾ヶ谷 平原バス停前より上流	A-2	捨て土のう工	165	△
迫田川	左右	1.0	84	可部東四丁目 壹貫田宅前より上流	B-1	積土俵工	166	△
下の谷川	左右	1.3	300	大林三丁目 根谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	167	△
上徳川	左右	1.0	255	可部町大寺綾ヶ谷 保田宅より上流	B-1	積土俵工	168	△
神宮寺川	左右	0.7	577	亀山南一丁目 西山宅より上流	B-1	積土俵工	169	※△
新迫川	左右	0.8	5	三入六丁目 山根宅より上流	B-1	積土俵工	170	△
新建川	左右	1.7	44	可部東五丁目 山根宅より上流	B-1	積土俵工	171	△
杉谷川	左右	1.0	125	可部町大字桐原 石井宅より上流	B-1	積土俵工	172	△
専隆寺川	左右	1.3	354	三入六丁目 専隆寺より上流	B-1	積土俵工	173	※△
草田川	左右	1.0	1,385	大林町 県道大林井原線より上流	B-1	積土俵工	174	△
台川	左右	1.8	320	可部東六丁目 迫柘宅より上流	B-1	積土俵工	175	△
竹坂川	左右	1.1	151	可部町大字勝木 松浦宅より上流	A-2	捨て土のう工	176	△
近長川	左右	1.2	125	可部町大字綾ヶ谷 部谷宅より上流	B-1	積土俵工	177	△
鳥屋ヶ森川	左右	1.0	493	可部町大字綾ヶ谷 鳥屋ヶ森バス停前より上流	A-2	捨て土のう工	178	△
中応寺川	左右	1.6	1,100	可部町大字桐原 桐原川合流点より上流	B-1	積土俵工	179	△
中河内川	左右	1.0	120	可部町大字勝木 小田宅より上流	<u>A-2</u>	積土俵工	180	※△
長迫川 (大林)	左右	1.1	955	大林町 根谷川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	181	△
中の谷川	左右	2.1	294	大林町 国道54号より上流	B-1	積土俵工	182	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
中 谷 川	左右	1.0	115	可部町大字綾ヶ谷 山根宅より上流	B-1	積土俵工	183	△
番 谷 川	左右	0.9	411	可部九丁目 東部産業より上流	A-2	捨て土のう工	184	※△
東植松川	左右	1.0	55	可部町大字綾ヶ谷 沖政宅より上流	A-2	捨て土のう工	185	△
人 甲 川	左右	3.0	1,453	大林町 県道大林井原線より上流	B-1	積土俵工	186	△
火ノ見川	左右	1.2	450	可部町大字勝木 新井宅より上流	B-1	積土俵工	187	△
姫 瀬 川	左右	0.9	86	可部町大字勝木 太田川合流点より上流	B-1	積土俵工	188	△
桧 山 川	左右	1.5	501	大林町 大林八幡宮より上流	B-1	捨て土のう工	189	※△
平 原 川	左右	1.4	459	可部町大字綾ヶ谷 横林口バス停前より上流	B-1	積土俵工	190	△
坊 地 川	左右	1.2	250	可部町大字勝木 清水宅より上流	A-2	捨て土のう工	191	△
松 の 原 川	左右	1.2	118	亀山八丁目 勝木幼稚園より上流	B-1	積土俵工	192	△
水 越 川	左右	1.2	199	可部町大字勝木 森川宅より上流	B-1	積土俵工	193	△
無 神 川	左右	0.6	846	可部町大字南原 南原川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	194	△
柳 河 川	左右	3.0	700	大林町 人甲川合流点より上流	B-1	積土俵工	195	△
義 経 川	左右	0.8	265	亀山五丁目 仁井宅より上流	B-1	積土俵工	196	△
若 藤 川	左右	1.1	21	亀山五丁目 川住宅より上流	B-1	積土俵工	197	△
城 田 川	左右	1.0	96	可部町大字綾ヶ谷 倉庫より上流	B-1	積土俵工	198	△
横 林 川	左右	1.5	665	可部町大字綾ヶ谷 山根宅より上流	B-1	積土俵工	199	△
原 迫 川	左右	1.0	285	亀山六丁目 金光宅より上流	B-1	積土俵工	200	△
松 原 川	左右	1.0	12	可部町大字勝木 小田工務店より下流	B-1	積土俵工	201	△
小 計	54 河川							

安佐北区（安佐地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
油 木 川	左右	1.0	189	安佐町大字飯室 旧JR可部線より上流	A-2	捨て土のう工	202	△
洗 川	左右	2.5	294	安佐町大字毛木 毛木川合流点より上流	B-1	積土俵工	203	△
一 面 川	左右	2.0	315	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	204	△
出 羽 川	左右	1.0	333	安佐町大字小河内 上三谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	205	△
犬 田 川	左右	1.5	43	安佐町大字久地 渡宅より上流	A-2	捨て土のう工	206	△
猪之子川	左右	1.0	247	安佐町大字飯室 田丸宅より上流	A-2	捨て土のう工	207	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
上 畠 川	左右	2.0	366	安佐町大字飯室 上畠会館より上流	B-1	積土俵工	208	△
馬の爪川	左右	1.0	25	安佐町大字毛木 竹本宅より上流	A-2	捨て土のう工	209	△
迫 分 川	左右	1.5	110	安佐町大字後山 栄宅より上流	B-1	積土俵工	210	△
大 迫 川	左右	1.0	531	安佐町大字鈴張 国道261号より上流	B-1	積土俵工	211	△
大 下 川	左右	1.0	344	安佐町大字久地 県道広島豊平線より上流	B-1	積土俵工	212	△
大 利 谷 川	左右	1.5	185	安佐町大字小河内 県道広島豊平線より上流	B-1	積土俵工	213	△
奥 迫 川	左右	1.5	347	安佐町大字後山 普光院宅より上流	<u>A-2</u>	積土俵工	214	※△
楓 原 川	左右	1.5	220	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	B-1	積土俵工	215	△
片 廻 川	左右	1.0	389	安佐町大字鈴張 西谷川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	216	△
金 山 川	左右	1.5	328	安佐町大字久地 佐々本宅より上流	B-1	積土俵工	217	△
上 三 谷 川	左右	1.0	410	安佐町大字小河内 三谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	218	△
川 口 川	左右	1.0	20	安佐町大字毛木 川口宅より上流	A-2	捨て土のう工	219	△
北 谷 川	左右	1.0	905	安佐町大字飯室 鈴張川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	220	△
喜 藤 谷 川	左右	1.5	706	安佐町大字鈴張 行根川合流点より上流	B-1	積土俵土	221	△
木 元 川	左右	1.2	192	安佐町大字久地 県道広島豊平線より上流	A-2	捨て土のう工	222	△
黒 瀬 川	左右	1.8	1,389	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	B-1	積土俵工	223	△
形 部 川	左右	1.5	307	安佐町大字筒瀬 山本宅より上流	B-1	積土俵工	224	△
見 谷 川	左右	1.0	176	安佐町大字小河内 古広宅より上流	A-2	捨て土のう工	225	△
此 谷 川	左右	1.5	86	安佐町大字飯室 中本宅より上流	B-1	積土俵工	226	△
権 現 川	左右	1.5	57	安佐町大字飯室 河野宅より上流	B-1	積土俵工	227	△
<u>右 平 川</u>	<u>左右</u>	<u>2.0</u>	<u>40</u>	<u>安佐町大字飯室</u>	<u>B-1</u>	<u>積土俵工</u>	<u>319</u>	<u>※△</u>
菅 谷 川	左右	1.5	212	安佐町大字鈴張 西谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	228	△
砂 子 田 川	左右	1.0	61	安佐町大字鈴張 砂本宅より上流	<u>B-1</u>	捨て土のう工	229	※△
総 田 原 川	左右	1.5	234	安佐町大字毛木 亀田宅より上流	B-1	積土俵工	230	△
大 仏 講 川	左右	1.0	167	安佐町大字小河内 太田川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	231	△
鷹 野 巢 川	左右	1.0	92	安佐町大字鈴張 林田宅より上流	A-2	捨て土のう工	232	△
鉦 川	左右	1.0	316	安佐町大字鈴張 西谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	233	△

鉦ヶ迫川	左右	1.0	282	安佐町大字鈴張 笹原川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	234	△
河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
谷河内川	左右	2.0	242	安佐町大字小河内 平野宅より上流	B-1	積土俵工	235	△
誰賀川	左右	2.0	41	安佐町大字久地 竹内宅より上流	B-1	積土俵工	236	△
堂原川	左右	2.0	211	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	B-1	積土俵工	237	△
戸崎川	左右	1.0	425	安佐町大字鈴張 東谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	238	△
長沢川	左右	1.5	438	安佐町大字久地 福島宅より上流	B-1	積土俵工	239	△
中谷川	左右	1.0	232	安佐町大字久地 原宅より上流	B-1	積土俵工	240	△
中道川	左右	2.0	748	安佐町大字鈴張 古武家宅より上流	A-2	捨て土のう工	241	△
西ヶ迫川	左右	2.0	185	安佐町大字小河内 佐々木宅より上流	B-1	積土俵工	242	△
西峰川	左右	1.5	306	安佐町大字久地 金本宅より上流	B-1	積土俵工	243	△
林谷川	左右	2.0	294	安佐町大字鈴張 三浦宅より上流	A-2	捨て土のう工	244	△
東黒瀬川	左右	1.0	223	安佐町大字小河内 黒瀬川合流点より上流	B-1	積土俵工	245	△
平 川	左右	1.0	169	安佐町大字小河内 植田宅より上流	A-2	捨て土のう工	246	△
平原川	左右	1.5	48	安佐町大字鈴張 大和宅より上流	A-2	捨て土のう工	247	△
平原谷川	左右	1.0	64	安佐町大字小河内 中川宅より上流	B-1	積土俵工	248	△
本郷川	左右	1.2	120	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	249	△
溝手川	左右	1.5	119	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	B-1	積土俵工	250	△
宮野川	左右	1.0	93	安佐町大字久地 太田川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	251	△
明見谷川	左右	2.0	1,024	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	B-1	積土俵工	252	△
免田川	左右	1.5	559	安佐町大字後山 後山川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	253	△
藪谷川	左右	1.5	391	安佐町大字鈴張 藪宅より上流	B-1	積土俵工	254	△
<u>岡田川</u>	<u>左右</u>	<u>2.0</u>	<u>110</u>	<u>安佐町大字後山</u>	<u>B-1</u>	<u>積土俵工</u>	<u>320</u>	<u>※△</u>
横山谷川	左右	2.0	1,119	安佐町大字小河内 三谷川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	255	△
小 計	<u>56</u> 河川							
安佐北区計	<u>173</u> 河川							

安芸区(瀬野川地区)

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
洗川	左右	1.3	70	中野三丁目 今井宅より上流	B-1	積土俵工	256	△
一飯谷川	左右	2.0	380	上瀬野町古屋地 JR山陽本線より上流	A-2	捨て土のう工	257	※△
一井木川	左右	1.7	57	瀬野一丁目 正藤宅より上流	A-2	木流し工	258	△
入江谷川	左右	1.2	2	瀬野町下瀬野 沢田宅より上流	A-2	捨て土のう工	259	
榎山川	左右	1.4	1,188	瀬野町下瀬野 県道瀬野川福富本郷線 正道寺橋より上流	A-2	木流し工	260	※△
願々谷川	左右	0.9	55	中野四丁目 中野宅より下流	A-2	木流し工	261	※△
鏡谷川	左右	1.4	179	中野町 鏡池より上流	A-2	木流し工	262	※△
京ノ岡川	左右	0.7	172	中野東町 加佐見宅より上流	A-2	捨て土のう工	263	△
正之坪川	左右	0.7	146	瀬野南町 倉庫より下流	B-1	積土俵工	264	△
清水川	左右	0.9	47	上瀬野町清水 JR山陽本線より上流	A-2	捨て土のう工	265	△
清防川	左右	1.5	116	中野東五丁目 松下宅より上流	A-2	捨て土のう工	266	△
清光寺川	左右	1.2	51	中野東五丁目 田尾宅より上流	A-2	捨て土のう工	267	△
龍尾原川	左右	1.0	51	中野東二丁目 秦宅より上流	A-2	捨て土のう工	268	※△
長泉寺川	左右	1.0	178	中野三丁目 県道瀬野船越線より上流	A-2	捨て土のう工	269	△
津村川	左右	1.0	66	中野七丁目 瀬野川東中学校入口の JR山陽本線交差部	A-2	捨て土のう工	270	△
長尾川	左右	0.9	753	畑賀町 世良宅から畑賀川まで	A-2	捨て土のう工	271	△
前田川	左右	1.2	19	中野二丁目 末田宅より上流	A-2	捨て土のう工	272	△
大高下川	左右	2.4	218	上瀬野町 光原宅から寺分川まで	A-2	捨て土のう工	273	△
金比羅川	左右	1.7	123	瀬野町下瀬野 保本宅より上流	A-2	捨て土のう工	274	△
土百面川	左右	1.0	69	畑賀町横田宅より下流	A-2	捨て土のう工	275	△
荒野川	左右	2.0	117	中野六丁目 砂防河川荒野川より上流	A-2	捨て土のう工	276	△
名護川	左右	1.0	78	中野七丁目 浜本宅より上流	A-2	捨て土のう工	277	△
立石川	左右	1.5	12	瀬野町下瀬野 重本橋より上流	A-2	捨て土のう工	278	※△
埜地川	左右	1.5	133	中野三丁目 県道瀬野船越線より下流	B-1	積土俵工	321	△
小計	24河川							

安芸区（阿戸地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
板取川	左右	1.2	214	阿戸町字奥の谷 市道橋より上流	B-1	積土俵工	279	△
牛ヶ谷川	左右	0.9	276	阿戸町字牛ヶ谷 西方寺川合流点より上流	B-1	積土俵工	280	△
大谷川	左右	1.0	888	阿戸町字大谷 中野宅より上流	A-2	捨て土のう工	281	※△
谷迫川	左右	1.4	254	阿戸町字谷迫 横田宅より上流	A-2	捨て土のう工	282	△
フラケ迫川	左右	1.2	137	阿戸町字大谷 大谷川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	283	△
升越川	左右	1.0	110	阿戸町字升越 権現橋より上流	A-2	捨て土のう工	284	※△
小 計	6 河川							

安芸区（船越地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
的場川	左右	2.5	95	船越二丁目 植田宅より上流	A-2	捨て土のう工	285	△
小 計	1 河川							

安芸区（矢野地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
江の口川	左右	2.1	99	矢野西一丁目 海田湾流入部よりJR 呉線交差部まで	A-2	捨て土のう工	286	△
大原川	左右	0.9	158	矢野東七丁目 向宅より上流	A-2	捨て土のう工	287	△
神長川	左右	1.2	18	矢野東七丁目 大田宅前から矢野川まで	A-2	捨て土のう工	288	△
神出川	左右	0.9	120	矢野東四丁目 小野医院より上流	A-2	捨て土のう工	289	△
寺屋敷川	左右	1.4	430	矢野町寺屋敷 呉市境より上流	A-2	捨て土のう工	290	△
久喰川	左右	1.3	174	矢野西七丁目 山口宅裏より上流	A-2	捨て土のう工	291	△
山田川	左右	1.0	155	矢野東四丁目 高山宅より上流	A-2	捨て土のう工	292	△
北尾川	左右	2.0	8	矢野東四丁目 鈴木宅より上流	A-2	捨て土のう工	293	△
宮下川	左右	2.0	130	矢野西一丁目 国道31号大浜橋より 市道極楽橋まで	B-1	積土俵工	294	△
小 計	9 河川							
安芸区計	39 河川							

佐伯区（五日市地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
扇 迫 川	左右	2.0	25	五日市町大字石内 橋本宅より上流	A-2	木流し工	295	△
かたの巢川	左右	1.1	550	五日市町大字石内 県道広島湯来線より上流	A-2	木流し工	296	△
己 斐 峠 川	左右	1.4	597	五日市町大字石内 永井宅より上流	A-2	木流し工	297	△
城 六 川	左右	0.4	65	五日市町大字下河内 越藤宅より上流	B-1	積土俵工	298	△
住 吉 川	左右	1.5	25	利松二丁目 石内川合流点より上流	B-1	積土俵工	299	△
入 道 原 川	左右	0.5	410	五日市町大字石内 山田川合流点より上流	A-2	木流し工	300	△
梁 井 川	左右	1.3	62	八幡東三丁目 梅田宅より上流	B-1	積土俵工	301	△
湯 戸 川	左右	1.0	320	五日市町大字石内 石内川合流より上流	B-1	積土俵工	303	※△
吉 合 津 川	左右	1.6	300	五日市町大字石内 六拾部宅より上流	A-2	木流し工	304	△
夫 婦 川	左右	2.0	147	五日市町大字石内 山陽自動車道石内高架 橋より上流	A-2	木流し工	305	△
三 宅 川	左右	1.5	180	三宅五丁目 神原橋より上流および下流	A-2	積土俵工	306	△
小 計	11 河川							

佐伯区（湯来地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
柏 谷 川	左右	1.0	148	湯来町大字葛原字郷 木末川合流点より上流	B-1	積土俵工	307	△
鹿 道 川	左右	1.0	110	湯来町大字白砂下鹿道 八幡川合流点より上流	B-1	積土俵工	308	△
上中郷谷川	左右	1.0	185	湯来町大字伏谷字伏郷 中郷川合流点より上流	B-1	積土俵工	309	△
葛 谷 川	左右	1.0	110	湯来町大字多田字田布 水内川合流点より上流	B-1	積土俵工	310	△
下 伏 谷 川	左右	1.5	90	湯来町大字伏谷字下伏 伏谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	311	△
赤 土 地 川	左	2.0	80	湯来町大字白砂 八幡川合流点より上流	A-2	木流し工	312	※△
大 谷 川	左右	3.0	500	湯来町大字多田 水内川合流点より上流	A-2	木流し工	313	※△
大 山 川	左	2.0	120	湯来町大字白砂 佐伯5区8号線より上流	A-2	木流し工	314	△
島 木 谷 川	左	3.0	304	湯来町大字下 太田川合流点より上流	B-1	積土俵工	315	※△
弥 平 谷 川	左右	3.0	60	湯来町大字多田 水内川合流点より上流	A-3	木流し工	316	※
小 計	10 河川							
佐伯区計	21 河川							

普通河川 総 計	316 河川							
-------------	--------	--	--	--	--	--	--	--

(凡 例)

危険状況

- A 護岸の崩壊のおそれのある場所
- B 越水のおそれのある場所
- ※ 令和 6 年度改修予定箇所
- △ 令和 6 年度以降改修予定箇所

現 況

- 1 断面不足
- 2 護岸老朽（強度不足を含む。）
- 3 水衝部老朽（洗掘を含む。）

修正前	
水防計画 別表第5 水防上重要な場所	頁 459~467
1 河川・海岸等の重要な場所 (1)~(2) (略) (3) 直轄管理河川(太田川水系) 《国土交通省太田川河川事務所》 添付省略	

修正後
修正理由 変更があるため
1 河川・海岸等の重要な場所 (1)~(2) (略) (3) 直轄管理河川(太田川水系) 《国土交通省太田川河川事務所》 ※添付資料のとおり更新

図面 対象 番号	河川名	左右 岸別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
1	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市西区草津港1丁目	広島市	C3K400~C1K800	1,600	高潮	積み土叢	已斐出張所	広島県西部建設事務所
2	太田川	右	堤体漏水	A	広島市西区草津港1丁目	広島市	C3K400~C1K600	1,800	高潮	積み土叢	已斐出張所	広島県西部建設事務所
3	太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区	広島市	C0K600~0K400	1,000	高潮	積み土叢	已斐出張所	広島県西部建設事務所
4	太田川	左	堤体漏水	A	広島市西区観音新町4丁目	広島市	C3K400~C1K600	1,800	高潮	積み土叢	已斐出張所	広島県西部建設事務所
5	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市西区観音新町4丁目	広島市	C3K000~0K000	3,000	高潮	積み土叢	已斐出張所	広島県西部建設事務所
6	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区	広島市	C1K600~0K400	2,000	高潮	積み土叢	已斐出張所	広島県西部建設事務所
7	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区横川新町、打越町	広島市	3K000~3K500	500	堤体漏水・すべり	積み土叢	已斐出張所	広島県西部建設事務所
8	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市西区横川新町、打越町	広島市	3K000~3K500	500	漏水	月/輪	已斐出張所	広島県西部建設事務所
9	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区大宮2丁目~大宮3丁目、大芝3丁目	広島市	4K950~5K800	850	堤体漏水・すべり	積み土叢	已斐出張所	広島県西部建設事務所
10	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市西区大宮2丁目~大宮3丁目、大芝3丁目	広島市	4K950~5K800	850	漏水	月/輪	已斐出張所	広島県西部建設事務所
11	太田川	左	水衝・洗掘	B	広島市東区戸坂惣1丁目	広島市	8K850~9K400	550	水衝部	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
12	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区長束1丁目~長束3丁目	広島市	5K000~5K800	800	堤体漏水・すべり	積み土叢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
13	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区長束1丁目~長束3丁目	広島市	7K100~7K300	200	漏水	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
14	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区西原2丁目~西原3丁目	広島市	7K300~7K540	240	堤体漏水・すべり (堤防詳細点検)	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
15	太田川	右	堤体漏水	要	広島市安佐南区西原2丁目~西原3丁目	広島市	7K540~7K800	260	堤体漏水・すべり (堤防詳細点検)	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
16	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区西原3丁目、西原7丁目	広島市	7K730~8K000	270	漏水	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
17	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区西原3丁目、西原7丁目、東原1丁目	広島市	7K800~8K390	590	堤体漏水・すべり	積み土叢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
18	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区東原1丁目	広島市	8K500~8K700 (漏水重点監視)	200	漏水	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
19	太田川	右	基礎地盤漏水	要	広島市安佐南区東野1丁目	広島市	10K100~10K200	100	漏水 (堤防詳細点検)	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
20	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区東野1丁目	広島市	10K500~10K700 (漏水重点監視)	200	漏水 (堤防詳細点検)	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
21	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区東野3丁目、川内1丁目	広島市	10K700~10K900	200	漏水	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
22	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区川内3丁目	広島市	11K160~11K700	540	堤体漏水・すべり	積み土叢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
23	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区川内3丁目	広島市	11K400~11K800 (漏水重点監視)	400	漏水	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
23-2	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区川内6丁目	広島市	12K550~12K650 (漏水重点監視)	100	漏水	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
24	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区川内6丁目、八木1丁目 ~八木2丁目、八木5丁目	広島市	12K730~13K600	870	堤体漏水・すべり	積み土叢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
25	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区川内6丁目、八木1丁目 ~八木2丁目、八木5丁目	広島市	12K730~13K600	870	漏水	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
26	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区口田1丁目	広島市	11K500~11K600	100	漏水	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
27	太田川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区口田2丁目	広島市	11K600~11K800 (漏水重点監視)	200	漏水	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
28	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区口田1丁目~口田2丁目、口田5丁目	広島市	11K800~12K900	1,100	漏水	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
29	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区口田2丁目、口田5丁目	広島市	12K400~12K900	500	堤体漏水・すべり	積み土叢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
30	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区落合2丁目	広島市	13K400~14K000	600	堤体漏水・すべり	積み土叢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
31	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区落合2丁目	広島市	14K200~14K800	600	堤体漏水・すべり	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
32	太田川	左	水衝・洗掘	B	広島市安佐北区坂村	広島市	14K500~14K850	300	水衝部 (高水護岸無し)	木流し	可部出張所	広島県西部建設事務所
33	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部南1丁目	広島市	15K000~15K400	400	堤体漏水・すべり	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
34	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区可部南1丁目、可部南3丁目 ~可部南4丁目、可部1丁目、亀山1丁目	広島市	15K790~18K400	2,610	漏水	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
35	太田川	左	工作物	B	太田川橋	広島市	16K023		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
36	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部1丁目	広島市	17K800~18K000	200	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
37	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区亀山1丁目	広島市	18K200~18K400	200	断面不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
38	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区亀山南1丁目	広島市	18K400~19K000	600	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
39	太田川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区亀山南1丁目	広島市	18K400~18K600 19K000~19K200	400	断面不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
40	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区亀山南1丁目	広島市	19K400~19K500	100	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
41	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	19K800~20K550	750	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
42	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	20K800~21K350	550	断面不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
43	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	21K000~21K900	900	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
44	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	22K950~23K600	650	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
45	太田川	左	工作物	B	筒瀬橋	広島市	22K945		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
46	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	24K000~24K200	200	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
47	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	24K200~24K400	200	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
48	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町大野	広島市	25K600~25K800	200	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
49	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町大野	広島市	25K800~26K000	200	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
50	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町大野	広島市	26K000~26K200	200	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
51	太田川	左	工作物	B	共栄橋	広島市	26K216		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
52	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町中河内	広島市	26K800~27K000	200	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
53	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町中河内	広島市	27K200~27K400	200	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
54	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町姫瀬	広島市	28K200~28K400	200	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
55	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町姫瀬・飯室	広島市	28K600~29K800	1,200	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
56	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区安佐町姫瀬・飯室	広島市	28K800~30K000	1,200	断面不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
57	太田川	左	工作物	A	壬辰橋	広島市	29K213		桁下高不足 径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
58	太田川	左	工作物	A	長沢橋	広島市	30K638		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
59	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町宇津	広島市	30K400~30K750	350	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
60	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町油木	広島市	31K000~31K100	100	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
61	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町油木	広島市	31K600~31K800	200	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
62	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町市	広島市	32K400~32K600	200	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
63	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町市	広島市	32K600~32K800	200	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
64	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町市	広島市	32K800~33K000	200	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
65	太田川	左	工作物	B	大川橋	広島市	32K942		桁下高不足 径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
66	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町市	広島市	33K400~33K600	200	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
67	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町市	広島市	34K400~34K600	200	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
68	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町小浜	広島市	35K600~36K100	500	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
69	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区安佐町小浜	広島市	35K800~36K100	300	断面不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
70	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町小河内	広島市	36K600~36K800	200	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
71	太田川	左	工作物	B	宇賀大橋	広島市	36K702		桁下高不足 径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
72	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町小河内	広島市	36K800~36K850	50	堤防高不足	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所
73	太田川	左	工作物	B	太田川第一橋梁(旧JR可部線)	広島市	36K860		径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
74	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区八木5丁目、八木9丁目	広島市	14K200~15K380	1,180	堤体漏水・すべり	積み土叢	可部出張所	広島県西部建設事務所

図面 対象 番号	河川名	左 右 岸	種 別	重 要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区 間	延 長 (m)	重 要 理 由	工 法	担 当 出 張 所	県 担 当 事 務 所
75	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区八木9丁目、八木8丁目	広島市	15K750~16K170	420	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
76	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南区八木町	広島市	17K200~17K800	600	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
77	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南区八木町	広島市	17K800~19K800	2,000	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
78	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町筒瀬	広島市	21K800~22K400	600	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
79	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町筒瀬	広島市	22K400~22K600	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
80	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町筒瀬	広島市	22K600~22K850	250	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
81	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町宮野	広島市	25K200~25K400	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
82	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町宮野	広島市	25K400~25K800	400	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
83	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町宮野	広島市	25K800~25K900	100	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
84	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町後山	広島市	26K500~26K900	300	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
85	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町川平	広島市	27K400~27K800	400	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
86	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町川平	広島市	27K800~28K200	400	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
87	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部町川平	広島市	27K800~28K200	400	断面不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
88	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町毛木	広島市	28K500~29K400	900	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
89	太田川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区可部町毛木	広島市	29K000~29K100	100	断面不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
90	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町毛木	広島市	29K400~29K600	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
91	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町長沢	広島市	30K400~30K600	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
92	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町長沢	広島市	30K600~30K800	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
93	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町岩宿	広島市	31K400~31K800	400	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
94	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町岩宿	広島市	31K800~32K200	400	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
95	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町岩宿	広島市	32K200~32K400	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
96	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町川井	広島市	32K700~32K900	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
97	太田川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区安佐町川井	広島市	32K700~32K900	200	断面不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
98	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町間野平	広島市	33K400~34K000	600	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
99	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町野冠	広島市	34K600~34K800	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
100	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町野冠	広島市	34K800~35K000	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
101	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町鹿之巢	広島市	37K000~37K200	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
102	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	37K900~38K200	300	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
103	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	38K200~38K400	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
104	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	38K400~38K600	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
105	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	38K600~38K800	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
106	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	39K000~39K200	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
107	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	39K200~39K500	300	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
108	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町多良後	広島市	40K200~40K400	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	広島県西部建設事務所
109	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町多良後	広島市	40K400~40K500	100	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	広島県西部建設事務所
110	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町穴六来見	安芸太田町	39K600~40K050	450	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
111	太田川	左	工作物	B	太田川第二橋梁(旧JR可部線)	広島市	39K960		径間長不足		加計出張所	広島県西部建設事務所
112	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町穴六船場	安芸太田町	40K300~40K600	300	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
113	太田川	左	工作物	B	太田川第三橋梁(旧JR可部線)	広島市	41K835		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	広島県西部建設事務所
114	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴六澄合	安芸太田町	43K400~43K600	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
115	太田川	左	工作物	B	太田川第四橋梁(旧JR可部線)	広島市	44K703		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	広島県西部建設事務所
116	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町宇佐	広島市	45K000~45K400	400	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	広島県西部建設事務所
117	太田川	左	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町宇佐	広島市	45K600~45K700	100	断面不足	積み土壌	加計出張所	広島県西部建設事務所
118	太田川	左	工作物	B	津伏橋	広島市	45K897		桁下高不足		加計出張所	広島県西部建設事務所
119	太田川	左	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	46K100~47K600	1,500	断面不足	積み土壌	加計出張所	広島県西部建設事務所
120	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	46K400~46K600	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	広島県西部建設事務所
121	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	46K600~47K000	400	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	広島県西部建設事務所
122	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	47K000~47K200	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	広島県西部建設事務所
123	太田川	左	工作物	B	安水橋	広島県	47K485		桁下高不足		加計出張所	広島県西部建設事務所
124	太田川	左	工作物	B	大前橋	広島市	47K540		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	広島県西部建設事務所
125	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K600~47K800	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	広島県西部建設事務所
126	太田川	左	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K600~48K000	400	断面不足	積み土壌	加計出張所	広島県西部建設事務所
127	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K800~48K000	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	広島県西部建設事務所
128	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	48K400~48K600	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
129	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	48K600~49K000	400	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
130	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	48K800~49K100	300	断面不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
131	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	49K000~49K100	100	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
132	太田川	左	工作物	B	太田川第五橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	49K185		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
133	太田川	左	工作物	B	吉ヶ瀬橋	中国電力	49K275		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
134	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町坪野宇光石	安芸太田町	49K800~50K000	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
135	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野宇附地	安芸太田町	51K200~51K400	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
136	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町坪野宇附地	安芸太田町	51K400~51K800	400	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
137	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町坪野宇附地	安芸太田町	51K800~51K900	100	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
138	太田川	左	工作物	B	簡笥橋	広島県	51K912		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
139	太田川	左	工作物	B	砂ヶ瀬橋	安芸太田町	52K343		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
140	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	53K000~53K200	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
141	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町津浪	安芸太田町	53K400~53K600	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
142	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町津浪	安芸太田町	53K600~54K500	900	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
143	太田川	左	工作物	B	太田川第六橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	53K675		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
144	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計宇香草	安芸太田町	55K400~55K600	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
145	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計宇香草	安芸太田町	55K600~56K700	1,100	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
146	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計宇下川、加計山崎	安芸太田町	57K100~57K400	300	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
147	太田川	左	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町加計宇下川、加計山崎	安芸太田町	57K100~57K400	300	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
148	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計宇下川、加計山崎	安芸太田町	57K400~57K600	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
149	太田川	左	工作物	B	旭橋	安芸太田町	57K500		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
150	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町加計宇下川、加計山崎	安芸太田町	57K800~57K900	100	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
151	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計宇木坂	安芸太田町	58K600~58K800	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
152	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計宇木坂	安芸太田町	58K800~59K000	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
153	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計宇輪渡瀬	安芸太田町	59K200~59K400	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
154	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計宇輪渡瀬	安芸太田町	59K400~59K600	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
155	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計宇輪渡瀬	安芸太田町	59K600~59K800	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
156	太田川	左	工作物	B	鮎ヶ平橋	安芸太田町	59K833		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
157	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下殿内	安芸太田町	60K400~60K600	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
158	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下殿内	安芸太田町	60K600~60K800	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所

図面 対象 番号	河川名	左 岸 別	種 別	重 要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区 間	延長 (m)	重要理由	工 法	担 当 出張所	県担当 事務所
159	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	61K600~61K800	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
160	太田川	左	工作物	B	堂見橋	広島県	61K772		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
161	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	61K800~62K400	600	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
162	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	62K400~62K600	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
163	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	63K200~63K400	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
164	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	63K400~63K900	500	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
165	太田川	左	工作物	A	上殿橋	安芸太田町	63K960		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
166	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	64K000~64K200	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
167	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	64K600~64K750	150	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
168	太田川	左	工作物	B	轟大橋	広島県	64K796		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
169	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	64K900~65K200	300	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
170	太田川	左	工作物	B	轟橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	65K068		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
171	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	65K400~66K000	600	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
172	太田川	左	工作物	B	轟橋	安芸太田町	65K631		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
173	太田川	左	工作物	B	其角排水樋門	安芸太田町	65K680		管体クラック 土口側排水部クラック		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
174	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町	安芸太田町	66K800~67K000	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
175	太田川	左	工作物	B	土居橋	中国電力	67K200		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
176	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	67K600~68K000	400	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
177	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	67K800~68K000	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
178	太田川	左	工作物	B	土居橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	68K010		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
179	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	68K200~69K400	1,200	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
180	太田川	左	基礎地盤漏水	A	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	68K750~68K850	100	漏水 (実績有り)	月/輪	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
181	太田川	左	工作物	B	グランド橋	安芸太田町	69K694		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
182	太田川	左	工作物	B	花治山橋	安芸太田町	69K709		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
183	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町土居字粒谷	安芸太田町	70K100~70K300	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
184	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町土居字粒谷	安芸太田町	69K900~70K200	300	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
185	太田川	左	工作物	B	小原橋	安芸太田町	70K223		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
186	太田川	左	工作物	B	遊谷橋梁	JR	70K624		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
187	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70K800~71K000	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
188	太田川	左	工作物	B	明神橋	安芸太田町	70K839		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
189	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K600~41K900	300	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
190	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K600~41K800	200	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
191	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K900~42K800	900	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
192	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K900~43K000	1,100	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
193	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K000~44K100	100	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
194	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K100~44K600	500	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
195	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K100~44K700	600	(護岸老朽)		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
196	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K400~44K700	300	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
197	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K600~44K700	100	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
198	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町津伏	広島市	45K400~45K700	300	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	広島県西部建設事務所
199	太田川	右	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町津伏	広島市	45K700~46K200	500	断面不足	積み土壌	加計出張所	広島県西部建設事務所
200	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町津伏	広島市	46K200~46K400	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	広島県西部建設事務所
201	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町小原	広島市	47K200~47K400	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	広島県西部建設事務所
202	太田川	中州	基礎地盤漏水	A	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K400~47K600	240	漏水(実績有り)	月/輪	加計出張所	広島県西部建設事務所
203	太田川	右	堤体漏水	A	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K600~47K800	200	断面不足	積み土壌	加計出張所	広島県西部建設事務所
204	太田川	右	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K800~48K000	200	断面不足	積み土壌	加計出張所	広島県西部建設事務所
205	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町小原	広島市	47K400~47K600	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	広島県西部建設事務所
206	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	48K000~48K300	300	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	広島県西部建設事務所
207	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字吉ヶ瀬	安芸太田町	49K200~49K600	400	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
208	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字向光石	安芸太田町	50K400~50K600	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
209	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字向光石	安芸太田町	50K600~50K850	250	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
210	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町中筒賀字向光石	安芸太田町	50K800~50K850	250	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
211	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字田之尻	安芸太田町	51K550~51K800	250	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
212	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字田之尻	安芸太田町	51K800~51K850	50	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
213	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字砂ヶ瀬	安芸太田町	52K200~52K400	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
214	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町中筒賀字砂ヶ瀬	安芸太田町	52K400~52K600	200	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
215	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字小原	安芸太田町	53K200~53K400	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
216	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字辻ノ河原	安芸太田町	54K600~55K000	400	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
217	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字辻ノ河原	安芸太田町	55K000~55K200	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
218	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字遅越	安芸太田町	55K600~55K800	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
219	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町大字加計字上原	安芸太田町	58K200~58K600	400	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
220	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字木坂	安芸太田町	59K600~59K700	100	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
221	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字木坂	安芸太田町	59K400~59K800	400	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
222	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町加計字木坂	安芸太田町	59K700~60K200	500	水衝節 (実績有り)	木流し	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
223	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字木坂	安芸太田町	60K200~60K250	50	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
224	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下筒賀字西調子	安芸太田町	60K600~60K800	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
225	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下筒賀字西調子	安芸太田町	60K800~61K600	800	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
226	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	61K600~61K700	100	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
227	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町下筒賀字西調子	安芸太田町	61K600~61K700	100	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
228	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下筒賀字高下	安芸太田町	62K000~62K500	500	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
229	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下筒賀字高下	安芸太田町	62K800~63K700	900	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
230	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下筒賀字高下	安芸太田町	63K000~63K200	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
231	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町中筒賀字松原	安芸太田町	64K800~65K100	300	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
232	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字正地	安芸太田町	66K600~66K800	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
233	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀	安芸太田町	67K200~67K400	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
234	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下本郷	安芸太田町	69K400~69K600	200	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
235	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下本郷	安芸太田町	69K800~69K850	50	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
236	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下本郷	安芸太田町	69K800~70K000	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
237	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70K400~70K600	200	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
238	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70K700~71K000	300	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
1	滝山川	左	工作物	B	滝山川橋	広島県	0K274		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
2	中祖川	左	工作物	B	中祖橋	広島県	0K272		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
3	滝山川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	0K400~0K670	270	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
4	中祖川	左	工作物	B	井手ヶ平橋	安芸太田町	0K552		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
5	滝山川	左	工作物	B	川北橋	安芸太田町	0K843		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
6	滝山川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	1K0~1K100	100	断面不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
7	中相川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	0K350~0K400	50	堤防高不足	積み土壌	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
1	根谷川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部南二丁目	広島市	1K200~2K000	800	堤体漏水・すべり	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
2	根谷川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部南二丁目	広島市	1K600~1K800	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
3	根谷川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部二丁目	広島市	2K400~2K700 3K300~3K800	800	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
4	根谷川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区可部三丁目、八丁目	広島市	3K600~3K800 4K600~5K000	600	断面不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
5	根谷川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部三丁目、八丁目	広島市	3K800~5K000	1,200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
6	根谷川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	0K000~0K200	200	堤体漏水・すべり	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
7	根谷川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部東一丁目~四丁目	広島市	1K400~3K000	1,600	堤体漏水・すべり	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
8	根谷川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部東一丁目	広島市	1K400~1K800	400	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
9	根谷川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部東二丁目	広島市	2K300~2K500	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
10	根谷川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町大字上原	広島市	3K800~4K600	800	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
11	根谷川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区可部東五丁目	広島市	3K600~4K800	1,200	断面不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
12	根谷川	左	工作物	B	丸田橋	広島市	1K166	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
13	根谷川	左	工作物	B	新川橋歩道橋	広島市	2K200	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
14	根谷川	左	工作物	B	新川橋	広島市	2K200	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
15	根谷川	左	工作物	A	上原橋	広島市	2K881	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
16	根谷川	左	工作物	B	寺山橋	広島市	3K378	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
17	根谷川	左	工作物	B	高松橋	広島市	3K824	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
18	根谷川	左	工作物	B	吉田橋	広島市	4K017	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
19	根谷川	左	工作物	B	東原橋	広島市	4K660	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
1	三篠川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	-0K100~0K100 (漏水重点監視)	200	漏水(堤防詳細点検)	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
2	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K100~0K320	220	漏水	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
3	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K380~0K500	120	漏水	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
4	三篠川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K600~0K700 (漏水重点監視)	100	漏水(堤防詳細点検)	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
5	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K700~0K900	200	漏水	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
5-2	三篠川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目~三丁目	広島市	0K900~1K100 (漏水重点監視)	200	漏水	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
6	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目~七丁目	広島市	1K700~4K300	2,600	漏水(堤防詳細点検)	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
7-1	三篠川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目~七丁目	広島市	0K800~0K900 1K200~1K700 1K900~2K300	1,000	堤体漏水・すべり	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
7-2	三篠川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目~七丁目	広島市	2K600~2K700 3K500~4K400	1,000	堤体漏水・すべり	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
8	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区深川七丁目	広島市	3K900~4K200	300	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
9	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K600~4K800	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
10	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K800~5K000	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
11	三篠川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K800~4K880	80	断面不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
12-1	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K400~6K000	600	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
12-2	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	6K000~6K200	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
12-3	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	6K200~6K400	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
13	三篠川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K400~5K900	500	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
14	三篠川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	6K100~9K200	3,100	堤体漏水・すべり	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
15	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	7K000~7K200	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
16	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	7K200~7K600	400	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
17	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	7K600~7K800	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
18	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区狩留家町	広島市	8K000~9K000	1,000	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
19	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区狩留家町	広島市	9K400~9K600	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
20	三篠川	左	工作物	B	深川橋	広島県	0K696	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
21	三篠川	左	工作物	A	亀崎橋	広島市	1K987	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
22	三篠川	左	工作物	B	亀崎橋歩道橋	広島市	1K997	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
23	三篠川	左	工作物	A	薬師橋	広島市	2K511	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
24	三篠川	左	工作物	A	横川橋	広島市	2K878	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
25	三篠川	左	工作物	A	陸地橋	広島市	3K707	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
26	三篠川	左	工作物	A	JR芸備線三篠川第3橋梁	JR	4K148	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
27	三篠川	左	工作物	A	一之瀬橋	広島県	4K266	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
28	三篠川	左	工作物	A	養老橋	広島市	4K874	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
29	三篠川	左	工作物	A	新島越橋	広島県	5K757	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
30	三篠川	左	工作物	A	JR芸備線三篠川第2橋梁	JR	5K827	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
31	三篠川	左	工作物	A	鳥越橋	広島市	5K930	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
32	三篠川	左	工作物	A	上深川橋	広島市	6K566	-	径間長不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
33	三篠川	左	工作物	A	抱岩歩道橋	広島市	7K129	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
34	三篠川	左	工作物	A	下西橋	広島市	7K753	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
35	三篠川	左	工作物	A	西中橋	広島市	8K389	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
36	三篠川	左	工作物	A	上西橋	広島市	9K028	-	桁下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
37	三篠川	左	新堤防・堤体・旧田圃	要	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K600~4K700	100	新堤防	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
38	三篠川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	0K000~1K400	1,400	堤体漏水・すべり	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
39	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	1K000~1K200	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
40	三篠川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	1K200~1K400	200	堤体漏水	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
41	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	2K400~2K600	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
42	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	3K000~3K100	100	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
43	三篠川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	2K600~3K060	460	断面不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
44	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K200~5K000	800	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
45	三篠川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K200~4K400	200	断面不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
46	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K200~5K400	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
47	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K600~5K800	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
48	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	6K600~6K800	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
49	三篠川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区狩留家町	広島市	7K400~9K600	2,200	堤体漏水・すべり	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
50	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区狩留家町	広島市	7K600~7K800	200	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
51	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区狩留家町	広島市	7K800~9K600	1,800	堤防高不足	積み土壌	可部出張所	広島県西部建設事務所
52	三篠川	右	新堤防・堤体・旧田圃	要	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	3K000~3K400	400	新堤防	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
1	第1古川	左	堤体漏水	A	広島市安佐南区中筋四丁目	広島市	2K660~3K000	340	断面不足	積み土壌	大芝出張所	広島県西部建設事務所
2	第1古川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐南区川内二丁目	広島市	2K800~3K000	200	堤防高不足	積み土壌	大芝出張所	広島県西部建設事務所
3	第1古川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐南区緑井六丁目	広島市	4K700~4K900	200	堤防高不足	積み土壌	大芝出張所	広島県西部建設事務所
4	第1古川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区古市一丁目	広島市	2K080~2K500	420	漏水	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
5	第1古川	右	堤体漏水	A	広島市安佐南区中須二丁目	広島市	2K660~3K000	340	断面不足	積み土壌	大芝出張所	広島県西部建設事務所
6	第1古川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南区中須二丁目	広島市	2K800~3K000	200	堤防高不足	積み土壌	大芝出張所	広島県西部建設事務所
1	旧太田川	右	越水(溢水)	B	広島市中区江波東一丁目	広島市	0K600~2K200	2,800	堤防高不足	積み土壌	已斐出張所	広島県西部建設事務所
2	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区江波東一丁目	広島市	0K600~0K100	600	断面不足	積み土壌	已斐出張所	広島県西部建設事務所

図面 対象 番号	河川名	左 右 岸 の 別	種 別	重 要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区 間	延 長 (m)	重 要 理 由	工 法	担 当 出 張 所	県 担 当 事 務 所
3	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区舟入川口町	広島市	0K500~1K400	900	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	旧太田川	右	堤体漏水	A	広島市中区舟入本町	広島市	2K000~2K200	200	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区舟入中町	広島市	2K200~2K500	300	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	旧太田川	右	堤体漏水	A	広島市中区本町二丁目	広島市	2K500~2K700	200	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区本町三丁目	広島市	2K700~2K900	200	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区寺町	広島市	3K400~3K600	200	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区楠木町一丁目	広島市	3K800~3K900	100	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	旧太田川	右	堤体漏水	A	広島市西区楠木町一丁目	広島市	3K900~4K100	200	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区楠木町一丁目	広島市	4K300~4K400	100	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
12	旧太田川	左	越水(溢水)	B	広島市中区光南三丁目	広島市	COK600~1K600	2,200	堤防高不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
13	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区光南三丁目	広島市	COK600~COK100	500	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
14	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区吉島町	広島市	OK100~OK500	400	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
15	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区住吉町	広島市	1K100~1K300	200	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
16	旧太田川	左	越水(溢水)	A	広島市中区中島町	広島市	1K600~2K600	1,000	堤防高不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
17	旧太田川	左	堤体漏水	A	広島市中区中島町	広島市	1K600~2K000	400	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
18	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区中島町	広島市	2K000~2K600	600	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
19	旧太田川	左	水衝・洗掘	B	広島市東区牛田新町二丁目	広島市	5K650~6K250	600	根固沈下	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
20	旧太田川	左	工作物	A	舟入橋	広島市	OK718	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
21	旧太田川	左	工作物	A	住吉橋	広島市	1K179	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
22	旧太田川	左	工作物	A	新住吉橋	国土交通省	1K312	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
23	旧太田川	左	工作物	A	中島神崎橋(旧中島橋)	広島市	1K686	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
24	旧太田川	左	工作物	A	西平和大橋	広島市	2K080	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
25	旧太田川	左	工作物	A	本川橋	広島市	2K335	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
26	旧太田川	左	工作物	A	本川橋歩道橋	広島市	2K335	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
27	旧太田川	左	工作物	B	相生橋歩道橋	広島市	2K600~2K650	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
28	旧太田川	左	工作物	B	相生橋	国土交通省	2K725	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
29	旧太田川	左	工作物	A	空鞆橋	広島市	3K149	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
30	旧太田川	左	工作物	B	三條橋	広島市	4K238	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
31	旧太田川	左	工作物	B	北大橋	広島市	4K893	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
1	元安川	右	堤体漏水	A	広島市中区吉島東三丁目	広島市	COK600~OK000	600	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	元安川	右	越水(溢水)	B	広島市中区吉島東1丁目	広島市	COK200~1K200	1,400	堤防高不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	元安川	右	堤体漏水	B	広島市中区吉島東1丁目	広島市	OK000~OK200	200	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	元安川	右	堤体漏水	B	広島市中区住吉町	広島市	1K100~1K300	200	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	元安川	右	越水(溢水)	A	広島市中区中島町	広島市	1K200~2K400	1,200	堤防高不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	元安川	右	堤体漏水	A	広島市中区中島町	広島市	1K300~1K500	200	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	元安川	右	堤体漏水	B	広島市中区中島町	広島市	1K500~1K800	300	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	元安川	右	堤体漏水	A	広島市中区中島町	広島市	2K100~2K300	200	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市南区出島一丁目	広島市	D1K200~DOK800	400	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市中区南千田西町	広島市	COK700~COK500	200	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	元安川	左	堤体漏水	B	広島市中区南千田西町	広島市	COK700~COK000	700	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
12	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区南千田西町	広島市	COK500~COK300	200	堤防高不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
13	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市中区千田町三丁目	広島市	OK0300~OK100	400	堤防高不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
14	元安川	左	堤体漏水	A	広島市中区千田町三丁目	広島市	COK650~OK0200	200	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
15	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区千田町三丁目	広島市	OK100~OK300	200	堤防高不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
16	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市中区大手町五丁目	広島市	OK300~1K000	700	堤防高不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
17	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区大手町三丁目	広島市	1K300~1K900	600	堤防高不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
18	元安川	左	堤体漏水	B	広島市中区大手町三丁目	広島市	1K500~2K100	600	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
19	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区大手町二丁目	広島市	2K200~2K400	200	堤防高不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
20	元安川	左	工作物	A	南大橋	広島市	OK539	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
21	元安川	左	工作物	A	平和大橋	広島市	1K949	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
22	元安川	左	工作物	A	元安橋	広島市	2K394	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
1	天満川	右	越水(溢水)	B	広島市西区観音新町四丁目	広島市	C1K600~COK700	900	堤防高不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	天満川	右	越水(溢水)	A	広島市西区観音新町一丁目	広島市	COK750~COK200	550	堤防高不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区観音新町一丁目	広島市	COK900~COK650	250	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	天満川	右	堤体漏水	A	広島市西区観音新町一丁目	広島市	COK650~COK300	350	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	天満川	右	越水(溢水)	B	広島市西区南観音八丁目	広島市	COK200~1K092	1,292	堤防高不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区南観音一丁目	広島市	OK100~OK300	200	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区南観音一丁目	広島市	OK500~OK900	400	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	天満川	右	越水(溢水)	A	広島市西区東観音町	広島市	2K800~3K100	200	堤防高不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区天満町	広島市	1K900~2K000	100	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	天満川	右	堤体漏水	A	広島市西区天満町	広島市	2K200~3K100	900	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	天満川	左	越水(溢水)	A	広島市中区江波南二丁目	広島市	C1K250~C1K150	100	堤防高不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
12	天満川	左	堤体漏水	B	広島市中区江波南二丁目	広島市	C1K250~COK300	950	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
13	天満川	左	越水(溢水)	B	広島市中区江波南二丁目	広島市	C1K150~1K470	2620	堤防高不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
14	天満川	左	堤体漏水	B	広島市中区舟入町	広島市	1K000~1K200	200	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
15	天満川	左	越水(溢水)	A	広島市中区舟入町	広島市	1K470~1K512	42	堤防高不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
16	天満川	左	堤体漏水	A	広島市中区舟入町	広島市	1K470~1K512	42	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
17	天満川	左	堤体漏水	A	広島市中区榎町	広島市	2K500~2K700	200	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
18	天満川	左	堤体漏水	B	広島市中区広瀬北町	広島市	2K700~3K100	400	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
19	天満川	左	堤体漏水	A	広島市中区広瀬北町	広島市	3K100~3K500	400	断面不足	積み土壌	己斐出張所	広島県西部建設事務所
20	天満川	左	工作物	B	天満川水管橋	広島市	COK030	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
21	天満川	左	工作物	A	新観音橋	国土交通省	1K147	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
22	天満川	左	工作物	B	観音橋	広島市	1K468	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
23	天満川	左	工作物	A	緑大橋	広島市	1K808	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
24	天満川	左	工作物	A	日電天満橋	広島電鉄	2K018	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
25	天満川	左	工作物	A	天満歩道橋	広島市	2K097	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
26	天満川	左	工作物	A	天満橋	広島市	2K097	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
27	天満川	左	工作物	A	広瀬橋	広島市	2K428	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
28	天満川	左	工作物	A	広瀬橋歩道橋	広島市	2K428	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
29	天満川	左	工作物	A	中広大橋	広島市	2K882	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
30	天満川	左	工作物	A	横川新橋	広島市	3K516	-	桁下高不足	-	己斐出張所	広島県西部建設事務所
1	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市東栄・南栄	大竹市	COK620~OK800	1,420	高瀬	積み土壌	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
2	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市東栄・南栄	大竹市	COK600~OK000	600	断面不足	積み土壌	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
3	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市東栄二丁目	大竹市	COK080~OK300	380	漏水	月/輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
4	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市東栄二丁目	大竹市	OK300~OK700 (漏水重点監視)	400	漏水	月/輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
5	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市東栄・南栄	大竹市	OK400~OK600	200	断面不足	積み土壌	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
6	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市南栄・新町・元町	大竹市	OK600~2K080	2,200	堤体漏水・すべり	積み土壌	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
7	小瀬川	左	基礎地盤漏水	B	大竹市南栄	大竹市	OK800~1K070	270	漏水(堤防詳細点検)	月/輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
8	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市南栄	大竹市	1K070~1K130	60	漏水(実績有り)	月/輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
9	小瀬川	左	基礎地盤漏水	B	大竹市南栄・新町	大竹市	1K130~1K350	220	漏水(堤防詳細点検)	月/輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
10	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市元町二丁目	大竹市	2K200~2K400	200	堤防高不足	積み土壌	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所

図面 対象 番号	河川名	左 右 岸 の 別	種 別	重 要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区 間	延 長 (m)	重 要 理 由	工 法	担 当 出 張 所	県 担 当 事 務 所
11	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市木野一丁目	大竹市	4K400~4K600	200	断面不足	積み土壌	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
12	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市木野一丁目	大竹市	4K500~4K700 (漏水重点監視)	200	漏水	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
13	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市木野二丁目	大竹市	5K200~5K700	500	堤体漏水・すべり	積み土壌	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
14	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市木野二丁目	大竹市	5K800~6K000	200	堤防高不足	積み土壌	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
15	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市木野	大竹市	5K400~5K700	300	漏水(実績有り)	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
16	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市木野	大竹市	6K200~7K400	1,200	堤体漏水・すべり	積み土壌	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
17	小瀬川	左	基礎地盤漏水	B	大竹市木野	大竹市	6K200~6K300	100	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
18	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市木野	大竹市	6K300~6K500 (漏水重点監視)	200	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
19	小瀬川	左	基礎地盤漏水	B	大竹市木野	大竹市	6K500~7K400	900	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
20	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市防鹿	大竹市	7K800~8K800	1,000	堤体漏水・すべり	積み土壌	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
21	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市木野二丁目防鹿	大竹市	9K000~9K200	200	堤防高不足	積み土壌	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
22	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市木野二丁目防鹿	大竹市	9K800~10K000	200	断面不足	積み土壌	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
23	小瀬川	左	越水(溢水)	A	大竹市比作	大竹市	10K200~10K400	200	堤防高不足	積み土壌	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
24	小瀬川	左	堤体漏水	A	大竹市比作	大竹市	10K200~10K400	200	断面不足	積み土壌	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
25	小瀬川	左	越水(溢水)	A	大竹市比作	大竹市	10K400~11K000	600	堤防高不足	積み土壌	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
26	小瀬川	左	堤体漏水	A	大竹市比作	大竹市	10K600~10K800	200	断面不足	積み土壌	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
27	小瀬川	左	堤体漏水	A	大竹市比作	大竹市	11K000~11K400	400	断面不足	積み土壌	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
28	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市安条	大竹市	12K400~12K600	200	堤防高不足	積み土壌	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
29	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市安条	大竹市	12K600~12K800	200	堤防高不足	積み土壌	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
30	小瀬川	左	工作物	B	小瀬川橋梁(山陽本線)	JR	1K220	-	桁下高不足		小瀬川出張所	
31	小瀬川	左	工作物	A	前測橋	大竹市・岩国市	8K540	-	桁下高不足		小瀬川出張所	
32	小瀬川	左	工作物	A	小川津橋	岩国市	11K534	-	桁下高不足		小瀬川出張所	
33	小瀬川	左	工作物	B	深瀬橋	岩国市	12K735	-	桁下高不足		小瀬川出張所	
34	小瀬川	右	越水(溢水)	B	玖珂郡和木町和木六丁目	和木町	C0K650~1K180	1,810	高潮	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
35	小瀬川	右	堤体漏水	A	玖珂郡和木町和木六丁目	和木町	C0K600~C0K200	400	断面不足	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
36	小瀬川	右	堤体漏水	B	玖珂郡和木町和木六丁目	和木町	C0K200~0K400	600	断面不足	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
37	小瀬川	右	堤体漏水	A	玖珂郡和木町和木六丁目	和木町	0K400~0K800	400	断面不足	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
38	小瀬川	右	堤体漏水	B	玖珂郡和木町和木六丁目	和木町	0K800~1K000	200	断面不足	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
39	小瀬川	右	堤体漏水	B	玖珂郡和木町和木一〜四丁目	和木町	1K000~2K200	1,200	堤体漏水・すべり	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
40	小瀬川	右	越水(溢水)	B	玖珂郡和木町瀬田	和木町	2K600~2K800	200	堤防高不足	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
41	小瀬川	右	堤体漏水	B	玖珂郡和木町関ヶ浜二丁目	和木町	3K200~3K600	400	堤体漏水・すべり	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
42	小瀬川	右	基礎地盤漏水	B	玖珂郡和木町関ヶ浜二丁目	和木町	3K300~3K400	100	漏水	月ノ輪	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
43	小瀬川	右	越水(溢水)	B	玖珂郡和木町大字関ヶ浜	和木町	4K400~4K600	200	堤防高不足	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
44	小瀬川	右	越水(溢水)	A	玖珂郡和木町大字関ヶ浜・岩国市小瀬	和木町・岩国市	4K600~5K000	400	堤防高不足	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
45	小瀬川	右	基礎地盤漏水	A	岩国市小瀬	岩国市	4K900~4K960	60	漏水	月ノ輪	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
46	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	5K000~5K200	200	堤防高不足	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
47	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	5K600~5K800	200	堤防高不足	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
48	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	6K000~6K200	200	堤防高不足	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
49	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	6K400~6K480	80	堤防高不足	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
50	小瀬川	右	越水(溢水)	A	岩国市小原	岩国市	6K480~6K800	320	堤防高不足	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
51	小瀬川	右	堤体漏水	A	岩国市小原	岩国市	6K600~7K000	400	断面不足	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
52	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	8K400~8K600	200	堤防高不足	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
53	小瀬川	右	堤体漏水	B	岩国市小瀬	岩国市	8K600~9K600	1,000	堤体漏水・すべり	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
54	小瀬川	右	基礎地盤漏水	B	岩国市小瀬	岩国市	9K900~10K500	600	漏水	月ノ輪	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
55	小瀬川	右	堤体漏水	B	岩国市小瀬	岩国市	9K900~10K500	600	堤体漏水・すべり	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
56	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	10K300~10K500	200	堤防高不足	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
57	小瀬川	右	越水(溢水)	A	岩国市小瀬	岩国市	10K800~11K800	1,000	堤防高不足	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
58	小瀬川	右	堤体漏水	A	岩国市小瀬	岩国市	11K000~11K200	200	断面不足	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
59	小瀬川	右	堤体漏水	A	岩国市小瀬	岩国市	11K600~11K800	200	断面不足	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所
60	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	12K600~12K800	200	堤防高不足	積み土壌	小瀬川出張所	岩国土木建築事務所

修正前

水防計画 別表第5 水防上重要な場所 1 河川・海岸等の重要な場所	頁 470
---	--------------

- (1)~(3) (略)
(4) 県管理河川・海岸
県西部建設事務所管内

附図 番号	水系名	河川 名 海岸	担当水防 管理団体 (市町村)	重要水防箇所
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
23	岡の下川	岡の下川	//	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

修正後

修正理由
広島県水防計画修正のため

- (1)~(3) (略)
(4) 県管理河川・海岸
県西部建設事務所管内

附図 番号	水系名	河川 名 海岸	担当水防 管理団体 (市町村)	重要水防箇所
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
23	岡ノ下川	岡ノ下川	//	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

修正前	
水防計画 別表第5 水防上重要な場所 2 水防上重要なため池<<経済観光局農林整備課>>	頁 472~474
添付省略	

修正後
修正理由 諸元の整理を行ったことによる修正
<u>別紙のとおり修正</u>

2 水防上重要なため池《経済観光局農林整備課》

修正後

行政区	名称	所在地	規模			決壊時 予想被害		応急 対工 策法	附図 番号	主な改修必要か所			備考
			堤高	堤長	貯水量	面積	戸数			堤体	余水 吐	取水 施設	
			(m)	(m)	(m ³)	(ha)	(戸)						
東 区	大原(九平)	馬木町大字大原乙741	5.3	49.0	3,600	0.1	—	土俵積	1				
	東 浄	戸坂町556-82	7.6	30.0	200	1.9	37	土俵積	2				
	流 谷	戸坂新町一丁目1893-3	3.7	144.0	4,500	1.1	8	土俵積	3				
	理 覚 寺	戸坂山根二丁目1204	4.1	30.0	700	1.1	15	土俵積	4				
	滝 泉 寺	戸坂山根三丁目1264	2.9	37.0	250	0.3	1	土俵積	5				
	尾 の 上	戸坂新町二丁目2138	2.2	22.0	200	—	2	土俵積	6				
	片 山 池	戸坂数甲二丁目2304,2305	3.3	28.0	60	—	5	土俵積	7				
	石ヶ追1号池	中山町中山中町1041	4.7	29.0	213	—	7	土俵積	8				
	石ヶ追2号池	中山中町1058-2	3.9	25.0	34	—	3	土俵積	9				
	梨の木谷	中山西一丁目342	2.9	22.0	300	—	157	土俵積	10				
	桜 山	福田町字葛ヶ谷甲1432	4.6	38.0	2,300	—	37	土俵積	11				
	上 条 池	福田町字上条122	3.0	31.5	233	—	23	土俵積	12				
	大平2号池	福田五丁目1699	1.5	14.0	132	—	—	土俵積	15				
	狐ヶ城	福田町黄番谷1882	2.8	14.0	20	—	—	土俵積	16				
	長 楽 寺	長楽寺町字法師原甲547、乙547	4.7	47.9	1,019	5.5	70	土俵積	18				
	追 堤	山本町字上追2653	5.1	30.3	1,342	4.7	70	土俵積	19				
安 佐 南 区	新 堤 池	山本町字戸石3284-1,3284-2,3286,3287-1,3287-2,3288,3289	9.1	54.0	6,040	10.8	150	土俵積	20				
	新池2号	祇園町字大谷丙1631	4.6	45.0	1,800	2.5	4	土俵積	21				
	上 池	祇園町字大谷乙1631	4.2	55.0	2,100	2.8	4	土俵積	22				
	下 池	祇園町字大谷乙1667	5.6	68.0	1,900	2.2	4	土俵積	23				
	影 浦	沼田町大字吉山字堂ヶ谷	7.2	26.0	3,600	2.7	—	土俵積	24				
	森 田 池	沼田町大字吉山字大利蔵10515	2.0	10.0	27	0.3	1	土俵積	25				
	荒 谷 池	上安町	17.1	63.0	30,000	11.2	33	土俵積	26				
	尾 越	相田町字東尾越927	6.3	40.7	1,250	1.3	—	土俵積	27				
	谷 本 池	伴北六丁目4129-2	3.3	17.0	107	0.9	3	土俵積	28				
	願 成 寺	毘沙門台東一丁目19-2	3.6	17.0	700	—	—	土俵積	30				
	大 石 原	高取南町大石原916	4.3	40.0	1,300	—	44	土俵積	32				
	中 池	祇園町字大谷乙1645	5.3	47.0	2,000	—	528	土俵積	33				
	宝 谷 池	山本町字戸石3277	4.0	40.0	350	—	55	土俵積	34				
	寺 山	山本八丁目1433,1442-2,1466,1444	2.9	30.0	500	—	114	土俵積	35				
	土 井	伴北町字土井8782、伴北町字宮野谷4894,4901	3.8	43.0	1,890	—	292	土俵積	36				
	桜 梅	大塚東一丁目1717-2	3.2	45.0	2,000	—	7	土俵積	37				
米 林 池	沼田町阿戸狐ヶ城10654-2	2.3	13.0	127	—	7	土俵積	39					
寄 木 池	沼田町阿戸高野原2023-3	3.5	25.0	220	—	3	土俵積	38					
小 松 池	沼田町阿戸飯ノ山10147	2.4	20.0	150	—	9	土俵積	41					
前 原	伴中央七丁目7086,3996-4,4001-3,4011-5	10.2	86.0	14,000	—	88	土俵積	42					
安 佐 北 区	西 部 池	安佐町大字小河内	11.5	33.0	5,900	6.7	5	土俵積	43				
	桧 山 貯 水 池	大林町野上6113	10.8	130.0	8,600	5.0	9	土俵積	44				
	国 丸	三入南二丁目189	4.2	19.0	500	1.1	23	土俵積	45				
	ゴ 口 イ	口田南町字柳ヶ谷1108	4.1	36.0	500	1.3	2	土俵積	46				
	柳 ヶ 谷	口田南町字柳ヶ谷965	4.4	68.0	1,700	2.7	4	土俵積	47				
	草 谷	口田南六丁目1518	6.0	57.0	3,000	2.4	11	土俵積	48				
	小 谷 池	深川町字堂ノ本3676	5.2	58.0	800	3.9	11	土俵積	49	○	○	○	
	久 保 山 池	落合南町	8.5	58.9	4,900	5.8	6	土俵積	50				
	西 ヶ 迫	白木町大字志路字奥谷5744	6.9	40.0	2,000	1.4	2	土俵積	51	○	○	○	
	林 1 号	白木町大字三田字林2252	9.5	70.0	2,500	3.6	8	土俵積	52				
	落 尻 池	白木町大字秋山字落尻471	2.2	35.0	140	0.3	2	土俵積	53				
	後 迫 1 号 池	狩留家町後迫2726	1.9	24.0	80	0.3	2	土俵積	54				
	後 迫 3 号 池	狩留家町後迫2690	7.0	25.0	327	0.6	1	土俵積	55				
	上岡1号(旧岡上)	白木町大字三田字法恩寺	4.0	39.0	1,000	2.1	2	土俵積	56				
	行 根	安佐町大字鈴張字行根表5004	3.0	21.0	400	1.6	4	土俵積	57				
	鳥 屋 ヶ 森	可部町大字篠ヶ谷字鳥屋森	5.9	28.0	1,200	0.3	—	土俵積	58				
	神 宮 寺	亀山南二丁目1449	3.6	38.0	1,400	2.1	8	土俵積	59				
	上 嶋	安佐町大字飯室字防ヶ迫	4.5	20.0	1,040	7.4	45	土俵積	60				
	奥 梶 名 池	白木町大字志路字上梶名5198	4.0	21.0	360	1.2	1	土俵積	61				
	谷 奥 下	白木町大字小越字谷奥	3.7	40.0	1,300	3.2	12	土俵積	62				
	城 下	安佐町久地城下338	8.8	58.0	5,000	—	14	土俵積	63				
	大 坪	安佐町毛木大坪145	7.0	20.0	1,800	—	5	土俵積	64				
	鉦 池	安佐町鈴張鉦3611	2.1	35.0	147	—	0	土俵積	65				
	ヌ タ ケ 原	可部町上原東山687	7.0	35.0	1,800	—	92	土俵積	66	○	○	○	
	奥 桧 山	大林町聖滝3319	10.1	60.0	3,700	—	1	土俵積	67				
	一 ヶ 谷 池	口田南町	5.5	54.0	5,625	—	135	土俵積	68				
	佐 川 池	可部町勝木字一ノ坪2273	1.9	20.0	120	—	5	土俵積	69	○		○	
	権 現	可部町勝木権現	5.2	24.0	1,200	—	84	土俵積	70	○	○	○	
	蛇 の 池	白木町志路蛇の池	4.2	63.0	3,200	—	7	土俵積	71				
	桜 峠 池	白木町秋山堀越甲2492	0.8	19.0	107	—	27	土俵積	72				
	下 野 原 1 号	白木町三田下野原	5.0	47.0	4,500	—	2	土俵積	73				
	黒 王 池	狩留家町黒王甲1061	2.1	74.0	400	—	10	土俵積	74				
坊 地	狩留家町坊地1231-1	3.3	22.0	600	—	19	土俵積	75					
加 唐	口田南町加唐1220	5.5	43.0	1,300	—	299	土俵積	76					
吹 上 げ	口田南三丁目97-2	3.3	38.0	800	—	90	土俵積	77					
追 分	安佐町後山峠2234	4.9	41.0	1,800	—	18	土俵積	78					
一 面	安佐町小河内一面5371	7.8	60.0	1,800	—	5	土俵積	79					

行政区	名称	所在地	規模			決壊時 予想被害		応 対 工 急 策 法	附図 番号	主な改修必要か所			備 考
			堤高	堤長	貯水量	面積	戸数			堤体	余水 吐	取水 施設	
			(m)	(m)	(m3)	(ha)	(戸)						
安 佐 北 区	戸崎池	安佐町鈴張	6.1	41.0	2,060	—	10	土俵積	80				
	原迫	可部町大字大毛寺字安光1868	—	15.0	480	—	—	土俵積	82	○	○	○	
	上西池	可部町桐原神の前1352	1.7	11.0	140	—	4	土俵積	83				
	明当池	落合南町	9.0	67.0	9,500	—	288	土俵積	84				
	合力	落合南町合力121	8.0	35.0	2,200	—	1	土俵積	85				
	桐陽台	三入東一丁目2545	18.3	126.0	12,200	—	36	土俵積	86				
	倉掛3号	倉掛三丁目31	4.0	77.0	5,000	—	119	土俵積	87				
	筒瀬1号	安佐町筒瀬中志峠	5.2	82.0	4,100	—	16	土俵積	88				
	筒瀬2号	安佐町筒瀬中志峠1480	6.9	62.0	8,100	—	17	土俵積	89				
	金川	高陽町	5.9	25.0	1,320	0.4	0	土俵積	174	○	○		
安 芸 区	馬場	中野町字岡崎3288	2.4	34.5	80	0.1	1	土俵積	91				
	新池	中野東町字奥畑2234	4.3	47.0	610	0.5	—	土俵積	92				
	古池	中野東町字奥畑2117	3.9	32.0	300	0.5	—	土俵積	93				
	細工3号池	中野東町字細工4516	6.5	35.0	2,200	3.1	46	土俵積	94				
	押谷1号池	阿戸町字押谷1803	7.1	95.0	4,900	1.9	—	土俵積	96				
	竹広池	阿戸町西方2208	1.8	22.0	47	0.4	—	土俵積	97	○	○		
	平山1号	阿戸町字谷迫652	4.8	27.0	173	0.5	3	土俵積	98				
	新池1号池	船越町字松山平551	5.7	28.0	1,800	2.5	24	土俵積	99				
	箱師池	矢野東四丁目花上3340	2.3	25.0	200	0.3	2	土俵積	100	○		○	
	藤ヶ迫池	畑賀町字上水谷東2163	3.8	22.0	1,000	0.7	3	土俵積	101				
	二ツ掛池	畑賀町字甲越3467	5.5	80.0	2,070	2.1	4	土俵積	102				
	穴の口池	畑賀町字掛樋田3272	4.9	23.0	930	0.7	—	土俵積	103				
	水越上池	畑賀町字西宗屋	9.9	101.0	27,868	12.7	7	土俵積	104				
	戸坂(上田)池	阿戸町字戸坂2014	2.4	40.0	200	0.7	—	土俵積	105				
	高当池	阿戸町字下畠320	3.1	30.0	500	2.2	7	土俵積	107				
	水越下池	畑賀町鹿子垣内東	6.2	85.0	10,300	—	47	土俵積	108				
	海の平池	畑賀町為角	5.9	22.0	6,000	—	61	土俵積	109				
	澤田池	中野東町大谷	6.5	44.0	3,100	—	44	土俵積	110				
	大藤池	瀬野川町下瀬野大藤268番地	3.4	39.0	477	—	72	土俵積	111				
	中道原池	瀬野川町下瀬野	8.8	36.7	2,600	—	13	土俵積	112				
	天神池	瀬野川町山田ヶ原2789	6.1	70.0	13,900	—	54	土俵積	113				
	牛ヶ谷1号池	阿戸町牛ヶ谷1557	4.3	60.0	1,800	—	46	土俵積	114				
	牛ヶ谷2号池	阿戸町牛ヶ谷1628	3.0	58.0	1,100	—	7	土俵積	115				
	牛ヶ谷3号池	阿戸町牛ヶ谷162	2.9	49.0	900	—	41	土俵積	116				
	牛ヶ谷大池	阿戸町牛ヶ谷242-1	14.2	106.0	51,062	—	64	土俵積	117				
	押谷2号池	阿戸町押谷1823-1	6.5	88.0	5,100	—	44	土俵積	118				
	京之岡1号池	中野東町字京之岡6096番地	4.0	35.0	330	—	3	土俵積	119				
	西村池	瀬野川町下瀬野宮垣内1571番地	3.1	19.0	112	—	4	土俵積	121				
	干野池	瀬野川町下瀬野正之坪498番地	2.1	36.0	182	—	4	土俵積	122				
	小野村池	瀬野川町下瀬野中宇根496-1番	2.3	28.0	84	—	3	土俵積	123				
	登龍池	上瀬野町下河内827	3.8	21.0	400	—	5	土俵積	124				
	中村池	阿戸町水落3225	2.6	28.0	113	—	2	土俵積	125				
	佐久間池	阿戸町宮の郷2860	3.4	18.0	200	—	1	土俵積	126				
	大幡池	阿戸町市原1229	1.8	24.0	120	—	1	土俵積	129				
	今中池	阿戸町押谷1879	2.2	16.0	240	—	29	土俵積	130				
	花上新	矢野町花上3191	3.5	27.0	427	—	5	土俵積	131				
	薬師	矢野町花上3234	4.2	23.0	267	—	10	土俵積	132				
	中池	船越町松山平547	6.0	38.0	1,100	—	516	土俵積	133				
	鏡池	中野町鏡谷1074	5.0	34.0	900	—	95	土俵積	134				
	洗川池	中野町洗川1759	6.6	43.0	700	—	1	土俵積	135				
	井上池	瀬野川町上瀬野大奈1657番地	2.8	24.0	235	—	9	土俵積	136	○	○		
	天野2号池	瀬野川町上瀬野久并原163-2番	1.9	10.0	31	—	2	土俵積	137	○	○	○	
	野地	阿戸町旭浦7190	3.5	20.0	67	—	3	土俵積	138	○			
	島池	阿戸町上畑112	3.6	31.0	800	—	8	土俵積	139				
	泉	矢野東六丁目泉4566	3.3	33.7	600	—	37	土俵積	140	○		○	
	庄野坪	畑賀町字庄野坪3564	1.0	8.0	40	—	—	土俵積	141				
	王子ヶ峠	畑賀町字王子ヶ峠3328	1.5	20.0	150	—	—	土俵積	142				
上為角	畑賀町上為角3822	2.1	20.0	200	—	—	土俵積	143	○	○	○		
尾崎	畑賀町字七朗ヶ谷3975	2.9	65.0	600	—	—	土俵積	144	○	○			
上影	畑賀町字上影道上205	2.8	26.0	150	—	—	土俵積	145					
野間	中野町字岡崎1228	5.5	20.0	620	—	—	土俵積	146	○		○		
吉田	中野町字岡崎1334	3.3	28.0	30	—	—	土俵積	147					
井上	阿戸町字西方乙2325	1.6	39.0	100	—	—	土俵積	148	○	○	○		
奥為角2号	畑賀町奥為角3696	1.3	5.0	30	—	—	土俵積	149	○	○			
赤羽迫	中野町字舞原1639	3.1	—	180	—	—	土俵積	150					
宮脇2号	中野町字宮脇2153	4.0	35.0	450	—	—	土俵積	151					
北尾	矢野東四丁目3499	4.0	32.0	280	—	—	土俵積	152					
久保1号池	中野東町字室重4419-1	5.6	55.0	1,310	—	—	土俵積	154					
久保2号池	中野東町字室重4421	4.6	33.0	50	—	—	土俵積	155					
柳	畑賀二丁目429	1.5	22.0	200	—	—	土俵積	156	○	○			
鉾取1号	中野東町字鉾取1139	3.3	39.0	300	—	166	土俵積	175					
矢野池	瀬野川町上瀬野奥畑2294番地	3.2	46.0	175	—	—	土俵積	176	○	○	○		
門前	矢野町の場2209	2.8	56.0	200	—	0	土俵積	177	○	○			
長尾池	畑賀一丁目241番	2.0	19.0	200	—	—	土俵積	178	○	○			
細工2号池	中野東町細工4537	3.3	29.0	500	—	—	土俵積	179					

行政区	名称	所在地	規模			決壊時 予想被害		応急 工 策 法	附図 番号	主な改修必要か所			備考
			堤高	堤長	貯水量	面積	戸数			堤体	余水 吐	取水 施設	
			(m)	(m)	(m3)	(ha)	(戸)						
佐 伯 区	坪井上池	廿日市市大字市原字牛池山716-1	10.6	95.2	17,400	18.6	5	土俵積	157				受益地= 五日市町
	坪井下池	廿日市市大字市原字牛池山716-1	8.0	60.0	18,000	17.1	3	土俵積	158				受益地= 五日市町
	有井	五日市町大字石内字上日焼3866	4.3	25.0	1,400	0.7	—	土俵積	159				
	千同	観音台一丁目146ほか	6.6	65.0	6,600	—	163	土俵積	161				
	貴船原	五日市町三宅若山1169-2ほか	6.6	60.0	4,814	—	291	土俵積	162				
	入の谷	五日市町三宅入の谷125ほか	4.0	43.0	1,360	—	4	土俵積	163	○	○		
	西日浦畑	湯来町大字葛原字西日浦	5.8	28.5	613	—	0	土俵積	167				
	十文字1号	湯来町大字白砂字十文字1274-1	4.0	—	30	—	0	土俵積	168				
	柏原1号	湯来町白砂字柏原3211	2.0	30.0	469	—	1	土俵積	169				
	東大畑1号	湯来町伏谷字西野地698	4.2	24.0	588	—	13	土俵積	170				
	柏原1号	湯来町麦谷字松尾山甲328-1	3.5	15.0	80	—	1	土俵積	171				
	谷本	五日市町大字石内3972-1	5.0	—	1,000	—	—	土俵積	172				
	隠の里	倉重3丁目384	4.8	50.0	12,800	—	355	土俵積	160				
	計	161か所											

修正前			
水防計画編 別表第5 水防上重要な場所	頁 475-477		
3 未完成の宅地造成地《都市整備局宅地開発指導課》			
(1) 総括表			
(令和5年10月1日現在)			
行政区	箇所数	面積 (ha)	摘要
中区	0	0	
東区	<u>10</u>	<u>4.02</u>	
南区	<u>3</u>	<u>17.99</u>	
西区	<u>4</u>	<u>8.24</u>	
安佐南区	<u>14</u>	<u>148.69</u>	
安佐北区	<u>21</u>	<u>106.42</u>	
安芸区	<u>9</u>	<u>90.88</u>	
佐伯区	<u>9</u>	<u>51.38</u>	
計	<u>70</u>	<u>427.62</u>	
(2) 個別一覧表			
添付省略			

修正後			
修正理由 時点修正			
3 未完成の宅地造成地《都市整備局宅地開発指導課》			
(1) 総括表			
(令和6年10月1日現在)			
行政区	箇所数	面積 (ha)	摘要
中区	0	0	
東区	<u>8</u>	<u>2.88</u>	
南区	<u>4</u>	<u>18.23</u>	
西区	<u>3</u>	<u>7.82</u>	
安佐南区	<u>11</u>	<u>150.97</u>	
安佐北区	<u>13</u>	<u>95.04</u>	
安芸区	<u>6</u>	<u>89.72</u>	
佐伯区	<u>7</u>	<u>77.90</u>	
計	<u>52</u>	<u>442.56</u>	
(2) 個別一覧表			
<u>別紙のとおり</u>			

(2) 個別一覧表

行政区	造成場所	開発手法 (※)	面積 (ha)	造成主	工事施行者 (電話番号)	摘要
東区	福田二丁目2618の一部ほか3筆	宅	0.03	中土井 重治	㈱ヒロヨン (883-0150)	
	馬木二丁目521-1ほか10筆	開	0.53	㈱ジェイエステート	㈱金村建設 (232-3760)	
	上温品四丁目353番12の一部ほか4筆	開	0.30	㈱島中商事	㈱下前建設 (899-3048)	
	馬木七丁目586番11の一部ほか25筆	開	0.99	矢神興産㈱	㈱下前建設 (899-3048)	
	牛田東一丁目	宅	0.42	㈱黒部建設	㈱黒部建設 (533-6875)	
	馬木六丁目449番2の一部ほか6筆	開	0.29	シンアイ不動産販売㈱	㈱下前建設 (899-3048)	
	中山上一丁目1234番8ほか3筆	宅	0.30	島屋不動産㈱	門田建設工業㈱ (921-1411)	
	牛田南二丁目112番6	宅	0.02	セントラル㈱	門田建設工業㈱ (921-1411)	
	計 8か所		2.88			
南区	楠那町・丹那町・丹那新町の各一部	区宅	10.74	広島市朝見原土地区画整理組合		
	出島二丁目2番13	開	1.52	広島市	銭高・鴻治組建設工事共同企業体 (546-)	
	字品海岸三丁目	宅	5.73	㈱チャリ・ロト	㈱奥村組 (236-6724) ㈱NIPPO (287-2779)	
	南区本浦町334番12の一部ほか5筆	宅	0.24	㈱三戸重機	㈱三戸重機 (847-3400)	
	計 4か所		18.23			
西区	己斐中二丁目63番10及び63番12	宅	0.02	石原 美知子	月山 岳志 (090-4801-7763)	
	高須三丁目1053番61の一部ほか1筆	開	0.17	フォーソン建設㈱	未定	
	観音新町四丁目2874番69の一部	開	7.56	広島市	河井建設工業㈱ (291-1211)	
	井口一丁目927番の一部ほか2筆	宅	0.07	楠 七海雄	大和ハウス工業㈱中国支社 (501-5591)	
	計 4か所		7.82			
安佐南区	沼田町大字伴	開宅	126.73	アイエス㈱		
	八木五丁目6101-45の一部ほか10筆	宅	0.15	伊勢社宮総代表 奈良原 宏	芸北建設 (812-2429)	
	八木三丁目3034番1の一部ほか3筆	宅	0.22	宗教法人円蔵院太陽の会	円蔵院太陽の会 (086-805-4100)	
	上安町字緑ヶ丘2042-1の一部ほか4筆	宅	0.22	藤谷 孝行	㈱フジコウ (262-8777)	
	沼田町大字伴佐胡596番1ほか69筆	宅	18.72	㈱水野砂利	㈱楠建 (848-6000)	
	山本六丁目1029番4ほか	宅	0.33	㈱尼子建設	㈱尼子建設 (875-4070)	
	高取北一丁目2番の一部ほか11筆	開	0.48	㈱日本環境保全サービス	未定	
	大塚東一丁目1717番の一部ほか2筆	宅	2.03	学校法人修道学園	㈱フジタ広島支店 (846-5725)	
	山本九丁目750番1ほか15筆	開	0.21	㈱タカハチ	㈱タカハチ (212-1441)	
	伴西二丁目7番の一部	宅	1.42	広島市	未定	
	伴中央五丁目5532番の一部ほか6筆	宅	0.46	曾里舗装㈱	㈱SORI (544-2506)	
	計 11か所		150.97			
安佐北区	安佐町大字あさひが丘1040-4の一部	宅	0.15	栄進重機㈱	栄進重機㈱ (837-2038)	
	安佐町飯室字猪之子4506-1の一部ほか7筆	宅	0.07	神川 栄三	坂原組 (818-8765)	
	安佐町大字あさひが丘1225-1の一部	宅	0.10	二井 信幸	ニコー㈱ (844-0293)	
	可部町大字綾ヶ谷字畑241ほか5筆	宅	0.30	㈱寺岡組	㈱星野組 (842-5811)	
	安佐町大字鈴張字片平2995-1ほか21筆	宅	2.46	㈱みどり	㈱栗本 (293-8500)	
	安佐町大字後山字迫分乙1039ほか	宅	0.50	学IGL学園	渡辺工務店	
	小河原町字佛堂508-2ほか6筆	宅	0.17	よしや建設㈱	よしや建設㈱ (281-3984)	
	白木町大字志路字大瀑3933番1の一部ほか281筆	宅	82.89	㈱クリショー	㈱クリショー (828-1112)	
	白木町大字志路字高盛4953-1ほか14筆	宅	6.50	協和鋳業㈱	協和鋳業㈱ (815-1386)	
	龜山六丁目1817番1ほか5筆	宅	0.22	㈱不動研	㈱不動研 (849-0558)	
	安佐町大字毛木字山田1036番1ほか	宅	0.76	西日本旅客鉄道㈱	広成建設㈱ (264-1711)	
	安佐町大字鈴張字畑3942番5の一部ほか	宅	0.46	ジオレックス㈱	ジオレックス㈱ (961-4783)	
	安佐町大字飯室字上沖田3505番の一部ほか	宅	0.46	八千代工業㈱	境谷工業㈱ (814-4437)	
	計 13か所		95.04			

※開：開発許可、宅：宅地造成工事許可、区：土地区画整理事業認可

行政区	造成場所	開発手法 (※)	面積 (ha)	造成主	工事施行者 (電話番号)	摘要
安芸区	船越二丁目ほか	区 宅	80.90	広島市安芸土地区画整理組 合		
	瀬野町字長者山	宅	0.91	㈱山一建設	㈱山一建設 (234-0110)	
	瀬野町字中道原	宅	0.54	㈱山一建設	㈱山一建設 (234-0110)	
	船越町字岩瀧山303-1、304-1の各一部	宅	0.09	石谷興業㈱	石谷興業㈱ (822-1821)	
	矢野町字鷹巣708-1ほか19筆	宅	6.94	㈱熊野技建	㈱熊野技建 (854-4344)	
	中野三丁目1099-5の一部ほか6筆	宅	0.34	矢神興産㈱	㈱下前建設 (899-3048)	
	計 6か所		89.72			
佐伯区	五日市町大字下河内字野地135番1の一部ほか109筆	開 宅	2.76	岩谷興業㈱	山陽工業㈱ (232-6471)	
	五日市町大字石内字押入山1816番21ほか65筆	開	20.09	西広島開発㈱	㈱フジタ (941-5102)	
	五日市港一丁目1番の一部及び2番の一部	開	26.98	広島県広島港湾振興事務所	大之木建設㈱ (231-5244)	
	五日市町大字石内字教場4644番の一部ほか26筆	宅	0.45	フォーシン建設(株)	未定	
	五日市町大字美鈴園33番6ほか2筆並びに五日市町大字 中地字長迫10004番ほか1筆	開	0.14	㈱吉将コーポレーション	門田建設工業㈱ (921-1411)	
	広島市佐伯区五日市町石内字穴ヶ迫6551番4ほか	開	27.22	㈱トーンン住宅	㈱網本工業 (220-4309)	
	五日市町大字下河内字川坂14番ほか	開	0.26	㈱ツルハグループドラッグ& ファーマシー西日本	大和ハウス工業㈱ (501-3451)	
	計 7か所		77.90			

※開：開発許可、宅：宅地造成工事許可、区：土地区画整理事業認可

修正前	
水防計画 別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材	頁 P480～p482 P484～p487
1 国土交通省太田川河川事務所所有備蓄水防資機材配置表 添付省略 2 国土交通省所有備蓄倉庫及び備蓄土《太田川河川事務所》 添付省略	

修正後
修正理由 更新があるため
1 国土交通省太田川河川事務所所有備蓄水防資機材配置表 <u>添付資料の通り</u> 2 国土交通省所有備蓄倉庫及び備蓄土《太田川河川事務所》 <u>添付資料の通り</u>

別表第8 国及び県の所有する備蓄機材

1 国土交通省太田川河川事務所所有備蓄水防資機材配置表

令和6年4月1日現在

管 理 者	保管場 所	材 料 名										水 防 マ ツ ト	オ イ ル フ ェ ン ス	吸 着 マ ツ ト
		土 の う 袋	鉄 線	丸 太 等	鉄 パ イ プ 等	掛 矢 等	ロ ブ	シ ト	シ ト	シ ト	シ ト			
大 芝 出 張 所 長	己斐倉庫	15,000枚 耐候性 大型土嚢 660 袋詰玉石 袋2t用 80	10# 10kg 12# 2kg	木杭 45mm角 1.5m 90本 40mm角 1.2m 30本	鉄杭 φ22mm 1.2m 40本 被覆杭 φ22mm 1.5m 35本	掛矢 2 大ハンマー (3.5kg) 1	9m/m 1巻(100m) トラロープ 12m/m 2巻(200m) マニラ 3巻(600m)	ブルーシート (3.6×5.4m) 1枚 ブルーシート (6.0×9.0m) 1枚				20m/袋 4袋 15m/袋 3袋 φ150×2m (4本入) 4箱 φ110×2m (6本入) 2箱	50cm×50cm (100枚入) 2箱 50cm×47cm (50枚入) 4箱 長尺物 50cm×23m(50枚/1連) 1箱 20cm×25cm (80枚入り) 2箱 のれん式(万国旗型) 6.5m/連×10連 1箱 5.0m/連×10連 8箱 (6.5m×4本、13m×2本) 15箱	
	草津倉庫	耐候性 大型土嚢 (製作済) 50 耐候性 土嚢 (製作済) 1700											のれん式 5.0m/連×10連 1箱	
	大芝出張所倉庫	10200 1t土嚢 60 耐候性 大型土嚢 (3年) 170 麻土のう 4100 土のう(PE) 10000	#8 100kg	丸太 φ15cm 3.0m 2本 2.0m 186本 1.5m 22本 φ10cm 4.0m 381本 1.5m 70本 木杭 45mm角 0.6m 49本	鉄パイプ φ2cm 1.2m 214本 1.5m 208本 鉄杭 φ19mm 1.5m 21本	掛矢 3本 大ハンマー (3.5kg) 3本 玉掛けワイヤ リリースフック 5t用 1個	トラロープ φ5mm 1束 φ10mm 13束 φ10mm 200m巻 14束 麻ロープ φ10mm 4束 PPロープ φ8mm 2束 ロープ φ5mm 4束	ブルーシート (3.6×5.4m) 190 防災シート (3.6×5.4m) 25			13個 (2ヶ入)	φ110×2m (6本入) 7箱 φ150×2m (3本入) 1箱	50cm×47cm(50枚入) 4箱 50cm×23cm 3箱 65cm×65cm(100枚入) 2箱 50cm×50cm(50枚入) 7箱 50cm×50cm(100枚入) 5箱 38cm×55cm(50枚入) 3.5箱 のれん式(万国旗型) 5.0m/連×10連 7箱 6.5m/連×10連 6箱 6.5m×4本入/13m×2本入 2箱	
施設管理課長	高瀬分室倉庫						マニラ 1巻(100m)					20m/袋 13袋	(20m/箱) 8箱 65cm×65cm(100枚入) 10箱 (6.5m×4本、13m×2本/箱) 19箱 (万国旗型)	
可 部 出 張 所 長	可部出張所倉庫	700 1t土嚢 190 1t土嚢 UV剤配合 340 耐候性 大型土嚢 80 袋詰玉石 袋材2t用 290	8# 100kg	木杭 45mm角 1.5m 60本	鉄杭 φ19mm 1.5m 200本	掛矢 6 大ハンマー (3.5kg) 2 玉掛けワイヤ リリースフック 12.5t用 2	10m/m (100m)6巻 5m/m (200m)6巻	(3.6m×5.4m) 90			10	20m/袋 10袋 φ110×2m (6本入) 2箱	65cm×65cm (100枚入) 7箱 65cm×65cm (100枚入) 1箱 50cm×50cm (100枚入) 2箱 50cm×50cm (150枚入) 3箱 67cm×35cm×1.5cm 72枚 20cm×25cm (80枚入) 3箱 楕円型ネット 入り 25cm×50cm (10個入) 3箱 のれん式(万国旗型) 50cm×50cm(5m/連・10連) 1箱 6.5m×4本、13m×2本/箱 5箱	
	加計出張所長	巴町倉庫	7,400 1t土嚢 70	8# 50kg	丸太 φ10cm 1.0m 50本 木杭 45mm角 0.9m 15本	鉄パイプ φ2cm 1.2m 375本 鉄杭 φ16mm 1.5m 45本	掛矢 1 大ハンマー (3.5kg) 3	30m(3分) 3巻			14	20	φ90×2m (12本入) 3箱	50cm×47cm (50枚入) 3箱 50cm×47cm 47枚 長尺物 50cm×23m(50枚/1連) 2箱 50cm×50cm (100枚入) 2箱 65cm×65cm (100枚入) 8箱 のれん式 5.0m/連×10連 8箱 6.5m/連×10連 1箱
小 瀨 川 出 張 所 長	香草倉庫	1,000 耐候性 1t土嚢 60	8# 50kg	木杭 30mm角 0.5m 7本	鉄パイプ φ2cm 1.2m 36本	掛矢 4 大ハンマー (3.5kg) 3	20m(3分) 1巻					20m/袋 6袋 φ110×2m (6本入) 1箱	50cm×47cm 34枚 20cm×25cm (80枚入) 2箱 のれん式 6.5m/連×10連 1箱	
	小瀨川出張所倉庫	13,880 1t土嚢 127	10# 200kg 8# 100kg	丸太 φ8cm 2.0m 7本 φ10cm 1.5m 8本 木杭 40mm角 1.2m 10本 45mm角 1.0m 37本 50mm角 1.5m 54本 55mm角 1.5m 31本	鉄パイプ φ2.2cm 1.8m 99本 鉄杭 φ19mm 1.5m 38本	掛矢 4 大ハンマー (3.5kg) 1	9m/m 2巻(300m) 4m/m 1巻(100m) 12m/m 4巻(400m)	ブルーシート 107枚 防災シート 6枚			14	20m/袋 13袋	65cm×65cm (100枚入) 8箱 65cm×65cm (100枚入) 4箱 30cm×30cm (50枚入) 17箱 50cm×47cm (50枚入) 6箱 長尺物 50cm×23m(50枚/1連) 2箱 粉末袋入り 9kg のれん式 (6.5m×4本、13m×2本) 3箱 6.5m/連×10連 4箱	

2 国土交通省所有備蓄倉庫及び備蓄土《太田川河川事務所》

水防倉庫

番 号	出張所水防倉庫	所 在 地
I	己斐水防倉庫	広島市西区己斐東1丁目
II	大芝出張所水防倉庫	広島市西区大芝3丁目
III	高瀬分室水防倉庫	広島市安佐南区八木5丁目
IV	可部出張所水防倉庫	広島市安佐北区可部2丁目
V	加計出張所水防倉庫	山県郡安芸太田町加計及び巴町
VI	小瀬川出張所水防倉庫	岩国市小瀬

備蓄土

(太田川)

番 号	出張所	河川名	料 標	左・右	所 在 地	土 量
1	大芝	放水路	1/600附近	右	広島市西区己斐東	100m ³
2	大芝	太田川	大芝出張所構内	右	広島市西区大芝	1,500m ³
3	大芝	太田川	6/000附近	左	広島市東区牛田新町	6,000m ³
4	大芝	太田川	10/000附近	右	広島市安佐南区東野	10,000m ³
5	大芝	太田川	11/000附近	右	広島市安佐南区川内	3,200m ³
6	大芝	古川	2/200附近	左	広島市安佐南区中筋	250m ³
7	大芝	太田川	12/800附近	右	広島市安佐南区川内	160m ³

(小瀬川)

番 号	出張所	河川名	料 標	左・右	所 在 地	土 量
8	小瀬川	小瀬川	4/000附近	左	大竹市木野1丁目	150m ³
9	小瀬川	小瀬川	6/200附近	左	大竹市木野2丁目	150m ³
10	小瀬川	小瀬川	7/500附近	右	岩国市小瀬字御堂原	500m ³

備蓄土のう

(太田川)

番 号	出張所	河川名	料 標	左・右	所 在 地	数 量
①	大芝	放水路	1/600附近	右	広島市西区己斐東 (己斐水防倉庫)	耐候性大型土のう 660袋 土のう 15,000袋 袋詰玉石(2t) 80袋
②	大芝	放水路	C3/400	右	広島市西区草津港1丁目 (草津水防倉庫)	耐候性大型土のう 50袋 耐候性土のう 1700袋 ※製作済
③	可部	太田川	15/800附近	右	広島市安佐南区八木	500袋
④	可部	太田川	23/000附近	左	広島市安佐北区可部町今井田	100袋
⑤	可部	三篠川	0/000附近	左	広島市安佐北区深川	300袋
⑥	可部	三篠川	2/150附近	左	広島市安佐北区深川	240袋
⑦	可部	根谷川	3/450附近	左	広島市安佐北区可部東	500袋
⑧	加計	太田川	46/800附近	左	広島市佐伯区湯来久日市	906袋
⑨	加計	太田川	62/280附近	左	山県郡安芸太田町下殿河内	大型土のう 20袋
⑩	加計	太田川	70/850附近	右	山県郡安芸太田町戸河内(明神橋)	400袋

(小瀬川)

番号	出張所	河川名	料 標	左・右	所 在 地	数 量
⑪	小瀬川	小瀬川	6/200附近	左	大竹市木野2丁目	300袋
⑫	小瀬川	小瀬川	7/000附近	右	岩国市小瀬字御堂原	300袋 50袋(耐候性大型土のう)
⑬	小瀬川	小瀬川	7/150附近	左	大竹市木野2丁目	200袋

備蓄ブロック

(太田川)

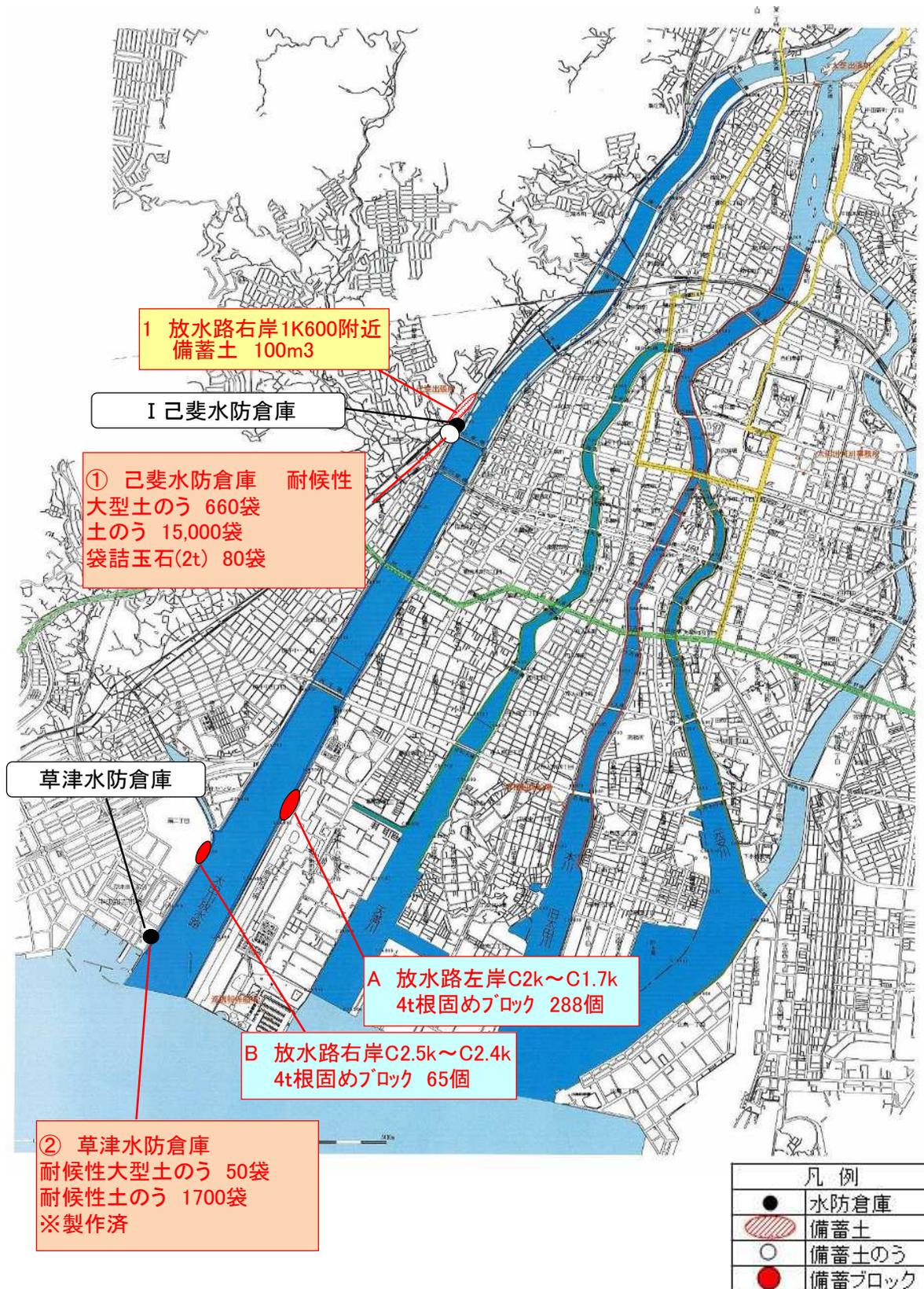
番号	出張所	河川名	料 標	左・右	所 在 地	数量・規格
A	大芝	放水路	G2/000～ C1/700	左	広島市西区観音新町4丁目 (広島ヘリポート横)	ペンタコン(立体型) 4t 288個
B	大芝	放水路	G2/500～ G2/400	右	(西部水資源再生センター 横)	ペンタコン(立体型) 4t 65個
C	大芝	太田川	10/150附近	右	広島市安佐南区東野 (東野側帯)	ペンタコン(立体型) 4t 50個
D	大芝	古川	3/400附近	右	広島市安佐南区緑井1丁目 (R54沿い資材置き場)	ペンタコン(立体型) 4t 50個
E	大芝	太田川	12/800付近	右	広島市安佐南区川内6丁目	方塊ブロック (□1000)107個 (□900)13個 (□800)34個
F	可部	太田川	16/100附近	左	広島市安佐北区可部南	4t根固めブロック 11個 異形ブロック(テトラ)100個
G	可部	太田川	18/600附近	右	広島市安佐南区八木	2t根固めブロック10個 4t根固めブロック36個 方塊ブロック(□1000)80個 (□900)22個 (□800)18個
H	可部	太田川	19/000附近	右	広島市安佐南区八木	ストーンブロック(突型) 1t 394個 4t根固めブロック 48個 袋詰め玉石(2t)270袋
I	可部	根谷川	0/000附近	左	広島市安佐北区深川	クリンガーブロック(立体型) 4t 50個
J	加計	太田川	46/800附近	左	佐伯区湯来久日市堤防裏	袋詰め玉石(2t) 15個 三連ブロック(4t) 12個
K	加計	太田川	64/000附近	左	山県郡安芸太田町上殿 (戸河内IC裏)	袋詰玉石 20個 三連ブロック(4t) 39個 方塊ブロック(1m3型)16個 3t根固めブロック 5個
L	加計	滝山川	0/200附近	左	山県郡安芸太田町加計 (巴町水防倉庫前)	連節ブロック 24cm×47cm 1,360個
M	加計	滝山川	1/600附近	右	山県郡安芸太田町加計 (川・森・文化交流センター裏)	袋詰玉石 60個 ダイヤモンドⅡ型350(A) 912個 ダイヤモンドⅡ型350(B) 52個 コーケンブロック3単位(消波 ブロック) 26個 三連ブロック 変形型 D型(3t タイプ) 8個 三連ブロック(4t) 47個 方塊ブロック(1m3型)99個 方塊ブロック(0.5m3型)31個 ビーハイブブロック(根固 め:4t)666個 I型ブロック(根固め:4t) 253個

(小瀬川)

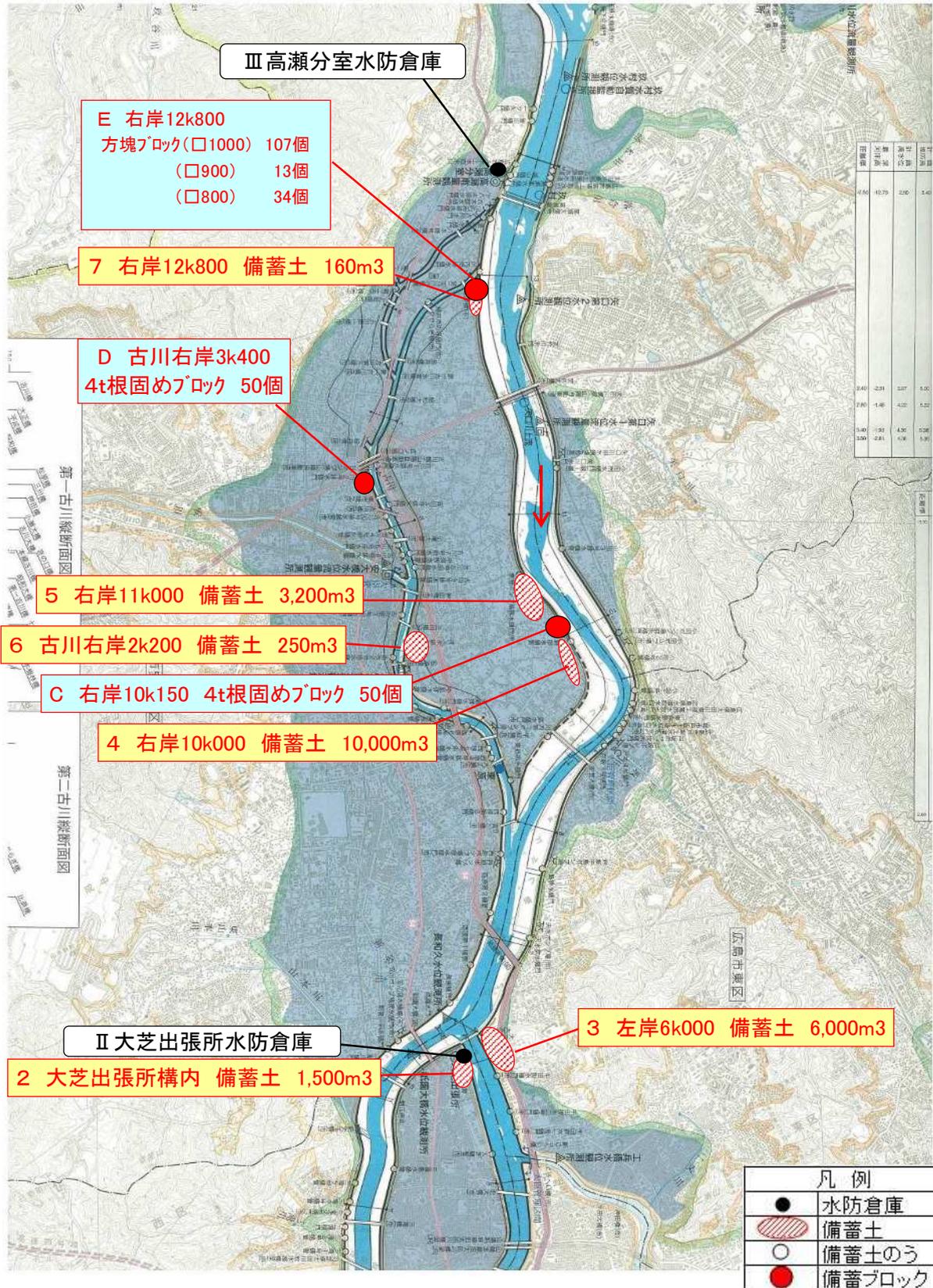
番号	出張所	河川名	料 標	左・右	所 在 地	数量・規格
N	小瀬川	小瀬川	7k100附近	右	岩国市小瀬字御堂原	ペンタコン(立体型)4t 116個 袋詰玉石2t 20袋
O	小瀬川	小瀬川	7k300附近	右	岩国市小瀬字御堂原	方塊コンクリート172個

水防倉庫及び備蓄土位置図

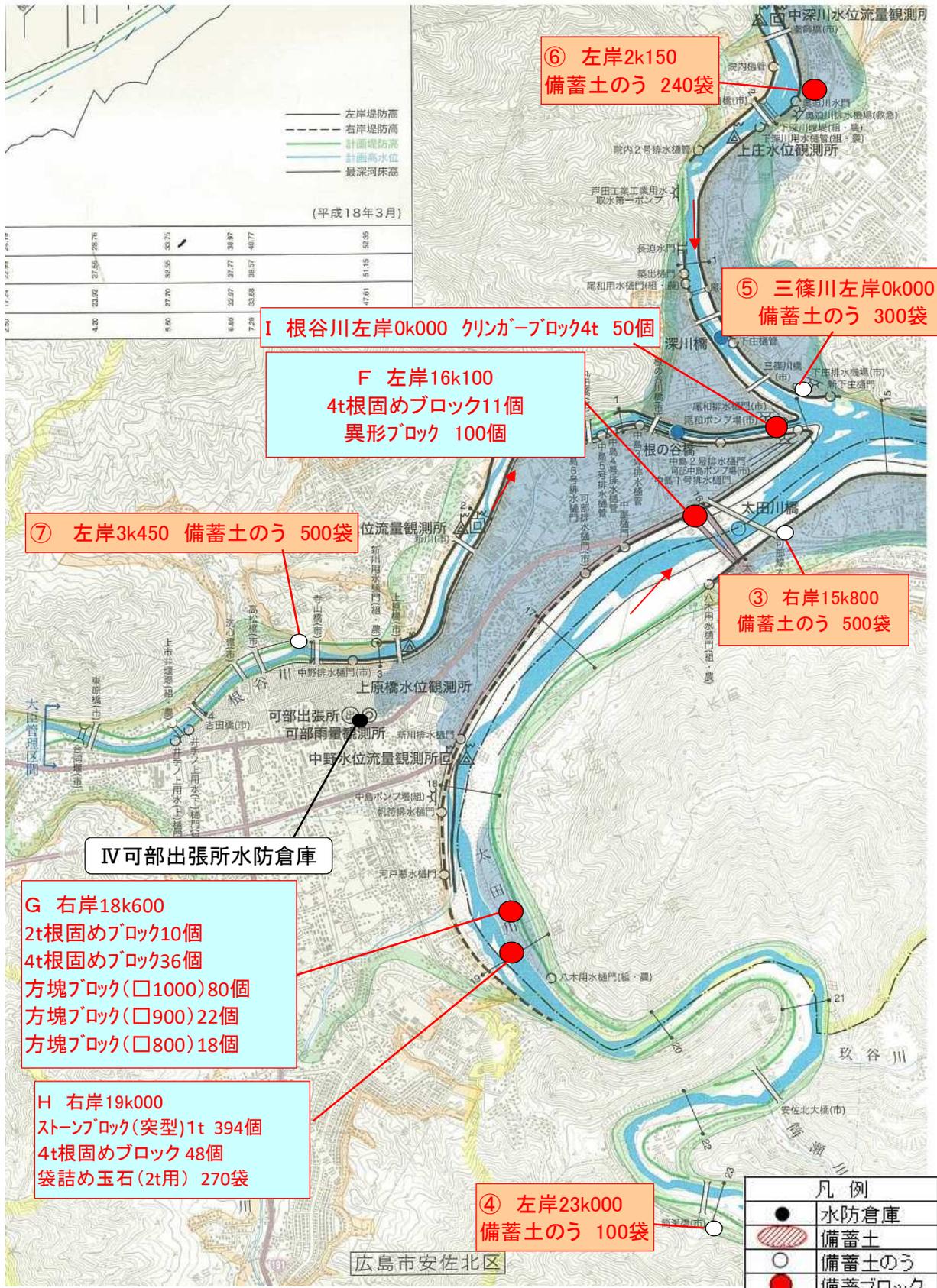
己斐出張所管内



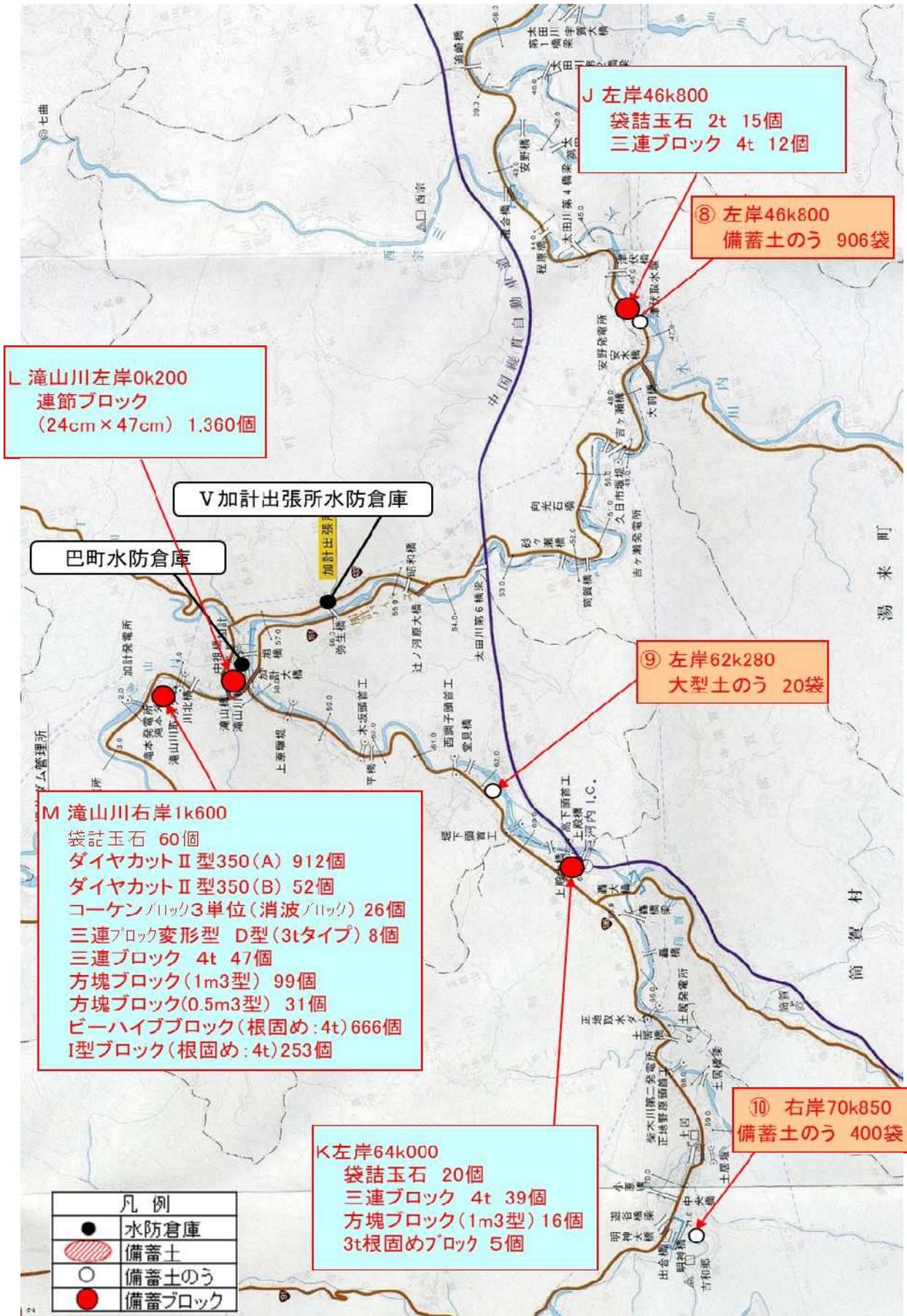
大芝出張所管内



可部出張所管内



加計出張所管内



修正前			
水防計画 別表第12 水防信号施設等		頁 492	
1 水防信号 (略)			
2 水防信号施設等 (南区)			
設置場所		種別	
		防災行政無線 (屋外スピーカー)	サイレン
広島駅新幹線口	松原町1	○	
広島市民球場(マツダスタジアム)	南蟹屋二丁目3-1	○	
南消防署青崎出張所	東青崎町10-25		○
南消防署	的場町二丁目5-14	○	
比治山公園	比治山公園1	○	
南区役所	皆実町一丁目5-44	○	
広島工業高等学校	出汐二丁目4-75	○	
湊崎公園	東雲三丁目18	○	
南消防署東本浦出張所	東本浦町23-6		○
黄金山小学校	北大河町35-1	○	
南消防署日宇那出張所	日宇那町3-6		○
出島福祉センター	出島一丁目32-1	○	
出島西公園	出島二丁目22	○	
南消防署宇品出張所	宇品東二丁目1-46	○	
広島みなと公園	宇品海岸一丁目13	○	
南消防署水上出張所	宇品海岸二丁目23-39	○	○
宇品海岸三丁目	宇品海岸三丁目2	○	
広島競輪場	宇品海岸三丁目6-40	○	
南消防署似島出張所	似島町字家下752-74		○
計	19施設	15	5

修正後			
修正理由 屋外スピーカー移設に伴う修正			
1 水防信号 (略)			
2 水防信号施設等 (南区)			
設置場所		種別	
		防災行政無線 (屋外スピーカー)	サイレン
広島駅新幹線口	松原町1	○	
広島市民球場(マツダスタジアム)	南蟹屋二丁目3-1	○	
南消防署青崎出張所	東青崎町10-25		○
南消防署	的場町二丁目5-14	○	
比治山公園	比治山公園1	○	
南区役所	皆実町一丁目5-44	○	
広島工業高等学校	出汐二丁目4-75	○	
湊崎公園	東雲三丁目18	○	
南消防署東本浦出張所	東本浦町23-6		○
黄金山小学校	北大河町35-1	○	
南消防署日宇那出張所	日宇那町3-6		○
出島福祉センター	出島一丁目32-1	○	
出島西公園	出島二丁目22	○	
南消防署宇品出張所	宇品東二丁目1-46	○	
広島みなと公園	宇品海岸一丁目13	○	
南消防署水上出張所	宇品海岸二丁目23-39	○	○
宇品海岸三丁目	宇品海岸三丁目2	○	
広島競輪場東第二駐車場	宇品海岸三丁目4-122	○	
南消防署似島出張所	似島町字家下752-74		○
計	19施設	15	5

修 正 前

震災対策編 第1章 総則 第2節 本市の概況	頁 3
------------------------------	------------

第2 既往の地震等

1～2 (略)

表1-2-1 広島市における被害地震

発 生 年月日	震 源 地 又は地震名	震源要素等			広島市の状況			全体の津 波の状況
		北緯	東経	マグニチュード	震度	震央距離	被害程度	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(新規)

修 正 後

修 正 理 由
表の追記

第2 既往の地震等

1～2 (略)

表1-2-1 広島市における被害地震

発 生 年月日	震 源 地 又は地震名	震源要素等			広島市の状況			全体の津 波の状況
		北緯	東経	マグニチュード	震度	震央距離	被害程度	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<u>2024.4.17</u>	<u>豊後水道</u>	<u>33.12°</u>	<u>132.24°</u>	<u>6.6</u>	<u>3</u>	<u>二</u>	<u>軽傷2名</u>	<u>無し</u>
------------------	-------------	---------------	----------------	------------	----------	----------	-------------	-----------

修正前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第2節 土地利用の合理的な規制・誘導	頁 40
<p><u>第4 防災に配慮した宅地造成</u> <u>《都市整備局宅地開発指導課》</u> <u>宅地造成に伴い崖崩れ又は土砂の流出を生じるおそれが大きい区域については、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）（※）に基づき宅地造成工事規制区域として市域の約65パーセントを指定しており、宅地造成等に伴う災害の防止のため、必要な規制と指導を行うことにより、市民の生命及び財産の保護を図る。</u> <u>すなわち、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の許可に当たっては、同法及び広島市宅地造成等規制法施行細則（昭和55年広島市規則第28号）等に規定する技術的基準に従った擁壁、排水施設等の設置を課し、かつ、工事中の防災措置を義務付けている。</u> <u>また、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害を未然に防止する必要があると認められた場合においては、その宅地の所有者、管理者、占有者、造成主又は工事施行者に対し、擁壁又は排水施設等の設置又は改造その他防災上必要な措置を勧告又は命令している。</u> <u>なお、擁壁や石垣等の築造又は改造、排水施設等の設置などの宅地防災工事の施工に際しては、多額の資金を要するため、これらの防災工事資金の一部として、住宅金融支援機構において、宅地等防災工事資金の融資を行っている。</u></p> <p>※ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が令和5年5月に施行され、その規制区域を新たに指定し、盛土等の規制を行うこととされたが、規制区域を新たに指定するまでの間は、引き続き従前の規制が行われる。</u></p>	

修正後
<p>修正理由 「基本・風水害対策編－第2章 災害予防計画－第2節 風水害予防計画－第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策－4 宅地災害の予防対策」において同趣旨の内容を掲載しており、「基本・風水害対策編」へ集約するため。</p>
(削除)

修正前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第7節 建築物等の耐震性の向上	頁 49
<p>第1 建築物等の耐震性の向上</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進<都市整備局建築指導課・住宅政策課、各区建築課></p> <p>新耐震基準以前のもので、不特定多数の者が利用する大規模建築物及び避難路等沿道の建築物については、耐震化手法検討経費、耐震改修設計等経費及び耐震改修等経費に対する助成、避難路等沿道の建築物及び多数の者が利用する建築物については、耐震診断経費に対する助成など必要な支援を行うとともに、パンフレット等による耐震診断・耐震改修等に関する意識啓発や指導・助言等を行う。</p> <p>それ以外の一般建築物については、相談窓口を設置するなど市民の相談に応じるとともに、建築関係団体を通じてパンフレット等を配付し、意識啓発を行う。</p> <p>あわせて、民間住宅の耐震化を促進するため、建物所有者等が実施する耐震診断_____経費、耐震改修設計_____経費及び耐震改修経費_____に対する助成等を行う。</p>	

修正後
<p>修正理由</p> <p>補助制度の対象の変更</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
<p>第1 建築物等の耐震性の向上</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進<都市整備局建築指導課・住宅政策課、各区建築課></p> <p>新耐震基準以前のもので、不特定多数の者が利用する大規模建築物及び避難路等沿道の建築物については、耐震化手法検討経費、耐震改修設計等経費及び耐震改修等経費に対する助成、避難路等沿道の建築物及び多数の者が利用する建築物については、耐震診断経費に対する助成など必要な支援を行うとともに、パンフレット等による耐震診断・耐震改修等に関する意識啓発や指導・助言等を行う。</p> <p>それ以外の一般建築物については、相談窓口を設置するなど市民の相談に応じるとともに、建築関係団体を通じてパンフレット等を配付し、意識啓発を行う。</p> <p>あわせて、民間住宅の耐震化を促進するため、建物所有者等が実施する耐震診断に要する経費、耐震改修等に要する経費及び耐震シェルター等（感震ブレイカーを含む）の設置に要する経費に対する助成等を行う。</p>

修正前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 情報の収集・連絡体制の整備	頁 50
<p>第2 通信手段の確保</p> <p>《危機管理室災害対策課》</p> <p>地震による被害が本市の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、県、国その他 防災関係機関との相互連絡を迅速かつ確実に行うための防災行政無線については、使用周波数の変更に伴う更新に併せて、高度情報化に対応するためのデジタル化及び回線の途絶防止を図るため、無線回線と光回線による冗長化を図っている。</p> <p>今後は、災害初期における児童・生徒等の安否確認や避難場所の被害情報、救援情報等の相互連絡機能の確保を図るため、ボランティアによるアマチュア無線との連携についても検討する。</p> <hr/> <p>災害時の通信手段を確保するため、防災行政無線の施設及び地域衛星通信ネットワーク施設の耐震性の強化並びに停電対策・補完回線の確保等の情報通信施設の危険分散等に努めるとともに、画像伝送システムの通信手段を防災行政無線に変換するなど、他システムとのネットワーク化による災害情報の一元化を図る。</p> <p><u>また</u>、防災行政無線及び地域衛星通信を災害時に使用するためには、平常時からの機器操作の習熟が必要であるため、本市職員は、平常時の行政連絡についても、防災行政無線又は地域衛星通信を使用するよう努める。</p> <p>さらに、機器の総点検を定期的実施するとともに、防災関係機関と連携した通信訓練、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実戦的通信訓練等を定期的実施する。</p>	

修正後
<p>修正理由</p> <p>防災基本計画の変更に伴う修正</p>
<p>第2 通信手段の確保</p> <p>《危機管理室災害対策課》</p> <p>地震による被害が本市の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、県、国その他 防災関係機関との相互連絡を迅速かつ確実に行うための防災行政無線については、使用周波数の変更に伴う更新に併せて、高度情報化に対応するためのデジタル化及び回線の途絶防止を図るため、無線回線と光回線による冗長化を図っている。</p> <p>今後は、災害初期における児童・生徒等の安否確認や避難場所の被害情報、救援情報等の相互連絡機能の確保を図るため、ボランティアによるアマチュア無線との連携についても検討する。</p> <p><u>また、通信が途絶している地域での職員等の活動を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用についても検討する。</u></p> <p>災害時の通信手段を確保するため、防災行政無線の施設及び地域衛星通信ネットワーク施設の耐震性の強化並びに停電対策・補完回線の確保等の情報通信施設の危険分散等に努めるとともに、画像伝送システムの通信手段を防災行政無線に変換するなど、他システムとのネットワーク化による災害情報の一元化を図る。</p> <p><u>なお</u>、防災行政無線及び地域衛星通信を災害時に使用するためには、平常時からの機器操作の習熟が必要であるため、本市職員は、平常時の行政連絡についても、防災行政無線又は地域衛星通信を使用するよう努める。</p> <p>さらに、機器の総点検を定期的実施するとともに、防災関係機関と連携した通信訓練、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実戦的通信訓練等を定期的実施する。</p>

修正前		
震災対策編 第2章 震災予防計画 第9節 災害応急体制の整備	頁 54	
第6 防災拠点施設等の機能確保		
1 防災拠点施設		
(1) 「発災直後から災害対応の中核となる施設」 (略)		
(2) 「被災市民の生活維持に必要な施設」		
区分	確保すべき機能	具体的施設
避難場所等	○避難場所等としての機能 ○避難者の収容機能	指定緊急避難場所（大火）、指定避難所
救援物資 備蓄拠点	○食料・生活必需品・災害対策 用資機材等の物資を備えておく 機能	指定避難所となる市立小中学校等、 <u>広島市民 球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センタ ー倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張 所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫</u>
輸送拠点	○各種物資の輸送端末地となる 機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、 広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内 港地区、太田川河川敷
救援物資 補給輸送拠点 （2次拠点）	○食料・飲料水・生活必需品・ 医薬品等救援物資の受入及び集 配場としての機能	協定等を締結している民間団体が提供可能 な施設、広島みなと公園・メッセコンベンション等交 流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区 スポーツセンター・広島市総合屋内プール、 安佐北区スポーツセンター
災害ボランティ ア活動拠点	○災害ボランティアの活動拠点 としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉セ ンター、公民館
給水拠点	○飲料水・生活用水を供給する 拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼 用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避 難場所（大火）、指定避難所

修正後		
修正理由 広島サッカースタジアムに新たに救援物資備蓄拠点を整備したことに伴い、西消防署等の3施設につい て、救援物資備蓄拠点としての用途を廃止したことによる削除		
第6 防災拠点施設等の機能確保		
1 防災拠点施設		
(1) 「発災直後から災害対応の中核となる施設」 (略)		
(2) 「被災市民の生活維持に必要な施設」		
区分	確保すべき機能	具体的施設
避難場所等	○避難場所等としての機能 ○避難者の収容機能	指定緊急避難場所（大火）、指定避難所
救援物資 備蓄拠点	○食料・生活必需品・災害対策 用資機材等の物資を備えておく 機能	指定避難所となる市立小中学校等、 <u>広島サ ッカースタジアム防災備蓄倉庫、広島市民 球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センタ ー倉庫</u>
輸送拠点	○各種物資の輸送端末地となる 機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、 広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内 港地区、太田川河川敷
救援物資 補給輸送拠点 （2次拠点）	○食料・飲料水・生活必需品・ 医薬品等救援物資の受入及び集 配場としての機能	協定等を締結している民間団体が提供可能 な施設、広島みなと公園・メッセコンベンション等交 流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区 スポーツセンター・広島市総合屋内プール、 安佐北区スポーツセンター
災害ボランティ ア活動拠点	○災害ボランティアの活動拠点 としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉セ ンター、公民館
給水拠点	○飲料水・生活用水を供給する 拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼 用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避 難場所（大火）、指定避難所

修正前																																					
震災対策編 第2章 震災予防計画 第9節 災害応急体制の整備	頁 57、59																																				
第8 緊急輸送体制の整備 (略) 1 (略) 2 緊急輸送道路の指定《道路交通局道路課》 (1) 第1次緊急輸送道路 他都市及び広域都市圏相互の連携を図るため、次の道路を第1次緊急輸送道路に指定する。																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>管理者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国道2号</td> <td>東広島市・広島市境</td> <td>西区庚午北一丁目</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国道2号(西広島BP)</td> <td>西区庚午北一丁目</td> <td>広島市・廿日市市境</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>国道2号(東広島BP)</td> <td>安芸区瀬野南町</td> <td>広島市・海田町境</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>国道2号(宮島街道)</td> <td>西区庚午北一丁目</td> <td>広島市・廿日市市境</td> <td>広島市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		路線名	起点	終点	管理者名	(略)				国道2号	東広島市・広島市境	西区庚午北一丁目	国土交通省	<u>(新規)</u>				国道2号(西広島BP)	西区庚午北一丁目	広島市・廿日市市境	国土交通省	国道2号(東広島BP)	安芸区瀬野南町	広島市・海田町境	国土交通省	国道2号(宮島街道)	西区庚午北一丁目	広島市・廿日市市境	広島市	(略)							
路線名	起点	終点	管理者名																																		
(略)																																					
国道2号	東広島市・広島市境	西区庚午北一丁目	国土交通省																																		
<u>(新規)</u>																																					
国道2号(西広島BP)	西区庚午北一丁目	広島市・廿日市市境	国土交通省																																		
国道2号(東広島BP)	安芸区瀬野南町	広島市・海田町境	国土交通省																																		
国道2号(宮島街道)	西区庚午北一丁目	広島市・廿日市市境	広島市																																		
(略)																																					
(2) 第2次緊急輸送道路 他都市及び広域都市圏相互の連携を図るため、次の道路を第1次緊急輸送道路に指定する。																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>管理者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市道霞庚午線</td> <td>中区千田町三丁目</td> <td>西区庚午中四丁目</td> <td>広島市</td> </tr> <tr> <td>市道霞庚午線</td> <td>南区翠二丁目</td> <td><u>南区皆実町五丁目</u></td> <td>広島市</td> </tr> <tr> <td>市道比治山庚午線</td> <td>南区比治山本町</td> <td>西区己斐本町一丁目</td> <td>広島市</td> </tr> <tr> <td>市道比治山東雲線</td> <td>南区比治山本町</td> <td><u>南区段原三丁目</u></td> <td>広島市</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市道段原蟹屋線</td> <td>南区段原三丁目</td> <td>南区西蟹屋四丁目</td> <td>広島市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		路線名	起点	終点	管理者名	(略)				市道霞庚午線	中区千田町三丁目	西区庚午中四丁目	広島市	市道霞庚午線	南区翠二丁目	<u>南区皆実町五丁目</u>	広島市	市道比治山庚午線	南区比治山本町	西区己斐本町一丁目	広島市	市道比治山東雲線	南区比治山本町	<u>南区段原三丁目</u>	広島市	<u>(新規)</u>				市道段原蟹屋線	南区段原三丁目	南区西蟹屋四丁目	広島市	(略)			
路線名	起点	終点	管理者名																																		
(略)																																					
市道霞庚午線	中区千田町三丁目	西区庚午中四丁目	広島市																																		
市道霞庚午線	南区翠二丁目	<u>南区皆実町五丁目</u>	広島市																																		
市道比治山庚午線	南区比治山本町	西区己斐本町一丁目	広島市																																		
市道比治山東雲線	南区比治山本町	<u>南区段原三丁目</u>	広島市																																		
<u>(新規)</u>																																					
市道段原蟹屋線	南区段原三丁目	南区西蟹屋四丁目	広島市																																		
(略)																																					

修正後																																					
修正理由 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画図の修正（令和6年10月4日付け）との整合を図るため。																																					
第8 緊急輸送体制の整備 (略) 1 (略) 2 緊急輸送道路の指定《道路交通局道路課》 (1) 第1次緊急輸送道路 他都市及び広域都市圏相互の連携を図るため、次の道路を第1次緊急輸送道路に指定する。																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>管理者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国道2号</td> <td>東広島市・広島市境</td> <td>西区庚午北一丁目</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td><u>国道2号(安芸BP)</u></td> <td><u>東広島市・広島市境</u></td> <td><u>安芸区瀬野南町</u></td> <td><u>国土交通省</u></td> </tr> <tr> <td>国道2号(西広島BP)</td> <td>西区庚午北一丁目</td> <td>広島市・廿日市市境</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>国道2号(東広島BP)</td> <td>安芸区瀬野南町</td> <td>広島市・海田町境</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>国道2号(宮島街道)</td> <td>西区庚午北一丁目</td> <td>広島市・廿日市市境</td> <td>広島市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		路線名	起点	終点	管理者名	(略)				国道2号	東広島市・広島市境	西区庚午北一丁目	国土交通省	<u>国道2号(安芸BP)</u>	<u>東広島市・広島市境</u>	<u>安芸区瀬野南町</u>	<u>国土交通省</u>	国道2号(西広島BP)	西区庚午北一丁目	広島市・廿日市市境	国土交通省	国道2号(東広島BP)	安芸区瀬野南町	広島市・海田町境	国土交通省	国道2号(宮島街道)	西区庚午北一丁目	広島市・廿日市市境	広島市	(略)							
路線名	起点	終点	管理者名																																		
(略)																																					
国道2号	東広島市・広島市境	西区庚午北一丁目	国土交通省																																		
<u>国道2号(安芸BP)</u>	<u>東広島市・広島市境</u>	<u>安芸区瀬野南町</u>	<u>国土交通省</u>																																		
国道2号(西広島BP)	西区庚午北一丁目	広島市・廿日市市境	国土交通省																																		
国道2号(東広島BP)	安芸区瀬野南町	広島市・海田町境	国土交通省																																		
国道2号(宮島街道)	西区庚午北一丁目	広島市・廿日市市境	広島市																																		
(略)																																					
(2) 第2次緊急輸送道路 他都市及び広域都市圏相互の連携を図るため、次の道路を第1次緊急輸送道路に指定する。																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>管理者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市道霞庚午線</td> <td>中区千田町三丁目</td> <td>西区庚午中四丁目</td> <td>広島市</td> </tr> <tr> <td>市道霞庚午線</td> <td>南区翠二丁目</td> <td><u>南区西霞町</u></td> <td>広島市</td> </tr> <tr> <td>市道比治山庚午線</td> <td>南区比治山本町</td> <td>西区己斐本町一丁目</td> <td>広島市</td> </tr> <tr> <td>市道比治山東雲線</td> <td>南区比治山本町</td> <td><u>南区東雲本町一丁目</u></td> <td>広島市</td> </tr> <tr> <td><u>市道東雲大洲線</u></td> <td><u>南区段原日出二丁目</u></td> <td><u>南区大洲一丁目</u></td> <td><u>広島市</u></td> </tr> <tr> <td>市道段原蟹屋線</td> <td>南区段原三丁目</td> <td>南区西蟹屋四丁目</td> <td>広島市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		路線名	起点	終点	管理者名	(略)				市道霞庚午線	中区千田町三丁目	西区庚午中四丁目	広島市	市道霞庚午線	南区翠二丁目	<u>南区西霞町</u>	広島市	市道比治山庚午線	南区比治山本町	西区己斐本町一丁目	広島市	市道比治山東雲線	南区比治山本町	<u>南区東雲本町一丁目</u>	広島市	<u>市道東雲大洲線</u>	<u>南区段原日出二丁目</u>	<u>南区大洲一丁目</u>	<u>広島市</u>	市道段原蟹屋線	南区段原三丁目	南区西蟹屋四丁目	広島市	(略)			
路線名	起点	終点	管理者名																																		
(略)																																					
市道霞庚午線	中区千田町三丁目	西区庚午中四丁目	広島市																																		
市道霞庚午線	南区翠二丁目	<u>南区西霞町</u>	広島市																																		
市道比治山庚午線	南区比治山本町	西区己斐本町一丁目	広島市																																		
市道比治山東雲線	南区比治山本町	<u>南区東雲本町一丁目</u>	広島市																																		
<u>市道東雲大洲線</u>	<u>南区段原日出二丁目</u>	<u>南区大洲一丁目</u>	<u>広島市</u>																																		
市道段原蟹屋線	南区段原三丁目	南区西蟹屋四丁目	広島市																																		
(略)																																					

修正前

震災対策編

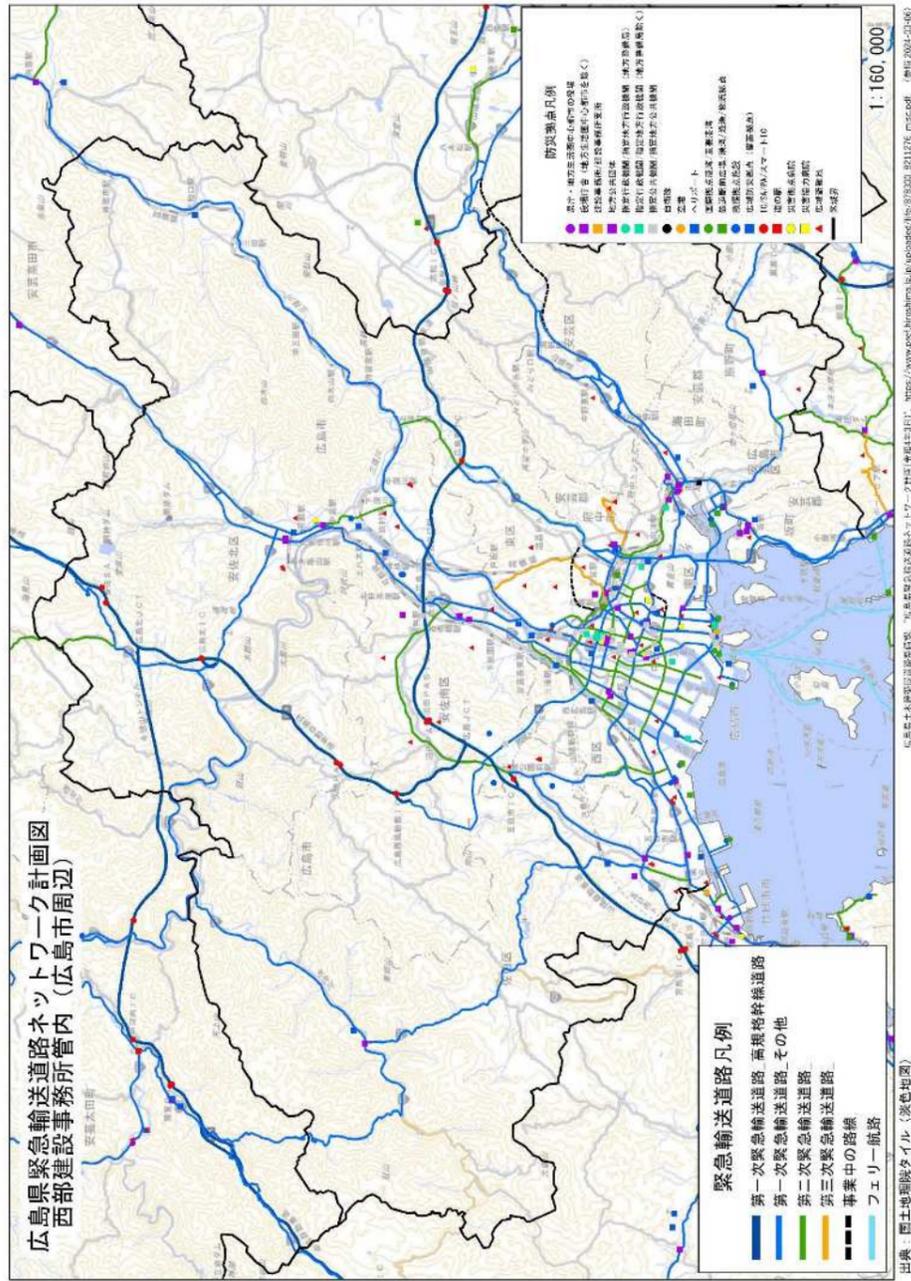
第2章 震災予防計画
第9節 災害応急体制の整備

頁

60

第8 緊急輸送体制の整備

2 緊急輸送道路の指定《道路交通局道路課》
(略)



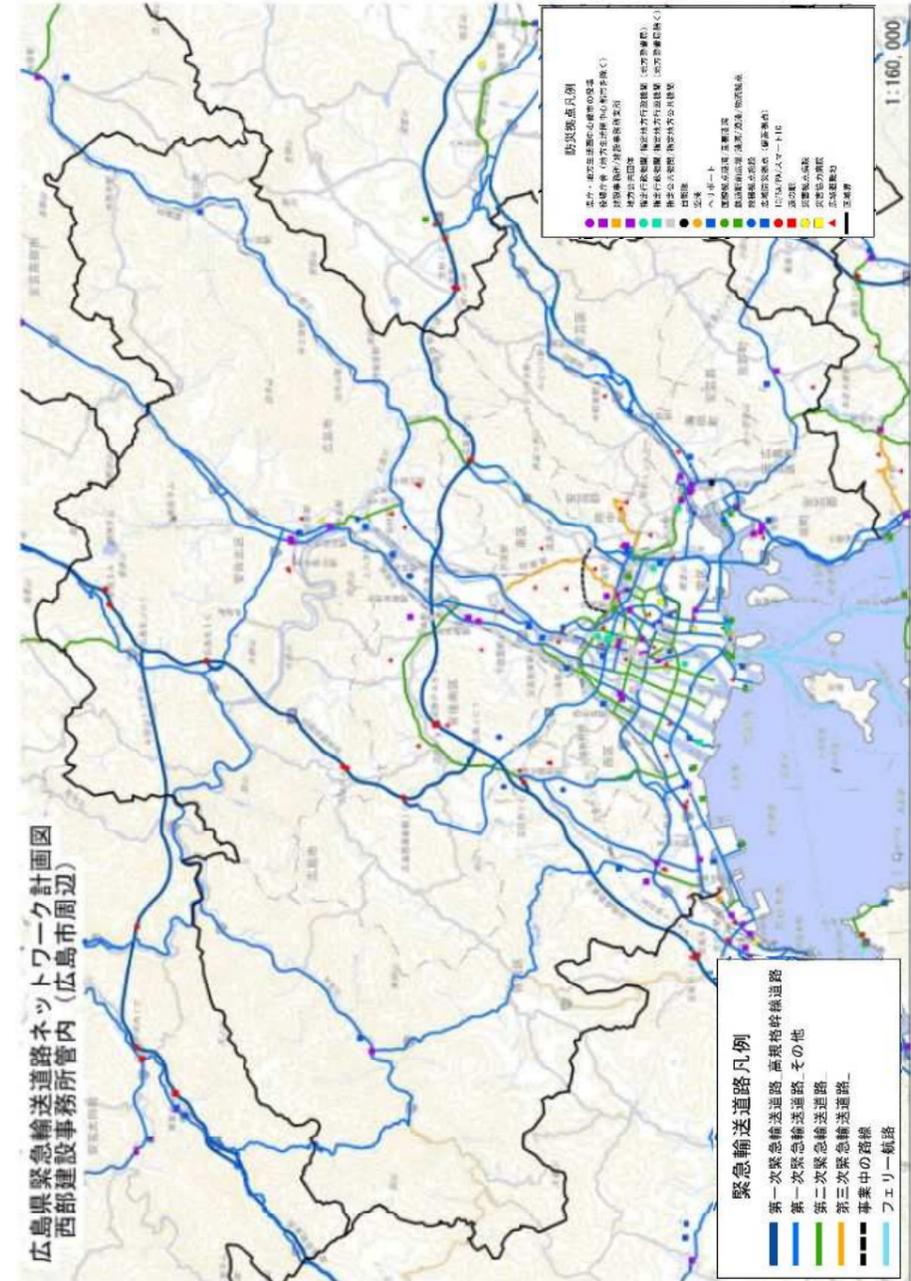
修正後

修正理由

・広島県緊急輸送道路ネットワーク計画図の修正（令和6年10月4日付け）との整合を図るため。

第8 緊急輸送体制の整備

2 緊急輸送道路の指定《道路交通局道路課》
(略)



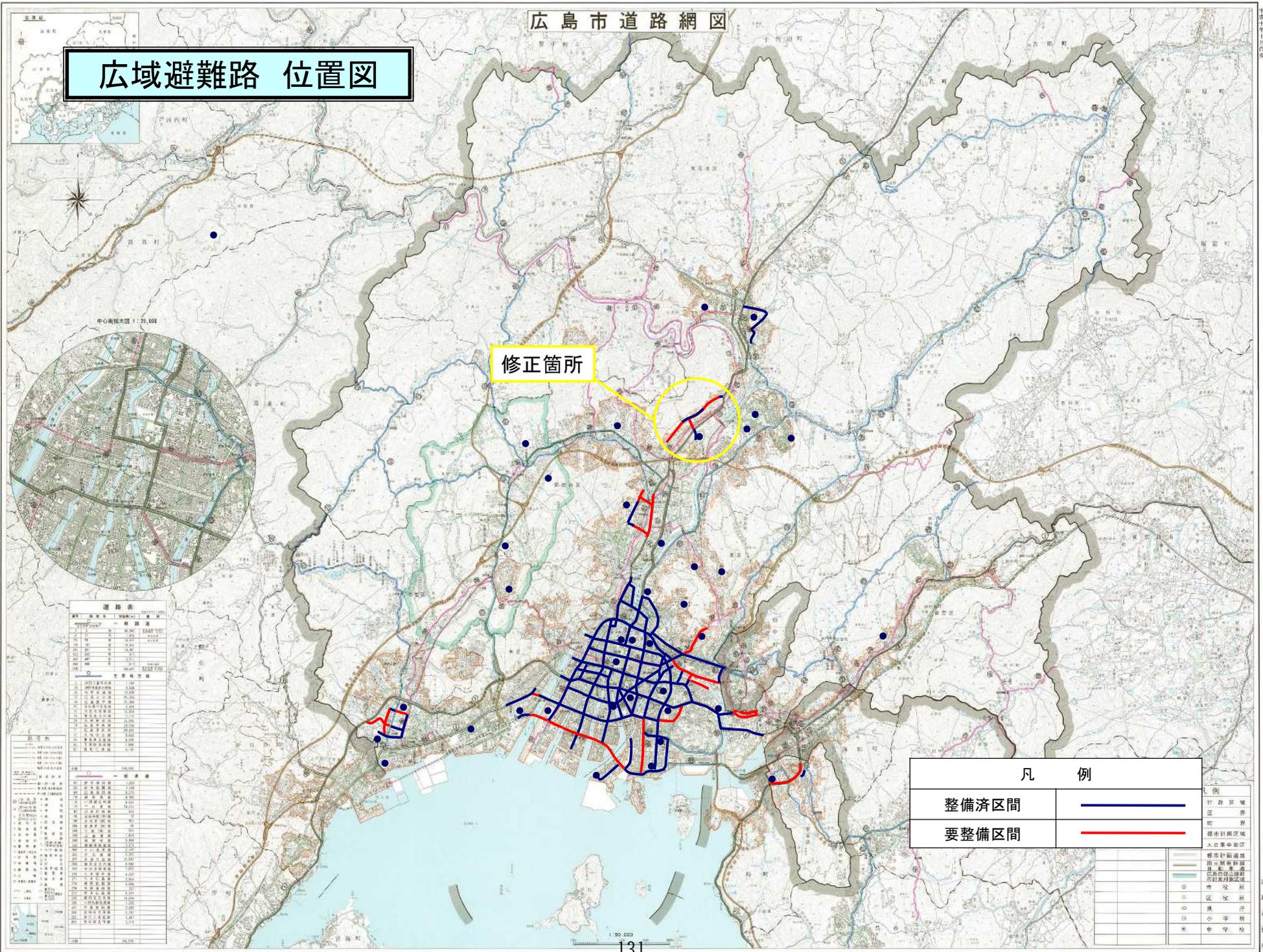
修正前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第9節 災害応急体制の整備	頁 61
第8 緊急輸送体制の整備 1～5 (略) 6 道路啓開・応急復旧等に係る体制の整備《道路交通局道路課、危機管理室災害予防課》 <u>災害時の道路啓開体制をマニュアル化するとともに、災害時の道路の障害物除去、応急復旧に必要な人員・資機材を確保するため、</u> 広島市災害協力事業者制度の効果的な運用を図るとともに、市内の関係団体等と協力協定を締結するなど、道路啓開・応急復旧等に係る体制を整備する。	

修正後	
修正理由 ・国の防災基本計画の修正との整合を図るため。 ・令和6年7月策定の「広島県道路啓開計画」を反映するため。	
第8 緊急輸送体制の整備 1～5 (略) 6 道路啓開・応急復旧等に係る体制の整備《道路交通局道路課、危機管理室災害予防課》 <u>道路啓開等の計画も踏まえて、道路啓開・応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、</u> _____広島市災害協力事業者制度の効果的な運用を図るとともに、市内の関係団体等と協力協定を締結するなど、道路啓開・応急復旧等に係る体制を整備する。	

修正前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第14節 避難体制の整備	頁 68
第5 避難路の整備 1～2 (略) 広域避難路 位置図 添付省略	

修正後
修正理由 一部区間の整備完了による位置図の修正
第5 避難路の整備 1～2 (略) 広域避難路 位置図 <u>別紙「位置図(修正後)」のとおり。</u> <u>(都)長束八木線の一部区間を赤線から青線に変更</u>

広域避難路 位置図



修正箇所

凡 例		凡 例
整備済区間		行政区域
要整備区間		区界
		都市計画区域
		人口集中地区
		都市計画道路
		国=国道路線
		県=県道線
		市=市道線
		区=区道線
		公園
		小学校
		中学校

修正前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第2.2節 災害ボランティア活動の環境整備	頁 83
<p>第1 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置 《市民局市民活動推進課、健康福祉局健康福祉企画課、危機管理室災害予防課》</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 審議事項 (略)</p> <p>3 会議のメンバー (社福) 広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社広島県支部、(公財) 広島YMCA、広島市地域女性団体連絡協議会、日本ボーイスカウト広島県連盟、(一社) ガールスカウト広島県連盟、(一社) 広島青年会議所、広島商工会議所、連合広島 広島地域協議会、(特非) ひろしまNPOセンター、SeRV広島、(特非) コミュニティリーダー ひゅーるぼん、(特非) ANT-Hiroshima、カトリック広島司教区 平和の使徒推進本部、広島県災害復興支援士業連絡会、生活協同組合ひろしま、(公社) 青年海外協力協会中国支部、(特非) もりメイト倶楽部 Hiroshima、(特非) ひろしま自然学校、(公財) 広島市文化財団、広島市防災士ネットワーク、広島市 等</p>	

修正後
修正理由 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議構成団体の名称変更のため(2団体)
<p>第1 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置 《市民局市民活動推進課、健康福祉局健康福祉企画課、危機管理室災害予防課》</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 審議事項 (略)</p> <p>3 会議のメンバー (社福) 広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社広島県支部、(公財) 広島YMCA、広島市地域女性団体連絡協議会、日本ボーイスカウト広島県連盟、(一社) ガールスカウト広島県連盟、(一社) 広島青年会議所、広島商工会議所、連合広島 西部地域協議会、(特非) ひろしまNPOセンター、SeRV広島、(特非) コミュニティリーダーひゅーるぼん、(特非) ANT-Hiroshima、カトリック広島教区 カリタス広島、広島県災害復興支援士業連絡会、生活協同組合ひろしま、(公社) 青年海外協力協会中国支部、(特非) もりメイト倶楽部 Hiroshima、(特非) ひろしま自然学校、(公財) 広島市文化財団、広島市防災士ネットワーク、広島市 等</p>

修正前		
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁	101
第5 災害対策本部 表3-2-1 (略) 表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務		
局等	部課等	分掌事務
企画総務局 財政局 市民局 健康福祉局 こども未来局 環境局 経済観光局 都市整備局 下水道局 会計室 教育委員会事務局 監査事務局		1 区災害対策本部の避難収容班(罹災建物台帳の作成及びこれに必要な建物の被害状況の調査に関するものを除く。)の事務に関する事(区災害対策本部を構成する者に限る。)
(略)		

修正後		
修正理由 災害対策本部事務局が行う救援物資の供給等のため、要員の派遣の事務を各局が行うことについて明記するもの。		
第5 災害対策本部 表3-2-1 (略) 表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務		
局等	部課等	分掌事務
企画総務局 財政局 市民局 健康福祉局 こども未来局 環境局 経済観光局 都市整備局 下水道局 会計室 教育委員会事務局 監査事務局		1 区災害対策本部の避難収容班(罹災建物台帳の作成及びこれに必要な建物の被害状況の調査に関するものを除く。)の事務に関する事(区災害対策本部を構成する者に限る。) <u>2 災害対策本部事務局への局内要員の派遣の事務に関する事(災害対策本部事務局が行う救援物資の供給等に限る。)</u>
(略)		

修正前		
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用		頁 102
第5 災害対策本部 表3-2-1 (略) 表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務		
局等	部課等	分掌事務
(略)		
市民局	■生涯学習課	1 所管施設の防護_____に関すること 2 <u>各種社会教育関係団体の支援に関すること</u>
(略)		

修正後		
修正理由 対象団体が不明確なため		
第5 災害対策本部 表3-2-1 (略) 表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務		
局等	部課等	分掌事務
(略)		
市民局	■生涯学習課	1 所管施設の防護・ <u>応急対策</u> に関すること _____
(略)		

修正前		
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 120~123	
第1 情報の収集・伝達体制 《危機管理室災害対策課》 1 (略) 2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室災害対策課》 (略)		
通信施設	参照資料編番号	担当部署
1 電話及び	3-3-1・3-3-2	各局・区等
2 ホームページ	-	//
<u>(新規)</u>		
3 Eメール	-	//
4 市防災行政無線	3-3-3(1)	危機管理室災害対策課
5 市防災情報共有システム	-	//
6 広島県震度情報ネットワークシステム	-	//
7 移動無線機(MCA無線)	-	//
8 全国瞬時警報システム(J-ALERT)	-	//
9 防災行政無線映像伝送端末等	-	//
10 画像伝送システム	-	//
11 ヘリコプターテレビ電送システム	-	消防局警防課
12 消防無線	3-3-3(2)	//
13 広島県総合行政通信網(防災行政無線・衛星通信)	3-3-4	危機管理室災害対策課
14 広島県防災情報システム	-	//
15 防災相互通信用無線局	-	//
16 衛星携帯電話	-	//
17 アマチュア無線	-	//
18 タクシー会社等民間無線通信施設	-	//
19 その他	-	//
(略)		
<u>(新規)</u>		
③ Eメール (略)		
④ 市防災行政無線 (略)		
⑤ 市防災情報共有システム (略)		
⑥ 広島県震度情報ネットワークシステム (略)		
⑦ 移動無線機(MCA無線) (略)		
⑧ 全国瞬時警報システム(J-ALERT) (略)		

修正後		
修正理由 防災基本計画の変更に伴い、「公共安全モバイルシステム」についての記述を追加		
第1 情報の収集・伝達体制 《危機管理室災害対策課》 1 (略) 2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室災害対策課》 (略)		
通信施設	参照資料編番号	担当部署
1 電話及びFAX	3-3-1・3-3-2	各局・区等
2 ホームページ	-	//
3 公用携帯電話	-	//
4 Eメール	-	//
5 市防災行政無線	3-3-3(1)	危機管理室災害対策課
6 市防災情報共有システム	-	//
7 広島県震度情報ネットワークシステム	-	//
8 移動無線機(MCA無線)	-	//
9 全国瞬時警報システム(J-ALERT)	-	//
10 防災行政無線映像伝送端末等	-	//
11 画像伝送システム	-	//
12 ヘリコプターテレビ電送システム	-	消防局警防課
13 消防無線	3-3-3(2)	//
14 広島県総合行政通信網(防災行政無線・衛星通信)	3-3-4	危機管理室災害対策課
15 広島県防災情報システム	-	//
16 防災相互通信用無線局	-	//
17 衛星携帯電話	-	//
18 アマチュア無線	-	//
19 タクシー会社等民間無線通信施設	-	//
20 その他	-	//
(略)		
③ 公用携帯電話 <u>公用携帯電話により、情報収集及び伝達を行う。また、携帯電話の通信回線にあっては、公共安全モバイルシステムの導入も検討する。</u>		
④ Eメール (略)		
⑤ 市防災行政無線 (略)		
⑥ 市防災情報共有システム (略)		
⑦ 広島県震度情報ネットワークシステム (略)		
⑧ 移動無線機(MCA無線) (略)		
⑨ 全国瞬時警報システム(J-ALERT) (略)		

修正前					
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 120~123				
<p>(9) 防災行政無線映像伝送端末等 (略)</p> <p>(10) 画像伝送システム (略)</p> <p>(11) ヘリコプターテレビ電送システム (略)</p> <p>(12) 消防無線 (略)</p> <p>(13) 広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信） (略)</p> <p>(14) 広島県防災情報システム (略)</p> <p>(15) 防災相互通信用無線局 (略)</p> <p>(16) 衛星携帯電話 (略)</p> <p>(17) アマチュア無線（電波法第52条第4号） アマチュア無線は、緊急時の連絡方法として重要であり、その利用についてあらかじめ協議しておくものとする。 <u>なお、災害時の連絡に当たっては、必要に応じて、次のアマチュア無線局に協力を依頼する。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コールサイン</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>JA4ZCN</u></td> <td><u>広島市役所アマチュア無線クラブ</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(18) タクシー会社等民間無線通信施設 (略)</p> <p>(19) その他 (略)</p>		コールサイン	氏名	<u>JA4ZCN</u>	<u>広島市役所アマチュア無線クラブ</u>
コールサイン	氏名				
<u>JA4ZCN</u>	<u>広島市役所アマチュア無線クラブ</u>				

修正後
修正理由 防災基本計画の変更に伴い、「公共安全モバイルシステム」についての記述を追加
<p>(10) 防災行政無線映像伝送端末等 (略)</p> <p>(11) 画像伝送システム (略)</p> <p>(12) ヘリコプターテレビ電送システム (略)</p> <p>(13) 消防無線 (略)</p> <p>(14) 広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信） (略)</p> <p>(15) 広島県防災情報システム (略)</p> <p>(16) 防災相互通信用無線局 (略)</p> <p>(17) 衛星携帯電話 (略)</p> <p>(18) アマチュア無線（電波法第52条第4号） アマチュア無線は、緊急時の連絡方法として重要であり、その利用についてあらかじめ協議しておくものとする。</p> <p>(19) タクシー会社等民間無線通信施設 (略)</p> <p>(20) その他 (略)</p>

修正前	
地域防災計画（震災対策編） 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 128
第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達 1～3 (略) 4 津波警報等の伝達経路 (1) 津波警報等の伝達経路	
<pre> graph TD A[気象庁(本庁又は大阪管区气象台)] --> B[関東地方整備局] A --> C[携帯電話事業者] A --> D[NHK報道局又は大阪拠点放送局] A --> E[NTT西日本又は東日本] A --> F[警察庁] A --> G[消防庁] A --> H[広島地方气象台] B --> I[中国地方整備局太田川河川事務所] C --> J[住民] D --> K[NHK広島放送局] E --> L[広島県警察本部] F --> L G --> L L --> M[関係警察署] H --> N[広島県] H --> O[中国運輸局] H --> P[中国地方整備局河川部] H --> Q[民間報道機関] N --> R[市町] O --> R P --> R Q --> R R --> J R --> S[消防本部(局)] R --> T[陸上自衛隊第13旅団] R --> U[海上自衛隊呉地方総監部] S --> J T --> J U --> J V[第六管区海上保安本部] --> W[海上保安部署等] W --> X[船舶] </pre>	

修正後	
修正理由 管理体制の変更のため	
第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達 1～3 (略) 4 津波警報等の伝達経路 (1) 津波警報等の伝達経路	
<pre> graph TD A[気象庁(本庁又は大阪管区气象台)] --> B[関東地方整備局] A --> C[携帯電話事業者] A --> D[NHK報道局又は大阪放送局] A --> E[NTT西日本又は東日本] A --> F[警察庁] A --> G[消防庁] A --> H[広島地方气象台] B --> I[中国地方整備局太田川河川事務所] C --> J[住民] D --> K[NHK広島放送局] E --> L[広島県警察本部] F --> L G --> L L --> M[関係警察署] H --> N[広島県] H --> O[中国運輸局] H --> P[中国地方整備局河川部] H --> Q[民間報道機関] N --> R[市町] O --> R P --> R Q --> R R --> J R --> S[消防本部(局)] R --> T[陸上自衛隊第13旅団] R --> U[海上自衛隊呉地方総監部] S --> J T --> J U --> J V[第六管区海上保安本部] --> W[海上保安部署等] W --> X[船舶] </pre>	

修正前	
地域防災計画（震災対策編） 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 128
(2) 地震・津波に関する情報の伝達経路	
<pre> graph TD A[気象庁(本庁又は大阪管区気象台)] --> B[NHK報道局又は大阪拠点放送局] A --> C[広島地方気象台] B --> D[NHK広島放送局] C --> E[広島県] C --> F[中国運輸局] C --> G[中国地方整備局河川部] C --> H[中国地方整備局太田川河川事務所] C --> I[第六管区海上保安本部] C --> J[民間報道機関] E --> K[市町] E --> L[消防本部(局)] E --> M[広島県警察本部] E --> N[陸上自衛隊第13旅団] E --> O[海上自衛隊呉地方総監部] M --> P[関係警察署] I --> Q[海上保安部署等] Q --> R[船舶] K --> S[住民] L --> S P --> S N --> S O --> S R --> S J --> S </pre>	

修正後	
修正理由 管理体制の変更のため	
(2) 地震・津波に関する情報の伝達経路	
<pre> graph TD A[気象庁(本庁又は大阪管区気象台)] --> B[NHK報道局又は大阪放送局] A --> C[広島地方気象台] B --> D[NHK広島放送局] C --> E[広島県] C --> F[中国運輸局] C --> G[中国地方整備局河川部] C --> H[中国地方整備局太田川河川事務所] C --> I[第六管区海上保安本部] C --> J[民間報道機関] E --> K[市町] E --> L[消防本部(局)] E --> M[広島県警察本部] E --> N[陸上自衛隊第13旅団] E --> O[海上自衛隊呉地方総監部] M --> P[関係警察署] I --> Q[海上保安部署等] Q --> R[船舶] K --> S[住民] L --> S P --> S N --> S O --> S R --> S J --> S </pre>	

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 128
第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達 1～3 (略) 4 津波警報等の伝達経路 (1) 津波警報等の伝達経路	

修正後	
修正理由 防災情報提供システムにより、広島地方气象台からメールで海上保安部署等に直接送付されているため。	
第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達 1～3 (略) 4 津波警報等の伝達経路 (1) 津波警報等の伝達経路	

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 128
(2) 地震・津波に関する情報の伝達経路 <pre> graph TD A[気象庁(本庁又は大阪管区気象台)] --> B[NHK報道局又は大阪拠点放送局] B --> C[NHK広島放送局] C --> D[住民] A --> E[広島地方気象台] E --> F[広島県] E --> G[中国運輸局] E --> H[中国地方整備局河川部] E --> I[中国地方整備局太田川河川事務所] E --> J[第六管区海上保安本部] E --> K[民間報道機関] F --> L[市町] F --> M[消防本部(局)] F --> N[広島県警察本部] F --> O[陸上自衛隊第13旅団] F --> P[海上自衛隊呉地方総監部] N --> Q[関係警察署] J --> R[海上保安部署等] R --> S[船舶] L --> D M --> D Q --> D O --> D P --> D R --> D S --> D K --> D </pre>	

修正後	
修正理由 防災情報提供システムにより、広島地方気象台からメールで海上保安部署等に直接送付されているため。	
(2) 地震・津波に関する情報の伝達経路 <pre> graph TD A[気象庁(本庁又は大阪管区気象台)] --> B[NHK報道局又は大阪拠点放送局] B --> C[NHK広島放送局] C --> D[住民] A --> E[広島地方気象台] E --> F[広島県] E --> G[中国運輸局] E --> H[中国地方整備局河川部] E --> I[中国地方整備局太田川河川事務所] E --> J[第六管区海上保安本部] E --> K[民間報道機関] F --> L[市町] F --> M[消防本部(局)] F --> N[広島県警察本部] F --> O[陸上自衛隊第13旅団] F --> P[海上自衛隊呉地方総監部] N --> Q[関係警察署] J -.-> R[海上保安部署等] R --> S[船舶] L --> D M --> D Q --> D O --> D P --> D R --> D S --> D K --> D </pre>	

修正前													
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 129												
<p>第3 津波に関する水防警報</p> <p>【関係法令：水防法第16条第1項】</p> <p>津波により災害の発生するおそれがあり、水防活動を行う必要があるときに発表される。</p> <p>1 国管理河川における津波に関する水防警報</p> <p>(1) 発表機関 太田川河川事務所</p> <p>(2) 種類、内容及び発表時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td>水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>津波警報が発表される等必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>津波警報が発表され、津波到達予想時刻、予想される津波の高さ等総合的に判断して、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。</td> <td>巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table>		種類	内容	発表時期	待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表され、津波到達予想時刻、予想される津波の高さ等総合的に判断して、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
種類	内容	発表時期											
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。											
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表され、津波到達予想時刻、予想される津波の高さ等総合的に判断して、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。											
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。											

修正後													
<p>修正理由 水防警報の種類、発表基準に変更があるため（津波時）</p>													
<p>第3 津波に関する水防警報</p> <p>【関係法令：水防法第16条第1項】</p> <p>津波により災害の発生するおそれがあり、水防活動を行う必要があるときに発表される。</p> <p>1 国管理河川における津波に関する水防警報</p> <p>(1) 発表機関 太田川河川事務所</p> <p>(2) 種類、内容及び発表時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超える恐れがあるとき（※）</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。</td> <td>1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき。 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 津波到達時間から十分な時間的猶予があり、安全に作業が行える状態の時に限り、出動の発表を行う。十分な「活動可能時間」が確保できない場合には、安全を優先し水防警報は発表しない。 (平成25年4月1日付け事務連絡「津波時の水防警報について」による)</p>		種類	内容	発表時期	—	—	—	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超える恐れがあるとき（※）	解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき。 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき。
種類	内容	発表時期											
—	—	—											
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超える恐れがあるとき（※）											
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき。 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき。											

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 130
<p>第3 津波に関する水防警報</p> <p>【関係法令：水防法第16条第1項】</p> <p>津波により災害の発生するおそれがあり、水防活動を行う必要があるときに発表される。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 受信及び伝達</p> <p>(1) 太田川河川事務所が発表する水防警報</p> <p>太田川河川事務所からFAX、Eメール及び市防災情報共有システムで、西部建設事務所からFAXで受信する。水防警報の受信及び伝達は次のとおり行う。</p>	

修正後	
修正理由 組織改編により己斐出張所が閉所となったため	
<p>第3 津波に関する水防警報</p> <p>【関係法令：水防法第16条第1項】</p> <p>津波により災害の発生するおそれがあり、水防活動を行う必要があるときに発表される。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 受信及び伝達</p> <p>(1) 太田川河川事務所が発表する水防警報</p> <p>太田川河川事務所からFAX、Eメール及び市防災情報共有システムで、西部建設事務所からFAXで受信する。水防警報の受信及び伝達は次のとおり行う。</p>	

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第6節 食品・生活必需品の供給等	頁 158
<p>第1 救援物資の取得 《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課、経済観光局経済企画課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》 本項において、救援物資とは、災害救助法第4条1項第2号に規定される「食品」のほか、災害救助法第4条1項1号に規定される「避難所」の運営に必要な「消耗性の日用品」や「日用品」を指す。なお、ペットボトル飲料等は「食品」に含むものとする。</p> <p>1 市備蓄救援物資の活用 市民が<u>日頃から備蓄している</u>食品・生活必需品の消費を<u>最優先するとともに</u>、本市が<u>分散備蓄倉庫（指定避難所等）、集中備蓄倉庫（広島市民球場防災備蓄倉庫等）に備蓄している救援物資及び循環備蓄している救援物資</u>を活用する。 <u>なお、分散備蓄救援物資</u>の活用は、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、区長（区災害対策本部）及び指定避難所運営本部長が行う。 <u>また、集中備蓄・循環備蓄救援物資</u>の活用は、<u>市災害対策本部事務局統制・検討班</u>が行う。</p> <hr/> <p>2 域内での救援物資調達 （略）</p>	

修正後
<p>修正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救援物資備蓄・調達計画の策定に伴う一部修正（市民備蓄の活用の記載） ・集中備蓄倉庫への職員派遣のための加筆 ・分散備蓄・集中備蓄・循環備蓄の3分類としていたところ、災害発生時の備蓄活用の効率化や想定する実際の運用から、循環備蓄を分散備蓄を含め、区長及び指定避難所運営本部長が活用することとして整理
<p>第1 救援物資の取得 《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課、経済観光局経済企画課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》 本項において、救援物資とは、災害救助法第4条1項第2号に規定される「食品」のほか、災害救助法第4条1項1号に規定される「避難所」の運営に必要な「消耗性の日用品」や「日用品」を指す。なお、ペットボトル飲料等は「食品」に含むものとする。</p> <p>1 市備蓄救援物資の活用 市民が<u>避難の際、自宅等から持ち出した</u>食品・生活必需品の消費を<u>促すとともに</u>、本市が<u>指定避難所等に備蓄する救援物資（分散備蓄）や広島市民球場防災備蓄倉庫等に備蓄する救援物資（集中備蓄）</u>を活用する。 <u>分散備蓄</u>の活用は、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、区長（区災害対策本部）及び指定避難所運営本部長が行う。 <u>集中備蓄</u>の活用は、<u>市長（災害対策本部事務局統制・検討班）</u>が行う。 <u>なお、集中備蓄の活用のため、広島市民球場防災備蓄倉庫及び広島サッカースタジアム防災備蓄倉庫に、職員を管理要員として派遣する。</u></p> <p>2 域内での救援物資調達 （略）</p>

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第6節 食品・生活必需品の供給等	頁 160~161
(資料編) 参考産商-1 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書 (協同組合広島総合卸センター) 参考産商-2~8 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (イオンリテール(株)西日本カンパニー, マックスバリュ西日本(株), 生協ひろしま, (株)イズミ, (株)ファミリーマート, フレスタグループ, (株)福屋) 参考産商-9 災害時におけるLPガス等の調達及び供給等の協力に関する協定 ((一社)広島県LPガス協会) 参考産商-10 災害時における量の調達及び供給に関する協定 (「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会) 参考産商-11 災害時における食料品・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する覚書 (株式会社セブン-イレブン・ジャパン)	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
(略)	

修正後
修正理由 ・現状に即した所要の修正 ・協定の追加締結による修正
(資料編) 参考産商-1 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書 (協同組合広島総合卸センター) 参考産商-2~8 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (イオンリテール(株)西日本カンパニー, マックスバリュ西日本(株), 生協ひろしま, (株)イズミ, (株)ファミリーマート, フレスタグループ, (株)福屋) 参考産商-9 災害時におけるLPガス等の調達及び供給等の協力に関する協定 ((一社)広島県LPガス協会) 参考産商-10 災害時における量の調達及び供給に関する協定 (「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会) 参考産商-11 災害時における食料品・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する覚書 (株式会社セブン-イレブン・ジャパン) 参考産商-12 災害時における物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター) 参考産商-13 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (株式会社ローソン) 参考産商-14 災害時における物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (株式会社ジュンテンドー) 参考産商-15 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (コーナン商事株式会社)
(略)

修正前	
広島市地域防災計画 震災対策編 第3章 震災応急対策 第7節 給水及び上水道施設応急対策	頁 166
第6 給水対策 《水道局維持課、各区市民課・保険年金課・生活課》 1～2 (略) 3 給水方法 (1) <u>給水タンク等の応急給水用資機材</u> により運搬給水基地から取水し、市災害対策本部及び水道局災害・事故対策本部の指定する場所において 給水する。 なお、太田川デルタ部が分断され孤立した場合や島しょ部への給水は、給水船で行う。 ア 避難場所等 飲料水兼用型耐震性防火水槽又は仮設水槽等で給水する。これらへの運搬と水槽等への充水は水道局が行い、住民への給水は区の職員が地域住民の協力を得ながら行う。 イ 医療機関等 災害拠点病院、透析治療施設等の医療機関及び重症、重度心身障害児(者)施設等の福祉施設について、市災害対策本部等から緊急要請があった場合は関係部局と協力して運搬給水を行う。	

修正後
修正理由 水道局のBCP上、給水車を発災時における主要な運搬給水方法として考えているため。
第6 給水対策 《水道局維持課、各区市民課・保険年金課・生活課》 1～2 (略) 3 給水方法 (1) <u>給水車等</u> により運搬給水基地から取水し、市災害対策本部及び水道局災害・事故対策本部の指定する場所において 給水する。 なお、太田川デルタ部が分断され孤立した場合や島しょ部への給水は、給水船で行う。 ア 避難場所等 飲料水兼用型耐震性防火水槽又は仮設水槽等で給水する。これらへの運搬と水槽等への充水は水道局が行い、住民への給水は区の職員が地域住民の協力を得ながら行う。 イ 医療機関等 災害拠点病院、透析治療施設等の医療機関及び重症、重度心身障害児(者)施設等の福祉施設について、市災害対策本部等から緊急要請があった場合は関係部局と協力して運搬給水を行う。

修正前	
広島市地域防災計画 震災対策編 第3章 震災応急対策 第7節 給水及び上水道施設応急対策	頁 167
<p>第7 施設の応急対策</p> <p>《水道局維持課・設備課》</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 応急復旧用資機材等の調達</p> <p>(1) 応急復旧用資機材</p> <p>配水管及び各戸引込用の給水装置に被害を生じたときは、次のとおり諸資機材を調達する。</p> <p><u>ア 250 ミリメートル以下の鋳鉄管及び給水装置材料</u></p> <p><u>(ア) 鋳鉄管は、水道局保有のものを使用する。</u></p> <p><u>(イ) 給水装置材料については、広島市水道局指定給水装置工事事業者の手持分による。</u></p> <p><u>イ 300 ミリメートル以上の鋳鉄管</u></p> <p><u>水道局保有のものを使用するが、必要量をまかなえない場合は、他都市及び生産業者から調達する。</u></p> <p>(2) 応急復旧用機械・器具</p> <p>応急復旧に必要な機械・器具については、相当数保有する広島市水道局指定給水装置工事事業者等の関係業者の協力により対処する。</p>	

修正後
<p>修正理由</p> <p>応急復旧用資機材については、口径によらず必要量を賄えない場合は他都市及び生産業者から調達するため。また、給水装置材料は水道局保有の使用も想定しているため。</p>
<p>第7 施設の応急対策</p> <p>《水道局維持課・設備課》</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 応急復旧用資機材等の調達</p> <p>(1) 応急復旧用資機材</p> <p>配水管及び各戸引込用の給水装置に被害を生じたときは、次のとおり諸資機材を調達する。</p> <p><u>なお、必要量を賄えない場合は、他都市及び生産業者から調達する。</u></p> <p><u>ア 鋳鉄管</u></p> <p><u>水道局保有のものを使用する。</u></p> <p><u>イ 給水装置材料</u></p> <p><u>水道局保有又は、広島市水道局指定給水装置工事事業者の手持分を使用する。</u></p> <p>(2) 応急復旧用機械・器具</p> <p>応急復旧に必要な機械・器具については、相当数保有する広島市水道局指定給水装置工事事業者等の関係業者の協力により対処する。</p>

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第8節 停電応急対策	頁 169
<p>第2 公共施設の機能確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 平時に供給している業者等から防災拠点施設等の自家発電設備に使用する燃料を調達することが困難な場合には、次のフローにより、「<u>大規模災害時における自動車燃料等の供給協力に関する協定</u>」(資料編参考危予-9)に基づき、<u>広島県石油商業組合</u>に対して<u>協力</u>を要請する。</p> <pre> graph TD FM[施設管理者 ※通常の燃料調達が困難な場合] -- "①必要な燃料の油種、数量等を連絡" --> CD[市災害対策本部 ※燃料供給のため施設台帳を活用 ※各施設の燃料供給の優先度を精査] CD -- "②協定に基づく要請" --> HO[広島県石油商業組合] HO -- "③施設への燃料の供給" --> FM Note[※データベースは平常時から相互に共有] </pre> <p>なお、<u>不足する場合には、中国経済産業局に必要な措置を要請する。</u></p>	

修正後	
修正理由 燃料の供給体制の再構築に伴う修正	
<p>第2 公共施設の機能確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 平時に供給している業者等から防災拠点施設等の自家発電設備に使用する燃料を調達することが困難な場合には、次のフローにより、<u>広島県災害対策本部</u>に対して<u>燃料の供給</u>を要請する。</p> <pre> graph TD FM[施設管理者 ※通常の燃料調達が困難な場合] -- "①必要な燃料の油種、数量、燃料の残量等を連絡" --> CD[市災害対策本部 ※燃料供給のため施設台帳等を活用 ※各施設の燃料供給の優先度を精査] CD -- "②要請" --> PD[広島県災害対策本部 ※燃料の供給元を調整] PD -- "③要請" --> HO[広島県石油商業組合等] HO -- "④燃料供給" --> FM </pre> <p>なお、<u>本市の要請に対する広島県災害対策本部での対応が困難な場合は、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」(資料編参考危予-9)に基づき、広島県石油商業組合及び広島県石油販売協同組合に対して直接燃料の供給を要請する。</u></p>	

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第12節 医療・救護対策	頁 185
<p>第6 DHEATの派遣要請及び活動支援 《健康福祉局医療政策課、健康推進課》</p> <p>1 保健医療担当局長は、大規模な災害の発生により、本節第1の医療救護対策部等では、その活動が十分に行えない場合は、<u>国へ</u>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣要請を行う。</p> <p>2 保健医療担当局長は、<u>国から</u>の要請に基づき、DHEATの活動支援を行う。</p>	

修正後
<p>修正理由 派遣要請先の修正</p>
<p>第6 DHEATの派遣要請及び活動支援 《健康福祉局医療政策課、健康推進課》</p> <p>1 保健医療担当局長は、大規模な災害の発生により、本節第1の医療救護対策部等では、その活動が十分に行えない場合は、<u>県へ</u>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣要請を行う。</p> <p>2 保健医療担当局長は、<u>県から</u>の要請に基づき、DHEATの活動支援を行う。</p>

修正前			
震災対策編 第3章 震災応急対策 第12節 医療・救護対策	頁 187		
第10 医療機関等への応援要請 《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課・医療政策課、精神保健福祉課、精神保健福祉センター、こども未来局こども青少年支援部、危機管理室、消防局警防課・救急課》 大規模な災害の発生により、本節第3の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節第5、第6、第7、第8、第9によりDMAT、DHEAT、DPAT、こども支援チーム、DWATの派遣要請を行うほか、次により応援要請する。			
要請機関	要請内容	摘要	連絡担当課
救急告示病院・診療所	傷病者の収容	資料編3-12-1「救急告示病院等一覧表」参照。	消防局 警防課・救急課
日本赤十字社広島県支部 中区千田町 2-5-64 241-8811	医療・救護全般	県（健康危機管理課）を通じて要請。ただし、緊急を要する場合は、本市より直接要請し、県（健康危機管理課）に要請した旨を報告。	健康福祉局 地域共生社会 推進課
広島市医師会 西区観音本町 1-1-1 232-7321	次の斡旋への協力 ・医師等の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-1）に基づき、本市より要請	健康福祉局 医療政策課
安佐医師会 安佐南区八木 5-35-2 873-1840			
安芸地区医師会 安芸郡海田町栄町 5-13 823-4931			
広島市歯科医師会 東区二葉の里 3-2-4 262-2662	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-2）に基づき、本市より要請。	健康福祉局 医療政策課
安佐歯科医師会（横畑歯科医院内） 安佐北区落合 5-28-12 843-0008			
安芸歯科医師会 東区二葉の里 3-2-4 261-1707			
佐伯歯科医師会（新田歯科医院内） 佐伯区染々園 4-13-14 921-7778	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-2）に基づき、本市より要請。	
広島市薬剤師会 東区二葉の里 3-2-1 506-1255	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-3）に基づき、本市より要請	健康福祉局 医療政策課
安佐薬剤師会 安佐北区可部南 2-2-2-301 562-2973			
安芸薬剤師会 安芸郡府中町青崎南 2-1-101 282-4440			
広島佐伯薬剤師会 佐伯区旭園 2-22 924-5957			

修正後			
修正理由 会長の変更			
第10 医療機関等への応援要請 《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課・医療政策課、精神保健福祉課、精神保健福祉センター、こども未来局こども青少年支援部、危機管理室、消防局警防課・救急課》 大規模な災害の発生により、本節第3の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節第5、第6、第7、第8、第9によりDMAT、DHEAT、DPAT、こども支援チーム、DWATの派遣要請を行うほか、次により応援要請する。			
要請機関	要請内容	摘要	連絡担当課
救急告示病院・診療所	傷病者の収容	資料編3-12-1「救急告示病院等一覧表」参照。	消防局 警防課・救急課
日本赤十字社広島県支部 中区千田町 2-5-64 241-8811	医療・救護全般	県（健康危機管理課）を通じて要請。ただし、緊急を要する場合は、本市より直接要請し、県（健康危機管理課）に要請した旨を報告。	健康福祉局 地域共生社会 推進課
広島市医師会 西区観音本町 1-1-1 232-7321	次の斡旋への協力 ・医師等の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-1）に基づき、本市より要請	健康福祉局 医療政策課
安佐医師会 安佐南区八木 5-35-2 873-1840			
安芸地区医師会 安芸郡海田町栄町 5-13 823-4931			
広島市歯科医師会 東区二葉の里 3-2-4 262-2662	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-2）に基づき、本市より要請。	健康福祉局 医療政策課
安佐歯科医師会（松本歯科医内） 安佐北区亀山 3-1-44 815-5000			
安芸歯科医師会 東区二葉の里 3-2-4 261-1707			
佐伯歯科医師会（栗栖歯科クリニック内） 廿日市市宮内 1097-2 0829-37-1818	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-2）に基づき、本市より要請。	
広島市薬剤師会 東区二葉の里 3-2-1 506-1255	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-3）に基づき、本市より要請	健康福祉局 医療政策課
安佐薬剤師会 安佐北区可部南 2-2-2-301 562-2973			
安芸薬剤師会 安芸郡府中町青崎南 2-1-101 282-4440			
広島佐伯薬剤師会 佐伯区旭園 2-22 924-5957			

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第15節 廃棄物・土砂の処理対策	頁 194

第2 ごみ及びし尿の処理対策
1～2 (略)
3 し尿の処理
(1) (略)
(2) し尿の収集運搬
ア 特別し尿収集班の編成
浸水地域におけるし尿の応急収集及び指定避難所等に設置した仮設トイレのし尿収集を行うため、次により「特別し尿収集班」の編成を要請する。

区分	編成機関	処理区域	摘要
要 請	(一財) 広島市都市 整備公社	中区 <u>東区(旧安芸町※1を除く。)</u> 南区(※2を除く。) 西区(新庄町を除く。)	① 必要な人員及び車両等については、特別作業計画に基づき要請する。 ② 被災地区が特定の地区に集中し、指定の編成機関では対応が困難な場合は、他の処理区域の編成機関に応援を要請して行う。 ③ 東区(旧安芸町※1)及び安芸区については、安芸地区衛生施設管理組合の責任のもとに処理する。
	浄化槽 清掃業者 し尿収集 運搬業者 委託業者	南区(※2のみ。) 西区(新庄町) 安佐南区 安佐北区 佐伯区 (区域ごとに、原則として平時に収集を委託している業者を指定する。)	
	安芸地区衛生施設管理組合	東区(旧安芸町) 安芸区	

※1 旧安芸町：東区福田・馬木・温品・上温品

※2 青崎一丁目～二丁目、旭一丁目～三丁目、宇品海岸一丁目～三丁目、宇品神田一丁目～五丁目、宇品西一丁目～六丁目、宇品東一丁目～七丁目、宇品御幸一丁目～五丁目、黄金山町、北大河町、楠那町、小磯町、丹那新町、丹那町、月見町、出汐一丁目～四丁目、出島一丁目～四丁目、西旭町、西霞町、西本浦町、西翠町、仁保一丁目～四丁目、仁保沖町、仁保新町一丁目～二丁目、仁保南一丁目～二丁目、日宇那町、東青崎町、東霞町、東本浦町、堀越一丁目～三丁目、本浦町、翠一丁目～五丁目、南大河町、皆実町一丁目～六丁目、向洋大原町、向洋沖町、向洋新町一丁目～四丁目、向洋中町、向洋本町、元宇品町、山城町

修正後	
修正理由 処理区域の修正。	

第2 ごみ及びし尿の処理対策
1～2 (略)
3 し尿の処理
(1) (略)
(2) し尿の収集運搬
ア 特別し尿収集班の編成
浸水地域におけるし尿の応急収集及び指定避難所等に設置した仮設トイレのし尿収集を行うため、次により「特別し尿収集班」の編成を要請する。

区分	編成機関	処理区域	摘要
要 請	(一財) 広島市都市 整備公社	中区 <u>南区(※2を除く。)</u> 西区(新庄町を除く。) <u>東区(旧安芸町※1を除く。)</u>	① 必要な人員及び車両等については、特別作業計画に基づき要請する。 ② 被災地区が特定の地区に集中し、指定の編成機関では対応が困難な場合は、他の処理区域の編成機関に応援を要請して行う。 ④ 東区(旧安芸町※1)及び安芸区については、安芸地区衛生施設管理組合の責任のもとに処理する。
	浄化槽 清掃業者 し尿収集 運搬業者 委託業者	南区(※2のみ。) 西区(新庄町) 安佐南区 安佐北区 佐伯区 (区域ごとに、原則として平時に収集を委託している業者を指定する。)	
	安芸地区衛生施設管理組合	東区(旧安芸町) 安芸区	

※1 旧安芸町：東区福田・馬木・温品・上温品

※2 青崎一丁目～二丁目、旭一丁目～三丁目、宇品海岸一丁目～三丁目、宇品神田一丁目～五丁目、宇品西一丁目～六丁目、宇品東一丁目～七丁目、宇品御幸一丁目～五丁目、黄金山町、北大河町、楠那町、小磯町、丹那新町、丹那町、月見町、出汐一丁目～四丁目、出島一丁目～四丁目、西旭町、西霞町、西本浦町、西翠町、仁保一丁目～四丁目、仁保沖町、仁保新町一丁目～二丁目、仁保南一丁目～二丁目、日宇那町、東青崎町、東霞町、東本浦町、堀越一丁目～三丁目、本浦町、翠一丁目～五丁目、南大河町、皆実町一丁目～六丁目、向洋大原町、向洋沖町、向洋新町一丁目～四丁目、向洋中町、向洋本町、元宇品町、山城町

修正前	
震災対策編 第3章 災害応急対策 第17節 輸送対策	頁 199
<p>第2 緊急輸送車両等の確保等 1～2 (略) 3 緊急輸送車両等の燃料の確保《危機管理室》 緊急輸送車両等に必要な燃料の確保については、<u>「大規模災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定」(資料編参考危予-9)に基づき、広島県石油商業組合に対し協力を要請する。なお、不足する場合には、広島県災害対策本部に必要な措置を要請する。</u></p> <hr/> <p>(資料編) 3-17-3 広島市有自動車等一覧表 参考道管-1 大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定(トラック輸送) 参考道管-2 大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定(バス輸送) 参考危予-8 災害時における船舶輸送に関する協定 参考危予-9 <u>大規模災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定</u></p>	

修正後
<p>修正理由 燃料の供給体制の再構築に伴う修正</p>
<p>第2 緊急輸送車両等の確保等 1～2 (略) 3 緊急輸送車両等の燃料の確保《危機管理室》 緊急輸送車両等の燃料の確保が必要な場合は、<u>広島県災害対策本部</u>に対し<u>燃料の供給</u>を要請する。なお、<u>本市要請に対する広島県災害対策本部での対応が困難な場合は、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」(資料編参考危予-9)に基づき、広島県石油商業組合及び広島県石油販売協同組合に対して直接燃料の供給を要請する。</u></p> <p>(資料編) 3-17-3 広島市有自動車等一覧表 参考道管-1 大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定(トラック輸送) 参考道管-2 大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定(バス輸送) 参考危予-8 災害時における船舶輸送に関する協定 参考危予-9 <u>災害時における石油類燃料の供給等に関する協定</u></p>

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第17節 輸送対策	頁 205
第7 緊急輸送道路の確保 1～3 (略) 4 応急復旧活動《道路交通局道路課》 (1)～(2) (略) (3) 応急復旧目標 緊急輸送道路は、 <u>原則として、2車線の通行が</u> 確保できるように 応急復旧を行う。	

修正後
修正理由 ・204 ページ「3 道路啓開のための車両等の移動 - (3) 車両等の移動」との整合を図るため。 ・「広島県道路啓開計画 (R6.7)」記載内容との整合を図るため。
第7 緊急輸送道路の確保 1～3 (略) 4 応急復旧活動《道路交通局道路課》 (1)～(2) (略) (3) 応急復旧目標 緊急輸送道路は、 <u>1車線、幅5メートルを基本とし、緊急通行車両の通行を</u> 確保できるように 応急復旧を行う。

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第19節 住宅等応急対策	頁 210
<p>第2 応急仮設住宅の建設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 建設方法 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建設基準</p> <p>ア 1戸当たりの規模 被災地域の実情、被災世帯構成等に応じて設定する。</p> <p>イ 1戸当たりの工事費の限度額 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 <u>(令和5年6月16日内閣府告示第91号)</u> に基づき、<u>6,775,000円以内</u>※とする。</p> <p>※ 設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費</p> <p>ウ 標準仕様 原則、広島県が災害時における応急仮設住宅の建設に関する協力協定を締結している「一般社団法人プレハブ建築協会」、「一般社団法人全国木造建設事業協会」及び「一般社団法人日本ムービングハウス協会」<u>が作成した標準仕様書及び平面プランに基づき計画する。</u></p> <p>(3) 着工時期 原則として災害発生の日から20日以内とする。</p> <p>(略)</p>	

修正後
<p>修正理由 制度改正による修正 協定締結による修正</p>
<p>第2 応急仮設住宅の建設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 建設方法 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建設基準</p> <p>ア 1戸当たりの規模 被災地域の実情、被災世帯構成等に応じて設定する。</p> <p>イ 1戸当たりの工事費の限度額 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 <u>(令和6年8月1日内閣府告示第102号)</u> に基づき、<u>6,883,000円以内</u>※とする。</p> <p>※ 設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費</p> <p>ウ 標準仕様 原則、広島県が災害時における応急仮設住宅の建設に関する協力協定を締結している「一般社団法人プレハブ建築協会」、「一般社団法人全国木造建設事業協会」、<u>「一般社団法人日本ムービングハウス協会」及び「一般社団法人日本木造住宅産業協会」</u><u>が作成した標準仕様書及び平面プランに基づき計画する。</u></p> <p>(3) 着工時期 原則として災害発生の日から20日以内とする。</p> <p>(略)</p>

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第19節 住宅等応急対策	頁 211
<p>第4 住宅の応急修理 《都市整備局建築指導課、各区建築課》 災害救助法が適用され、市長が県知事から委任された場合等において、<u>住家</u>の応急修理を行う。 <u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>1 対象となる者 <u>住宅の応急修理</u>の対象となる者は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</p> <p>2 修理の範囲 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。</p> <p>3 実施期間 住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。</p>	

修正後
<p>修正理由 R5.6 災害救助事務取扱要領にてブルーシートの展張が救助法の対象となったことを踏まえ、広島県地域防災計画と同様に、緊急修理について記載する。</p>
<p>第4 住宅の応急修理 《都市整備局建築指導課、各区建築課》 災害救助法が適用され、市長が県知事から委任された場合等において、<u>住宅</u>の応急修理を行う。</p> <p>1 <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></p> <p>(1) <u>対象となる者</u> <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）の対象となる者は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。</u></p> <p>(2) <u>修理の範囲</u> <u>緊急の修理は、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。</u></p> <p>(3) <u>実施期間</u> <u>緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から原則として10日以内とする。</u></p> <p>2 <u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></p> <p>(1) <u>対象となる者</u> <u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という。）の対象となる者は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</u></p> <p>(2) <u>修理の範囲</u> 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。</p> <p>(3) <u>実施期間</u> 住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。</p>

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第24節 災害救助法の適用等	頁 224
<p>第2 小規模・中規模災害時の応急救助 《健康福祉局健康福祉企画課》</p> <p>1 応急救助の実施及び救助の種類 <u>災害救助法が適用されるに至らない</u>程度の災害の発生に際し、<u>市長は、特に必要があると認めるときは、現に救助を必要とする者に対して、次に掲げる救助を行う。この場合において、市長が必要と認めるときは、これらの救助に替えて金銭を支給してこれを行うことがある。</u></p> <p>(1) <u>一時入所施設（応急仮設住宅を含む。）の供与</u> (2) <u>炊出しその他による食品の給与</u> (3) <u>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</u></p> <hr/> <p>2 災害救助組織の編成方法 災害救助法が適用されない場合の災害救助組織の編成は、「<u>小規模・中規模</u>災害に係る応急救援組織の編成要領」（資料編3-24-2）による。</p> <p>3 救助の程度、方法及び期間 災害救助法による救助の基準に準じる。</p>	

修正後	
<p>修正理由 小規模・中規模災害に係る応急救援組織の編成要領の改正を行う予定のため。</p>	
<p>第2 小規模・中規模災害時の応急救助 《健康福祉局健康福祉企画課》</p> <p>1 応急救助の実施及び救助の種類 <u>災害対策本部等が設置されない</u>程度の災害の発生に際し、「<u>小規模災害に係る応急救援組織の編成要領</u>」（資料編3-24-2）に掲げる救助を行う。</p> <hr/> <p>(1) <u>避難場所の設置、寝具の貸与等</u> (2) <u>児童学用品購入補助（@広島市教育振興会）</u> (3) <u>日本赤十字社からの見舞金品</u> (4) <u>広島市災害見舞金</u> (5) <u>その他の必要とされる支援</u></p> <p>2 災害救助組織の編成方法 災害救助法が適用されない場合の災害救助組織の編成は、「小規模_____災害に係る応急救援組織の編成要領」（資料編3-24-2）による。</p> <p>3 救助の程度、方法及び期間 災害救助法による救助の基準に準じる。</p>	

修正前																											
震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 227-228																										
第1 公共的団体等への協力要請 1～3 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記団体等に対するの協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) (略) (2) 民間団体																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管局・課</th> <th>協力内容</th> <th>団体名</th> <th>資料番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">危機管理室</td> <td rowspan="6">災害予防課</td> <td><u>応急措置業務に従事する自動車等への燃料補給等</u></td> <td>広島県石油商業組合 資料編参考危予-9</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>大規模災害時の専門家派遣による被災者支援に関する協定</u></td> <td>広島県災害復興支援士業連絡会 資料編参考危予-20</td> </tr> <tr> <td><u>災害に係る情報発信等に関する協定</u></td> <td>ヤフー株式会社 資料編参考危予-21</td> </tr> <tr> <td><u>災害に係る情報発信等に関する協定</u></td> <td>株式会社テレビ広島 資料編参考危予-22</td> </tr> <tr> <td><u>防災パートナーシップに関する協定</u></td> <td>広島テレビ放送株式会社 資料編参考危予-23</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	所管局・課	協力内容	団体名	資料番号		(略)			危機管理室	災害予防課	<u>応急措置業務に従事する自動車等への燃料補給等</u>	広島県石油商業組合 資料編参考危予-9	(略)		<u>大規模災害時の専門家派遣による被災者支援に関する協定</u>	広島県災害復興支援士業連絡会 資料編参考危予-20	<u>災害に係る情報発信等に関する協定</u>	ヤフー株式会社 資料編参考危予-21	<u>災害に係る情報発信等に関する協定</u>	株式会社テレビ広島 資料編参考危予-22	<u>防災パートナーシップに関する協定</u>	広島テレビ放送株式会社 資料編参考危予-23		(略)		
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号																								
	(略)																										
危機管理室	災害予防課	<u>応急措置業務に従事する自動車等への燃料補給等</u>	広島県石油商業組合 資料編参考危予-9																								
		(略)																									
		<u>大規模災害時の専門家派遣による被災者支援に関する協定</u>	広島県災害復興支援士業連絡会 資料編参考危予-20																								
		<u>災害に係る情報発信等に関する協定</u>	ヤフー株式会社 資料編参考危予-21																								
		<u>災害に係る情報発信等に関する協定</u>	株式会社テレビ広島 資料編参考危予-22																								
		<u>防災パートナーシップに関する協定</u>	広島テレビ放送株式会社 資料編参考危予-23																								
	(略)																										

修正後																											
修正理由 協定締結による修正																											
第1 公共的団体等への協力要請 1～3 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記団体等に対するの協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) (略) (2) 民間団体																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管局・課</th> <th>協力内容</th> <th>団体名</th> <th>資料番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">危機管理室</td> <td rowspan="6">災害予防課</td> <td><u>市有施設や緊急輸送車両等への燃料供給等</u></td> <td>広島県石油商業組合 広島県石油販売協同組合 資料編参考危予-9</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>大規模災害時の専門家派遣等</u></td> <td>広島県災害復興支援士業連絡会 資料編参考危予-20</td> </tr> <tr> <td><u>災害に係る情報発信等</u></td> <td>ヤフー株式会社 資料編参考危予-21</td> </tr> <tr> <td><u>災害に係る情報発信等</u></td> <td>株式会社テレビ広島 資料編参考危予-22</td> </tr> <tr> <td><u>災害に係る情報発信等</u></td> <td>広島テレビ放送株式会社 資料編参考危予-23</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	所管局・課	協力内容	団体名	資料番号		(略)			危機管理室	災害予防課	<u>市有施設や緊急輸送車両等への燃料供給等</u>	広島県石油商業組合 広島県石油販売協同組合 資料編参考危予-9	(略)		<u>大規模災害時の専門家派遣等</u>	広島県災害復興支援士業連絡会 資料編参考危予-20	<u>災害に係る情報発信等</u>	ヤフー株式会社 資料編参考危予-21	<u>災害に係る情報発信等</u>	株式会社テレビ広島 資料編参考危予-22	<u>災害に係る情報発信等</u>	広島テレビ放送株式会社 資料編参考危予-23		(略)		
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号																								
	(略)																										
危機管理室	災害予防課	<u>市有施設や緊急輸送車両等への燃料供給等</u>	広島県石油商業組合 広島県石油販売協同組合 資料編参考危予-9																								
		(略)																									
		<u>大規模災害時の専門家派遣等</u>	広島県災害復興支援士業連絡会 資料編参考危予-20																								
		<u>災害に係る情報発信等</u>	ヤフー株式会社 資料編参考危予-21																								
		<u>災害に係る情報発信等</u>	株式会社テレビ広島 資料編参考危予-22																								
		<u>災害に係る情報発信等</u>	広島テレビ放送株式会社 資料編参考危予-23																								
	(略)																										

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 227~228

所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	
危機管理室	災害予防課	(略)		
		災害時における救援物資の輸送等	ヤマト運輸株式会社	資料編参考危予-28
		_____	_____	_____
		_____	_____	_____
		_____	_____	_____
		_____	_____	_____
		_____	_____	_____
		_____	_____	_____
		_____	_____	_____
		_____	_____	_____
総務局 企画	政策企画課	災害時における物資提供等	大塚製薬株式会社	資料編参考調政1
			(略)	

修正後	
修正理由 協定締結による修正	

所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	
危機管理室	災害予防課	(略)		
		災害時における救援物資の輸送等	ヤマト運輸株式会社	資料編参考危予-28
		<u>避難所間仕切りシステム等の提供等</u>	<u>特定非営利活動法人ボランティア・アーキテツ・ネットワーク</u> <u>公益社団法人広島県建築士会</u>	<u>資料編参考危予-29</u>
		<u>損害調査結果の提供等</u>	<u>三井住友海上火災保険株式会社</u>	<u>資料編参考危予-30</u>
		<u>罹災証明書申請に関するサポート等</u>	<u>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</u>	<u>資料編参考危予-31</u>
		<u>災害時における物資輸送及び荷役作業等</u>	<u>アート引越センター株式会社</u>	<u>資料編参考危予-32</u>
		<u>災害時における応急対応物資等の提供</u>	<u>株式会社フジタ</u>	<u>資料編参考危予-33</u>
		<u>災害時における地図製品等の供給等</u>	<u>株式会社ゼンリン</u>	<u>資料編参考危予-34</u>
			(略)	
		総務局 企画	政策企画課	<u>広島市内における市民サービスの向上及び地方創生の推進</u>
	(略)			

修正前																			
震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 227																		
第1 公共的団体等への協力要請 1～3 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) (略) (2) 民間団体																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管局・課</th> <th>協力内容</th> <th>団体名</th> <th>資料番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">危機管理室</td> <td>災害時における連絡体制等の確立</td> <td>中国電力ネットワーク(株)</td> <td>資料編参考 危危-1</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害予防課</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	危機管理室	災害時における連絡体制等の確立	中国電力ネットワーク(株)	資料編参考 危危-1	(新規)			(新規)			災害予防課	(略)		
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号																
危機管理室	災害時における連絡体制等の確立	中国電力ネットワーク(株)	資料編参考 危危-1																
	(新規)																		
	(新規)																		
災害予防課	(略)																		

修正後																			
修正理由 覚書締結による修正																			
第1 公共的団体等への協力要請 1～3 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) (略) (2) 民間団体																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管局・課</th> <th>協力内容</th> <th>団体名</th> <th>資料番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">危機管理室</td> <td>災害時における連絡体制等の確立</td> <td>中国電力ネットワーク(株)</td> <td>資料編参考 危危-1</td> </tr> <tr> <td><u>災害時、各放送局が撮影した津波等の映像を共有し、市民へ迅速かつ効果的な情報配信を行えるよう、広島市民球場内の放送機器室の無償使用の許可</u></td> <td><u>日本放送協会広島放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島</u></td> <td><u>資料編参考 危危-2</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における公共施設等の応急対策及び復旧対策</u></td> <td><u>(一社)日本レストレーション協会(JRES)</u></td> <td><u>資料編参考 危危-3</u></td> </tr> <tr> <td>災害予防課</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	危機管理室	災害時における連絡体制等の確立	中国電力ネットワーク(株)	資料編参考 危危-1	<u>災害時、各放送局が撮影した津波等の映像を共有し、市民へ迅速かつ効果的な情報配信を行えるよう、広島市民球場内の放送機器室の無償使用の許可</u>	<u>日本放送協会広島放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島</u>	<u>資料編参考 危危-2</u>	<u>災害時における公共施設等の応急対策及び復旧対策</u>	<u>(一社)日本レストレーション協会(JRES)</u>	<u>資料編参考 危危-3</u>	災害予防課	(略)		
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号																
危機管理室	災害時における連絡体制等の確立	中国電力ネットワーク(株)	資料編参考 危危-1																
	<u>災害時、各放送局が撮影した津波等の映像を共有し、市民へ迅速かつ効果的な情報配信を行えるよう、広島市民球場内の放送機器室の無償使用の許可</u>	<u>日本放送協会広島放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島</u>	<u>資料編参考 危危-2</u>																
	<u>災害時における公共施設等の応急対策及び復旧対策</u>	<u>(一社)日本レストレーション協会(JRES)</u>	<u>資料編参考 危危-3</u>																
災害予防課	(略)																		

修正前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 228
--	--------------

第1 公共的団体等への協力要請
1～3 (略)
4 具体的な協力内容を協定している団体等
下記団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。
(1) (略)
(2) 民間団体

所管局・課	協力内容	団体名	資料番号
	(略)		
市民局 国際化推進課	広島市災害多言語支援センターの____運営	(公財)広島平和文化センター	資料編参考 国際-1
	(略)		

修正後

修正理由
協定締結内容の変更のため

第1 公共的団体等への協力要請
1～3 (略)
4 具体的な協力内容を協定している団体等
下記団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。
(1) (略)
(2) 民間団体

所管局・課	協力内容	団体名	資料番号
	(略)		
市民局 国際化推進課	広島市災害多言語支援センターの設置運営	(公財)広島平和文化センター	資料編参考 国際-1
	(略)		

修正前				
震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請		頁 230		
第1 公共的団体等への協力要請 1～3 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) (略) (2) 民間団体				
環境局	(略)			
	業務第一課	災害一般廃棄物の収集運搬	広島市廃棄物処理事業協同組合	資料編参考業--1
		災害時におけるごみ収集車両の提供に関する協定書	(株)アクティオ中国支店、西尾レントオール(株)西中国営業部、太陽建機レンタル(株)広島支店	資料編参考業--2
	業務第二課	災害時における仮設トイレの設置	(株)レンタルのニッケン広島営業所、(株)プレコ、エフユーレンタル(株)岡山営業所、日野興業(株)広島営業所、(株)リョーキ	資料編参考業二-1
	環境保全課	災害時における被災建築物のアスベスト調査	(一社)建築物石綿含有建材調査者協会	資料編参考環境保-1
(略)				

修正後				
修正理由 協定の締結に係る業者の追加。				
第1 公共的団体等への協力要請 1～3 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) (略) (2) 民間団体				
環境局	(略)			
	業務第一課	災害一般廃棄物の収集運搬	広島市廃棄物処理事業協同組合	資料編参考業--1
		災害時におけるごみ収集車両の提供に関する協定書	(株)アクティオ中国支店、西尾レントオール(株)西中国営業部、太陽建機レンタル(株)広島支店	資料編参考業--2
	業務第二課	災害時における仮設トイレの設置	(株)レンタルのニッケン広島営業所、(株)プレコ、エフユーレンタル(株)岡山営業所、日野興業(株)広島営業所、(株)リョーキ、 Gテクノ(株)	資料編参考業二-1
	環境保全課	災害時における被災建築物のアスベスト調査	(一社)建築物石綿含有建材調査者協会	資料編参考環境保-1
(略)				

修正前		
震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 230	
第1 公共的団体等への協力要請 1～3 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) (略) (2) 民間団体		
経済観光局 商業振興課	(略)	
	協同組合広島総合卸センター	資料編参考産商-1
	イオンリテール(株)西日本カンパニー	資料編参考産商-2
	マックスバリュ西日本(株)	資料編参考産商-3
	生協ひろしま	資料編参考産商-4
	(株)イズミ	資料編参考産商-5
	(株)ファミリーマート	資料編参考産商-6
	フレスタグループ	資料編参考産商-7
	(株)福屋	資料編参考産商-8
	(株)セブン-イレブン・ジャパン	資料編参考産商-11
災害時における食料、生活必需品の緊急調達等		
災害時におけるLPガス等の調達及び供給	(一社)広島県LPガス協会地区協議会(広島東、安芸、広島、広島西、安佐、広島北)	資料編参考産商-9
災害時における量の調達及び供給	「15日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	資料編参考産商-10
(略)		

修正後			
修正理由 ・現状に即した所要の修正 ・協定の追加締結による修正			
第1 公共的団体等への協力要請 1～3 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) (略) (2) 民間団体			
経済観光局 商業振興課	(略)		
	協同組合広島総合卸センター	資料編参考産商-1	
	イオンリテール(株)西日本カンパニー	資料編参考産商-2	
	マックスバリュ西日本(株)	資料編参考産商-3	
	生協ひろしま	資料編参考産商-4	
	(株)イズミ	資料編参考産商-5	
	(株)ファミリーマート	資料編参考産商-6	
	フレスタグループ	資料編参考産商-7	
	(株)福屋	資料編参考産商-8	
	(株)セブン-イレブン・ジャパン	資料編参考産商-11	
		<u>NPO法人コメリ災害対策センター</u>	資料編参考産商-12
		<u>(株)ローソン</u>	資料編参考産商-13
	<u>(株)ジュンテンドー</u>	資料編参考産商-14	
	<u>コーナン商事(株)</u>	資料編参考産商-15	
災害時における食料、生活必需品の緊急調達等			
災害時におけるLPガス等の調達及び供給	(一社)広島県LPガス協会地区協議会(広島東、安芸、広島、広島西、安佐、広島北)	資料編参考産商-9	
災害時における量の調達及び供給	「15日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	資料編参考産商-10	
(略)			

修正前	
都市災害対策編 第2章 海上災害対策 第5節 災害応急対策 資料5 広島湾排出油等防除協議会連合会会則<<第六管区海上保安本部>>	頁 320~321
<p>(会議)</p> <p>第5条 連合会の会議は、連合会会長、各地区協議会の会長（以下「地区会長」という。）及び同会長が指名する各地区協議会の代表者により構成するものとする。 なお、地区会長が指名する者は、原則として、地方自治体、民間企業及び漁業協同組合_____からそれぞれ1名とする。</p> <p>2 連合会会長は、前項に定めるほか会議に必要な者の出席を求めることができるものとする。</p> <p>3 会議は、原則として、年1回開催するものとする。</p> <p>4 会議は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 防除活動の連携の推進に関すること。</p> <p>(2) 連合会の事業計画に関すること。</p> <p>(3) その他連合会の重要事項に関すること。</p> <p>第8条 連合会会長は、前条第1項の情報提供を行い、必要と認める場合にあっては、広島湾排出油等防除協議会連合会総合調整本部（以下「総合調整本部」という。）を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な防除活動の調整を行うものとする。 なお、この場合にあっては、地区協議会の総合調整本部は設置しない。</p> <p>(広島湾外への応援のための出動調整)</p> <p>第11条 連合会会長は、広島湾外において発生した大量の油<u>または</u>有害液体物質の排出事故に関し、他の排出油等防除協議会等から応援の調整依頼を受け協力が必要と認めた場合には、地区協議会に対し必要な協力のための出動を調整するものとする。</p> <p>2 連合会会長は、前項の規定により出動調整を行った場合、応援協力を求めた排出油等防除協議会等と調整を行うとともに、活動状況を把握し、その状況を各地区協議会に連絡するものとする。</p>	

修正後
修正理由 5条：追記 8条：追記 11条：誤字
<p>(会議)</p> <p>第5条 連合会の会議は、連合会会長、各地区協議会の会長（以下「地区会長」という。）及び同会長が指名する各地区協議会の代表者により構成するものとする。 なお、地区会長が指名する者は、原則として、地方自治体、民間企業及び漁業協同組合<u>連合会</u>からそれぞれ1名とする。</p> <p>2 連合会会長は、前項に定めるほか会議に必要な者の出席を求めることができるものとする。</p> <p>3 会議は、原則として、年1回開催するものとする。</p> <p>4 会議は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 防除活動の連携の推進に関すること。</p> <p>(2) 連合会の事業計画に関すること。</p> <p>(3) その他連合会の重要事項に関すること。</p> <p>第8条 連合会会長は、前条第1項の情報提供を行い、必要と認める場合にあっては、広島湾排出油等防除協議会連合会総合調整本部（以下「総合調整本部」という。）を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な防除活動の調整を行うものとする。 なお、この場合にあっては、地区協議会の総合調整本部は設置しない。</p> <p>(広島湾外への応援のための出動調整)</p> <p>第11条 連合会会長は、広島湾外において発生した大量の油<u>又は</u>有害液体物質の排出事故に関し、他の排出油等防除協議会等から応援の調整依頼を受け協力が必要と認めた場合には、地区協議会に対し必要な協力のための出動を調整するものとする。</p> <p>2 連合会会長は、前項の規定により出動調整を行った場合、応援協力を求めた排出油等防除協議会等と調整を行うとともに、活動状況を把握し、その状況を各地区協議会に連絡するものとする。</p>

修正前	
都市災害対策編 第2章 海上災害対策 第5節 災害応急対策 資料6 広島地区排出油等防除協議会会則<<広島海上保安部>>	頁 322~323
<p>(目的)</p> <p>第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）<u>（以下「法という。」）</u>第43条の6に基づく協議会として、広島地区（広島<u>港</u>及び付近海域をいう。以下同じ。）における排出油等の防除に関する事項を協議し、これを推進することを目的とする。</p> <p>(地区協議会の業務)</p> <p>第3条 地区協議会は次の<u>業務</u>を行う。</p> <p>(1) 排出油等の防除に関する自主基準の作成</p> <p>① 排出油等防除マニュアルの作成</p> <p>イ 情報の共有</p> <p>ロ 人員、船艇及び防除資材の動員</p> <p>ハ 出動船艇相互の通信連絡</p> <p>ニ その他必要事項</p> <p>② ①に基づく排出油等の防除活動に必要な資材の整備の推進</p> <p>③ ①に基づく排出油等の防除活動の連携の推進</p> <p>(2) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究</p> <p>(3) 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施</p> <p>(4) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議</p> <p>(災害補償)</p> <p>第11条 防除活動を実施した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第12条 会員は、3月末現在における次の各号の資料を4月10日までに会長に提出する。</p> <p>(1) 施設、<u>器材</u>の整備・保有状況</p> <p>(2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号及びFAX番号）</p> <p>(3) その他必要事項</p>	

修正後
<p>修正理由</p> <p>1条：追記及び誤字、</p> <p>3条：追記</p> <p>11条、12条：誤字</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）<u>（以下「法という。」）</u>第43条の6に基づく協議会として、広島地区（広島<u>港</u>及び付近海域をいう。以下同じ。）における排出油等の防除に関する事項を協議し、これを推進することを目的とする。</p> <p>(地区協議会の業務)</p> <p>第3条 地区協議会は次の<u>各号の業務</u>を行う。</p> <p>(1) 排出油等の防除に関する自主基準の作成</p> <p>① 排出油等防除マニュアルの作成</p> <p>イ 情報の共有</p> <p>ロ 人員、船艇及び防除資材の動員</p> <p>ハ 出動船艇相互の通信連絡</p> <p>ニ その他必要事項</p> <p>② ①に基づく排出油等の防除活動に必要な資材の整備の推進</p> <p>③ ①に基づく排出油等の防除活動の連携の推進</p> <p>(2) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究</p> <p>(3) 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施</p> <p>(4) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議</p> <p>(災害補償)</p> <p>第11条 防除活動を実施した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合の<u>災害補償</u>については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第12条 会員は、3月末現在における次の各号の資料を4月10日までに会長に提出する。</p> <p>(1) 施設、<u>機材</u>の整備・保有状況</p> <p>(2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号及びFAX番号）</p> <p>(3) その他必要事項</p>

修正前	
都市災害対策編 第2章 海上災害対策 第5節 災害応急対策 資料7 海上流出油対策用資機材の保有状況	頁 331
添付省略	

修正後
修正理由 時点修正
別紙のとおり。

資料7 海上流出油対策用資機材の保有状況

防除器材の整備・保有状況一覧表

令和6年4月1日現在

機 関 名	オイルフェ ンス (m)	油処理剤 (ℓ)	油 吸 着 材 (kg)	油ゲル化 剤 (kg)	ガス検知 器 (台)	防災作業 船 (隻)	消防能力保 有船 (隻)	化学消火剤(泡 k l、粉末kg)
広島海上保安部	200	3366	387		1	1	3	
中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所		288	328			1	1	
広島県広島港湾振興事務所	420	216	992.5					
広島県西部建設事務所	240	378	409.5					
広島県西部建設事務所 廿日市支所	540		510					
広島市消防局	300	360	63				1	
江田島市	110		28					
坂町	20		145					
廿日市市消防本部	80		340			1		
江田島市消防本部		153	54					
海田町	40		29.2					
一般社団法人 広島県清港会			25			1		
出光興産(株)広島月見油槽所	300	630	151			1		
東西オイルターミナル(株) 広島油槽所	300	1044	389			1		
出光興産(株)広島小屋浦油槽 所	420	738	204			1		泡 5.6kl 粉末 381kg
総合エナジー(株)坂油槽所	300	576	260			1		
鹿川ターミナル(株)	3580	4716	2060			2		
広島ガス(株)廿日市工場	500							
マツダ(株)		558	657			1		
三菱重工業(株) 広島製作所		794	1151.1					
(株)新来島宇品どっく	90	100	50					
日興産業(株)	200	180	184					
広島・呉地区曳船協議会								
内海曳船(株)広島事業所		180					2	泡 10.8kl 粉末 4000 kg
(株)シーゲートコーポレーシ ョン		1350	454				2	泡 10.8kl 粉末 4000 kg
三洋海事(株)広島事務所		1000	50				1	泡 6.4kl 粉末 2000 kg
江田島海運(株)		90					2	泡 10.8kl 粉末 4000 kg
日本海事興業(株)徳山営業所							1	泡 5.4kl 粉末 2000 kg
日本栄船(株)広島支店		2180					3	泡 21.6kl 粉末 6000 kg
内外輸送(株)広島支店	300	630	102		2			粉末 785 kg
中国醸造株式会社			6					
(株)大野石油店	250	540	11480					
ソーダニッカ(株) 広島・大野ケミカルセンター			85					粉末 6 kg
合 計	8190	20067	20594.3	0	3	11	16	泡 60.611kl 粉末 19172 kg

修正前					
都市災害対策編 第3章 航空機災害対策 第2節 市域における飛行場施設等の現況				頁 332	
第1 ヘリポート 1 (略) 2 NHK広島ヘリポート (非公共用ヘリポート) (平成30年10月1日現在)					
建物名称	所在地	管理者 電話番号	座標	長さ× 幅 (m)	備考
NHK 広島放送センタービル	広島市中区大手町 二丁目11番10号	<u>管理室長</u> <u>082-541-4536</u>	N34-23-14 E132-27-29	17×17	屋上

修正後					
修正理由 管理体制の変更のため					
第1 ヘリポート 1 (略) 2 NHK広島ヘリポート (非公共用ヘリポート) (令和6年10月1日現在)					
建物名称	所在地	管理者 電話番号	座標	長さ× 幅 (m)	備考
NHK 広島放送センタービル	広島市中区大手町 二丁目11番10号	<u>経営管理センター専任部長</u> <u>082-504-5282</u>	N34-23-14 E132-27-29	17×17	屋上

修正前	
都市災害対策編 第4章 鉄道災害対策 第2節 市域における鉄道施設等の現況	頁 339
<p>第2節 市域における鉄道施設等の現況《各鉄軌道事業者》</p> <p>本市域内を通る鉄軌道は、西日本旅客鉄道（山陽新幹線、山陽本線、呉線、芸備線、可部線）と広島電鉄（市内線～軌道、宮島線～鉄道）及び広島高速交通（アストラムライン）により運行されている。これらの路線は、市内の主な通勤・通学のための交通手段となるとともに、沿線観光地への輸送手段となっている。</p> <p>このうち、大正元年に開業した広島電鉄の市内線（路面電車）は、順次、路線を拡大し、現在、延長距離 19.0km、利用者数（一日平均）約 <u>8.3</u> 万人であり、バリアフリーの超低床電車を運行させるなど、市民生活に欠かせない交通手段となっている。</p> <p>また、平成6年に開業したアストラムラインは、広島市北西部の安川沿いにおける、昭和40年代からの急激な宅地開発による、人口の急増に伴う深刻な交通問題を解消するため建設され、延長距離 18.4km、利用者数（一日平均）約 6 万人となっており、市民生活に定着している。</p> <p>鉄軌道施設の概要は、資料1のとおりである。</p>	

修正後
<p>修正理由</p> <p>利用者数を最新の実績に変更するもの</p>
<p>第2節 市域における鉄道施設等の現況《各鉄軌道事業者》</p> <p>本市域内を通る鉄軌道は、西日本旅客鉄道（山陽新幹線、山陽本線、呉線、芸備線、可部線）と広島電鉄（市内線～軌道、宮島線～鉄道）及び広島高速交通（アストラムライン）により運行されている。これらの路線は、市内の主な通勤・通学のための交通手段となるとともに、沿線観光地への輸送手段となっている。</p> <p>このうち、大正元年に開業した広島電鉄の市内線（路面電車）は、順次、路線を拡大し、現在、延長距離 19.0km、利用者数（一日平均）約 <u>8.8</u> 万人であり、バリアフリーの超低床電車を運行させるなど、市民生活に欠かせない交通手段となっている。</p> <p>また、平成6年に開業したアストラムラインは、広島市北西部の安川沿いにおける、昭和40年代からの急激な宅地開発による、人口の急増に伴う深刻な交通問題を解消するため建設され、延長距離 18.4km、利用者数（一日平均）約 6 万人となっており、市民生活に定着している。</p> <p>鉄軌道施設の概要は、資料1のとおりである。</p>

修正前				
都市災害対策編 第4章 鉄道災害対策 第5節 災害応急対策 資料1 鉄軌道施設の概要			頁	344
○ 広島電鉄株式会社				
区分	区間	駅数	運行距離	運行本数(往復)
1号線	広島駅～紙屋町～広島港	27(重複27)	8.0km	<u>191本</u>
2号線	広島駅～紙屋町～広電西広島	20(重複20)	5.4km	<u>204本</u>
3号線	<u>広島港</u> ～紙屋町～ <u>広電西広島</u>	18(重複18)	5.4km	<u>40本</u>
5号線	広島駅～比治山下～広島港	18(重複11)	6.0km	<u>182本</u>
6号線	広島駅～紙屋町～江波	20(重複20)	6.1km	<u>152本</u>
7号線	横川駅～紙屋町～ <u>広電本社前</u>	26(重複26)	8.3km	<u>191本</u>
8号線	横川駅～十日市～江波	12(重複12)	4.4km	<u>142本</u>
9号線	八丁堀～白島	5	1.2km	<u>178本</u>
宮島線	広電西広島～広電宮島口	21	16.1km (西広島～宮島口間)	<u>252本</u>
※ 利用者数(一日平均)～市内線 (<u>83千人</u>)、宮島線 (<u>39千人</u>)【令和 <u>4年度</u> 実績】				

修正後				
修正理由 ダイヤ改正のため				
○ 広島電鉄株式会社				
区分	区間	駅数	運行距離	運行本数(往復)
1号線	広島駅～紙屋町～広島港	27(重複27)	8.0km	<u>188本</u>
2号線	広島駅～紙屋町～広電西広島	20(重複20)	5.4km	<u>200本</u>
3号線	<u>広電西広島</u> ～紙屋町～ <u>広電本社前</u>	18(重複18)	5.4km	<u>36本</u>
5号線	広島駅～比治山下～広島港	18(重複11)	6.0km	<u>174本</u>
6号線	広島駅～紙屋町～江波	20(重複20)	6.1km	<u>148本</u>
7号線	横川駅～紙屋町～ <u>広島港</u>	26(重複26)	8.3km	<u>185本</u>
8号線	横川駅～十日市～江波	12(重複12)	4.4km	<u>140本</u>
9号線	八丁堀～白島	5	1.2km	<u>168本</u>
宮島線	広電西広島～広電宮島口	21	16.1km (西広島～宮島口間)	<u>236本</u>
※ 利用者数(一日平均)～市内線 (<u>88千人</u>)、宮島線 (<u>41千人</u>)【令和 <u>5年度</u> 実績】				

修正前

都市災害対策編

第6章 大規模火事災害対策

第2節 市域における大規模施設等の現況

第4 消防力の概要 別表7

頁

366

消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況 別表7
令和5年4月1日現在

区分	保管場所	回転翼航空機※ 〔消火・救助等〕	消防艇等※ 〔消火・救助等〕	救命索発射銃等	赤外線カメラ・探査スコープ等	エンジンカッター等	チェンソー等	投光器等	発電機	背負式手動ポンプ	組立式水槽	腰なた・かま等	のこ・おの等	つるはし	スコップ	動力草刈り機	火たたき	貯水槽	トレンチシャベル	空輸式水槽	消火薬剤 〔林野火災〕	消火薬剤 〔泡消火用〕
広島市消防局（広島市各消防団を含む。）	8消防署、32出張所内等	消1 救1	消1 救1	10	25	53	247	239	248	169	158	443	599		652	11			222	9		液4720L
広島県	陸自海田市駐屯地、防災拠点施設	消1					10													4		
広島県警察	警備部機動隊等（広島中央・東・西・南、安佐南・安佐北、佐伯、海田警察署）	救2	救1	3	5	37	72	18	73			120	162	84	396							
第六管区海上保安本部広島海上保安部	広島海上保安部、広島空港	救3	消3 救1	3																		
陸上自衛隊第13旅団海田市駐屯地	海田市駐屯地（人命救助システム）				4	16	16	8	8	8												

※消：救助等及び消火活動可能なもの 救：放水、散水はせず救助・偵察等を行うもの

修正後

修正理由

装備品数の増減があるため

消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況 別表7
令和6年4月1日現在

区分	保管場所	回転翼航空機※ 〔消火・救助等〕	消防艇等※ 〔消火・救助等〕	救命索発射銃等	赤外線カメラ・探査スコープ等	エンジンカッター等	チェンソー等	投光器等	発電機	背負式手動ポンプ	組立式水槽	腰なた・かま等	のこ・おの等	つるはし	スコップ	動力草刈り機	火たたき	貯水槽	トレンチシャベル	空輸式水槽	消火薬剤 〔林野火災〕	消火薬剤 〔泡消火用〕
広島市消防局（広島市各消防団を含む。）	8消防署、32出張所内等	消1 救1	消1 救1	10	25	53	247	239	248	169	158	443	599		652	11			222	9		液4720L
広島県	陸自海田市駐屯地、防災拠点施設	消1					10													4		
広島県警察	警備部機動隊等（広島中央・東・西・南、安佐南・安佐北、佐伯、海田警察署）	救2	救1	3	5	37	53	22	66			119	167	81	330							
第六管区海上保安本部広島海上保安部	広島海上保安部、広島空港	救3	消3 救1	3																		
陸上自衛隊第13旅団海田市駐屯地	海田市駐屯地（人命救助システム）				4	16	16	8	8	8												

※消：救助等及び消火活動可能なもの 救：放水、散水はせず救助・偵察等を行うもの

修正前	
都市災害対策編 第7章 危険物等災害対策 第2節 市域における危険物等施設の現況	頁 367
<p>第1 危険物施設の現況《消防局<u>警防課</u>・指導課》</p> <p>危険物施設数は近年減少傾向にあり、令和5年3月末現在で <u>1,752</u> 施設（「資料編「1-4-5 危険物施設の推移と分布状況」参照）となっている。</p> <p>このうち、特に注意すべき危険物施設（指定数量1,000倍以上を貯蔵）は2事業所である（別表8参照）。</p> <p><u>なお、アルキルアルミニウム又はアルキルリチウム等（空気や水に接触すると発火する自然発火・禁水性物質）を運搬する場合は、あらかじめ消防機関に対して、経路その他の情報を提供することになっており、市内では令和4年度は200件である。</u></p>	

修正後
<p>修正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 値の更新 ○ 「警防課」を削除（指導課が主管課であるため） ○ アルキルアルミニウム等の運搬の年間件数は、本市が保有する情報がない。（出発地を管轄する行政区域において届出がなされるが、本市においては実績がない。） <p>また、市域を通過する場合は県を通じて概要の情報提供はあるが、詳細な件数は把握できないため、削除する。</p>
<p>第1 危険物施設の現況《消防局_____指導課》</p> <p>危険物施設数は近年減少傾向にあり、令和6年3月末現在で <u>1,738</u> 施設（「資料編「1-4-5 危険物施設の推移と分布状況」参照）となっている。</p> <p>このうち、特に注意すべき危険物施設（指定数量1,000倍以上を貯蔵）は2事業所である（別表8参照）。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

修正前

都市災害対策編 第9章 ライフライン災害対策 第2節 市域におけるライフライン施設等の現況	頁 390
---	--------------

第5 ガス施設

1 一般ガス事業《広島ガス株》

(略)

(1) (略)

(2) ガス導管延長

(令和5年3月末現在)

圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)
低 圧	0.1Mpa 未満	<u>2,750</u>
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	306
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	<u>188</u>
高 圧	1.0Mpa 以上	21
合 計		<u>3,265</u>

修正後

修正理由 時点修正

第5 ガス施設

1 一般ガス事業《広島ガス株》

(略)

(1) (略)

(2) ガス導管延長

(令和6年3月末現在)

圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)
低 圧	0.1Mpa 未満	<u>2,762</u>
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	306
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	<u>189</u>
高 圧	1.0Mpa 以上	21
合 計		<u>3,278</u>

修正前			
都市災害対策編 第9章 ライフライン災害対策 第2節 市域におけるライフライン施設等の現況	頁 390		
第5 ガス施設			
1 一般ガス事業《広島ガス㈱》			
<p>広島地区（広島市とその周辺地域）におけるお客さま件数は約 35 万戸で、市域のガス供給地域は、中区、東区、南区（似島町、金輪島を除く。）、西区、安佐南区（川内、緑井、東野、中筋、中須、古市、大町、東原、西原、祇園、長東、山本、伴、大塚）、安佐北区（深川、亀崎、真亀、倉掛、落合、口田、亀山）、安芸区（船越、矢野）、佐伯区（河内、小深川、藤の木、五月が丘を除く。）である。</p> <p>広島地区のガス施設は次のとおりである。</p>			
(1) ガスホルダー等設置場所			
事業所名	種類	幾何容積 (m ³)	所在地
皆実供給所	中圧球形	25,000	南区皆実町二丁目
高陽供給所	中圧球形	15,000	安佐北区亀崎四丁目
可部基地	中圧円筒形	140	安佐北区亀山南五丁目
計		40,140	
(2) ガス導管延長		(令和 5 年3 月末現在)	
圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)	
低 圧	0.1Mpa 未満	2,750	
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	306	
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	188	
高 圧	1.0Mpa 以上	21	
合 計		3,265	
2 簡易ガス事業（14 事業者）《中国四国産業保安監督部保安課》			
<p>市域における供給地点群（団地）は71 箇所、需要家件数は約 3 万 2 千戸である。</p> <p>(令和 5 年 3 月末現在)</p>			

修正後			
修正理由 供給地点群（団地）数の変更 時点修正			
第5 ガス施設			
1 一般ガス事業《広島ガス㈱》			
<p>広島地区（広島市とその周辺地域）におけるお客さま件数は約 35 万戸で、市域のガス供給地域は、中区、東区、南区（似島町、金輪島を除く。）、西区、安佐南区（川内、緑井、東野、中筋、中須、古市、大町、東原、西原、祇園、長東、山本、伴、大塚）、安佐北区（深川、亀崎、真亀、倉掛、落合、口田、亀山）、安芸区（船越、矢野）、佐伯区（河内、小深川、藤の木、五月が丘を除く。）である。</p> <p>広島地区のガス施設は次のとおりである。</p>			
(1) ガスホルダー等設置場所			
事業所名	種類	幾何容積 (m ³)	所在地
皆実供給所	中圧球形	25,000	南区皆実町二丁目
高陽供給所	中圧球形	15,000	安佐北区亀崎四丁目
可部基地	中圧円筒形	140	安佐北区亀山南五丁目
計		40,140	
(2) ガス導管延長		(令和 5 年3 月末現在)	
圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)	
低 圧	0.1Mpa 未満	2,750	
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	306	
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	188	
高 圧	1.0Mpa 以上	21	
合 計		3,265	
2 簡易ガス事業（14 事業者）《中国四国産業保安監督部保安課》			
<p>市域における供給地点群（団地）は70 箇所、需要家件数は約 3 万 2 千戸である。</p> <p>(令和 6 年 3 月末現在)</p>			